初見し奉る。其明は小姓になる。大久保治左衛門忠直子死之助忠當。小澤瀬兵衛忠重子半右衛門忠秋。金吾秀秋に仕へし堀田勘左衛門正吉は。召出され書院番にいり。依田肥前守信守二子平左衛門政勝。幸田五左衛門纖治子七兵衛友治。小林傳四郎吉勝三子十兵衛重忠。皆臣家に仕へし小林田兵衛元長は召出され大番となり。庄與左衛門直能子清助直重は小十人に入番し。佐々與左衛門定次は醫師となる。山口但馬守重政二子島之助重長。村瀨左馬助重治子清藏重次。三枝彦兵衛守吉子宗四郎守憲。伴五兵衛重盛子作平重正。小笠原彦三郎長行養子與左衛門貞利。中根吉四郎正勝。洛の醫南倉專益正休等も今年より奉仕す。一柳監物直盛が二男禰門直家七歳。　兩御所に拜謁し。貿子として江戸に住しければ。月俸八十口をたまふ。後美作守たりしはこれなり。もとの金吾黃門秀秋の老臣平岡石見守頼勝召出され。濃州の中にて一萬石の地を封ぜらる。雀部新六重良八百石。神野八郎兵衛忠泰二百五十石たまはり。竹腰小傳次正信は五千石下され。駿府郭內井伊兵部少輔直政が舊宅の地に居住すべしと命ぜられ。兵器調度までたまふ。山下彌藏尉勝には月俸をたまふ。藤川庄次郎重勝百五十石加へられ。四百五十二石一斗になる。駒井宮內昌長は信州松代在番命ぜられ。駒井右京親直。跡部民部良保に加へらる。また下野國黑羽の領主大關左衛門資增致仕し。甥彌平治政增に所領二萬石つがしめらる。この資增が家は武藏七黨のその一にして丹治氏なり。同國大關村に住せしより家號とす。肥前守清高より十四代の孫右衛門佐高增が三子にして。兄土佐守晴增。結城右衛門佐義親の養子となり。二子美作守清增父の家つぎしが。子なくして卒せしかば。晴增これよりさき結城の家を去り處士となり。志を豐臣太閤に通ぜしかば。太閤より舊領一萬三千石たまはりて致仕し。その子彌平治政增幼稚たれば資增封をつぎ。慶長五年上杉御追討のとき小山の御陣へ參り。政增を證人として江戸にまいらせ。岡部內膳正長盛。水谷伊勢守勝俊。服部一郎右衛門保英を加勢として。籠城の用意とゝのひたり。此忠勤を感じ給ひ。下野陸奥兩國の內にて加恩たまひすべて二萬石領しけるが。政增やゝひととなるにより。家ゆづりて致仕し。十二年四月朔日三十二歳にて卒せしとぞ。大河內又次郎正勝死して其子長四郎忠次つぎ。新見市右衛門政成死してその子市右衛門政勝は。文祿二年より朝に仕へ奉る。酒井樞介實明死して其子權介實重つぎ。氏井孫右衛門吉正死してその子甚五兵衛吉勝つぎ。中岡兵部玄利致仕して蜷治部元利もて家をつがしめらる。また　御所青山常陸介忠成が邸に渡御ありて。忠成點茶をたてまつりければ。小藏の葉茶壺を賜ふ。角倉了以光好は命を奉じ丹波國世木庄殿田村より。保津を經て大井川にいたるまでの水路をつくり漕運を通

役に俘囚とせし彼國人を今年歸國せしむべきよし仰下さる。

（慶長見聞錄。○七日三浦助右衛門儀持死して。その子助八郎久儀家をつぐ。（寛永系圖。）○九日宮崎筑波泰景死す。長子半兵衛泰重父に先立てうせ。其子庄次郎重次其跡をつぎしかば。こたび泰景が采邑は公に收めらる。泰景は武田信玄勝頼二世につかへ。天正十六年より御家人となり。小田原陣をはじめ所々に供奉し。けふ八十四歳にて終をとれり。（家譜。寛政重脩譜。）○十二日去冬より今日まで。風雪連日やまず。寒風殊に甚し。（當代記。）○十五日風とみに烈し。（當代記。）○十九日江戸城修築を仰出さる。池田右衛門督利隆。其弟藤松丸。福島左衛門大夫正則。加藤肥後守清正。加藤右馬助嘉明。黑田筑前守長政。細川內記忠利。京極若狹守忠高。同丹後守高知。淺野但馬守長晟。山內對馬守康豐。有馬玄番頭豐氏。鍋島信濃守勝茂。森右近大夫忠政。寺澤志摩守廣高にその事を仰付らる。脇坂淡路守安元。小出大和守吉政。吉田兵部少輔重勝。保科肥後守正光。最上出羽守義光もおなじ。義光には御內書をたまひ。本多百助信勝はおなじ惣堀奉行目付を仰付らる。（武德編年集成。寛永系圖。）○廿日田中筑後守吉政が二子主膳吉信。このほど物に狂ふさまにて。近習の家人を手討にする事百十三人になりぬしが。けふ侍童を討んとして。かへつてそれがために害をうけしとぞ。（創業記。當代記。坂上池院日記。）○廿五日惣奉行職內藤修理亮

上　初鐫一歩金

上　初舶載渡草下令禁之

下　修築江戸城

上　伊豆銀鑛

上　遣朝鮮俘虜

す。また後藤庄三郎光次に仰せて壹歩金を造らせらる。これかれて光次が進議する所とぞ聞えし。又豐臣右大臣秀頼公京相國寺に法華堂を造立し。寺領壹萬五千石を寄附せらるとぞ。又蠻船はじめて烟草をのせ來る。京人その種をうへて。專らその烟を吸ふ事風尙となり。天下にあまれし。この事益少く多抔きをもて。令をくだし禁ぜらる。（寛永系圖。家忠日記。烈祖成績。家譜。寛政重脩譜。大三河志。紀年錄。武德編年集成。慶長年錄。）

台德院殿御實紀卷三

慶長十一年正月に始り六月に終る御齡二十八

慶長十一年丙午正月元日群臣江城にまうのぼり。歲首の拜謁し奉る。今朝　大御所の御かたにならせられ慶賀したまふ。この日大雪。日ねもすやまず。（創業記。家忠日記。御年譜。當代記。）○二日道儀の式行はる。　大御所御かたにて謠曲あり。去年よりして伊豆國銀山金銀多くいでゝ佐渡國にをとらず。代官彦坂小刑部元成をかへて。大久保石見守長安にその地を勾當せしめらる。元成は贓罪をたゞされ改易せられ。長子二子共に家に押こめらる。（國恩錄。榮松錄。當代記。）○三日立券謠曲始あり。大久保久六郎忠高死して。その子新右衛門忠重家をつぐ。（榮松錄。家譜。）○四日朝鮮國和平をこふにより。文祿の

下 酒井内藤清成青山忠成上 關東惣奉行

清成。青山常陸介忠成罷蟄り職奪はれ籠居す。此ごろ江戸にては本多佐渡守正信に清成忠成二人を加へて。關東惣奉行の職とせられ。大小の政事をさたし。その權最重し。しかるにこのほど　大御所武藏下總邊所々にわたらせたまひ。鷹狩りしたまふ。江戸の　御所よりは嚴にその所々に令して。大御所の狩場にて鳥獸とる事を禁ぜらる。あるとき　大御所御狩にならせたまふ地に。わなむすび黏繩ひきてありしを御覽じ。御けしきよからず。こは誰がしわざぞと問ひ給ふ。農民等內藤青山兩奉行のゆるしを蒙りて。かくのごとしと申ければ。さてはそのこと　將軍にはしりたまはぬにやと。以の外やとて阿茶の局を召。二人が命失はん事しかるべからず。この旨いそぎ申をくるべしと仰ありしかば。局よりいそぎそのよし聞えあぐ。江戸の　御所には大によろこばせたまひ。兩人誅をまぬかれしとぞ。(創業記。當代記。藩翰譜。今按ろに。正信が碑文にもこのことなのせ。正信が讒諛に長ぜしを稱譽し。兇黨も正信を懼るもの多し。されども　神祖兩人をいからせたまふ事は。黏繩かけし事をいからせ給ふにはあらず。兩人關東惣奉行の職にありて權威あるまゝに。御狩の地をもはばからず。農民にゆるしてかゝるふるまひさせし。その志をいかり給ひしなるべし。正信また兩人が罪死にあたらざる事をしらば。彼等積年忠勤の。功勞小事をもつて誅せらるべきにあらざる道理をこゝに聞えあぐべきに。讒諛の趣意疑ふべき事んとて御前を退き。正信は　大御所御狩の場に參り。さてもおそろしきことの候。江戸の　御所には內藤青山が事。大殿の御憤りふかきよし聞し召。速に兩人を誅せらるべきにさだまりぬ。兩人が事もあはれむべしといへども。さしあたり正信が身老年に及び。江戸の奉行職を勤。大小の機務をさたせんには。　大殿の御けしきにたがふ事あるまじとも申がたし。さればこの後かならず誅せられん事疑なし。哀れ　大殿の御かたはらに召かへされ。首をつぎ申たしと申ければ。御けしき忽にとけ。　將軍さほどまで兩人が事いからせ給ふにはあらず。兩人關東惣奉行の職にありて權威あるまゝに。御狩の地をもはばからず。農民にゆるしてかゝるふるまひさせし。その志をいかり給ひしなるべし。正信また兩人が罪死にあたらざる事をしらば。彼等積年忠勤の。功勞小事をもつて誅せらるべきにあらざる道理をこゝに聞えあぐべきに。讒諛の趣意疑ふべき事

下 淺野長政之加封

あり。此後大坂の戰おこらんとするにのぞみ。大久保忠隣が罪蒙りしも。正信が其權を妬みしより。おこるをもつて照しみれば。今青山內藤も正信と同僚たるゆへ。その權を妬むこゝろよりなり。かゝる時に乘じて兩人を陷れたるにあらずとはいひがたし。)藤堂佐渡守高虎の子大助高次六歲。江戸に參りて拜謁し奉り。大學助と名乘べきよし仰下され。乘光の御刀國光の御脇差をたまふ。　大御所にはさきに伏見の城にて拜謁せしが。こたびも拜謁し御みづから則重の御わきざしを下さる。これより先父高虎は仰をもまたずして妻子を江戸にうつりすましむ。　大御所にはなほ其忠志を感じたまへりとぞ。(寬永系圖。家忠日記。)◎此月中旬より。江戸府內市中所々火災あり。其外京は吉田奈良の手蓋。江州上坂本。野洲武佐。三河の吉田。赤坂。遠州の白須賀。橋本。上野の館林等。その他邊部所々火災多し。また野州宇都宮山にては。旗のとき氣あらはれ。奥平大膳大夫家昌居城にては。旗竿の上に鳩の子十二うまれしが。羽翼成てとびさりぬ。また家昌が江戸の邸內庭上に生首あらはる。また島津兵庫頭義弘は呂宋國に書簡ををくり。通交の道をひらかんとすとぞ聞えし。(慶長日記。當代記。)○二月朔日日蝕す。(當代記。)○二日小笠原兵部大輔秀政が長子幸松丸。(十三歲。)次男春松丸。(十一歲。)ともに御前にめして元服せしめられ。御名一字たまはり。叙爵して幸松丸は信濃守忠脩。春松丸は大學頭忠政となのる。この二人の母は岡崎三郎君の御女にして。まさしく　大御所の御外孫なり。(寬永系圖。)○四日淺野彈正大弼長政に。隱栖の料として常州眞壁にて五万石たまふ。長政去年より妻子を擔て江戸に住し。常にまうのぼり。あるは御茶給はり。あるは御宴に侍する事しばゝくにて。その賜邸に臨寢も數度に及び。其たびゝくの若干の賜物あり。兩御所の渥遇尤あつかりしとぞ。(寬永系圖。慶長日記。寬政重修譜。)世に傳ふる所は。長政を召れて。　御所より眞壁五萬石たまふ事仰出されしとき。長政は長子紀伊守幸長。今紀伊一國を封ぜられてある事なれば。をのれかされて多くの所領たまはらん事。いかゞ恐ある事と思ひ。御請申上ざりしに。大御所後にこの事聞召。長政をめして。其方今度眞壁の城地辭退するよし聞及ぶ。これこそその方生涯の不覺といふものなれ。長子紀伊守こそ國主なれ。庶子右兵衛采女兩人をば何とせんと思ふにや。　將軍の賜はらんとあるこそ幸なれ。何ほどももらひため。末子どもにゆづるべしと仰ありければ。長政かしこみて御請せりとぞ。異本落穗集)○五日小笠原信濃秀守政が請をゆるされて。兵部大輔と改め稱す。(家譜。)○十二日一色次郎照直死す。子なかりしかば采地七千百六十石餘のうち。致仕せし父宮內淺直に本領五千百六十石餘をたまひ。家つがすべき子養べしと仰下され。淺直が隱栖の料千石。および照直に

丸。御前に召て首服加へられ。御名一字賜り從四位下右近衛權少將に叙任じ。三河守忠直朝臣と稱せらる。此日京極宰相高次の子熊麿忠高。從五位下侍從に叙任し。若狹守と稱す。伊達越前守政宗に常州信太筑波河内三郡のうち。龍が崎にて數牧の地一万石を賜ふ。(慶長日記。貞享書上。)○四日大に氷雨ふりて大雷す。(當代記。)○十二日代官伊藤保兵衛助次に。賦稅皆納の御書をたまふ。(先祖書。)○十三日　大御所御上洛の事かねて仰さだめられしかど。雨により延滯したまふ。(御年譜。創業記。當代記。)○十五日　大御所江戸を發輿ましまします。相摸國鎌倉の土人非をうがちしに。銀茶釜銀壺を堀得しかば。御道にいでゝさゝげ奉る。關東のことなれば。江戸の御所にさゝぐべしと仰出され。江戸へ持參りて奉る。この日神奈川にとまり給ふ。(慶長年錄。御年譜。創業記。當代記。)○十六日藤澤につかせたまふ。(御年譜。)○十七日小田原にやどらせらる。(御年譜。)○十八日三島に至り給ふ。(御年譜。)○十九日清水にわたらせらる。(御年譜。)○廿日駿府にとゞまらせ給ふ。この城内藤豐前守信成が守る所なり。明年はこの城にわたらせ給ひ。御菟裘の地となさるべければ。まづ修築を命ぜらるべしとて。城内を親巡し給ふ。猿樂觀世金春の兩人。子弟等あまた引具し江戸へ參らむとて。御道にて　大御所に謁し奉る。江城經營中なれば。汝等まかり下らん事無用なりとて。歸郷すべしと仰出さ

下伊達政宗之加封
上定石材俱

下修築駿府城

たまひし新恩二千石は收めらる。(家譜。寛政重脩譜。)○廿七日烈風。南方にあたりあやしき黑雲たなびく。(當代記。)◎この月江戸城修築の事により。兼て仰を承りたる四國大名參府して。各〳〵家士に命じ。人數若干伊豆の國につかはし石材をとらしめ。三千餘艘にのせて江戸に運送す。石垣七百間。高十二間。あるひは十三間の料なり。この俵百人持の石は銀二十枚。ころた石一箱金三兩にさだめしとぞ。關東の諸大名は去年御上洛の供奉したるにより。この課役をゆるされ。供奉せざりしともがらは。千石一人の定制をもて。人夫を出さしめらる。(當代記。)○三月朔日快晴。江城經營をはじめらる。藤堂和泉守高虎仰を奉りて。本城二三丸を經營し。佐久間河内守正實其奉行すこれは　當家定鼎の地となさるゝより。五方の諸侯朝聘するに。城郭狹くしてその禮を行ふ事を得ざれば。こたび廣くなしたまはんとてなり。(坂上池院日記。御年譜。家忠日記。武德編年集成。　世に傳ふる所。神祖高虎に改築の繩張を仰付らるゝとき。本丸最狹くして便よからねば。あらためて廣むべしとありしに。高虎答へけるは。本丸廣きに過れば籠城のとき利少し。二三丸は今より少し廣くて然るべしと申て。その申旨にまたがはれしとぞ。慶長見聞錄には七日江戸御城普請はじめとあり。慶長日記。)○二日江馬與右衛門一成死して。その子三彌秀成つぐ。(寛政重脩譜。)○三日越前中納言秀康卿の長子長松

上阿倍重良

れ。彼等各望を失て歸途につく。(御年譜。烈祖成績。武德編年集成。當代記。)○廿五日駿府を發して田中に着せらる。此日駿府城造營の奉行川勝主水正秀氏に。御書をたまひ其勞を慰せらる。また同じ事により。此年　御所よりも御書をたまふ。(御年譜。當代記。創業記。寛政重脩譜。)○廿六日中泉に着たまふ。(御年譜。)○廿七日雨にて御滯留あり。(御年譜。)○廿八日昨今雨日大雨。天龍川橋落て往還自由ならず。よて猶中泉にとゞまらせ給ふ。(慶長年譜。)○廿九日雨ふるといへども。御興をうながされ。岡崎へ至り給ふ。(御年譜。)◎此月阿倍善大夫重良召かへされ拜謁をゆるさる。父四郎兵衛忠政　當家を退て勢州へまかりたる時。重良はしばらく蒲生飛驒守氏郷につかへて奥州にあり。九戸の陣に火矢を一挾原の城に射こみて高名す。又氏郷の郎從等數百人撰をむすび會津を立退しとき。氏郷の命をうけてその張本人を射殺したり。かく射藝に逆したるのみならず。世々忠勤の子孫たるをもて。ふたゝび召に應じたりしとぞ。(寛永系圖。)◎此春　大內　仙洞狹隘にして。朝儀といのひがたき由聞召。諸大名に課せて。月卿雲客の邸宅を外へ引うつし。　禁裡　仙洞の地境を恢弘せしむる事。東北各壹町餘とぞ聞えし。この頃關東雨ふらず。麥隴みな枯稿す。(大三河志。當代記。)○四月朔日　大御所名古屋に着御あり。(御年譜。創業記。家忠日記。)○二日岐阜に至りたまふ。(御年譜。)○三日赤坂につかせらる。(御年譜。)○四日彥根こわたらせらる。非伊右近大夫直勝が家士松下志摩拜謁して。天國作の御脇差御紋の羽織をたまはる。久旱けふ雨を得たり。駿州以西の諸國は參よくみのる。(御年譜。家譜。當代記。)○五日永原につかせ給ふ。(御年譜。創業記。家忠日記。)○六日御入洛ありて。伏見城にいたらせたまふ。(三藐院記。舜旧記。)○八日赤井刑部少輔幸家死す。其子藤右衛門幸長はさきに信州上田の戰に討死す。孫七郎兵衛善幸後に召出さる。(寛永系圖。)○九日神龍院梵舜伏見城にのぼり　大御所に謁し奉る。(舜旧記。)○十日また同じ。江城にては。細川內記忠利けふより人夫を出し石垣を築きはじむ。　御所みづから親巡したまひ忠利拜謁す。(舜旧記。家譜。)○十一日江戸城天守第二重の櫓棟經營のことなり。(武德編年集成。)○十前守政宗に仰付らる。その請によてなり。九日柳生但馬守宗嚴卒す。齡八十歲。この宗嚴は菅丞相の末にして。遠祖大膳亮永家よりこのかた。小柳生の庄の地頭として。代々春日の社領を沙汰しける。宗嚴は松永彈正忠久秀と共に。三好修理大夫長慶にしたがひ。そのゝち織田家につかへしが。のちに身わづらはしくなり。入道して柳生の庄に引こもる。文祿三年其子又右衛門宗矩と共に拜し。御麾下に候し。慶長五年秋　大御所奥の上杉御追討のため御下向のとき。宗矩御供にしたがひ奉る。石田逆謀により上がたへ引かへし。打

下柳生宗嚴卒

上遣骨禁裡

てのぼらせたまふに及んで。宗矩をめし。汝いそぎ本國にかへり。父に告て國人を催し。軍おこすべきよし仰下され。宗巖にも御書をたまふ。關原の戰終りてのち。宗矩に本領二千石をたまはりしかば。宗巖故のごとく柳生に閑居せり。この宗巖上泉武藏守秀綱（長野信濃守業正が被官上州箞輪に住す。）より劍法をつたへ。その妙を得しかば。　大御所よりまぢかくめされて劍法を御上覽がけふ終りをとれり。（寛永系圖。藩翰譜。寛政重脩譜。）○廿日神龍院梵舜伏見城にのぼり。　大御所に拜謁しもの奉る。（舜旧記。）○廿八日　大御所御參內。直に伏見へ御歸城あり。此日伏見城石垣修築の事を。万石以下のともがらに課せらる。万石以上のともがらは。明年駿府の城修築を課せらるべきによりこの役は除かる。（御年譜。創業記。當代記。）○廿九日　大御所の仰により。武經七書を梓にのぼせ。海內に廣行せしめらる。（武德編年集成。）◎この月細川內記忠利侍從にのぼせらる。德山秀現法印則秀が子五兵衛直政初見す。（家譜には十年の事とす。）內藤豐前守信成駿府を轄じて。江州長濱の舊城をたまひ。城廓修造の料として銀五千枚を下され。美濃飛騨近江の役夫をして營築せしめらる。そのとき汝にこの地を給ふ事は。上方筋警衛。かつ北越より京攝の要路たればそれを監せしめられん爲なりと仰下さる。京相國寺に山門を建立せしめらる。こは金吾中納言秀秋卒去有しとき。藝米二

上　課万石以下士修伏見城

下　大久保忠長卒

上　內藤信成之轄封

万石を池田宰相輝政あづかりたるゆへに。その米を施入してこの用にあてらるゝ處なり。また榊原式部大輔康政居城上州館林にて匪物なやむよし聞えければ。江戸より酒井右兵衛大夫忠世。土井大炊頭利勝をつかはされ尋せしめたまひ。また醫員延壽院玄朔道三親清子父子。其外內外科どもをして治療せしめられ。其上井上半九郎正就。朝倉藤十郎宣正。高木九兵衛正勝。大久保與一郎忠益。神尾五兵衛守世。弓削多源七郎昌吉等。日夜奔走してその病をとはしめらる。　大御所よりも村越茂助直吉を御使してとはせらる。（家忠日記。寛永系圖。寛政重脩譜。創業記。當代記。家譜。慶長日記。）○五月二日神龍院梵舜伏見城にのぼり。　大御所に拜謁す。この日より暴風連日。（舜旧記。當代記。）○五日脇坂淡路守安元江戶城普請を助けしにより。　大御所より御書を給ふ。（寛政重脩譜。）○六日大久保甚右衛門忠長死してその子甚九郎忠重繼て。相摸守忠隣に屬し小田原に住す。忠長は平右衛門忠員が七子にて。はじめ僧となりて。三州和田村妙國寺のうちに一宇をたてゝ閑居せしを。　大御所御覽じて召出され。岡崎三郎君につかへたてまつる。三郎君御事ありし後は。兄七郎右衛門忠世と共に二股城を守り。後に兄弟中違ひて御旗本にまいり仕へ奉りしが。天正十八年小田原陣のとき。伊奈熊藏忠次に命じて忠世と和談せしめられ。再忠世に屬して小田原城下八幡山に住し。五

十三歳にてけふせぬるなり。（家譜。）○七日京極若狹守忠高從四位下にのぼる。（武家補任。　藩翰譜備考系圖には寛永三年とす。）○九日神龍院梵舜伏見城にのぼりて。　大御所に拜謁す。（舜旧記。）○十日小姓組歩行頭松平若狹守近次改易せらる。こは關原の前に伏見城にて戰死をとげたる五左衛門正正が二子なりしが。このころ甲州士西山といふ者閨夜にうたれたる事あり。その賊さだかならず。近次がまわざかとうたがはる。そのう〳〵富住する女房と密通の聞えあるゆへとぞ。（創業記。慶長年錄。）○十一日神龍院梵舜伏見城にのぼる。（舜旧記。）○十三日井伊右近大夫直勝從四位下に叙し。兵部少輔と改稱す。この日伏見城邊怪異さまざまあり。古き祠より挑燈のごとき光物いでゝ飛行し。豐後橘の邊に落る。また加藤肥後守清正の邸中よりも。行燈のごとき光物飛いで。洛中にても光物飛行す。その音車のごとし。都人呼て破車といふ。先年も二度かかる怪物あり。いづれも凶兆といへり。（家譜。當代記。）○十四日上野國舘林城主榊原式部大輔康政卒す。五十九歳。嫡男出羽守忠政は外祖大須賀五郎左衛門康高が世繼となりしかば。三男遠江守康勝をして原封十万石を襲しめらる。此康政は仁木右京大夫義長の後胤。伊勢國奇志郡の住人七郎右衛門清長が子七郎右衛門長政が二男にて小平太といふ。永祿三年十三歳にして初見し。この年より近侍し奉り。同じ六年上野城の戰に

上　榊原康政卒

高名し。そのゝち首服くはへしとき。御名の一字賜ほり康政とめされ。一方の大將をうけたまはる。おなじ十一年三河堀川の城攻より。遠州の天方。犬居。光明。高天神。長篠。近江の姉川。駿河田中等の戰に勇をふるひ。功をあらはさずといふ事なし。天正十年甲斐國にて北條と戰ひ。十二年長湫の戰に先陣し。前田蟹江の城をせめ破り。十月御陣を班されし後。小牧山に留り守り上方の押へたり。豐臣關白の妹君御ゆかりさだまり給ひしとき。關白の召によりて都にのぼる。關白みづからその旅館におはして。康政が手をとりて。かく　德川殿とも。たしくなりぬ。康政等がとき勇士あまた候事。秀吉が悦ことおほせ。翌日の見參にも引出物多く給はり。妹君下向したまひし時も。康政が家に立よらせらる。其年十月御上洛の御供して。十一月九日從五位下に叙し式部大輔と稱す。　當家の御家人叙任のはじめなり。十八年小田原の陣にて。上野國舘林の城を賜はり十万石を領す。文祿元年正月二日より。今の　御所につけらる。慶長四年正月豐臣家の奉行人等ひそかに軍兵を催し。伏見の御舘を襲はんとせし時も。康政東岡よりのぼる道にてかくときゝ。よくはからひて近江の勢多に新關をかまへ。旅人をとゞむる事三日にして關をひらく。諸國よりあつまりたる旅人たゞ一時にはせ入しな。江戸より多勢のはせ付しとおもひ。大坂の騒大に氣をくれして。その事終にはたさず。康政が

はからひ奇特なりとて御感ありしめならず。五年上杉を征伐あらんとて。打て下らせ給ひし時には。　御所の先陣うけたまはりて下る。上方逆徒蜂起のよし聞えて。　御所山道をうつてのぼらせたまふに。眞田安房守昌幸御道をさへぎり。籠城してさまたげんとす。本多佐渡守正信が申旨をきかれ。間道をへてのぼらせたまふ。康政は眞田が謀何ほどの事かあらん。若打出なば蹴散し其城ふみやぶつてくれん物をとて。をのが手勢ばかりにて眞田が城にせまりをし通るに。眞田あへてとゞめんともせず。關原の戰終て後近江の草津にて。　大御所思召旨やありけん。ふばらく御父子御對面なかりしに。康政深夜にひとり　大御所の御陣に參り諫進らせしに。御心とけて速に御對面おはしければ。　御所の御悅なゝめならず。御みづから御筆をそめられ。康政が此度の忠志　當家あらん限りは。子々孫々に至る迄も忘るゝ事あるまじと遊ばされけるとぞ聞えけり。非伊直政本多忠勝もこれをきゝわどのこたび身をすてゝいさめあらそひしにより。御父子の御中たいらかにわたらせたまふ事。凡天下の大功なり。いかなる戰場の勳にもまさるべしと。申稱してやまざりしとぞ。かく　當家三老のその一にて。元勳の宿將なりしが。こたび大病と聞召。老臣をつかはし。醫官をはせ療養を加へしめ。日々に御使あつてとはせ給へども。遂に卒しぬと聞えしかば。　御所御なげき淺から

下　四郡局卒

下　堀秀治卒

ず。阿部備中守正次御使して賻たまふ事多し。伏見にもこのことと聞し召おどろかせ給ひ。村上彦太郎吉勝を吊使として下されしとぞ。此日また伏見城にては。西郡の局頓に逝去せらる。これは三州西郡の城主鵜殿三郎長持の女なり。(長持を以貴小傳藤助長忠とあり。)第二の姬君普宇の御方をうめり。こはじめ北條左京大夫氏直の北方になりたまひ。氏直うせてのち豐臣太閤の媒にて。池田宰相輝政に嫁したまひぬ。局この日うせられしかば。京の本禪寺に葬りて蓮葉院となくらる。(寛永系圖。藩翰譜。慶長日記。以貴小傳。)○廿二日水野石見守長勝より矢を獻ず。(家譜。)○廿五日大風雨。京邊は廿年此かたの洪水といふ。江戸城修築のため。豆州より運送の石をつみのせたる鍋島信濃守勝茂船百廿艘。加藤左馬助嘉明が船四十六艘。黑田筑前守長政が船三十艘くつがへり破損す。其外三艘五艘枚擧するにいとまあらず。關東この水害にかゝり麻大に損ず。(當代記。慶長年錄。)○廿六日越後國春日山城主堀左衛門督秀治卒す。その子吉五郎に原封四十五万石を襲せらる。この秀治は利仁將軍八代の孫權大夫季高が末孫左衛門督秀政が長男なり。父の秀政織田豐臣の世にありて。智謀勇畧拔羣なりしかば。越前の國北の庄をたまはり。四位の侍從に叙任す。秀治父につぎ四位の侍從に叙任し。慶長三年四月二日越後國をたまひ今の城に住す。五年の秋上杉を討たせたまはんとありし時。

下　忠長生

上　松田政行卒

下　水谷勝俊卒

北陸道より奥に攻入べきよし仰を蒙りしが。上方蜂起したれば東海東山二手にわかれて攻のぼらせ給ふによつて。秀治は奥にむかふにおよばず。越後に有て上杉勢をふせぎ。國中ことごとく平ぎしにより。　兩御所より御感狀をたまはる。十年四月御上洛の供奉しけふ卒す。年三十一とぞ。(寛永系圖。藩翰譜。)○廿七日松田勝右衛門政行沒しければ。その子三郎兵衛勝政に家つがしめられ。遺領二千石の內千石をたまふ。この政行は始め前田德善院玄以法印の被官たりしが。關東の戰畢てのち。その十月加藤喜左衛門正次を以てめしいださる。政行德善院の被官にて。京洛の風俗地理を詳に知るゆへ。喜左衛門正次に副て所司代の事を攝行すべしと仰付られしとぞ。(家譜。)◎この月江戸城の石垣滿選成功せり。此ころのことにや。福島左衛門大夫正則が婢亡命して。池田宰相の藩中にかくれゐたるを。福島が家僕見出りて。厨におしいりてその婢をとらふ。池田が家の奴等。こは猥雜なりといかりあつまりて福島が家士をからめとる。正則これをきゝて。江戸築城の事によりては。是にあづかるともがら。家人奴僕にても爭論を禁ぜられ。違犯の徒は死罪たるべきにさだめらる。よて封境を出る日その事奴僕等までも殿に命じをきぬ。ふかるにかゝるひがごと引出したる罪輕からずとて。池田が家へ使をたてゝ。その婢と僕を家に引もどして首をきる。さてこの事は我婢僕よりことおこり。池田が家の僕等は罪なければ。必とがめらるべからずといひ送りしとぞ。正則とにかくに暴橫の所行多かりしが。この一事甚謙遜のふるまひなりと諸人稱美せり。(當代記。慶長年錄。)○六月朔日江戶にて。　御所の二郎君生れ給ふ。(柳營譜畧には三月七日。御九族記に五月七日。御系畧。三松錄。慶長見聞書には六月朔日。歷世裹に十二月とす。いまその多にふたがひてこゝに收む。慶長日記と慶元記に十三年とするは。またくあやまりなればとらず。)　御產所の御腹なり。のちに國松君と稱せらるゝはこれなり。よて諸大名揔看を江城に獻じ賀し奉る。この日地震兩度。(御系圖。慶長見聞書。當代記。)○二日神龍院梵舜伏見城にのぼりて。　大御所に謁し奉る。(舜旧記。)○三日常陸國下舘城主水谷伊勢守勝俊卒しければ。のちにその子彌太郎勝隆して遺領三万二千石をつがしむ。この勝俊は伊勢守治持が二男出羽入道幡龍齋正村が弟なり。入道が女子は結城左衛門督晴朝が室にして。家つぐべき男子なければ。弟を養て子とせしなり。晴朝に屬して戰功多し。豐臣關白天下を掌握ありしより本領を安堵し。右京大夫伊勢守と稱し。天正のはじめより　大御所に歸順し。ふばらく使節をさゝげ物を獻ず。十八年關東にいらせたまふときも。御先にまいり案內し奉る。關原のときは仰によりて皆川廣照とゝもに。野州に陣どりて佐竹を押ふ。天下定まりてのち水谷。多賀谷。山川

上 上林久茂
卒
下 水野分長
之加封

下 宮西耶及
芝葉渡海
朱印

下 古田重勝
卒

岩上等は。もとより結城家の四天王とよばれたるものどもなればとて。中納言秀康卿につけられ。越前の國にうつらんとしけるが。美濃國河戸の渡りよりめしかへされ。御家人に加へられふたゝび本領を安堵し給ふ。齢六十五歳にて卒せしなり。(家譜。寛永系圖。藩翰譜。)○四日これよりさき駿府の城改築の事。この七月朔日よりことはじめあるべしと。美濃。尾張。飛騨。遠江。三河の諸大名に仰下されしが。この日またあらためて。明年正月より經營はじむべしと仰下さる。(創業記。當代記。)○七日上林久德久茂死して其子六郎勝永つぎ。父の職命ぜらる。この久德が先祖は代々足利家につかへ。久德が父加賀守久重は。豐臣關白より宇治の代官に命ぜられ。はじめて茶園なりひろかる。これよりさき織田殿京本能寺にて事ありし時。大御所和泉の堺より俄にかへらせたまふとき。久茂は家僕近隣のやからを催し。赤布を引さき袖印に付て。百人計水津川の邊より御道の案内し奉り。宇治田原へいで。多羅尾がもとにて御膳を奉らしむ。これをはじめとして豐臣關白の時となりても。御上洛あれば常に近侍して。怨の御氣しきを崇り。久茂が家にもならせられ。御茶獻りし事もまばゆくなり。加恩百石たまひて四百九十石になさる。關原の時も石田がもとより討手をさしむけしが。關原戰終て後かの討手にむかひし旧邊惣兵衛を伐て奉りしかば。御鎗御鞍等を給ひ褒せられ。其外たまふ處の茶具等若干なり。入道して久德と號し。六十五歳にてけふ終をとる。入道が母は佐々木六角右京大夫入道承禎が女にて妙秀尼といふ。茶を製する事巧なりしかば。大御所まばゆくそれが茶を召る。いまも祖母昔と名づけし茶は。この老母の遺法なりといふ。(家譜。)○十日江戸城修築成功せしかば。これにあづかりし諸大名皆就封のいとまたまふ。猶一萬石に大石二づつ課して獻ぜしめらる。池田宰相輝政に御刀并に馬をたまはり。池田備中守長吉備前三郎國宗の御脇差。ならびに馬を賜ふ。細川内記忠利も馬をくだされ。(創業記。寛永系圖。家譜。)○十一日大番頭水野備後守分長。所領を三河國新城にうつされ。加賜ありて一萬石となる。今迄は九千八百二十石を領せしなり。(寛政重修譜。家譜には十八日とあり。)○十二日高橋攝部入道に密四耶渡海の御朱印をくだされ。後藤宗印に芝葉渡海の御朱印をくだされ。(御朱印帳。)○十三日神龍院梵舜伏見城にのぼり。大御所にみえ奉る。(舜旧記。)○十六日伊勢國松坂城主古田兵部少輔重勝卒す。その子希代丸重恒六歳の幼稚なれば。弟大膳大夫重治に封地を治めしめらる。此重勝が父は左衛門重利とて。豐臣關白いまだ羽柴筑前守と申さるときその侍大將となり。播磨國三木の城にて討死す。重勝關白につかへて。伊勢國松坂の城を領し三萬五千石になさる。關原のはじめに會津の御陣にまたがひ奥にむかひければ。をのが城には

下 蠻船着諸
州海岸

下 織田長孝
卒

下 内藤忠政
卒

家人助左衛門をとゞめてまもらしむ。上方みだれ石田治部少輔三成使をたてゝ。松坂の城を取んとせしかど。助左衛門これにまたがはず。其間に重勝はせのぼり。なのれば城に有て兵士を分て安濃津にさしむけ。富田信濃守知信を助く。大坂よりは鍋島信濃守勝茂一萬餘兵を引具して。松坂の城な攻かこむといへどもたやすく落されず。關原の軍畢りてのち。この恩賞として二萬石加へられて。五萬五千石を領しけふ卒す。時に四十七歳なり。(寛永系圖。藩翰譜。)○十七日島津陸奥守忠恒に御一字をたまはり。家久とあらたむ。(武家補任。)○十八日渡邊備後守金銀山探索の事を命ぜらる。(萬世家譜。)○十九日大河内又次郎正勝死して。その子長四郎忠次家つがしめらる。(寛永系圖。重修譜には十年に係て月日を記さず。いま家譜による。)

○廿日神龍院梵舜伏見城にのぼり。大御所に謁し奉る。(舜旧記。)○廿九日神龍院梵舜伏見城にのぼり。大御所に謁し奉る。(舜旧記。)○晦日飯河新右衛門盛之死して。その子藤次郎盛政家をつぐ。(家譜。)◎此月江戸城修築成功していとま給はりし諸大名。皆伏見にまいり　大御所に謁し奉る。加藤肥後守清正は同伴の諸大名にすゝめて。大石あるは百貳百。あるは五十三十づゝ獻ぜしむ。さきに一萬石に二づゝの制をもてさゝぐべしと仰出されし故なりとぞ。菅沼もとの織部正定盈五子翁助吉？七歳にして召出され。近習に召つかはる。川井作兵衛政忠は始め駿河の今川につかへ。また甲州の武田につかふ。その父丹波某は　大御所そのむかし今川がもとにおはしましけるとき。まろしめしけるものなればとて。柴田七五郎康忠執申により拜謁し。此月駿府に召出され五百俵賜はり。伊豆銀山奉行御付られ。同心五十人つけらる。其子善兵衛政善(家譜。彌五助正岩に作る。)同じく召出され　大番にいる。此頃長崎をはじめ。紀州薩州ならびに三浦にも蠻船着岸す。(創業記。寛永系圖。家譜。寛政重修譜。慶長見聞錄。)

台德院殿御實紀卷四　慶長十一年七月に始り十二月に終る

○七月二日炎暑殊に甚し。江戸近郊久しく雨降らず。(慶長見聞書。)○五日織田河内守長孝卒す。こは右衛入道の長子にて。關原のとき父子とも御味方にまいりしかば。長孝別に一萬石を給ひしなり。その子長則家つぎ河内守と稱す。伏見城には神龍院梵舜まうのぼり。　大御所に拜謁す。(家譜。藩翰譜。舜旧記。)○十三日内藤仁兵衛忠政卒す。齢七十五歳。この忠政は甚五左衛門某の四男にして。四郎左衛門正成が弟なり。若年より　大御所につかへ數度の軍功あり。永祿六年一向門徒一揆のとき。二心なく軍忠をはげます。此時御使として勢州に赴

く。海上にて賊船類に銃炮をはなつ。忠政みづから銃炮をもて賊首をうち殺す。殘黨大に恐れ船をこぎもどし逃去しかば。悉なく勢州にいたり御使をつとめ。三州にかへりて御慈を蒙る。卒す。壽七十一。その子九介正綱家を襲て。父の原職を仰付らる。この廣正父は七郎左衛門重正とて。三州高木に生る。廣正その後忠政いたわる所多かりしかば隱居せしかど。關原へうつらせ給ひし後。時々召て謁し奉り。關原のときには石川日向永祿のころより科野。石が瀨。鳥屋根の城實。一向門徒の一揆守家成といもに。江戸四城の當番をつとむ。其後　大御所駿御誅伐の御供し。元龜元年姉川の戰に軍功をあらはし。同じ三府にうつらせ給ふべきにより。て。忠政も隨ひ奉るべしと仰下年三方原の戰には。武田信玄が近習六人剛勇の法師武者を討されしかば。まづかしこにうつりて。程なく卒せしなり。(寛永とり。大隈入道といへる大力の法師と組打しその首をとり。仰系圖。家譜。)○十七日菅沼越後守定吉卒して。其子藤十郎定俊をうけて信玄の首伐りたりと唱へ。濱松城中の騷擾をおさめ此年九月家をつぐ。この定吉は信濃守定氏が子にて。はやくより しかば御感を蒙り。大隈が面頰を給ふ。天正三年遠州小山陣に　大御所につかへ奉り。遠州三方が原駿州田中三州長篠軍功を勵し。同九年步卒二十人をあづかり。十二年長久手合戰尾州長久手以來戰場にあたがはずといふ事なく。高名する事に同心を引ゐて敵の首級を得。十八年六百石の加恩をたまはり。步卒三十人を預り。文祿元年先の采邑をうつされ。加恩あ少からず。天正十八年關東御入國の　とき。采邑三千五十石給りて二千石給はり。慶長四年廣正が采邑二千石の地。預らるゝひ。文祿元年　當家にてはじめて大番頭三隊を置れしに。定吉所の步卒五十人は。長子九介正綱にゆづり。菅沼小大膳定利にその一人にえらばれ。肥前名護屋御陣よりかへらせ給ひし後。かはりて忍城を守り。城邑三千石の地。及びその家人五十人を今の　御所に附られ。けふ五十四歲にて卒せしなり。(家譜。)あづかり。養老の料千六百石をたまふ。のち御前に候して○十九日伏見城に神龍院梵舜まうのぼりて。　大御所に拜大御所御戰場の事を聞え上。さむれ御忍詞たまはりしが。年謁し山桝眞壺をたまふ。(舜舊記。)○廿一日船頭堺木屋彌三右老けれぱ平川口より乘輿ふてまうのぼる事をゆるされ。けふ衛門に。遷羅渡海の御朱印を下さる。(御朱印帳。)○廿三日下總卒せしなり。また長崎奉行長谷川波右衛門重吉死す。嗣子なく國佐倉に錢通用のを令下さる。下總國佐倉より東の地に於て家絕たり。(寛永系圖。家譜。寛政重脩譜。)○廿七日　大御所

の請によて制を定め下さるれば。もし違犯の者は嚴科に處せらるべしとなり。(令條記。)○廿六日武州忍城代高木筑後廣正

上　高木廣正　卒

上　菅沼定吉　卒

上　佐倉藩內　貨幣之制

伏見より二條の城へ渡御なり。此日阿野喜三右衛門へ東埔寨渡海の御朱印を下さる。(御年譜。御朱印帳。)○廿八日　大御所二條の城へ渡らせ給ひ。神龍院梵舜をめして。　先代帝王陵墓の事を垂問したまふ。(舜舊記。)○晦日またおなじ。(舜舊記。)◎この月越前中納言秀康公惣督として　禁裏仙洞の宮殿垣墻經營の事始あり。小堀作助政一奉行たり。太田新六郎重正二子新六郎資宗は。七歲にて伏見に參り拜謁す。(大成記。家忠日記。寛政重脩譜。家譜。寛永諸家譜。)○八月二日二條城にて大御所申樂御覽あり。(舜舊記。)○三日又同じ。神龍院梵舜も召れてみせしめらる。(舜舊記。)○六日　大御所相國寺子院豐光院へわたらせたまひ終日御遊あり。此日舟本彌七郎へ天南波海の御朱印。角倉了似へ東京渡海の御朱印を下さる。(舜舊記。御朱印帳。)○八日神龍院梵舜二條城へまうのぼりて拜謁す。(舜舊記。)○十一日　大御所御參內あり。五郎太丸長福丸兩君も同じくまいらせたまふ。ともに從四位下に叙せられ。五郎太丸君は右兵衛督に任ぜられ。義利朝臣(後義直と改らる。)となのらせ給ふ。長福君は右近衛權少將に任ぜられ。常陸介賴勝朝臣となのらせたまふ。(後に賴宣と改らる。)けふ神龍院梵舜は二條城にまうのぼり謁し奉る。又長崎惣右衛門へ遷羅渡海の御朱印を下さる。(御年譜。創業記。舜舊記。御朱印帳。)○十

上　東埔寨渡海朱印

下　藤堂高虎之加封

上　經營內裏

下　呂宋渡海朱印

下　通信占城國

下　遷羅東埔寨及呂宋渡海朱印

上　天南及東京渡海朱印

上　遷羅渡海朱印

下 東埔寨大泥兩國獻方物
上 占城渡海朱印四尾吉次卒
下 福山城
下 島津家久猶討琉球事

日神龍院梵舜伏見城にまうのぼり拜謁す。(舜舊記。)○廿一日大風なり。この日占城渡海の御朱印を林三官へ下さる。(當代記。御朱印帳。)○廿六日四尾隱岐守吉次卒す。この十月七日に簽子丹後守忠永に遺領一万二千石遷せられ。二子小左衛門吉次ははじめ小左衛門と稱す。吉長上總介滿氏が後胤にて。尾張の國に生れ。織田家につかへ三千石を領す。　大御所和泉の堺の地御遊覽のとき。織田右府の命をうけて饗應の役となり。六月二日本能寺にて右府事有しのち。御供して伊賀路を踰岡崎に至り。やがて召に應じて御家人になり。所々の御陣に從ひ奉り。天正十八年放鷹のとき油をひさぐ者御先を遮りしかば。彼を討とて御刀を授給ふ。吉次追かけ斬て兩斷とすといへども。二三歩ばかりがほどそのまゝあゆみて倒れしかば。その御刀を油賣と名づけ給ふ。後これを吉次にたまふ。その年九月十日采邑五千石を賜はり。慶長四年十月三日從五位下に叙し隱岐守と稱し。七年七千石を加へられて一万二千石を領し。騎士二十五人を預らる。衰老の後も御伽の列にありてまばゆくまうのぼり。げふ七十七歳にて終りなとれり。(寛永系圖。寛政重脩譜。藩翰譜。)○廿七日　大御所伏見城より二條城にわたらせ給ふ。神龍院梵舜まうのぼり見え奉る。(御年譜。舜舊記。)○廿九日夜より大風。美濃。近江。北伊勢。四國。中國。海潮おし入たりとぞ。(當代記。)◎この月柬埔寨國王より奇簡并に六種の方物を獻ず。甲冑二領をつかはさる。また大泥國王より書簡并に花綾を獻じ。我國の商船かしこにわたり侵掠するよしをうたふ。御返簡をあたへられかの商船歸朝せば速に其罪を糺し誅戮を加へらるべしと答たまふ。松前民部大輔慶廣は五年前より。その國裏害の地に新城を築く事。凡六年にしてこのころ成功す。よつてその城を福山と名づく。また加藤肥後守清正は熊本の居城に。觀世をめして申樂を張行し。唐織薄板等をはじめ。美服白銀若干を纏頭しなど其悦びにたえずとて　大御所へ唐織の衾十献じ奉る。(紀年錄。寛永系圖。當代記。　世に傳ふる所。清正はこのころ伊達政宗が仙臺の城に。園助といふ女を京より呼よせ歌舞妓ななし。近國群集させしとき。當時第一の工夫なりと感心し。申樂等數人を居城にめし國人に見物せしめ。またお國といふ妓を京よりめし。歌舞妓など儕しけるといへり。當時外樣の大名等が情實かゝる事と見えぬ。武家閑談。)又大番頭山口但馬守重政今年より。三年が間伏見城番をつとむ。(貞享書上。)○九月朔日大風雨。琉球國むかしより島津に屬すること久し。まかるに近來貢をはこばず。島津陸奥守家久その家人三員つかはして。そのゆへをたゞすといへども。かれ明國をはゞかりて承服せず。よてそのよしを聞えあげて。征伐せん事をこひしかばゆるし給ふ。(當代記。貞享書上。寛永系

下 泗洋渡海朱印通信柬埔寨
上 以大樹寺准勅願寺下 天南渡海朱印
下 暹朝鮮俘歸
上 呂宋渡海朱印武藤安成下
下 保田宗則

圖。琉球國は家久十代の祖陸奥守忠國が時に。普廣院義教將軍より給はり。嘉吉の頃より附庸たりしといふ。(烈祖成績。)○二日相國寺長老承兌伏見城にのぼり。吉田神宮寺并に寺領の事を聞えあぐる。(舜舊記。)○三日神龍院梵舜。足利學校三要。伏見にまうのぼり　大御所に拜謁す。(舜舊記。)○七日三河國額田郡成道山大樹寺を。　勅願所に准ぜられ綸旨を給ふ。そのうへ現住還譽に常紫衣をゆるさる。これ御執奏によりてなり。(大樹寺舊記。)○十日神龍院梵舜伏見城にのぼりまみえ奉る。(舜舊記。)○十一日島津陸奥守家久左近衛中將にのぼせらる。長田金平白茂の二子金平白勝めし出さる。(藩翰譜備考。寛永系圖。)○十三日片桐市正且元。大久保石見守長安。板倉伊賀守勝重伏見城にのぼり。豐國社の條約ならびに社頭石燈籠の事を聞えあげ。御ゆるしを蒙る。(舜舊記。)○十四日豐國社務萩原愛鶴丸。神龍院梵舜ともに伏見城へまうのぼり。　大御所へ愛鶴丸より紅梅裏綿子を獻じ。梵舜は論語抄五卷。環翠軒抄。(卷數詳ならず。)道白奧書の玉篇五卷を獻ず。御けしき大方ならず。僧承兌三要も御側に侍りて。まさりに稱譽せり。(舜舊記。)○十五日呂宋渡海の御朱印を安當にからせすに下さる。その國の官人へ御書并に甲冑四領をつかはさる。醫員片山與安宗哲法印にのぼる。(御朱印帳。寛政重脩譜。)○十七日神龍院梵舜伏見城にまうのぼる。日吉社勸請の事をとはしめ給ふ。又萩原愛鶴丸元服の作法。堂上の並たるべきよし仰出さる。◎此日船頭須山へ西洋渡海の御朱印を下さる。(舜舊記。御朱印帳。)○十九日さきに柬埔寨へ赴きし商船。風濤にへだてられ遂る事を得ざるよし聞えければ。かされてその國王へ御書をつかはされ。かの國上品の奇楠香を求め給ふ。よて金屏風五双をくらせ給ふ。また原彌次右衛門へ天南渡海の御朱印を下さる。さきにその國より沈香廿斤白綿五匹を獻ぜしとぞ。(異國日記。御朱印帳。)○廿日國松君けふ宮參し給ふ。このころの事にや。朝鮮の僧惟政(松雲と號す。)來朝して和議をこふ。京本法寺に寓居し。伏見にまうのぼり　大御所に拜謁し。先に生擒せられしものをこふ。よりてこの國にとぐまらんと願ふものはとぐめられ。蠻國をねがふものはかへさる。(年錄。紀年錄。)○廿一日　大御所伏見城をいでゝ江戸におもむかせたまふ。かれては十九日御首途あるべしと定られしかど。大雨によてけふに及びしなり。又越前中納言秀康卿には。伏見城留守すべしと命ぜらる。けふ迫分に於て保田甚兵衛則宗はじめて大御所に拜謁す。その日水口の御旅館にめし。小堀作助政一をもて本領三千五百石賜はる。これはもと太閤秀吉公の家人なりしが。こたび召出されしなり。又武藤理兵衛安成は增田右衛門尉長盛が家人にて。今は入道し山城國薪村の酬恩庵に閑居せしを。永井右近大夫直勝。本多上野介正純。成瀬隼人正正成。

下 桑山宗數卒

上 通信遣雞國

上 柬埔寨渡海朱印
上 江戸城修築成而秀忠移徙

上 細房之新封

上 安安國王獻方物

下 朝鮮使來聘

上 遣羅渡海朱印

上 採掘伊豆金坑

安藤帶刀直次。板倉伊賀守勝重をもて。しきりに召れて御家人になさる。これ賦稅の會計にくはしければなり。五百十石餘給はり。後に駿府にめして勘定の事をつかさどらしめらる。この日遣雞國王に御書をつかはされ。土品の奇楠香並精鐵の鳥銃を求め給ふ。よて甲冑三領長大刀十柄つかはさる。また西村隼人に柬埔寨渡海の御朱印を給ふ。(御年譜。創業記。當代記。寛永系圖。家譜。異國日記。御朱印帳。)〇廿三日江戸城殿閣落成により。

御所本城にうつらせ給ふ。諸大名酒樽を獻じ賀し奉る。これあらかじめ

大御所は伏見にましませば。御所には江戸の本城にうつりすませ給ふべしと。仰進らせられしゆゑとぞ。この日

大御所の御十一男鶴千代君常州河内郡下妻五萬石を封ぜらる。時に四歳なり。朝比奈雲露をして城代たらしむ。(御年譜。創業記。慶長日記。藩翰譜。烈祖成紘。)〇廿七日

御所江戸より戸田邊に放鷹の御遊あり。(慶長年錄。)〇晦日

大御所白須賀にやどらせ給ふ。この日風雨甚し。また近日雪しばゞくなり。(創業記。)◎是月松平兵庫頭親良の子甚三郎行隆召出されて小姓になる。安藤次右衛門正次江戸より御使として駿城に越き。修築の事を監せしめらる。また安南王より書簡を奉り方物をまいらせければ。御返簡つかはされ長刀十柄をくらせ給ふ。今年九月にいたり關東平穩熟せず凶穩す。(家譜。紀年錄。當代記。慶長見聞書。)〇十月朔日

大御所白須賀に滯留したまふ。霖雨によりてなり。この日桑山治部卿法印宗數卒す。齢八十三。この法印はじめ修理大夫貞晴といふ。剃髪して果法院と號す。太閤秀吉公いまだ江州長島の城におはせし時よりしたがひ。柴田修理亮勝家と江北にて戰はれしとき。志津嶽邊の要害を守る。後に大和大納言秀長卿に屬し。但州竹田の城を領し一萬石給はり。また紀州和歌山の城につつり三萬石を領す。濃州姉尾の城貰。紀州山地の戰に功あり。秀次關白のことありし時に。太閤の命をうけて伏見城の大手を警衛す。其勞を褒せられ泉州にて一萬石を加へらる。慶長五年關原の戰には。

大御所の御書を給はり。嫡孫修理大夫一晴とおなじく和歌山の城を守る。その年退隱し本領二萬石を一晴にゆづり。一萬石は次子伊賀守元晴に領せしむ。(一說一晴に一萬六千石。元晴に一萬六千石ともいふ。)法印の子九郎五郎一重は先遣てうせければ。嫡孫一晴家つぎて後朝鮮の戰に軍功あり。關東のとき父法印と共に御味方しければ。この年一族の所領を大和國に移され。(一晴一萬六千石。元晴二萬六千石。左近眞晴三千石といふ。)九年二月廿八日一晴もまた祖父に先遣てうせぬとて。その弟左衛門佐一直家をつぎしなり。これよりさき一晴が卒せし時。遺領配分のこと申おきしかど。法印是を用ひず。況するにのぞみ養老料一萬六千石の内。六千石は元晴。一萬石は元晴が子又四郎清時へゆづるべし。一

直は一萬六千石たるべしと申置たり。よて上裝をこひけるに。法印沒前の詞にまかすべしと仰下さる。(武德編年集成。寛永系圖。藩翰譜。家譜。)〇六日

大御所駿府につかせ給ひ。駿城經營の地を沙汰し給ふ。この城より南にあたり。河野邊といへる地まで悉弘せられ。明年搆造あるべしと仰出さる。(御年譜。創業記。)〇七日內田全阿彌正次(はじめ新六郎。)死して。其二子三郎兵衛貞親家をつぐ。この正次永祿七年初見し昵近を命ぜられ。廿四歳のとき仰により全阿彌と改め同朋となり。尾州小牧陣に高名しけふ六十歳にて死す。(寛永系圖。)〇八日今屋宗中へ遣羅渡海の御朱印を下さる。かの國半南土美解留閻古邊果伽羅那加へ御書ならびに甲冑三領。中卷十柄をつかはさる。(御朱印帳。)〇十八日村上文左衛門勝友死す。其子文三郎勝信まて家つがせらる。(寛永系圖。)〇廿六日

大御所駿府にとゞまらせ給ふ事廿一日にしてけふ御發輿あり。江戸におもむかせらる。先に駿城を河野邊にうつし給はんとの命有しを。再び改めこれまでのまゝにて。少しく南北の地を恢弘すべしと仰出され。有度。安部。廬原の三郡にわたりて築かせらる。(創業記。當代記。)◎是月諸國の金堀ども伊豆の金鑛をうがつべきよし。京中に高札を立られければ。諸國より其事をのぞみはせ下るもの雲霞のごとし。又小姓組石谷市右衛門政勝大番に轉ず。曾沼藤十郎定俊は燒火の間番頭となり。矢部藤九郎忠政初見の禮をとる。(當代記。家譜。)〇十一月二日下野守忠吉痢病を發ほるゝとて。大久保加賀守忠常が芝浦の邸におはしたるが。今日俄に絕入し給ふ。醫官延齡院道三いそぎまいりて藥をまいらせたれば。少しく快氣を得たまふ。(慶長年錄。)〇四日

大御所江戸城に歸りいらせ給ふ。(御年譜。創業記。)〇六日菅山常陸介忠成。內藤修理亮清成御勘氣をゆるさるゝといへども。政務にはあづからず。是より先長福君常陸介と稱せらるゝがゆへに。忠成は播磨守に改む。宗對馬守義智使もて聞えあげしは。先に朝鮮國へ雨國和融の御旨を傳へしに。かの王これにまたがひ。明國よりつけ置所の番兵なかへらし。使者をまいらせ聘禮をおさめんとす。その使はや對州までまいりたるよし聞えあぐる。

雨御所御惡なゝめならず。其使へ

雨御所より御刀并銀を下され。そのうへ朝鮮の聘使には九州にて米千石給ふ。この日江原九郎右衛門信次死して。その子九郎右衛門秀次つぐ。また此夜伊勢の桑名火あり。市廛三百餘軒この災にかゝる。(家譜。創業記。當代記。寛永系圖。)〇十一日福吉五郎御前にめして首服加へられ。御名の一字たまはり御家號をゆるされ。從五位下に叙し松平越後守忠俊と改む。(慶長年錄。慶長日記。)〇十二日跡部九郎右衛門昌忠死して。その子九郎右衛門宰次家をつぐ。(寛永系圖。)〇十五日里見梅鶴丸御前にめして元服せしめられ。御一字たまはり。從四位下に叙せられ

安房守忠義と改む。　大御所には川越邊へ狩し給へり。(創業記。當代記。御年譜。)○廿二日德山二位法印則秀入道秀現卒す。沒前のに願より采邑五千石をわかち。長子五兵衛直政に三千石。女壻九藏英行に二千石を賜ふ。(英行後逝世して踪迹をとゞらず。采邑收公せらる。)この秀現もとは美濃國人にて五兵衛則秀といふ。織田家につかへしが。志津嶽の戰に緣によりて柴田勝家に方人し。勝家ほろびて後高野山に閉居せしが。前田大納言利家卿にむかへられ加州に至る。慶長五年より御家人に加へられ。もとの采邑五千石給ひ。入道して秀現と稱す。十年四月二位法印に叙せられ。けふ六十三歲にて終りをとりしなり。(家譜。)○廿八日越後國春日山の城主松平越後守忠俊が曾祖畑太郎左衛門秀重卒す。七十五歲。其子左衛門督秀政は兄逢て卒し。孫左衛門督秀治も今年うせ。曾孫越後守忠俊その封を襲たり。此秀重世々美濃國に住し。齋藤山城入道道三に屬し一方の大將たり。のちに織田豐臣兩家につかへまばく戰功あり。一萬石を領し。關原のゝち　當家につかへ。曾孫越後守忠俊が封內にて。別に一萬四百石を領しけるが。けふ終りをとりしなり。この日酒井與七郎忠利叙爵して備後守と稱す。(寬永系圖。家譜。藩翰譜。家忠日記。慶長日記には十二月につくる。系圖には年ありて月日なし。)○晦日　大御所河越よりかへらせ給ふ。此日大猶天野佐五右衛門正長鷹を調練するを得たりしかば。手鷹師に仰付らる。(慶長年錄。家譜。)○十二月二日　御所御放鷹にならせたまふ。古河下妻佐竹舊領邊を巡視あらせられんためとぞ。これ　大御所の仰によりてなり。この日里見安房守忠義侍從に任ず。(創業記。當代記。慶長日記。)○五日藤堂和泉守高虎封地より。江戶城擴造の事によて參簡か參る。よて御返奉たまふ。(寬政重修譜。)○七日田彈へ渡海の御朱印を明人五官に下され。かの國の香材をもとめたまふ。よて其國王へ太刀大脇差をゝくらせらる。(御朱印帳。)○八日國松君の傅役を加藤新太郎某。內藤仁兵衛政吉。天野傳右衛門清宗。大河內金七郎某に仰付らる。(金七いくほどなくて死しければ。小塚右衛門佐某にか〻命ぜらる。)永井主膳某。秋田三平季長。橋本吉平某。伊奈備前守忠政子半之助忠慶。佐野三四郎某同じく小姓になる。また故豐臣太閤政所の沙汰として。京東山將軍塚の地を引て一寺を建立し高臺寺と號し。太閤夫婦香火院とせられんと經營せられければ。福島左衛門大夫正則。加藤肥後守清正人夫を出す。寺領五百石寄らる。筒井伊賀守定次が伊賀の上野の城火あり。城下士商の屋舍ことごとく燒失し。城中儲蓄の兵粮みな灰にかゝる。また松平周防守康重の家士岡田升右衛門元次は。永祿のころより康重にふたがひ戰功あるをもて。その子內記元勝を御家人にめし出さる。こゝに阿茶局と聞えしは。甲州武田の家人飯田筑後某が女にて。今川の家人神尾孫右衛門忠重に嫁しけるが。忠重死して後當家に宮仕す。心さかしき女なれば。　大御所の御けしきにかなひ。長久手以來所々の御陣にも供せられて。萬に出頭せしものなるが。この元勝をその養子になされて神尾を稱す。局の子又兵衛守世が弟となりて。のちに備前守といひしはこれなり。この日永樂錢の通用を停禁せらる。(慶長年錄。慶長日記。寬永系圖。家譜。)○廿三日伊勢國長島城主菅沼志摩守定仍第三の弟左近定勞もて原封二万石をつがしむ。この定仍は織部正定盈が長子にて。關原軍のとき父定盈は江戶に留守し。定仍は駿州興國守井に府中の城なきまもり。戰終りてのち濃州岐阜の城を守る。翌年上州阿保より今の地にうつり。父につぎて後多病なれば。療養のため京都に寓居せしが。去年十月廿五日三十歲にて卒せしなり。(寬永系圖。藩翰譜。)○廿四日伊達越前守政宗が女を。上總介忠輝朝臣に婚嫁せしめらる。よてこの事にあづかる政宗が臣十餘騎御前に召て。御刀及び時服をたまふ。(寬政重修譜。)○廿五日那須與一資景爵ゆるされて左京大夫とあらたむ。(寬永系圖。)○廿六日小笠原秀惠信重死す。其父安製信元は御ゆるしを得て。上總富津の采邑に閉居す。(寬永系圖。)◎この月伊豆駿河郡代兼駿府町奉行井出甚助正次叙爵す。(寬永系圖。)◎この月伊豆駿河郡代兼駿府町奉行井出甚助正次叙爵す。其父志摩守と稱す。又　大御所忍へ御狩にならせ給ひしとき。綱原七郎右衛門清政は。館林に病を養て閉居せしに御使あり。病もし快ば忍さでいでゝ。拜謁すべしと仰くだされしかば。參りて見參す。然るに駿州久能は要害の地なれば。汝まかりてこれを守るべしと仰付らる。(寬永系圖。寬政重修譜。家譜。)◎この年下野守忠吉卿薩摩守と改めらる。遠藤但馬守慶隆子內匠慶勝は從五位下に叙し長門守と改め。中井藤右衛門正次もおなじく叙爵し大和守と改む。牧野內匠頭信成大番頭となり。堀因幡守秀信。大島雲兵衛光政が子左大夫光盛。川口久助宗勝三子波右衛門宗重。牧助右衛門長勝子又十郎長重は書院番にいり。遠山小右衛門景政子小右衛門景次。久保平左衛門勝正四子五郎兵衛勝氏。伊東長兵衛弘祐子九郎左衛門祐久大番に入爵す。後藤六右衛門正次は納戶番となり百俵たまふ。牧野傳藏成里銃炮同心五十人あづけられ。大手門を警衛せしとき。　大御所御狩のついで。その番所の前を過させたまふ事ありしに。成里は十四歲の男子五六といへるを引つれて拜伏せしかば御覽じて。この兒年の程より長大にして勇士の相あり。今よりよく　將軍へ忠勤すべし。成里は伊豫守と改め。五六は傳藏となのらせよと仰有しとぞ。成里は三子あり。長子は將監成信とて。池田宰相輝政がもとに客として。後京の東山に隱逅し。生涯風月を樂しみ仕官をもとめず。二子宇右衛門成敎は輝政につかふ。五六は末子なりしが。こゝに於て遂にめし出され。のちに父の家つぎて傳藏成純といひしはこれなり。

上 德山則秀卒

下 田彌波海朱印

下 蓮立高台寺

上 細秀實卒

下 阿茶局

上 伊永樂錢

上 菅沼定仍

り。天野孫左衛門久次は常陸介頼宣朝臣につけられ。あらたに千石給ひ。其家祿三百石はその子源藏重房にたまふ。保田甚兵衛則宗は丹波の篠山に御使す。鳥居彦右衛門元忠の四子左門忠時十五歳。初見して小姓となり。波多野次郎有綱も召出され小姓になる。河合長助良承は鷹役となる。大番頭水野備後守分長。三浦監物重政伏見西城の勤番を命ぜらる。新庄駿河守直頼。同子宮内直房。伊藤喜左衛門景春子喜太郎景俊。山田五郎兵衛直時子甚平勝時。本多三彌左衛門正重子千介正包初見の禮をとる。林又三郎信勝も江戸に參りて。はじめて拜謁す。小林傳四郎吉勝五男左次兵衛重勝。諏訪因幡守頼水子松千代忠恒。本多飛騨守成重の子作左衛門重能。青木伊豆義勝　大御所を拜し奉る。義勝が妻はそのかみ御よしみあるものにて。伏見に於て召出され。金時服たまはり月俸を下されしとぞ。(寛永系圖。寛政重脩譜ともに年月をのせず。)西尾豐後守光教養子圭水正氏教は證人となりて江戸に參り拜謁す。有馬大學豐長六歳なり。兄玄蕃頭豐氏が質として江戸に參り。　兩御所に拜謁す。稻富伊賀守直家子喜大夫正直。辻兵助某。田村半兵衛直吉子庄左衛門直久。菁沼左近昌長子友右衛門正成。豐臣家に仕へ河島善貞。黒田筑前守長政家臣井上右兵衛尉名召出されてつかへ奉る。岩間掛兵衛正時子九郎左衛門正次。大竹源太郎正吉。織田家につかへし渡邊孫左衛門久勝。　大御所の御方にめし出されてつかへ奉る。久勝は采邑千石給ふ。正吉は大番となり現米四十石たまふ。堀美作守親良慶長七年より病により。封地を養子勉千代に讓り。一万二千石の地を養老の料として伏見に住しが。今年駿府に出て昵近せん事を願ひしかば。

大御所の御惡を察り。その旨江戸に仰遣らせられ。親良江戸に來り奉仕し。厩米一万二千俵を賜ひ。養老の料は勉千代にかへしあたふ。庄田松齋安次に二千石たまふ。川口久助宗勝厩米を采地に改め。五百石加へられ二千五百石になさる。大草源右衛門忠成忍に於て死す。其子與十郎忠守家をつぐ。この忠成三州大草の住人にて。高天神長篠以來。數度の御陣にまたがはずといふことなし。ことし六十歳にてうせぬ。加藤助左衛門景治死してその子長大夫景吉つぎ。門奈半兵衛宗家伏見にて死す。その子三郎右衛門宗次つぎ。伊澤吉兵衛政重致仕し。子源右衛門正信家つぐ。代官萬年七郎右衛門正勝死す。(家譜によれば子七郎右衛門高頼もこの年六月廿一日死といふ。二子彌三郎正頼は召出されて別家となり。嫡孫三左衛門久頼も召出されし年月傳はらざれば。遺跡相續の事詳ならず。)後藤久印正勝死してその子六右衛門正次家をつぐ。久印は駿河處士にて御談伴に召加らる。またこれより先慶長九年に拓植宮之助正勝爭論し。大手門にて其退出を待うけ。花井小源太某その外二人とたゝかひ。小源太をさし殺し二人にも深手負せたり。その罪により切腹せしめらるゝといへども。若年にて勇猛の擧動せしを哀れみ給ひ。その所領五百石を老父拓植平右衛門正俊にたまひずべて千四百石を領す。　大御所水野對馬守重仲をめして。常陸介頼宣朝臣やゝひとゝなりたまひぬれば。殊更にたのみ思召むれの御組言を蒙る。又このころ伊達越前守政宗がもとにならせ給ふ。數寄屋にて御茶を献ず。政宗に長光の御刀。その子總次郎に大原貞守の御刀來國俊の御さしぞへをたまふ。　御所藤堂和泉守高虎が第にわたらせ給ひて終日の御遊あり。御刀ならびに銀子御服を賜ふ事あまたあり。◎今年三冬の間寒氣烈しき事三五日に過ず。その外皆溫暖なり。柑類枯るゝもの多し。(武家補任。家譜。寛政重脩譜。寛永系圖。武德編年集成。貞享書上。當代記。)

台德院殿御實紀卷五　慶長十二年正月に始り六月に終る御齡二十九

慶長十二年丁未正月元日慶會例のごとし。　大御所に御對面ありて歳旦を賀せらる。水谷彌太郎勝隆小結烏帽子着て拜謁す。坂本宮内貞吉死して子久五郎重安家をつぐ。貞吉が父豐前貞次は甲斐の武田が家人なり。武田ほろびて後父子とも御家人に加はり。貞吉長久手の時御供し。慶長五年眞田陣の時より今の　御所につけられけふ死したり。この日　大御所第十六の姫君生れ給ふ。後に市姫君と申す。御母は太田新六郎康資入道武庵の女にて勝の局といふ。後に英勝院と號せしはこれなり。常陸介頼宣朝臣去年より瘡瘡ななやまる。(家忠日記。御年譜。家譜。寛永系圖。創業記。以貫小傳。當代記。)〇二日謠曲はじめ行はる。參仕の猥みな烏帽子上下を着す。近世めづらしき大儀なりといふ。夜に入て雪ふる。　大御所はいふより痲か惱み給ふ。(當代記。慶長見聞書。慶長年錄。)〇六日江戸大地震。又大雪。けふより八日にいたる。(慶長日記。當代記。)〇七日去年より觀世金春江戸に參りければ。猿樂命ぜられ御覽あること。今日より九日に至る。市人みな見ることをゆるさる。この日神田下町火あり。よりて芝居に群參の市人等みな退出るとて大に騷擾す。(當代記。慶長年錄。)〇九日觀世金春等の猿樂師等に銀百枚づゝ。その餘の子弟等にも金銀若干かづけられ。連日の勞を褒せらる。(慶長年錄。)〇十日追儺の式行はる。(慶長年錄。)〇十一日立春。ことに暖和なり。　大御所このころ痲なやみ給ひしがけふはこと更重く見え給ふ。青山善右衛門正長死して。その子善四郎重長家つがしめらる。重長が庇陰料五百石を合て。二千五百石になる。この正長は三州長篠の戰に高名せしよりして。長久手にも首級を得旗を靡る。慶長五年歩行頭となりて。六年姫君加州へ御入輿のとき。かしこに供奉

下　青山正長卒
上　坂本貞吉卒

勝大夫宣治。有馬玄蕃頭豐氏。毛利伊勢守高政等此事にあづかる。去年よりして中納言秀康卿。老臣本多伊豆守富正をして。駿城修築の事にあづからしめらる。富正ある日富士山中に分いり材木を伐りとり。正月にいたり沼津までいでゝ。その功を遂てかへり謁し奉る。　大御所御感の餘り。左文字の御刀を賜ふ。(慶長日記。貞享書上。御年譜附尾。)○廿六日薩摩守忠吉卿登營して御對面あり。　大御所近日駿府に赴かせ給ふにより。御暇まげくわたらせ給へばけふ御對面なし。卿この日より大久保加賀守忠常芝浦の亭におはしぬ。(慶長見聞書。)◎是月伊勢國にて漁人鰐鮫を得たり。その丈二十四五尋といふ。この鮫常に鯨を食ふよしなり。(當代記。)○二月朔日日蝕す。(吉曆。)○三日烈風。けふより五日に及ぶ。(當代記。)○六日夜半大に地震す。(創業記。)○七日鍋島加賀守直茂。おなじ信濃守勝茂に西洋渡海の御朱印を給ふ。(御朱印帳。)○八日伊達越前守政宗櫻田の邸に。　大御所臨覩したまふ。政宗いかにもして御心をなぐさめ奉らんと。圍棋の妙手本因坊算砂。林利安。中村道碩。象棋師大橋宗桂等をめしあつめ御遊を儲す。政宗へ長光の御刀。其子虎菊丸へ大原貞守の御刀をたまふ。御饗はて丶御圍棋のはじまるに及び。烈風砂塵を席中に吹いる丶事甚しければ。とみに還御ならせ給ふ。けふ本多佐渡守正信此事を奉行す。(創業記。貞享書上。寛永系圖。　大三河志をはじめ諸書に。

下　四洋渡海朱印　上　諸大名修駿府城

して金澤に年月をへたりしが召かへされ。けふ死せしなり。(創業記。當代記。寛永系圖。)○十二日京醫佐藤慶南三室　大御所の仰により江戸に召る。(家譜。)○十五日　大御所の御なやみ猶愈またはず。(慶長日記。)○十九日村上文左衛門勝友が子文三郎勝信初見の禮をとる。小俣平右衛門政勝死して。その子平右衛門政貞家をつぐ。(寛永系圖。)○廿日江戸大に地震す。この日連歌師里村玄仍來。　大御所御祈禱のため連歌を獻ず。(其發句。源やけふわかゆてふはるの宿。)薩摩守忠吉卿去年より痘なやまれしが。平愈して清洲より江戸に參覲せらる。(慶長見聞書。武德編年集成。　大三河志には二月六日參着とす。)常陸介賴宣朝臣酒賜の式行はる。又加藤肥後守清正が江戸へ入質の爲進らせ置たる男子某九歳なりしが。こたび痘わづらひて夭す。(慶長年錄。創業記。當代記。)○廿五日　大御所江戸の城を　御所にゆづらせ給ひ。いよ〳〵菟葵の地を駿府にさだめ給ふべしと仰出され。駿府の城郭を廣め。諸士の宅地を分布し給ふべしとて。その經營を越前。美濃。尾張。三河。遠江の諸大名に課せて人夫を出さしめらる。三枝平右衛門昌吉。山本新五左衛門重成。瀧川豐前守忠往。佐久間河内守政實。山城宮內少輔忠久に(三枝。瀧川。佐久間が事。寛政重修諸家譜にはみえず。)奉行を命ぜられ。池田宰相輝政。おなじ備中守長吉。加藤左馬助嘉明。松平主殿頭忠利。分部左京亮光信。古田大

この事十一年二月八日にのせしは誤なり。貞享書上によれば。十一年二月は政宗封地にありしかば。江戸の邸にならせらるるゆへなし。貞享書上によりてこゝにおさむ。)○十二日井伊兵部少輔直勝が藩士四郷勘兵衛。鈴木三郎大夫確執に及び爭論す。こは直勝が父兵部少輔直政うせて後。その藩士等双方にわかれ爭論する事起す。一昨年　大御所京よりかへらせ給ふとき。この事を聞し召。その張本鈴木石見を追放たれしが。去年も又石見が清瀨にありしを江戸に召て追放たる。こたびの三郎大夫といふは石見が子なり。(創業記。)○十三日けふより四日がうち。本城西城の間にて觀世金春勸進能を仰付らる。

雨御所も御棧敷を設られ。諸大名にもみな課せて棧敷を設けしめらる。よくそのよしを高札にかきて。日本橋。淺草橋。芝札辻。四谷札辻。神田明神前五所にたて。都鄙の人みな見る事をゆるさる。(創業記。　世に傳ふる所は。こたび家門幷に普第の諸大名に課せて棧敷をつくらしめられ。その設みな棧敷に列りてこれを見る所に。いかゞしたりけむ水谷伯川の二人は。この役にもれて棧敷を設けしめられず。　大御所此よし聞召。水谷伯川の兩人は。三遠の時より　當家に志をはこびしものなれば。普第に准じ怨に思ふ者共なり。こたび普第の大名みな棧敷を設るに。かれ等二人をなどもらしたるやと御不審あり。本多佐渡守正信。大久保相摸守忠隣答へて。水谷この頃常州笠間を警衛して江戸に侍らはずと申。　大御所また宣ふ。凡そ武門にてはかりそめの事にも名を重んずる習ひなり。今度普第の列にもれなば。かれ等本意なかるべし。たとひその身は江戸にあらずといふとも。棧敷さへ設けしめ。家司を名代として見物せしむべしと仰ければ。二人に棧敷をわりわたされしとなり。また今年正月城中にても連日猿樂を儲され。都鄙今はたかく勸進猿樂をゆるされ。諸大名棧敷を課せられ。都鄙農商男女群參せしめらるゝ。そのゆへいかにとなれば。去年より　大御所痲疾久しく愈たまはず。京坂にてはこの事を誤り傳へ。御病危篤にわたらせ給ふとて。街談巷說洶々としてやまず。遠國僻境の雜說猶喧びすしかりし故に。これをまづ給はむとて。かく儲し給ひけるが。ほたしてこの猿樂儲されて後。都鄙の巷說まづまりぬるとぞ。(寛永系圖。紀年錄。)薩摩守忠吉卿江戸に於て病再發せらる。又足利學校奥栃に命ぜられ東鑑を活板せしめらる。是より先相國守の承兌故足利の三要に命ぜられ校正せしめたまひけるを。こたび廣く世に行はしめられんとてなり。又美濃國にて加納飛驒守某長柄川の邊より異鹿を得る。その角尤大なり。叉角といふものなりとぞ。(當代記。)○十七日駿府城經營はじめらる。この頃諸大名家士射藝に達せる輩。京東山三十三間堂にてその藝を試むる事絕ず。薩摩守忠吉卿の家士上田角右衛門今年通矢を射て。天下一の

下　刊行東鑑　下　三十三間堂通矢

上四洋渡海朱印

上歌舞妓

上平岡賴勝卒

名を得たりとぞ。(家忠日記。慶長年錄。)○十九日松浦法印鎭信へ四洋渡海の御朱印を下さる。(御朱印帳。)○廿日去冬よりこの二月にいたる頃。朝鮮講和の使來るべしとて。その路々に旅館以下構造せらるゝ所。餘寒はげしく海上風あれて。渡海延滯するよし聞ゆ。また先に勸進能ありし跡に。京より國といふ妓の來りしをもて。歌舞興行をゆるされしかば。諸人群參して遊觀する者堵のごとし。(創業記。當代記。)○廿四日美濃國德野の領主平岡石見守賴勝卒しければ。その子半右衞門賴資わづかに三歲なるをして。家つがしめらる。この賴勝は播州溝杭の產にして。父が對馬守賴俊といふ。金吾中納言秀秋の家の老なり。

大御所御上洛の後まぢかく金吾へも御音問をかよはせ給ひしかば。賴勝も金吾が使に參り常に見參せり。慶長五年の秋東西の軍一時に起る。秀秋は石田三成がすゝめによりて。美濃の松尾山に陣どるといへども。秀秋はじめより無二に東國方に志し。賴勝また黑田勘解由入道如水が智なりければ。金吾をいさめ入道が男甲斐守長政と謀を通じ必死切すべきよしを。かのが家士神木清兵衞。齋藤與右衞門を江戶に參らせて申。かされて弟加賀守資重を質として本國へ進らせ。そのゝち美濃國關原の戰に原の南の丸山邊に陣をはる。金吾裏切して上方の軍をかけやぶりしかば。その勸賞として金吾に備前。備中。美作の三國をたまはる。賴勝にも金吾より備前の小島にて二萬石の領地をあたふ。いくほどなく賴勝は讒人の詞により流浪せしが。山岡彥阿彌景友　大御所の命をつたへて。憚所なく諸國經歷をゆるされ。九年八月晦日いまの地をたまはるべき旨の御朱印を賜ひ。十年拜謁し。これよりして長く歸順して德野に住しけふ卒せしなり。とし四十八。(寬永系圖。家譜。藩翰譜。寬政重修諸譜。)○廿六日薩摩守忠吉痢病こゝろよくまうのぼりて拜謁せらる。　御所御悅なゝめならず。　大御所はけふも駿府にうつらせ給はんの御いそぎにより御對面なし。(當代記。　世に傳ふる所。　大御所この痢病發るはじめより。この病終に全快あるまじく思召ければ。なまじゐに御對面あるまじと思召とらせたまひし所なりといふ。武德編年集成。)痢退出られし後にはかに危篤に及ばれし由聞えけれず。　御所大におどろかせ給ひ。いそぎその寓居大久保加賀守忠常が芝浦の亭にならせらる。(當代記。)○廿八日　大御所にも薩摩守忠吉痢病篤のよし聞召ㇾ俄にならせ給ふ。　大所御連枝あまたわたらせ給ふが中にも。この痢は御同腹にて殊更御ふたしみふかくおはしましければ。御使繼綴として絕ず病躰を尋させ給ふ。(創業記。武德編年集成。)○廿九日　大御所江城を御發輿ありて駿府に赴かせ給ふ。相州中原にて數日御放鷹し給ふ。この頃御旅館に金の茶釜をはじめ。茶器類うせてみえず。よてその夜の番士合田勝七某を掛川へ落合長作

上四洋渡海朱印

上歌舞妓

上平岡賴勝卒

上課諸大名修江戶城

上忠吉卒

道一を田中へ。岡部藤十郎某を沼津に召あづけられて糺察せらる。(創業記。)◎是月榊原七郎右衞門清政去年の仰により。駿州にまかり久能の城を守る。中間頭大刀彌太郎某自殺す。去年伏見に於て中間等八月俸下されし時に。騷擾ありし所とぞ。(寬永系圖。慶長年錄。)○三月朔日越前中納言秀康卿は伏見城留守としておはしけるが。病をわづらひこゝろよからずこのよし駿府に申て就封せらる。この頃京所司代板倉伊賀守勝重が官邸に怪異あり。空中より礫を打事事甚し。何の所爲たる事をしらず。(創業記。當代記。)○三日江城修築のために。關東万石以上は一万石廿坪の定制をもて。粟石を江戶に貢す。上野の中瀨邊より運漕すといふ。(當代記。)○四日この夜月のかたち常に異なり。(慶長見聞書。)○五日尾張國清洲城主三位中將兼羽守忠吉卿うせ給ふ。廿八歲なり。この卿は　大御所第四の御子。今の　御所同胞の御弟にて。童名を福松丸と申。はじめ東條甚太郎宗忠のよづきとならせられ。忠康と稱せらる。後に下野守從五位下になされ。文祿元年二月武藏國忍の城を給はり。十萬石領せらる。慶長五年の秋上杉追討のとき。

大御所の大駕にふたがはせ給ひ。下野國にいたり給ふとき。上方の軍起り井伊本多の兩人を軍監として。御先手の諸將打てのぼるにおよび。海道の惣大將としてこれを引具して(この卿海道の惣大將として打てのぼらせたまふこと。加藤左馬助嘉明が家記と。其家人黑田が記せし關原記により。藩翰譜にのする所ともかり。)攻のぼり。尾張の清洲の城にいたり給ひ。福島池田等を先陣とし。宗徒の大名に井伊本多をつけて。岐阜の城にさしむけ勝軍しつと聞召。卿もはせむかひ給ひ。中納言秀信の降をうけ城をば味方に守らせらる。關原の戰に及て。井伊兵部少輔直政先陣の人々が軍せむ樣みせ參らすべしとて。御勢をばもとの御陣にとゞめられ。歩武者三百許ぐせられ。直政案內して。福島が陣のわきより　つとはせぬけ。敵の陣に切ていり。時うつるまで戰はせ給ひ。ふばらく御馬をやすめらる。かかる所に島津兵庫入道義弘百騎し此所をおちてゆく。直政これを追かくる。卿もつゞきはせ給ふ。島津が郎等松井三郎兵衞と名のつて。卿にはせむかひ打かくる太刀を。弓手の袖にうけとめて松井が馬手のわたかみより切こみ。引組て兩馬の間におちかさなり。とつてなさへてちつともはたらかせず。島津九兵衞つと參りければ。これ首とれとてうたせらる。其時松井が太刀にて卿石の手の指疵つけ給ひ。御馬既にはなれぬれば。井伊が侍江坂が馬を參らする。軍終て後松井が首見參に入給へば。

大御所御感斜ならず。此年十月七日尾張國をたまはり。清洲の城にうつり住せ給ひ。明ければ六年三月廿八日從四下の侍從にのぼせられ。十年四月十六日從三位に昇階せられ。左近衞權中將に任ぜられ。十一年駿府守に改られ。御名をも忠

吉卿とかへ給ふ。ことし二月江戸に參らせ給ひけるに。同十三
日違例以の外にわたられければ。　御所とに聞召驚かせ給
ひ。御みづからとはせたまふ。これより先大久保加賀守忠常が
家を御旅舘となされ。　大御所も忠常がもとにならせ給ひ
しが。日をへて病おもくならせ給へば。はやく御歸國ありて。
治療を加へらるべしとて江戸を出させられ。けふ芝浦にてか
くれ給ひぬ。是より先　大御所井伊。本多。榊原。大久保等の
諸老臣をして。御世嗣の事を議し給ひしとき。井伊直政しきり
に此卿の武功を稱讃し。各その思ふ旨を申なかに。大久保相摸
守忠隣ひとり。今の　御所恭謙の御德を稱しければ。終に守
文の主に定まり給ひぬ。この卿をして守文の任を得せしめざ
るは。忠隣が申旨に起りしところなり。しかるに卿この事をき
きたまひ。忠隣が建白の議論は天倫の順序といひ。才德の優劣
といひ。かたく國本を正し。誠に國家の大計なり。私論にあら
ず。末たのもしき社稷の臣といふべしとて。これより大久保父
子をしたしませ給ふ事大方ならず。江戸にまいらせ給ふ時は。
常に大久保が家をのみ旅舘となされたり。この一事をもて。卿
の德量の廣き常人の及ぶ所ならざるをしるべし。　御所御
連枝多き中にも。ことに御したしみ深く。卿の病中日夜にとは
せ給ひ。いさゝかも病忘らせ給へば。　御所も御快く御膳も
めしあげられ。危篤のよし聞召ば御湯も召上られず。ふししづ
みなげかせたまひしとぞ。御兄弟友于の御情篤くわたらせ給
ふ事。曠世ためしなきほどの御事と。朝野聞傳て感涙をながさ
ざるものなし。卿の北方は井伊直政が女なりしが御子なかり
しかば。御あとの絶ぬるはおしむべきのかぎりなり。　大御
所この日三島驛にやどらせ給ふ。江戸よりは卿の事を告給は
むとて。土井大炊頭利勝急に御使の仰を蒙り發程す。井伊兵部
少輔直勝が母江戸に參らんとして。居城江州佐和山を發輿せ
し所。　大御所より先上州安中に住しむべしと仰下さる。安
中も直勝が所領なる所とぞ。この日末吉勘兵衞利方死して。其
子孫四郎吉安家をつぐ。（創業記。當代記。大三河志。烈祖成績。
武德編年集成。藩翰譜。慶長見聞書。家譜。）〇六日薩摩守忠吉卿
の家士石川主馬吉信。稻垣將監忠政。中川清九郎某けふ殉死せ
しとぞ。（當代記。駿日記。　一説に五日。一説に正木左京千本掃
部といふ名をしるす。又四十八人といふ説もあり。家忠日記追
加。）又卿の醫瀧野爲伯某は卿うせ給ひしより。病をとなへ京
に閑居す。後召かへされ天樹院御方につけらる。（家譜。）〇七日
江戸よりの御使土井大炊頭利勝三島の御旅舘に參り。　大
御所へ薩摩守忠吉卿卒去の事を聞えあぐる。（武德編年集成。）
〇九日昨夜より今朝にいたり風雨ことに烈しく。城上の板塀
民家等破損す。この夜駿府興國寺の城主天野三郎兵衞康景。そ
の子對馬守康宗と共に逐電して蹤跡しれず。其故いかにとい

天野康景父子逐電

へば。康景この頃居宅いとなまむとて。竹木多く伐取りたくは
へ置しに。夜毎に盜人ありてこれをとる。よて足輕をつかはし
てこれを守らせければ。盜人も大勢黨を催しむらがり來るに
より。番のものども禁ずることを得ず。刀ぬきて切立れば。盜
人も是に恐れて逃はしる。此盜人共は外ならず同國富士の下
野田原といふ所の百姓どもなり。其中には疵蒙りし者もあり
しかば。天野が足輕どもと口論してかくて疵負ぬとて。代官井
出志摩守正次がもとへうたふ。正次是をまことゝし天野が方
へ使をたてゝ。御料の民をほしゐまゝに毀傷する罪かろから
ねば。其足輕が首切てわたさるべしといひ送る。康景かの使に
むかひ。康景が番兵ども無勢なるがゆへに。盜賊一人をだに殺
し得ず。わづかに手疵おはせて逃したる條。すこぶる無念の至
りなり。康景が番ふる所の竹木を毎夜盜む者のあるゆへ。足輕
共に命じて守らせたるなり。いはんやかの盜人は御料の民た
る事をしりて。刄傷せしにはあらず。もし御料の民としりぬる
とも。ぬすみする者をいましむることのあらざらむや。康景が
命じて番させし者を。盜人のために下手人として出さむ事思
ひもよらずとこたふ。かくてこのほど　大御所駿河におも
むかせ給はんとて。三島のほとりをならせ給ふとき。かの疵蒙
りしもの御輿近くはしりいて。天野が足輕と口論して刄傷せ
られぬ。御代官より天野殿のもとへ下手人を乞るゝといへど
も。天野殿あへて請ひき給はず。かへりて我々を盜人と名づけ
らる。よろしく御裁斷願ふ所なりと申。よて近臣等をして檢知
せらるゝに。その脊に刀のあと五六所あり。これ逃走る所をき
られたりといふ。　大御所聞召。康景に於て不道の擧動ある
べきにあらず。訴ふる民の僞るにもやと思召れ。よく〳〵御糺
明あるべしと仰下され。本多上野介正純に命せらければ。正純
たゞちに天野が興國寺の城に行。和殿私の儀をたてんとすれ
ば。公の威を損ずるにいたる。かれは土民といへども御料の民
なり。足輕は和殿の私人なり。まげて代官へ下手人を出されん
ことこそあらまほしけれと諫む。康景聞て。直を曲て曲れるに
從ふこと本意ならず。康景が足輕卑賤なる奴原といへども。其
罪にあらざるを曲て殺さんや。しかりとて我義を守りて。公の
威を損せんことは。御政道のさまたげなれば。しかじ我身罪を
蒙りていかにもなりなむと答ふ。正純もせん方なく諫かれて
立歸りしが。遂にいづこともなく立さりしとぞ。この康景は天
野藤内遠景が末孫にて世々三河の住人なり。其父甚右衞門景
隆　大樹寺殿の御時よりめしつかはれしが。天文十六年八
月　大御所いまだ御幼稚のとき。今川家に質として駿河に
赴かせ給ひしに。康景十一歳にて御供す。田原の戸田彈正少弼
康光御道にてこれをうばひ。尾州のあつ田に入まいらせけれ
ば。御供の人々みなおきれまどひし中に。康景ひとり心しれる

上林信勝羅髮號道春

もかしこに參る。此事仰によりて薙髮し道春と號す。(寛永系圖には日をえらさず。今は大三河志によりてこゝに係く。)時に廿五歳。これより土木の料をたまひ。駿府に宅地ないとなみ又江戸に赴く。駿城經營のため諸國より集りたる人夫のうち。薩摩守忠吉卿の家士等卿のうせ給ふを聞て歸國せず。其役なつかふまつるべしと仰下さる。(御年譜。創業記。大三河志。)〇十七日薩摩守忠吉卿の家司小笠原和泉守吉次が子監物忠重は。幼童たりし時より卿の龍眷を蒙りしが。去年よりいさゝか御けしきにたがひ。奥州松島に蟄居す。ゑかるに卿のうせ給ひしをきゝ。俄に松島にたち出しが。卿增上寺に葬らるゝよしをきゝて。この日寺にいたりて殉死す。(當代記。)世に傳ふる所は。忠重の父和泉守吉次は。こたび葬場の事萬に沙汰しけるが。これにあづかる下吏に。殉死の殺も同じく葬るべければ。その棺を四つ設て置べしと令す。下吏聞て殉死のものは三人なり。然るに棺を四設けよとあるはあやまりなるべしとてかくと申せば。和泉守吉次大に腹立て。我等が令することいなむ事のあらんやといへば。下吏せんかたなく棺四を設て。その三には先日切腹せし石川。稻垣。中川三人の骸を收む。その一は空棺にして方丈に置。みな和泉守吉次は老耄せりとて嘲りしに。この日其子監物忠重寺にはせ付。住持存應を賴み拗氣救免を懇請につけて。其前にて腹切しかば。この棺に收めて殉死の

上道路之制

下諸國大名修江戸城

上諸大名修駿府城

列に加へたり。忠重が龍童佐々喜藏三一に佐々木清九郎また佐々喜內。)もまたその主のために追腹切て。同じく葬られしとなり。異本落穗集。)また其臣平岩長右衛門親直も近來相州浦賀に閑居せしが。殉の卒去を聞て同じく追腹切て死したり。(家譜。)〇十九日道路の制を令せらる。堤と河邊との間に。牛馬を放ちかふべからず。道の外をみだりに往還すべからず。樹木接木等に差さはるべからず。此令にそむくものは。曲事たるべしとなり。(武家嚴制錄。)〇廿日從三位中將兼薩摩守忠吉卿を三綠山增上寺中に埋葬して。性高院となくり參らす。その禮尤嚴重なり。殉死の五人も懇に葬禮をいとなまる。(慶長年錄。一百餘年にして葬地もさだかならざりしな。近年寺中安蓮社の後にその遺跡を尋て。再び御ふるしをいとなむ。廟地考。)〇廿一日宗對馬守義智朝鮮の聘使呂祐吉慶遷丁好寬をひきつれて入洛するよし。駿府へ注進す。(武德大成記。)〇廿五日駿城修築の爲。畿內。丹波。備中。近江。伊勢。美濃十か國の人夫を召る。五百石に三人の制なり。(一說に五百石に一人といふ。)この人夫先伏見にのぼり。かしこより駿城に送る所の什器長持以下を運送せしむ。去年江戸の城垣修築にあづかりし人々并に近習の輩はこれを除かる。また故薩摩守忠吉卿よりおなじ修築のため。駿府へ參らせられし家士等は歸國をゆるさる。(當代記。創業記。)〇廿六日雷雨はげし。(當代記。)〇廿七日東美濃邊雷ふり雷鳴す。この雷のために夢麻を損じ餌毛を斃つ。(當代記。)◎この月觀世今春等の猿樂若干。江戶より駿府に參り拜謁す。金たまふと差あり。また韓使來聘によりその饗應のため。東海道に居城ある輩は。駿城修築をゆりて就封せしめらる。また伏見城中儲蓄ある所の財寶。器物。布帛。錢帛の類までことごとく駿府へ運送せしめらる。(當代記。慶長見聞書。)〇四月朔日久旱雨を得て衆人みなよろこぶ。江戶城經營はじめあり。(一說閏四月一日とす。いま御年譜によりてこゝにおさむ。)關東八州。安房。信濃。奥羽の諸大名これを課せらる。上杉中納言景勝は天守石垣堀浚等の事を奉る。(慶長見聞書。御年譜。創業記。當代記。寛政重修譜。)〇二日大風。(當代記。)〇三日江城經營の役夫に。木月よりの月俸を下さる。また江城の天守石垣を增築せしめらる。去年築きし石垣はその高さ八間。六間は常の石にて二間は切石なり。こたびは二間築きまして十間とし。十居も二間をまし。廣さは二十四間たらしむ。此日伊奈備前守忠次經入して又蔬生す。(慶長見聞書。慶長年錄。)〇四日雨ふる。(當代記。)〇六日武州足立郡油和邊大雹。餌毛多く是がために死せり。(慶長見聞書。)〇七日林道春信勝江戶に參り初見し。これより講書を聞しめさるゝ事。十五日の間に黃石公の兵書。漢書張良傳等を講說す。また楚興亡の事跡垂問したまふ。やがて大學を講ぜしめられんと仰出さる。(羅山文集。)〇十

二日朝鮮信使京着す。その人數四百六人。紫野大德寺を旅館として所司代より饗應す。(春齋記。)○十四日けふより韓使へ京尹米を贈る。三使へ一石づゝ。列事へ五斗づゝ。上官三十人三斗づゝ。中官百五十五人一斗五升づゝ。下官二百六人に五升づつ。別に薪炭茶是にそふ。三使は天瑞寺。上々官は總見院。奴僕廚役等は眞珠庵德善寺にやどる。(春齋記。)○十五日昨夜より大雨。(當代記。)○十六日蒲生飛驒守秀行に御家號を給ふ。(續武家閑談。)○廿三日小姓細井金兵衛勝吉仰をうけて。本郷にまかり大岡十大夫某を誅す。其功を賞せられ。十大夫が帶せし刀脇ざしを勝吉に下さる。勝吉時十六歲なり。この十大夫は代官たりしが。代官所にて人を殺害し。妻を引つれ逐電したり。よて勝吉に其妻をたすけ。十大夫のみ討べき旨命ぜられしかば。其跡を追て本郷道分に至り。妻を引のけ十大夫を討留たりとぞ。(寛永系圖。家譜。)○廿四日朝鮮人をして京東福寺清水寺邊を遊覽せしむ。(舜旧記。)○廿五日伏見城番戸田又兵德直賴死して。其子五郎右衛門直秀に家つがしめらる。この直賴は味方原に働して手を負ひ。加恩を賜はり。關原の戰に斥候をよくして御感を蒙る。臨つもりて七十八歲。けふ死しけるなり。(寛永系圖。)○廿七日朝霧ことに深し。(當代記。)○廿八日雨ふる。この日。　御所松平飛驒守秀行がもとへならせられ。御茶を獻じて後饗し奉る。(續武家閑談に。　兩御所と記すといへども。　大御所このとき駿府にまします。)今大三河志等によりて　御所のみをまるす。又このころ秀行が家司諏生源左衛門鄉成は宰相氏鄉が時よりつかへて。つねに干戈の間に忠勤をはげみ。世にも人にもきられたる老武者なりしを。秀行近來新進の家人岡半兵衛重政を寵任し。鄉成を忌嫌ひければ。家士等双方に黨を分ちあらそひやまず。關十郎兵衛一利この事をうたへんとすれば。重政これをとゞめてうたへもせず。よて鄉成が黨の小倉作左衛門行隆。關十郎兵衛一利等をはじめまた退身す。鄉成もこれを憤り。祿を辭して去んとするよし聞えければ。　大御所その古老をおしみ給ひ。秀行に命ぜられ。鄉成をとゞめて家士の騷擾をまづめしめらる。(續武家閑談。當代記。)◎この月江州長濱の城。去年より修築せしめられしが落成せしかば。內藤勘解由前守信成駿府を出て移る。林道春信勝先に駿府より江戶に參り。日每に侍講しけるが。ふたゝび駿府に參り。韓使江戶に參る道にて接遇し。雜談すべしと仰付られれいとま給はり。又長崎に赴き京にかへる。このとき長崎にて木草綱目を購求し駿府に獻じ奉る。又下句に大坂災あり。市街多く燒失す。(慶長年錄。家譜。當代記。)○閏四月二日和州多武峯大織冠の像破裂せしよし注進あり。このころ伏見より駿府へ。金銀五百五十駄を運送す。(舜旧記。當代記。)○四日伏見城下近習の輩の　居宅を毀ちさる。此ころ京伏見邊物騷し。黃昏は往來たゆるに至る。(當代記。)○六日朝鮮人京を發し江戶に赴く。これは　大御所の御さたとして。まづ江戶の　御所に拜謁せしむべきためとぞ聞えける。(創業記。當代記。大業廣記。)○八日越前中納言秀康卿北の庄の城にて逝せらる。三十四歲。この卿は　大御所第二の御子。御母永見氏は家の女房。故ありて三河の產見といふ所にて生れ給ひし後。　御父君御子ともかずまへ給はず。本多作左衛門重次養ひ進らせ。御兄岡崎三郎君とりて見參に入れ給ふ。御名をば於義丸と申ける。三郎君御ときりて後には。賴もしき御世繼と見え給ひけるが。天正十二年冬畑筥秀吉公より。御子一人養ひて子とせんと望みこれければ。やみがたく於義丸の方都にのぼらせらる。秀吉悅大方ならず。元服の儀行はれ從四位下侍從に叙任し。羽柴三河守秀康と名のらせ。河內國にて一万石參らせらる。十三年七月十一日秀吉關白になられし時。卿も左近衛權少將にのぼせらる。この時十二になりたまふ。十五年の春十四歲にて關白にともなはれ筑紫にわたり。一方の大將にて日向の國を平げ。十六年四月十四日左中將にうつる。十六歲の時伏見の馬場にて馬をのり給ひしに。關白の厩のあづかり無禮せしとて首打落さる。關白の家人等大に驚きひしめきしを見給ひ。殿下の御家人たらんものが。秀康に無禮をいたすやうやあるとて。はたとにらみ給ふさま。皆人恐れなのゝく。關白このよし聞給ひ。秀康は心剛なるのみにあらず。早慧も人にすぐれたりと感ぜらるゝ事なゝめなゝず。十八年の春下野國結城左衛門督晴朝が請により。晴朝が娘にあはせてその家の嗣子になしまいらせ。おなじ八月六日その家　つぎて。十万千石の地を領せらる。文祿のはじめ朝鮮のこと起り。肥前の名護屋に陣せられ。三年結城にかへり。又伏見大坂に御館かまへてうつりすみ給ふ。太閤薨じて後加藤清正等の諸大名。石田三成をうたんとせしに。　大御所の御沙汰として三成職解て已が佐和山の城に籠る。猶路のほど覺束なしとて。卿をしてその城までをくらせらる。同じ九月　大御所重陽を賀せられんがため。大坂に赴かせ給ふ時。大坂の奉行等ひそかにはかつて失ひまいらせむとす。此時卿は伏見の御館におはして。御勢をくばらせ給ひしさまを聞召。　大御所あつばれ三河守は。父には生れまさりたりと御感淺からず。慶長五年の秋上杉御追討として。兩御所野州まで下らせ給ひしに。上方又軍起ると聞えければ。先此所より引返し上方にむかはせ給ふに及び。本多佐渡守正信が申旨にまかせ。卿をめし此所にとゞまり。關東をまづめらるべしと宣ひしに。卿顏色をかへ。秀康いかで御跡に殘り候べき。只何國までも御先をこそかけ候べけれと答給ふ。　大御所聞召。上杉は故太閤虎入道謙信以來。軍謀戰法に於て肩をならぶる者なし。いま景勝にむかひ軍せんもの。汝が外又あるべ

しとも覺えず。晉上方へ打てのぼるときは。最勝必定跡をまたひ打て出べし。その時卿一人之にとゞまつて軍をたらんは。弓矢取ての面目。何事の孝行か是に過べきと仰ければ。卿喜て仰にまたがひ。宇都宮に陣どり上杉を押へらる。關原の戰ありければ。此度の勳賞に越前國をたまはり。六十七万石を領せらる。六年五月北庄の城を福井と改む。八年二月十二日從三位參議にのぼり。(貞享書上慶長二年參議とあり。)十年四月十六日正三位中納言にいたり。げふ三十四歳にてうせ給ふ。　大御所の仰により京知恩院滿譽を越前にくだし。卿のために一寺を建立し。淨光院とをくり參らせ。その寺をもかく名付らる。(御年譜。寛永系圖。藩翰譜。貞享書上。　御年譜には孝顯寺に葬り孝顯寺殿と申す。其寺曹洞宗なりしかば　大御所の仰によりふたゝび淨宗の寺をたてゝ。改葬せられしとぞ。)〇九日越前黄門秀康卿の舊臣土屋左馬助永見右衛門等けふ殉死す。(當代記。　世に傳ふる所は。これより先薩摩守忠吉卿逝去のとき。家士殉死するもの多きよし聞召。　大御所御けしきよからず。凡その臣たる者主恩をまたはじ。よく其遺命を守り身を全くして。主の子孫を補佐し忠勤すべきを。殉死して何の益あらんや。それを江戸の年寄ども聞ながら。など禁ぜざるやと仰ければ。こたび秀康卿の逝去を聞とひとしく。殉死する事を禁すべきよし。　兩御所御内書をもて仰下されける。永見土屋の兩人は。其前に追腹切しなるべし。駿河土產。)卿の生母万の方はこの歎にたえず。　兩御所の命をもこはずして薙髮し。長勝院と號せらる。後に卿の遺物として　大御所に左文字の刀。京極黄門定家卿筆の古今集をさゝげられ。　御所に貞宗の刀。五條三位入道筆の伊勢物語を奉られしとぞ。(創業記。慶長見聞書。)〇十八日成瀨小吉正成從五位下に叙して隼人正と稱す。(家譜。)〇十九日伏見城より金銀八十駄を駿府へ下さる。(當代記。)〇廿二日越前中納言秀康卿長子三河守忠直この時十三歳。近年江戸におはしけるが。父の喪なれば。いそぎけふ越前におもむかる。(創業記。當代記。)〇廿四日越前の家司等へ。　大御所御手書を賜はり。藩士の殉死を禁じ給ふ。死は易くして生は難し。汝等ながらへて幼主を補導し。國家を保護すべし。越前は肝要の地なれば。別の沙汰もあるべし。もし黄門の恩を忘れて。さる心がまへあるものあらば。其子孫までも罪せらるべしとの御旨なり。こゝに於て本多伊豆守富正等やむ事を得ず。殉死なおもひとゞまり遂に剃髮せり。この日朝鮮使江戸に到着す。本誓寺をもて旅館とせらる。此夜旅館饗行はれ。翌日より米薪以下を給す。在京の日におなじ。道中旅館の饗は代官の沙汰として。鞍馬は各所の城主より供す。すべて鞍馬百五十。駄馬二百。役夫三百人。かの國人は聘使三人。上々官二人。中官廿六人。其他都て二百六十九人。この中には文祿の役にかの國に殘りとゞまりし。本邦人もありしとぞ。大饗五十据もたらしむ。これは諸城主より饗師をして。江戸まで据下らせたり。(貞享書上。黄門年譜。御年譜。創業記。當代記。慶長見聞書。)〇廿六日右兵衛督義直朝臣時に八歳なるに。甲州の所領を轉じて尾州一國を封ぜらる。故三位中將忠吉卿の封地なり。これに濃州のうち又は信州木曾山をそへて。六十一万九千五百石になさる。平岩主計頭親吉も甲陽六万三千石をかへて尾州に於て犬山城を給はり。十二万三千石に封ぜられ。義直朝臣いまだ幼稚の程は。親吉清洲の城にありて國政を沙汰すべしと仰付らる。(御年譜。武德大成記。創業記。世に傳ふる所。平岩親吉男子なかりしかば。　大御所第七の御子松千代君をたまはり。その子とせられしかど。世を早うしたまひしかば。慶長八年義直朝臣甲斐國給はりたまひしとき。親吉を進父の褒にて。甲斐の府中五万石。(一說六万石。)領して。その國政を沙汰せしめられ。今度又朝臣尾張にうつらせ給ひしに。親吉も尾州のうちにて城たまはりてうつり。國政を沙汰しける。親吉刖に嗣子をばさだめずありしかば。卒して後は犬山にありし親吉の與力士どもは。みな尾州に附屬すといふ。藩翰譜にはこの朝臣を親吉の養子に准ぜられしとはなく。此殿に附られしとのみまるせしなり。武德編年集成。)〇廿七日故越前中納言秀康卿の五子五郎八直基をもて。結城左衛門督晴朝が家つぐ事と定むべしと仰下さる。晴朝は藤原秀郷の後胤にて。結城七郎朝光が十六代の孫。世々下野國結城の地を領し。關東八家のその一なり。晴朝家つがすべき男子なかりしかば。豐臣太閤の仰にて。秀康卿を養ひ世嗣とす。秀康卿越前に移らせ給ひし後。晴朝はその國片粕といふ地に閑居す。卿の御子あまたありし中にも。直基生れ給ひしはじめより。晴朝迎へとりて養ひ進らせ。結城の五郎八と號せしめ。片粕の館にひとゝならせられぬ。晴朝齡傾き卿に後れまいらせ。ふかくなげきけれども。この孫をそだて參らするにうさをまぎらし明し暮しぬるとぞ。(大三河志。藩翰譜。)〇廿九日松平隱岐守定勝に伏見城代を仰付られ五萬石になさる。遠州掛川の居城は長子河内守定行に與奪せしめ。三萬石を領せしめらる。このころまで伏見城松丸は。普第衆交替して警衛し。治部少輔丸は水野石見守長勝。名古丸は日下部兵右衛門定好。江雪曲輪は成瀨吉右衛門正一。戸田曲輪は松平豐前守勝政。戸田又兵衛直賴。帶曲輪は小笠原次右衛門定信。其外大須賀五郎兵衛某。柘植三之丞清廣警衛し。この程京所司代板倉伊賀守勝重並に米澤清右衛門正勝等とはかりあひて。諸事を沙汰せしが。定勝城代たるに及びこのともがらは皆駿府に赴く。(日下部定好。成瀨正一が傳によれば。慶長五年のゝち定好正一ともに伏見城留守居となりのち隱岐守定勝伏見城代となりし時も。尋常の事は二人連

上　松平義直之轉封

上　平岩親吉之轉封

下　松平定勝之加封

上　結城晴朝

下　殉死

列して行ひ。大事に至りては定勝判形を加ふよししるす。實なるにや。伏見町奉行　長田喜兵衛吉正。芝山小兵衛正親。淀川船奉行は小笠原越中守朝臣。定勝はこの仰を蒙りてのち。駿府に參り謝し奉りし時。　大御所近くめし。伏見は天下の要樞たれば。我居城とすべしといへども。思召むれあるかもて駿府にうつらせ給ひぬ。そがゆへに伏見城には寧第遊好の士數輩をこめ置。武具兵粮もあまた儲蓄せらる。もし事おらんとき汝に委任すれば。忘らず守護すべしとさとし給ひしとぞ。このとき御服と鎧及び朱の采幣。青貝柄の鎗二本。十文字の鎗を拜賜し。伏見近郷にて鷹揚をたまふ。もとの三位中將忠吉卿に附屬せられし尾州の諸士等。そのまゝ右兵衛督義直朝臣に屬せしめらる。成瀨隼人正正成は堺の政所より駿府に召て。政府の老臣に加へられしが。是も義直卿傅役に命ぜらる。然りといへども。尾州には平岩主計頭親吉居住す。正成は駿府にありて朝臣を補導すべしとて。猶駿府の政閤に居ながら。その事を兼しめらる。又忠吉卿の家司小笠原和泉守吉次は關東に召れ。下總佐倉にて二萬八千石を封ぜらる。ことしも早にて關東は麥みのらず。駿州より四はよく熟す。此年今月まで入貢の變船來らず（御年譜。創業記。慶長年錄。寛永系圖。寛政重脩譜。武德編年集成。尾張家傳。藩翰譜。當代記。）○五月朔日土井大炊頭利勝が姪三浦安千代正次。（時に九歲。）　兩御所に初見して　若君

下　榊原清政卒

下　朝鮮使者登城

上　小笠原吉次之新封

に拜仕す。（寛政重脩譜。）○二日雨ふる。大久保石見守長安佐渡に國銀山の巡察命ぜられかしこに越く。久能の城代榊原七郎右衛門清政卒しければ。その子內記照久に家つがせられ。父の原職を命ぜらる。此清政は七郎右衛門長政が長子にて。弟は式部大輔康政なり。清政そのはじめ岡崎の三郎君に附られしが。三郎君御事有し後は。世をうき事に思ひしにや。病となへ弟康政が所領上州館林に閑居すること二十餘年なりしが。慶長十一年に至り。駿府久能は要害の地なれば。これを守るべしとの命を蒙り。廩米五千俵をたまひ。今年二月より　かしこにうつり。けふ六十二歲にてうせぬるなり。（當代記。創業記。寛永系圖。家譜。）○六日宗對馬守義智朝鮮信使呂祐吉慶遷了好寛等をひきつれてまうのぼる。其王季昭が書簡をば柳川豐前守智永持て。大廣間廣緣に候ず。酒井雅樂頭忠世講取て御坐左唐織數し机上に置。其外の獻物麝五十連。人參二百斤。帽段二百疋白苧布三十匹。白綿布五十疋。黑麻布三十疋。花文席二十張。白紙五十卷。青皮十張。虎皮三十張。豹皮二十張なり。かの國禮曹參判吳億齡より。本多佐渡守正信にも書簡をゝくり。虎皮三張。白綿布十匹。白苧布十疋。油紙三張。花文席五張。廣緣に置。大廣間上段に緋綱二間を設け。其上に錦の茵をしきて御坐となし。　御所御直衣（春慶記には御冠御裝束黑色とあり。されからば御衣冠たるべし。）にて出御あり。聘使これより先導侍

上　阿部忠政卒

下　慶利伽及遷羅渡海朱印

下　通信朝鮮國

に伺候す。やがて御使をまちて三使廣緣をすゝみ。中段にまへり拜し奉る。次に上々官二人下段にまいり拜し。上官二十六人廣緣にて拜し。中官は三十人庭上にて拜し。中門の外へ退く。三使の坐は下段に設く。時に御簾をおろし。御前には四方膳を奉り。三使には金箔たみし足折をもて饗膳をたまふ。饗應の事は本多佐渡守正信。大久保相摸守忠隣。酒井雅樂頭忠世奉行す。三使御盃たまひ。つぎに茶菓を饗し。義智その時宜をはかりて通事にさゝやけば。三使坐をたち拜謝してたちもとの殿上に伺候す。上官中官下官ふたゝびもとのごとく出拜し退く時。正信。忠隣。忠世。中門の外までをくる時五に相揖す。此日上々官は次の間にて饗給ひ。上官を邊侍にて饗せられしとなり。對馬守義智は緞子五十卷。油布五十端さゝぐ。この日阿部四郎兵衛忠政死す。その長子四郎五郎忠宣は先に戰死し。二子善大夫重忠はのちにめし出され。三子四郎五郎正元は前にめし出され御家人たり。この忠政實は大久保左衛門次郎忠次が二子なり。もとの四郎兵衛定次が女にあはせて子とし家をつがしむ。忠政生れ得て精兵の射手なりしかば。天文十四年三河の安祥清繩手の時をはじめとし。弘治元年蟹江の城責に武功をあらはす。七本鎗のその一人なり。夫よりして永祿天正の間合戰の度々。弓勢をもて敵を恐懼せしめずといふ事なし。そのゝち大久保七郎右衛門忠世と共に。遠州二俣城をまもらしめたまひしに。いさゝか思ふ所ありて父子ともに勢州へ退く。天正十二年長久手の戰にふたゝびめして。岡崎城の留守を命ぜられしに。年老たりとてかたく辭す。このとき七郎右衛門忠世なめすといへども。忠世信州にありていまだ來らざれば。辭せどもゆるされず。ふかりといへども長久手御勝利ありければ。忠政を召にも及ばず。忠政もその事となく所領に閑居しければ。今の　御所かれて。忠政さるふるつはものたりとおろしめされしかば。ふたゝび召て軍法を尋させ給ひしが。けふ七十八歲にて終をとれり。諱號之助正尙入道一樂死す。長子仁藏某は先にうせければ。四子服部平十郎正長に二百五十石たまひ。其祀を奉し諱號之助となのらしめらる。（御年譜。創業記。春齋記。寛政重脩譜。善隣國寶記。武德大成記。慶長年錄。寛永系圖。家譜。）○七日安當仁あほんそに慶利伽渡海の御朱印を下され。大賀九郎左衛門に遷羅渡海の御朱印を下さる。（御朱印帳。）○十日京相國寺の長老承兌。さきに江戶に來り寺院修造をこひ奉り。營作料の金を給はりしが。上京する道箱根に於て。其金を從者に奪ひ去らる。（當代記。）○十一日朝鮮信使にいとまたまはり。其國王季昭へ御返簡をゝくらせ給ふ。（御年譜。創業記。　この御書は相國寺長老西笑が草する所といふ。本多佐渡守正信。大久保相摸守忠隣。酒井雅樂頭忠世。この御返簡を本齋寺へ持參す。三使これをむかへ。上々官つゝしんで御返簡を受取上坐の

案上にかく。三使是にむかひ御返簡を拜してのち。御使の老臣を接對す。大三河志。眷寥記。三使に銀二百枚づゝ。長刀五柄づゝ。上々官二人へ銀百枚づゝ。中官二十六人。下官八十四人へ銀五百枚。其下二百十六人鷺眼五百貫下さる。また木多佐渡守正信よりもかの國禮曹參判吳億齡に返簡をゝくり。相國寺長老承兌よりも。かの國僧松雲に書簡を贈り。屢く我國の恩信をのべ。文祿の役彼國人の俘囚せられしものゝ。その心にまたがひ歸國の願するものは。放ちかへさるゝ旨を遣し。承兌よりも重箱六組。錫鉢十。扇百柄をくる。宗對馬守義智にも馬二疋をはじめ若干の賜物有て。信使等を引つれ江戸を發し。駿府に赴くべしと仰付らる。故越前中納言秀康卿の長子三河守忠直朝臣越前福井の城に歸られ。この日父中納言の葬儀を行はる。その作法尤嚴重なり。京より知恩院滿譽を招請して導師とす。布施物若干。衆人耳目をおどろかせりとぞ。（創業記。異國日記。寛永系圖。當代記。）〇十三日韓使江戸を發す。（眷寥記。）〇十四日この夜駿府宮崎町失火す。其火に乘じ賊等家々にをし入財寶を奪ふ。すべてこのころ道路にてみだりに行人を殺害するものあれば。賞金をかけてその賊をつのりもとめしむ。（當代記。）〇十八日多田八右衞門正吉死して。その子三八郎正長つぐ。菅屋壱三重勝。同僚布施當兵衛某と爭論し。西城大手門にて互に討果す。よてその家斷たり。（寛永系圖。家譜。）〇十九日朝鮮の信使等駿府に至りて。清見寺を旅館とす。（御年譜。家忠日記。）〇廿日朝鮮信使駿城にのぼり。　大御所に拜謁し奉る。人參六十斤。白苧布三十疋。蜜百斤。蠟百斤を獻ず　大御所爲朝子直衣（眷寥記冠裝束緑色とあり。）をめし。櫻綱御の茵につかせ給ひ。その拜をうけたまふ。三使再拜跪して退く。このとき駿城殿閣經營いまだ全からず。ゆへに上官中官は許さず。やがて本多上野介正純が邸にて饗行はれ。そのとき大濱兵部大輔基宥。永井右近大夫直勝御使にまいりて。三使へ鐙三領。太刀三柄。銀三百枚。上々官二人刀二口。銀百枚。上官二十六人銀二百枚。中官下官鷺眼五百貫給ふ。彼國の俘囚數百人。こたびの聘使に附して歸國せしめらる。かれ等歎非かぎりなし。聘使即日退く。藤枝驛に宿す。（創業記。當代記。眷寥記。）〇廿三日駿城本丸經營始あり。天守臺の基石もけふはじめて置る。この日大番頭水野市正忠胤渡邊山城守茂をして。其隊下の番士を引つれ伏見城を勤番せしめらる。これを三年番といふ。番頭は一年にて交代し。番士は三年にて交代す。八月十二日をもて交代の期たるべしと定らる。山城守茂今年末より上番す。又松平九郎右衞門忠利。杉浦忠左衞門親俊。渡邊與左衞門某等番士にておもむく。小野廊右衞門高光二十一歳にて。是も山城守茂が隊下にて伏見城番にさゝれしが。この月七日江戸四城下馬邊に於て。人をうちたち退くものあり。高光追かけてこれを討とめ疵を蒙りしかば。御感のうへ。まばらく。治療のいとまたまはり後日に上番す。（創業記。當代記。慶長年錄。寛永系圖。）〇廿六日平岩主計頭親吉甲州より尾州犬山城にうつる。おかりといへ共先に右兵衞督義直朝臣幼稚の間は。清洲城に在て國政を沙汰すべしと命ぜられければ清洲城の北丸にうつりすむ。親吉かく轉封せられし後は。甲府の城は小田切大膳守昌吉。櫻井安藝守信忠本丸を守り。國中の政を沙汰す。又武川津金の士等にも府城を守らしめらる。山高孫兵衞親寘。山守甚左衞門信光。青木與兵衞信安。入戸野又兵衞門宗。高木越前盛次。津金勘兵衞久清等皆その列なり。川勝主水正秀氏駿城營築にあづかりしにて死す。その子丹波守廣綱庇蔭料を合せて三千七十三石餘をたまひ。弟小三郎重氏某に五百石わかつ。（家忠日記。當代記。家譜。寛永系圖。）〇廿九日韓使入洛。（眷寥記。）◎この月島津陸奥守家久が使駿府にまかり滯留する間。海濱に遊び妓を船にのせ酒宴を催し。醉興に乘じたはれたる樣どもせしを。築城のためにあつまりたる諸家の藩士役夫等これをみて大に嘲り笑ふ。島津が使大に憤り。船よりあがりて鬪爭に及ぶ。このとき衆人皆逃去しが。池田宰相の藩士等のこりたゝかひ。つひに島津が使者を生どる。そのゝち彼使者を追放んとするに。使者がいふ。我かゝる恥辱を蒙り生て人に面を合すべからず。たゞ切腹すべし。さては我に敵したるものをも刑せらるべしといひて。奉行所にこふことやまず。よて上裁に及びしかば。彼使者二人と池田の藩士。こたび築城の事にあづかる輩の長一人とを戮せらる。（當代記。）〇六月二日池田右衞門督利隆御家護をたまはり武藏守と改む。このとき長光の御太刀。來國光の御刀。左安吉の御脇差を賜はり。就封のつゐで鎌倉遊覽をゆるされ。鶴殿兵庫助長秀に鄕導せしめらる。利隆駿府にいたり

大御所に謁し。鷹馬を下さる。（寛政重修譜。）〇三日去月下旬より大旱。暑氣酷烈。衆庶病を得るもの多し。（當代記。）〇四日俄に涼氣生ず。將基師等京より駿府にまかり。けふ江戸に至る。（當代記。）〇七日遠藤但馬守慶隆は駿府城造營により。信濃國木曾山に赴き木材をえらび。駿府に至て其事を勤るの處。この日岩瀨吉右衞門氏興をして御書を給ひ慰勞せらる。（寛政重修譜。）〇八日韓使大坂にいたる。（眷寥記。）〇十一日韓使大坂を出帆す。（眷寥記。）〇十二日夜東海鳴動す。其聲鼓のごとくにして曉に迸す。齋藤宗圓政忠死して子金七郎政吉家をつぐ。（細山文集。家譜。）〇十三日大旱後雨を得て。衆庶喜悅斜ならず。駿城はこの日地震す。この程奈良猿澤の池水涸る。これ凶兆なりといふ。（當代記。）〇十九日遠見左馬助淺助子勘右衞門義重初見し奉る。永井新八郎尚政死す。子なくして家斷たり。この後外孫源右衞門正信。　常憲院殿三丸に御座のときめし出され。その記を奉ぜしめらる。（寛永系圖。家譜。）〇廿三

日吉祥寺元照仰を蒙り。法門結緣の血脈をさゝぐ。これより天下太平の御祈を仰付らる。(由緒書。)○廿六日松浦鎭信法印その外小西長左衛門。平野孫左衛門へ。呂宋渡海の御朱印を下さる。(御朱印帳。)○廿九日鈴木左馬之助重春二十三歲にて死す。いまだ男子なければ。所領三千石收公せらる。(家譜。)◎此月小林傳四郎吉勝五子左次兵衛重勝召出されて大番に入。又京にて　大御所の御朱印を賀作して。所司代のもとに持來り人馬を請する者あり。板倉伊賀守勝重が聞及これを見あらはして。贋造せるもの并に持來りしものをからめとり誅す。この十三日雨ふりし後は。いよ〳〵雨ふらず。ふたゝび旱すといふ。(寛政重修諸家譜。創業記。慶長見聞書。)

上　呂宋渡海朱印

下　企駿河清水築港而不成

上　家康移徙駿府城下　石川康通卒

台德院殿御實紀卷六　慶長十二年七月に始り十二月に終る

○七月三日駿府城落成せしかば。　大御所は御齡六十六にわたらせ給ふ。江戸よりは酒井右兵衛大夫忠世を御使として御移徙を賀せらる。諸大名各賀儀を獻ず。忠世も太刀馬代蠟燭五百挺獻ず。忠世卿によりけふより雅樂頭と改む。諏訪部宗右衛門定吉駿府にて御厩の事をつかさどらしむ。これ八條近江守房繁より傳へて。乘馬の事妙を得たればなり。今日池田宰相輝政が播州姬路の城に。立入河內守康普　勅使として參向し。慶橋大納言兼勝卿。勘修寺中納言光豐卿の兩傳奏より詔をつたへ。包永の御太刀來の御馬をたまふ。輝政は　大御所の御聟として播備兩國主たれば。公武の祗待朝野の盛裝他に殊なりしゆへとぞ聞えける。(御年譜。創業記。家譜。寬永系圖。)○九日大坂の右大臣秀賴公より　大御所御移徙を賀して。來國光の刀金十枚さゝげらる。其奏者は遠山民部少輔利景なり。越前少將忠直朝臣よりも。使もて國安の脇差銀二百枚綿五百把獻ぜらる。(慶長年錄。)○十二日大和の長谷觀音上棟なり。石川吉兵衛某深津八九郎貞久築て沙汰する所とぞ。(武德編年集成。)○十三日駿州清水より水口谷邊へ。船入の津を開かるべしとて津をほらしむ。水多くしてその事ならず。疏鑿わづかに一日にしてやみぬ。(創業記。當代記。)○廿五日四方に彗星あらはる。この頃四の岡裏塚を。(その所を詳にせず。)鑿て古錢三か得たり。是凶兆なりといふ。(當代記。)○廿六日美濃國大垣城主石川長門守康通卒す。子ありといへども幼稚たるにより。老父日向守家成ふたゝび出て家國の事をつかさどらしめ。家成が養老料五千石外孫大久保內記成堯にゆづらしめらる。(成堯是より石川を稱す。)この康通は日向守家成が子にて。家成は　當家譜第の宿老安藝守清兼が三男なり。康通高天神の城實に首十六切て獻じ。武田滅し年の秋大久保七郎右衛門忠世と同じく甲斐信濃を打從へ。長久手の戰にまたがひ卒り。小田原の戰に先陣し。天正八年父家成致仕せしかば家をつぎ。從五位下に叙し左衛門大夫と稱し。後長門守に改め。十八年關東にうつらせ給ひし頃は。家成伊豆の梅繩五千石を養老の料に賜ひ。康通には別に上野鳴渡二万石賜ふ。此時近習外樣五組かはるゞ〳〵勤番し。御上洛の時は一組の隊長となり供奉す。慶長五年關原の戰には清洲の城を守り。又佐和山の城を攻む。同六年二月今の城賜はり五万石領し。此日五十四歲にてうせぬるなり。(創業記。家忠日記。寬永系圖。藩翰譜。)◎是月大井庄兵衛昌次が子長右衛門昌義初見し奉る。又和州多武峯大織冠の像破裂し。血見出しきよし注進あり。これ尤天下大凶の兆と聞ゆ。又其邊深山にては夜々攻城野戰の聲す。そのゆへ何たる事をもしらず。土人大に恐怖すといふ。(寬永系圖。當代記。慶長見聞書。)○八月朔日高木主水正正次大番頭仰付らる。(慶長年錄。慶長見聞書。)　年錄等に山口但馬守重政。同日に大番頭になるよしあるすといへども。重政は十一年に仰付られし事。寬永系圖并に眞享書上共に同じ。いまこれに從ふ。)○四日豐國の社に虧橋大納言兼勝卿勤修寺中納言光豐卿の兩傳奏參向して。　勅額をさゝげらる。吉田二位兼見卿下陣にて拜受して神前廉上にうつ。其後二位兼見卿祈念し兩傳奏進拜し。大坂よりの代參片桐主膳正貞隆も拜し。惣神巫みな拜す。大坂より兩卿へ銀十枚。裕一。繻二。雌子二ゝくられしとぞ。加藤肥後守清正へ西洋渡海の御朱印。堺木屋彌三右衛門へ遷羅渡海の御朱印。林三官へ西洋渡海の御朱印を下さる。(舜旧記。御朱印帳。)○六日大雨。(當代記。)○七日大水。三宅源助貞勝死して。その子正勝家をつぐ。(家譜。當代記。)○十二日故中將忠吉卿の北かたは。　大御所の御沙汰として。上野國安中にうつされ。その母儀とおなじく住居せしめらる。この母はもとの井伊兵部少輔直政が妻なり。この日金森兵部卿法印長近入道業玄卒しければ。その遺領はのちに二人の息に分たれ。兄出雲守可重に飛驒一國。二男五郎八長光は濃州上有知小倉山城主として二万石餘を分ち給ふ。此とき封地への暇たまはるとて。可重に國次の御刀鷹馬を賜ひ。　大御所よりも鷹馬をたまふ。此法印土岐の庶流にて。世々美濃の住人なり。父を金森采女定近といひしとぞ。法印そのはじめ五郎八長近とて織田家に從ひ。こゝかしこの戰に度々高名をあらはし。天正三年八月一方の大將承り。越前の國をうちたいらげ。その賞として大野の郡三が一をたまはりぬ。これよりこのかた北陸の郡に高名せずといふ事なし。三位中將信忠卿甲州に打入給ひしとき。三千人を引つれ甲府にむかふ。此後織田殿本能寺にてことありしとき。長子忠次郎長則十九歲信忠卿の供して。二條の御所にて腹切て死す。長近は北陸道のつはものなれば。柴田勝家に

下　四洋及遷羅渡海朱印

下　金森長近卒

上　揭勅額于豐國社

組しけるが。勝家滅びて後羽柴秀吉にまたがひしかば。年ごろの軍功を賞せられ飛騨國をたまはり高山城に住す。これより先入道して兵部卿法印になる。關白秀吉公に近侍し所々の軍にまたがひ戰功を勵す。また今の　大御所にも召られまいらせしかば。大閤薨ぜられ大坂の奉行人等。さまざまの隱謀かまへけるにも。常に　當家にまいり志をあらはし。上杉御追討にも父子打つれて御供し。上がたの軍おこると聞て。その子出雲守可重は美濃國にむかひて軍し。この入道は　大御所に從ひ海道より攻のぼる。戰終てのち今度の恩賞行はれ。濃州上有知井關河州金田にて二万三千石餘の地を加へ給ひ。すべて六万千石餘になされ。齢つもりて八十四歳。けふ終をとる。（創業記。當代記。寛永系圖。藩翰譜。）○十三日小笠原兵部大輔秀政二子大學頭忠政御前にめされ。左文字の御刀を賜ふ。（寛永系圖。）○十四日風雨。（當代記。）○十五日三尾濱の三國洪水。これはこの夏霖雨旱なうれひ。木曾川の水も田地に引入しが。大風雨を得て加納城溝の水と一になり。河戸川矢橋川どもに押入て。所々堤防崩破し民屋を押流す。駿府の經營多半成功すといへども二丸はいまだならず。凡當城本丸四方百二十間づゝ。其高九間。天守臺十三間。二丸八百五十間。その高七間。本丸内石垣高さあるは七間。あるは五間なりとぞ。すべてこの二三年このかた。江戸駿府伏見等をはじめ。城々修築拓闢一日もやむときなし。いかさまにも近年のうち戰爭あるべき爲にやと。下民の巷說洶々たり。此日越前北庄武藏守玆矩に四洋渡海の御朱印。安當仁からせすにもおなじく下さる。（當代記。創業記。慶長見聞錄。御朱印帳。）○十八日駿城御移徙か賀せられて。　蔡廷より御太刀。馬代金二枚。綸子十卷。　親王より御太刀馬代金一枚を進らせらる。御發駕橋大納言維勝卿。勸修寺中納言光豐卿小袖二つづゝ奉らる。江戸　御所よりは御太刀。馬代銀千枚。裕三十。帷子十。單物十進らせらる。上總介忠輝朝臣より助重の太刀。馬代銀百枚。かなひさ二百把。越後布百疋さゝげらる。藤堂和泉守高虎は銀百枚。本多佐渡守正信金三枚。大久保相摸守忠隣。酒井雅樂頭忠世。土井大炊頭利勝蠟燭五百挺づつ獻ず。其外諸國の大名より賀儀の獻納。若干にして枚擧にいとまあらず。（慶長年錄。）○廿二日榊原式部大輔康政に附屬せられし竹尾平右衛門俊久死す。其子四郎兵衛俊勝は天正十一年より近侍し。當時御膳番をつとむ。（寛政重修譜。家譜。）○廿六日遠藤但馬守慶隆。駿府城造營の勞を慰せられ。　大御所より御書及び御服羽織を賜ふ。南部寶藏院胤榮迂化す。齢八十七。この僧もとは伊賀侘賀守といふ。緇流に入て後も槍て武藝を廢せず。ことさら鎗法は楠正成の臣安間了頓よりの傳を得て。その妙を得しかば。身に法衣をまとひ。手に念珠をくりながら鎗をもたらして往來す。加藤清正。武田勝頼等もこの僧の鎗法を學べりとぞ。今日もその寺に鎗法をつたへて。其訣を得ざれば住持する事を得ず。世に寶藏院流と稱するものこれなり。（寛政重修譜。大業廣記。）○廿八日安南渡海の御朱印を菜彌七郎へくだされ。四村半人へ東埔寨渡海の御朱印を下さる。（御朱印帳。）◎是月小笠原左衛門佐信之。岡部内膳正長盛を伏見につかはされ。城中の武具器械を檢察せしめらる。これ大御所の仰によりてなり。又伏見番士小尾仁左衛門光重の父監物祐光。江戸に有て病沒しければ。光重官長にうたへ身のいとま給はり。江戸にかへり喪事の後三十日をへてふたゝび伏見に赴く。（慶長年錄。家譜。）○九月朔日致仕松波平右衛門（家譜。平右衛門。）勝直死しければ。養老の料五百石を二子平右衛門勝吉にたまはる。（寛政重修譜。）○三日藤堂和泉守高虎。江戸城天守臺大手鎗石門經營構造の事を奉りしにより。　大御所より御書をたまふ。（寛政重修譜。）○四日有馬修理大夫晴信に。占城渡海の御朱印を下さる。（御朱印帳。）○五日此夜洛中光物あらはれ。叡山より南方へ飛行す。同時駿府にも同じく光物あり。その他諸國にもみる者多し。（當代記。）○六日浦井宗營に西洋渡海の御朱印をたまふ。この日羽柴駿河守高房卒す。こは故龍造寺民部大輔政家の四子にて。はじめは藤八郎といふ。天正十八年鍋島加賀守直茂國に當て沙汰するに及び。この高房をやしなひて子とし猶龍造寺を稱せしむ。慶長二年より豐臣家につかへ。羽柴の家號をゆるされ。八年叙爵して駿河守と稱す。　大御所の仰によりて江戸に來てつかへしがけふ二十二歳にて世を早うす。高房が子季明とて一人有しがのちに訴ける旨有て奥の會津にながされ死しければ。龍造寺が統は永く絕ぬ。（御朱印帳。寛永系圖。寛政重修譜。）○十日遠州新坂町火あり。（當代記。）○十一日遠江國横須賀城主松平出羽守忠政卒しければ。後に其子國千代して原封六万石襲しめらる。此忠政實は榊原式部康政が長子なり。外祖大須賀五郎左衛門康高がよつぎとなり。いまの　御所より御名の一字賜はり。五郎左衛門忠政となのる。天正十八年小田原陣の時。本生父康政に從ひかしこに赴き。四月五日その家へを酒匂口に埋伏せしめ敵兵を追討す。關東へいらせ給ひて後。遠州横須賀より上總國久留里の城にうつり三万石を領す。慶長四年四月十七日從五位下に叙し出羽守と稱し。五年關原の戰には。館林の城を留守すべしと命ぜられしが。館林をは家士等に守らせ。其身は御旨にまたがひ奉らんことをねがひ。御ゆるしを蒙り。凱旋の後恩賞として遠州にて加恩の地なたまひ。再び横須賀城にうつり六万石領し。ことし廿七歳にて卒せしなり。（寛永系圖。創業記。藩翰譜。）○廿日建部内匠頭高光入道壽德卒す。その子内匠頭光重父と同じく。播州尼崎の郡代たり。この入道は近江國の住人にて宇多源氏の流なり。織田豐臣の兩家に歷

下　西洋渡海朱印

下　寶藏院胤榮卒（寶藏院流槍術）

上　安南及東埔寨渡海朱印

下　大須賀忠政卒

上　占城渡海朱印

上　西洋渡海朱印

上　羽柴高房卒

下　建部高光卒

下占城柬埔寨及西洋渡海朱印
上龍造寺政家卒

下和子（東福門院）生

事して。若州または尼崎の事を落行せり。年老て家をば子光重にゆづりけれど。關原の時大坂の催促にまたがひ。毛利。長曾我部。長束の人々と安濃津の城を攻て。遂に城を攻下しける。天下一統　當家に歸せし後。御とがめもなくて本領を安堵せし事は。光重が妻池田宰相輝政の養女なれば。宰相深くなげき申されしゆへなるべし。かくて入道齢つもり七十二歳にてけふ終をとりしなり。（寛永系圖。藩翰譜。）◎是月秋山伊兵衛正勝召出され。大番にいりて伏見三年番をつとむ。又譜代の臣右府秀賴公北野社を修造せらる。このころ大坂にて三きりに靈社靈地を修造せらるゝ事あり。右府幼稚なればみな生母大淀院の祈願をこむる故あるなるべし。これによりかの母子纏夢祥瑞ども〳〵なりと。京攝の士人巷說胸々なり。（寛永系圖。當代記。）◎十月二日龍造寺民部太輔政家卒す。こは山城守隆信が子なり。隆信島津がために討死して後。龍造寺が所領をば家臣鍋島加賀守直茂もはら沙汰しければ。いかにもして父の仇をむくはんとて。譜臣鍋自へ使を奉り。九州御征伐あらんには政家直茂先陣の仰蒙らん事を望みけり。天正十五年關白島津退治の時。政家直茂眞前に馳參り先陣を給る。島津降參せしかば。龍造寺には本領を給ひ。政家いまだ年若し。直茂國務を沙汰すべしと命ぜられ。さて政家は從四位下の侍從に叙任し。十八年三月病て致仕し。其男藤八郎高房幼稚なれば直茂に家譲りふけ

五十二歳にて卒せり。（寛永系圖。藩翰譜。）◎四日　大御所江戸におもむかせ給はんとて。けふ駿城を御發輿あり。伏見より御供せし近習の輩は。暇給はり伏見へまかる。駿府へ還御までの間に。かへり參るべしとなり。この日　御所第八の姫君生れ給ふ。　御臺所の御腹にて後に御入内あり。　後水尾院の中宮にたゝせ給ひしなり。（御年譜。創業記。　世に傳ふる所。此姫君生れ給ひしとき。江戸中に異香馥郁たりしといふ。御先祖記。）◎官今大路延壽院道三こたびの御產。ことさら御なやみつよくわたらせ給ひしを。よく治療し奉りたりとて飯製の短刀を給ふ。又毛利藤七郎秀就。有馬玄番頭豐氏。駿府城經營に力をつくしければ。速成の功を褒せられ御書をたまふ。有馬修理大夫晴信へ吉城渡海の御朱印を下さる。（寛永系圖。家譜。御朱印帳。）◎六日有馬修理大夫晴信へ柬埔寨渡海の御朱印を下され。浦非宗普へ西洋渡海の御朱印を下さる。（御朱印帳。）◎七日星合采女正具泰が女後閤に召出され。こたび生れたまひし姫君に附らる。時に七歳。（外戚傳。　世に傳ふる所。この女次第に登庸せられ。姫君入内の時には三位して肥後局と號す。後に江戸にかへり神尾宮内少輔守勝が妻となれりとぞ。）渡邊源次仲綱武州入間郡にて死す。七十九歳。子なくして家絕たり。（寛永系圖。）◎十四日　大御所駿府を出ましてより。中原邊に御鷹狩日數をかさね。この日江戸の西城につかせ給へば。御

所繼て西城にならせられむかへ給ふ。　大御所駿府より金三万枚。銀一万三千貫目もたらせ給ひ進らせらる。（創業記。世に傳ふる所。　大御所江戸より駿城へかへらせ給ふとき。金十五万枚を　御所にゆづらせ給ひ。其後猶又金をあまた進らせ給ひ。天下に主たる身にては。非常の變あるとき下民を賑救し給はん時の料たるべし。敢て私の用に費給ふべからずと仰られしといふは。この時の事にや。駿河土產。）◎この時の事にや。駿河土產。）まだ中原にわたらせ給ふ時。楯七郎右衛門某を御使として。相州海老名へつかはされ。高木主水正清秀入道性順をとはせられ。時服并御鷹の雁を給ふ。入道隱退して其地に閑居するが故なり。（大業廣記。）◎十六日明人五官へ田彈渡海の御朱印を下さる。（御朱印帳。）◎十八日　大御所西城山里の茶亭に於て。　御所をむかへたまひ。茶宴をひらき饗したまふ。（家忠日記。創業記。）◎この月水野備後守分長子勘四郎元綱江戸に參り仕へ奉る。山角次郎右衛門繁盛死して其子内記直昌家をつぐ。この盛繁は小田原北條の家人にて。氏直に從ひ高野山に有しを後に召出されしなり。また駿城經營成功しければ。諸國の役夫を放ちかへさる。（寛永系圖。當代記。）◎十一月朔日　大御所御放鷹のため。浦和川越忍の邊へわたらせ給ふ。この日丹羽五郎左衛門長重が飯田町の家より失火し。餘燼飛て田安門災にかかる。又さきに勘發せられし御家人七八人改易せらる。（家忠日記。當代記。　改易せられし御家人の名をきゝさればたしかならず。さきに御旅館にて茶器紛失せし時。當直の番士等なりや。）◎十七日服部市郎右衛門保英死し。其子市平元正は文祿年中より近侍し。三子平吉保鄕も後に召出さる。此保英石見守保長が長子一平保俊が子にて。永祿十年十三の時よりつかへ奉る。姉川。長篠。長久手。堅江。甲州の戰にみな軍功あり。關原の時には同心百人をひきゐ野州黒羽根に陣し。奥州の押たりしがげふ五十三歳にてうけぬ。（寛永系圖。）◎十九日大雪。曉に撒す。（當代記。）◎廿七日故駿州の今川上總介氏眞が長子

上田彈渡海朱印

下服部保英卒
上還羅渡海朱印

左馬助範以京にて卒す。とし廿三十八なり。この時父氏眞は猶江戸に寓居す。その子五郎直房後に氏眞の養老料を給ひ高家に列す。(寛永系圖。)○晦日この廿日頃より寒氣烈しく。氷雪例年にこへたり。(當代記。)◎是月故越前中納言秀康卿の次子虎松丸十一歳。召によりて駿府に參り。　大御所に拜謁せらる。早く江戸にくだり。　將軍に見へ奉るべしとの仰蒙りて江戸に參られ。　御所に拜謁せらる。上總國姉崎の地一万石封ぜらる。酒井左衛門尉家次小五郎忠勝。金森出雲守可重二子(幼名詳ならず。)重次。新庄越前守直定が子新三郎直好初見し奉る。重次は小姓を仰付らる。又戸田三郎右衛門尉次叙爵して土佐守とあらたむ。植村土佐守泰忠は入道して二位法印に叙す。大須賀五郎兵衛某をめして。遠州橫須賀の城に松平國千代を補佐すべしと命ぜらる。こはもとの五郎左衛門康高が甥にて。さきにめしいだされ二千石賜はり。伏見城の留守居を勤む。安藤帶刀直次にもおなじく大須賀の國政を補導すべきよし命ぜらる。こゝにて久世。渥美。坂部等が職をうばはるといふ。(貞享書上。寛永系圖。家忠日記。續武家閑談。)○十二月朔日大雪。(當代記。)○五日又同じ。陸奥國弘前城主津輕右京大夫爲信京都にて卒す。其三子越中守信枚して。原封四万七千石つがしめられん事遺書もて願ければ。その請所をゆるさる。これは長子宮內少輔信建は早世し。二子熊信堅江戸にまいり家つがん事を請しかど。父の遺言すてにかくのごとくなるうへは。それにまかせらるへし。熊事は信枚あつく扶助すべしと仰付らる。この爲信は世々南部の被官として。南部の地に住しけるに。爲信がときに至り。津輕の地を打またがへ弘前の城にすむ。天正十八年豐臣關白小田原の北條征伐にくだられしとき。奥の大名いまだまいらざるさきに。爲信一番に馳參りければ。關白大に感ぜられ本領安堵の御教書を下さる。十九年九戸の賊をうたれんとありしときも。速にはせむかひ攻たゝかひ。朝鮮の軍起し時は名護屋に參り。慶長五年正月廿七日聞ゆるされ右京大夫と稱し。關原のときは東國の先陣に馳加はりて。美濃國大柿の城を攻落す。この後上野國勢多郡にて二千石加賜ありず。すべて四万七千石になされ。この日卒す。年五十八。(寛永系圖。藩翰譜。寛政重修譜。　重修譜關原の事をのせず。尤疎脫といふべし。)○十日中山雅樂助信吉を鶴千代の方につけられ。九千石加へて。本領に合せて六千五百石になさる。(寛政重修譜。)○十一日遠州原町に火あり。市店ことごとく燒失す。(當代記。)○十二日　大御所駿城にかへり入らせたまふ。この日伊勢國田丸城主稻葉藏人道通卒す。その子大夫紀通時に五歳。遺領五万石を襲せらる。この道通は伊豫入道一鐵が長男兵庫頭重通が子にて藏人といふ。はじめ關白秀吉公につかへて數臣の氏なたまひ。伊勢の國岩手の城を領す。大閤薨ぜられて

上　松平忠昌之新封

上　津輕爲信卒
下　稻葉道通卒

後慶長四年の秋。九鬼大隅守嘉隆と訴論の事ありしに。　大御所の御裁斷にて九鬼非據にさだまりしかば。道通は悅びたえず。九鬼は大にうらみけり。五年の秋道通上杉御追討の御供せしが。仰を蒙る旨ありて道より引返し。のが岩手の城にとどまり守る。關原の軍おこるに及んで。九鬼は岩手の城を責かこむ。道通は九鬼が兵粮を燒拂んとしてたゝかひ勝軍しぬ。戰畢て後度會郡今の城給はりてうつる。本領は二万五千七百石なりしが。この時四万五千七百石になされしなりけふ卒す。時に三十八歳。(御年譜。創業記。藩翰譜。寛永系圖。　道通一本に通茂とあるせしあり。いまは寛永系圖。藩翰譜にしたがふ。)。○十三日京北野天滿宮遷宮あり。大坂右府秀賴より造進せらるゝ所なり。(岸桐市正且元奉行す。(舜旧記。)○十四日醫員泰諦命院宗巴死しければ。その子德隣有室して家つがしめらる。この宗巴今大路延壽院道三が弟子にて。國手の名を得しのみならず。國學をも嗜み哥道にも心よせけるにや。徒然草の注犬枕双紙等の著あり。又遠江國原川町ことごとく燒失す。(當代記。慶長年錄。家譜。)○十五日齋藤金七郎政吉　大御所に謁し奉る。(家譜。)○十八日關東山伏の先達ども入峰の時。天台眞言兩宗の僧侶より。役錢をとり來りしに。近年僧侶これを出さず。又穢多等本院にいたり。葬具を持かへる事なりしに。近來これも僧等おさへて與へざれば。穢多等業を失ふにより。山伏等訴狀をさゝげ上裁を仰ぐ。よて本多佐渡守正信がもとにて双方對決せしむ。谷全阿彌某其席にいてゝこれをあづかりきく。まかるに武州浦和玉藏院看海辨論する所。確據詳明にて僧家の典故を說破しければ。山伏ども詞屈して遂に山伏の非據となりぬ。看海が辨說明白なるよし聞えあぐ。(慶長見聞書。)○廿二日丑刻駿城火あり。殿閣一宇ものこらず此災にかゝる。

大御所御心地例ならず折ふしわたらせ給ひしかど。本因坊算砂よりまかりければ。喜ばせ給ひ。竹腰小傳次正信御側に看侍せるが。速にかきいだき奉り。御庭へ火をさけたまふ。大番頭松平大隅守重勝大手の門を警衛し。中山雅樂助信吉は後門を守る。これより先大隅守重勝大手門をとぢて出入をゆるさゞれば。焚死のものすくなからず。　大御所は大手の方より出給はんと仰けるを。村越茂助直吉大手は衆人群集し雜喧なれば。後門より出ますべしと申。信吉門をひらき燭をはり。歩卒を左右に列し。守備を嚴にし喧擾を禁じ。小傳次正信が家に導き奉り。こゝに其夜なかし給ふ。かくて信吉は速に後閤にはせかへり。亀子代君猶隨線の中におはしけるが。餘燼はや後宮に及びしかば。乳母かきいだきまいらせ。はしり出んとせしかど。四方皆烟にて行方もらず。又穢多等本院にいたり。葬具を持かへる事なりしに。近來これも僧等おさへて與へざれば。穢多等業を失ふにより。山伏

下　駿府城火

かの乳母には小袖に水をそゝぎ上よりおとひ。手を引てやうやうと逃出たり。信吉危急の所におりて綿密の心がまへせりと。

大御所感賞し給ふ。後宮の内門常に男子の出入を厳禁せらるゝといへども。御家人井に右兵衛督殿直朝臣の家士廿一人。かの門をおしやぶり後宮に入て。朝臣の御生母お龜の局をはじめ。女房等あまた扶助し。器財もかれこれおひになひて火をさけしむ。彌の乳母宮内卿の局は。路を失ひ悲歎していたるを。平岩主計頭親吉が家士本多小五郎。米倉小傳次すくひてたゞさへさりぬ。殿直殿大にかの者等がふるまひを悦せ給ひ。

大御所にかくと聞えあげたまひしに。かの廿一人が制法を犯す罪を正され。後みな改易せられしとぞ。おかちの局（後に英勝院と聞えし人なり。）多くの人におしもまれ。すでに踏殺さるべかりしを。某とかいひし御家人みつけ。これを救ひ御庭へ引出したすけたり。局悦大方ならずこれもかくと聞えあげしかば。その者よく奮動たりとのみにて。別に仰出さるゝ旨もなかりしが。後に及び。俄なる火事なれば誰々も前後をわきまへず。たゞ御前のさまいかにと思ひ。專一に志して御側にはせ參るべきなり。さはなさず奥に入て女房等を引出せしは。感せろなりとの事にて遠流に處せらる。すべて此火後宮女房の。夜淺からず。（御年譜。創業記。慶長見聞錄。當代記。坂本日記。雜談。中山家譜。烈祖成績。大三川志。藩翰譜。）〇廿三日　大御所竹腰小傳次正信が家にまします。（創業記。當代記。）〇廿四日

てゝ。ものにあたりまどひ入亂れて蹂躙せしゆへ。燒死壓傷する者百人にあまりぬ。女濡の事とり行ふこゝろやといふ女房は。衆人の中にて踏殺さる。かゝる中にも君遠姫君をはじめ。さるべき女房はみなつゝがなく立退たり。常々御刀收められし匣二御次の間に置れしが。其中に廿四五ばかり收められし匣はとり出せしかど。七十二いりし匣は重くしてとり出し得されば匣を打やぶり。其御刀どもはみな池の中へ投入たり。御文庫寶藏は悉なかりしかども。御座に置れし御寶物ども。一として烏有たらざるはなし。其かみ豐臣太閤より進せられたる白雲の茶壺眞壺。正宗の御脇差。三原の御脇差。獅子の笛等も燒ぬ。折節在駿の大小名われをくれじと。人數引具し城中に馳つき消防せし中に。堀井後守直寄いちはやく寶藏にはせつき火を打けしたるにより。數の寶物をはじめ若干やけず。又消防の料に直寄兼て造り置たる器とに。をのが名井器械いくつといふ事なかきまゐるし。こゝかしこに捨置たり。この頃いまだ火すくふべき器械たくはへし人もまれなり。直寄がすて置し器とりて消防せしものあまたなれど。今度消防の功ひとへに直寄一人に歸す。

大御所も聞召。兼て用意のほど神妙なりとて御感

恩誼ならびなかりしかば。諸人の崇敬大方ならず。よて頗る驕恣にして威福をほりしにや。嘲誹する者も少からざりしとぞ。（舜旧記。慶長見聞書。）〇廿八日松平五郎八直基使もて　南御所へ物獻じ。結城の家づきしを謝し奉る。諏訪因幡守賴水が子松千代御前に召て首服を加へられ。御一字賜はり小太郎忠賴（忠恒と改む。）と稱す。よて備前一文字の御刀給ひ。烏帽子素襖なかづけらる。（家譜。寛政重脩譜。）〇廿九日京より工匠雲霞のごとく駿府へ下る。これ駿城火後經營あるべきが爲なり。近年天主教盛に行はれ。駿府にてもその教に入者多く。所々に寺院ないとなみ法なとくもの。神祇を罵り佛法を誹謗し。神社にいばりし佛像を焚き。墓辻いたらざる所なし。ほとんど國をみだらんとする崩壞。すでに生ずるとまらるれば。　大御所聞召。大に御心をなやまし給ふ。（舜舊記。慶長見聞書。慶長年錄。）

◎この月伏見にて御家人稻葉甲斐守通重。津田長門守元勝。天野周防守雄光。阿部右京某。矢部善七某。澤半左衛門某。岡田久六某。大島雲八某。野間猪之助某。浮田才藏某等七藩を削らる。こは京洛の富商後藤庄三某屋等が婿女。祇園北野邊を逍遙せしに行あひ。ゆくりなくその婿女をおさへ。まねて酒肆にいざなひ酒をのましめ。從者等をばそのあたりの樹木に繋り付刀をぬき。若強立ば伐てすてんとおびやかし。蒼皇に皆逃去りたり。酒肆の者これをみまもりてうたへ出ければ。かく命ぜられしなり。

下　天主教
上　還羅渡海
朱印
上　山中長俊
卒

大御所本多上野介正純がもとへうつりたまふ。これより日々城中燒跡を見巡り給ひ。燒し金銀其外龜局の貯金千五百枚。万局五百枚。かちの局三十枚。阿茶局三百枚燒たるをばみな取あつめ。奉行等に命ぜられ久能山につかはし。榊原内記照久にあづけしめらる。これ後に改鑄せしめられん爲とぞ。この日國々の大名等に命せられ。この火災のため御けしきうかゞはんとて。馳參る事を停めらる。よて諸國の大小名の使。奉りもの獻ずると日ごとに絡繹たり。また長崎後藤宗印へ還羅渡海の御朱印を下さる。また山中山城守長俊卒す。その子八藏宗俊は先に伏見にて初見し。駿府に御供して近侍す。この長俊もとは橘内とて近江に生れ。佐々木承禎入道につかへ。又柴田修理亮勝家。丹羽五郎左衛門長秀等に從ひ。後に堀左衛門督秀政がもとへ寓居せしを。豐臣太閤めし出し。俸給はり山城守と稱し。一万石の地を領す。その頃より　大御所にも御恩あつく寵しかど。關原の時大坂にありしをもて。石田が方人に類しければ。所領をば沒入せらるといへども。別の義をもて洛陽に閑居せしめ。　雨御所御上洛の折ふし絕ず召見せられ。もの賜ふ事おびたゞしくなり。卒するとし六十一。（創業記。當代記。慶長見聞書。御年譜。家忠日記。御朱印帳。寛永系圖。）〇廿七日相國守長老承兌蚬す。此僧頗る文才あり。又言論に長じ雄辨すぐれたるゆへ。洛内外寺院の政事。異國往復のことなどとらまめられ。

上　僧承兌卒

とぞ。(慶長見聞書。)◎この冬　大御所遠州中泉に鷹狩し給ふついでに。掛川の城に御駕を枉たまひ。城主松平河内守定行に銀綿子を賜ふ。定行も刀を奉る。そのゝち定行江戸に參り。御前にて實をたまふ。仙石越前守秀久伴食す。御盃に御刀をそへ給ひ馬をくだされる。福島左衛門大夫正則その子刑部少輔正之が近來所行たゞならず。ひとへに狂氣の至す所に似たりとうたへ幽閉せしめしが。正之はこのゝち遂に餓死すといふ。この三冬寒威嚴酷にして。二十年來覺えざる所なり。(寛永系圖。坂上地院日記。當代記。)◎此年伊丹喜之助康勝子作十郎勝長。水野對馬守重央子藤次郎重長。松平伊豆守信吉子勘四郎忠國二子與吉郎忠晴。山角次郎右衛門盛繁二子權兵衛吉次。永見新三郎重成初見し奉る。酒依長兵衛昌吉子喜右衛門昌次。花井伊賀定清子勘左衛門定光は駿府にて　大御所に初見し奉る。中川修理大夫秀成子清藏久盛はじめて江戸に參り拜謁し。御前にて內膳と名を給ひ。御盃に來國光の御刀をそへてたまはり。駿府にまいり　大御所に拜謁しければ。　將軍より名を授けたまひし御視にとて。鬼栗毛といふ馬を給ふ。小笠原兵部大輔秀政三子虎松丸。(時に九歲。)江戸にて　御所井に若君に拜謁す。御ゆかりあるをもて。此後江城後閣にて生長せしめらる。　御所の御乳母大姥局の姪岡部豐後守長次子內記吉次十歲にて初見し。局の願により召出され近侍す。酒井河內守重忠子與七郎忠正小姓になる。佐野牛四郎政秀二子甚四郎政勝。(時に七歲。)星合采女正具泰三子兵九郎專來。(時に四歲。)共に近習に加へらる。眞野勘右衛門正次子庄次郎正重。(時に九歲。)　大御所方の小姓になる。稻垣平右衛門長茂三子藤七郎重太。(時に十七歲。)花畑番になる。故三位中將忠吉卿の家士別所孫右衛門重家召出され書院番になる。內藤仁兵衛忠政三子甚次郎政吉初見し奉り書院番になる。朝比奈新九郎昌親二子八左衛門昌澄。石川半左衛門正次。小長谷彌右衛門時重二子七郎兵衛時連。山田五郎兵衛直時子甚平勝時。美濃部右馬允某子文左衛門茂重大番になる。安西彌右衛門安勝子甚兵衛元眞燒火間番になる。本多左大夫光重。高井助兵衛貞重。庄田松齋安次は駿府番士八十騎の內なり。稻垣平右衛門長茂子藤助重綱父と共に仰をうけて伏見城を守衛す。加藤善藏成吉子四郎兵衛成次。遠山三郎右衛門景次二子忠兵衛盛重。內宮太郎左衛門某。三島清左衛門政次子彌八郎政吉。大井民部少輔政吉子新右衛門政景等召出され。美濃部次兵衛茂持子與藤次茂勝。根來右京進盛重子小左次盛正。矢頭又一郎重政子金左衛門重次。長田理助吉廣。味方が原にて討死せし外山小作正成子藤左衛門正勝召出され。　大御所につかへ奉る。堀小太郎正善は本多佐渡守正信の請により。同じく初見し御側に勤仕し。現米百石。月俸五口を賜ふ。內藤若狹守清次。酒井備後守忠利。青山

上竹腰正信之加封

上安藤直次之加封

上紹葉正成之新封鍋島直茂致仕

下角倉了意通富士川

伯耆守忠俊三人を　若君につけられ。傅相の役を命ぜらる。小姓竹腰小傳次正信を右兵衛督義直朝臣につけられ。五千石加へられ。一万石になさる。味境村如意村を所領とせられ。犬山にて事あらん時は。川を背にし喰留べきよし面命を蒙る。永井彌右衛門白元使番となり。使番青山善四郎重長持筒頭になる。使番も故のごとし。布施新次郎重直父孫兵衛重次の家つぎて。弓同心をあづけらる。天野甚右衛門繁昌歩卒二十人預る。阿部茂右衛門正勝子勘左衛門宗重は召出され手鷹師になる。安藤帶刀直次は遠州にて五千石加へらる。成瀨半左衛門正虎四千石賜はり小姓組になる。山下彌藏周勝月俸をあらためて。武州にて采邑を賜ふ。毛利甲斐守秀元諸役免許の仰を蒙り。毛利播部介房次も領地水害を蒙り。軍役勤めがたきよしを申ければ。三千石の地諸役免許せられ。その餘は收公せらる。もとの金吾黃門秀秋の老臣稻葉內匠正成めし出され。一万石領せしめらる。富田信濃守知信從四位下に叙す。肥前國佐賀城主鍋島加賀守直茂致仕し。原封三十五万七千石を其子信濃守勝茂につがしめらる。此直茂實は鍋島駿河守清房が子にて。龍造寺山城守隆信につかへ。天文のはじめ豐後國の大友宗麟入道龍造寺が肥前國佐賀の城せめしに。直茂驅向ひさば〳〵戰かち。大友八郎親貞豐後國より。肥前小城郡今山に陣せしを討て親貞を討取。その他九州所々の戰に武功をあらはし。剛敵をうち敗る事あげてかぞふべからず。天正十八年陸信が子肥前守政家病により致仕するに及び。その子藤八郎高房幼稚なれば。直茂に國を讓りしより。佐賀城にうつり住て三十五万七千石を領し。猶鍋島を稱し。豐臣太閤にまたがひ兩度朝鮮に押渡り。武名を異邦にあらはす。太閤薨ぜられてのち軍なかへし。井伊兵部少輔直政により。始て　大御所に無二の忠なつくさん事を建白し。伏見城に御座をうつしたまはん事を申すゝめ奉る。石田三成密謀を企て京都靜ならざりしとき。いまの御所の　御警所を直茂が家にうつし。守護すべきむね仰くだされしかば。かひ〴〵しくうけばり奉り御惑を蒙る。慶長五年關原の役にはなのが國に在て筑後國へ軍を出し。久留米の城を受とり。立花左近將監宗茂がこもれる柳川の城をせめて。敵あまた討しかば。御書を下され褒せらる。今年致仕してのち元和四年六月三日八十一歲にて終をとれり。加藤善藏成吉死して其子四郎兵衛成次家つぎ。石原四郎右衛門昌明死して其子藤太郎安昌つぎ。淵美與四右衛門貞敎死して子與四右衛門某つぐ。又この春おかちの局の腹に生れたまひし市姬君を。伊達越前守政宗が嗣子虎菊丸に降嫁の事仰出され。井伊兵部少輔直勝が妹をもて。政宗が長子伊達兵五郎秀宗に配遇の事仰下さる。又林道春信勝には京にて宅地を下さる。又府內麹町にて里の坊を分附せらる。(今隼町といふ。この跡なり。)角倉與一

左衛門尉家次御使し賀し給ふ。大坂の豐臣右府は織田左門賴長を使して賀せらる。(創業記。當代記。寛永系圖。慶長見聞錄。御年譜。)○四日伊勢朝熊火あり。わづかに一坊を殘して。その他ことごとく燒たり。(當代記。)○八日駿府淺間の社に。後閑女房祈願するとて湯立をなす處。猶火災あるべきよし神託なりとて。女房等狐狸かぎりなし。(當代記。)○十日京より宗桂をめし下し。木固防算砂と對局せしめらる。(當代記。)○十一日四光寺三要に四洋渡海の御朱印を下され。角有了以光好に安南渡海の御朱印を下さる。(御朱印帳。)○十三日去年より七八十日に及び雨なし。この晩雨ふる。(當代記。)○十五日去年より松平國千代が家政つかさどらせられし大須賀五郎兵衛某。彼家に附屬せられし源美源五郎正勝。坂部三十郎廣勝。久世三四郎廣宣等。政權を失ひしを憤り。大須賀家を亡命するによて。此三人終身を禁錮せん事をこへば。其旨にまかせらる。(寛武家閑談。)○十六日雨ふる。(當代記。)○廿一日松前民部大輔慶廣が子若狹守盛廣卒す。この盛廣慶長元年父民部大輔慶廣と共に。はじめて　大御所に拜謁し。六年五月十一日從五位下に叙し若狹守と稱す。父慶廣が叙爵に先だつこと四年なり。八年大御所將軍宣下御參內のとき供奉しげふ卒す。とし三十七。(寛永系圖。)○廿四日昨夜より大雪なり。　大御所には駿府より田中へわたらせられ御鷹狩あり。堺津國天王寺魚井の水光好。(剃髮號了以。)富士川の舟路をひらき。駿州岩淵より甲府に至るまでの運漕を通ず。國人皆これを便なりとす。又仰により信濃國諏訪より遠江國掛塚まで。天龍川通船の事をも勤む。佐久間久右衛門安政。源六郎勝之等は此年より妻子を率て江戶に移住す。九鬼長門守守隆伊勢國鳥羽城に在て。駿府城炎上の告をきゝ。早船三艘をはせて駿府に赴かんとするところ。海上風波あらく遠江國御崎相良の脇島に漂着し。夫より通夜陸地を急ひて駿府に至り。御けしきを伺ひければ。　大御所御感有て。麈及び黃金を恩賜せらる。(寛政重修諸。寛永系圖。家譜。青山家譜。眞享書上。烈祖成績。)

台德院殿御實紀卷七　慶長十三年正月に始り六月に終る御齡三十

慶長十三年戊申正月元日歲首の拜賀例の如し。此日日蝕。世人凶兆といふ。水谷彌太郎勝隆暇ゆりて伊勢守と稱す。時に十二歲なりとぞ。(創業記。家忠日記。當代記。寛永系圖。)○二日謠曲始例のごとし。松平外記忠實從五位下に叙せられ土佐守とあらたむ。去年駿府の城炎上せしかば。　大御所には本多上野介正純がもとにわたらせ給ふ。在駿のともがら大小名みなかりの御所にまいりて。歲首の賀を聞え上奉る。江戶よりは酒井

上　高力清長
下　松前盛廣

天龍川運漕
四洋及安南渡海朱印

渴して出ず。衆庶あやしみ巷說區々なり。(當代記。御年譜。)○廿六日武藏國岩槻城主高力河內守清長卒しければ。その嫡孫左近大夫忠房もて原封二萬石を襲しむ。その子土佐守正長は父に先だちてうせけるがゆへなり。清長が父をば新三安長といふ。天文四年　大樹寺殿いとけなくましくける時に。織田備後守信秀八千人を引具し。岡崎を襲ひ來るに。御一族をはじめ防失射んと欲するもの。わづかに八百人には過ざりしが。安長はその父備中守重長と共に。みかたの人々と同じく伊田鄕に討ていて。眞先かけて父子共に討死す。清長はそのとき六歲にて孤となりしが。生長の後與左衛門といひ。　大御所いまだ駿府今川龍元のもとにおはしける時よりまたがひ奉り。永祿三年五月大高の合戰よりして。一向宗一揆の時も高名少からず。土呂の善秀寺は清長が本領たりし高力の鄕と近隣なりしかば。一揆平治の後仰を承りて。かの地の制法を定め。佛像經卷をとりあつめ彼寺にかへせしかば。國民みな呼で佛高力と稱しけり。七年本多天野等と同じく。岡崎の奉行職を奉り。十一年遠州御征伐のとき。久野の城は第一の要害にて。久野三郎左衛門宗能が一族こもりたり。こゝに清長遠州可睡齋の住持は。宗能が歸依僧なるよし兼てきゝければ。かの僧につきて宗能をすゝめしにより。宗能味方に屬しければ。當國のともがら多くは御手にふたがひ進らせたり。これひとへに清長

がはからひによる所なりとて御感斜ならず。元和元年姉川の合戰に高名し。三年三方原の戰に鏃疵を蒙る。天正八年九月廿三日遠州馬伏塚の城に。鎌田の地をそへて下し給ひ。十年泉州堺よりかへらせ給ふ時。小荷駄の奉行たり。八月駿河田中の城給はりてうつる。十二年豐臣家に御和睦の御使せしかば。秀吉公悅び大方ならず。十四年叙爵させ河內守と改めしめ。豐臣の姓を賜はり。羽柴の氏をなのらせらる。十八年關東にうつらせ給ひし時。今の城にうつり二萬石賜はり。また浦和邊一萬石の地の代官を仰付らる。此とし豐臣關白は小田原の北條を平らげ。直に奥に下向せらるとて。岩槻の城に駕をとゞめられしに。清長よく待儲しければ。關白大に感ぜられ。歸洛の時使して若干の賜物要子に及ぶ。慶長五年關原の戰には。海道の御供してのぼり。この月けふ卒す。齡七十九なり。(寛永系圖。藩翰譜。)○廿九日駿府にて酒井雅樂頭忠世に命ぜられ。武藏國八王子の故北條陸奥守氏輝遺臣武功の者十七人を撰び。嫡松君の家人とせられ。中山雅樂助信吉に附屬せらる。このともがらに配分すべきため。常陸國眞壁郡の內にて別に三千五百石を給ふ。かの十七人は山口六郎右衛門。山口九郎左衛門。山口惣兵衛。山口久兵衛。長市右衛門。橫手市兵衛。岡部大左衛門。若林作兵衛。神田伊兵衛。島村孫右衛門。國分左大夫。國分權兵衛。加治忠左衛門。鈴木十左衛門。鈴木長右衛門。久下兵治長兵衛。

上再築駿府城本丸

下水野重央之加封

上大田吉勝卒

庫といふ。(家譜。寛政重脩譜。)◎この月駿府本丸經營をいそがれ。三遠の内掛川。濱松。吉田。岡崎の人夫を召あつめ。信濃木曾。紀伊熊野の山々より巨材を伐出し。關東の人夫をめして伊豆山の材を採り。ともに駿府に運漕せしむ。關東のともがらはさきに江戸修築にあづかるをもて。駿城の役を除かるゝといへども。去冬不應の火災により。ふたゝび課せらるゝ所なり。遠三の人夫は去年韓聘饗待のため。駿城の役をゆるされしかば。今度の役に課せらる。よて江戸より安藤對馬守重信を御使として。こたび經營の用に江府儲蓄の材木を川ひ給ふべきよし仰進らせらる。此材木運漕のため諸國浦々にて。通船を査檢せしめ。兵粮賣買の船は殿に禁じて。渡海せしむべからずと令せらる。鍋島信濃守勝茂は駿城經營の助役を仰下さる。又諸大名より去冬災にかゝりし。駿城の後閣女房阿茶局等五人へ。金銀衣服若干を贈遣す。(武德大成記。慶長年錄。慶長見聞錄。創業記。家譜。慶長見聞書。)○二月三日大田善大夫吉勝死す。其子甚四郎吉正は天正八年より召出されつかへ奉る。吉勝は三河の産なり。父を甚四郎吉房といふ。十八歳よりつかへ奉り。弘治三年小河刈屋のたゝかひに。眞先かけて鑓を合せ。十八町驅にて首級を得。永祿十一年根小屋をやく。それよりして姉川。三方原。長篠。小山。遠目等の戰に高名すくなからず。晩年三子金兵衛吉矩が許にありて。けふせぬるこ。(寛永系圖。寛政重脩譜。)○四日伊勢の桑名町燒たり。これは去々年このかた。しばゞくの災をまぬかれしが。この日遂に燒失す。(當代記。)○六日雪ふる。(當代記。)○七日長谷川權岐守正吉死して。その子久三郎正信つぐ。(家譜。)○十二日鈴木友之助信光死す。後に子友之助重氏召出さる。信光は永祿年中より仕奉りて。所々の御陣に供奉し。或は伏見城の留守居を勤む。のち病て鄉里に閑居し。この日死せしなり。(寛政重脩譜。)○十三日夕陽當よりも紅なり。彼岸の中日なれば祥端とて下民これを拜するもの群聚す。(當代記。)○十四日駿府の木城上棟の式行はる。この日水野對馬守重央を常陸介賴宣朝臣の傅相とせられ。三千石加恩ありて一万石となり。水戸に赴き國政を沙汰す。此時隊下大番士のうち水野三四郎某。平岩助右衛門近吉。岩手九左衛門信政。夏目彌次郎定次。酒井金三郎某。鈴木七右衛門某。油比甚太郎正吉。水野甚三郎某。富川金八政久。粂吉十郎某。夏目彌十郎某。太田新八某。すべて十二人。及鐵炮同心五十人を附屬せられ。番士の采邑六千二百五十石同心給分を給ふ。(創業記。寛永系圖。寛政重脩譜。)○廿日朝比奈惣左衛門嘉勝二千石加恩ありて。采邑三千石となる。三浦長門守爲春に常州にて。二千石加恩給ひ五千石になさる。(家譜。)○廿七日大坂の右府秀賴公痘瘡をなやまれしが。癒治のよし聞えければ。西國中國の諸大名世上をはゞかりひそかにけしきうかゞふ中に。福島左衛門大夫正則のみ速に大坂にはせのぼり。日々左右に侍するとぞ聞えける。まかるに右府のなやみやゝ快くて。酒湯の式行はる。(創業記。當代記。武德編年集成。　世に傳ふる所。右府のなやみ大事に聞えしかば。諸寺諸社に奉幣祈禱もはら行はる。小野の御神奇特の靈驗ありと巷說せりとぞ。慶長見聞書。)この日松井助大夫宗次死して其子助大夫宗重家をつぐ。(家譜。)○廿八日此ころたま〳〵雪ありといへども。わづかにうるほへるのみなりしに。此夜より大雨。衆民歡ぶことかぎりなし。今年春寒深くして桃李花やゝ遲し。(當代記。)○廿九日夕陽雲にうつり其形二にみゆ。色ともに朱し。(當代記。)◎是月青山岡書助重成に。駿府城經營を監せしめらる。(寛政重脩譜。)○三月三日駿城殿閣屋舍ことゞく瓦葺になし。御座所はとり更白鐵を沃せしめらる。伊東修理大夫祐慶。駿城去冬災後の御氣色伺ふとて。大燭臺。中燭臺。手燭各二十づゝ奉る。下曾根三右衛門信正死して。その子三十郎信由家をつぐ。(當代記。慶長年錄。家譜。寛政重脩譜。)○四日九州の宮木右京進賴久燭臺十。會津の藩士町野左近。岡半兵衛蠟燭三箱づゝ。吉倉六兵衛蠟燭二百挺駿府に獻ず。(當代記。)○五日三絲山にて故三位中將忠吉卿小祥の法會行はる。千僧供養なり。この日松平五左衛門成重　大御所に初見す。(慶長見聞錄。寛政重脩譜。)○十一日駿府本城落成して。　大御所うつらせたまふ。諸大名酒樽を獻ず。此日烈風甚雷雹時してやみたり。(御年譜。武德大成記。當代記。)○十七日戸田兵右衛門清勝死して。その子平右衛門勝吉家をつぐ。(寛永系圖。)◎この月伊達越前守政宗に御家號を給はり。松平陸奥守とあらためしめらる。(これまでは羽柴なのりしなり。創業記當代記等また宇間が譜に。十四年とするといへども。今は寛永譜によりてこゝにおろす。桑松錄には今年十二月廿五日とあり。重脩譜には正月の事とす。宇間が譜には伊織忠次奥州に下り。此命を傳ふとあり。)よて來國光の御刀を賜ふ。石川四郎兵衛重久。はじめて仕へ大番に入。林道春信勝が弟永喜信澄京より駿府に參り初見し。仰により江戸にまかり拜謁し奉る。棋師等京より江戸にまいる。其枝御堅はてゝ駿府にのぼる。又伏見代官の下東岸澤新平。此正月その主鼓。(小銀と字す。)をうばひ亡命し。彼の智里肥後の邊境に隱れたるが訴へ出しかば。搦とり駿府に下し獄につながる。(寛永系圖。諸藝譜備考。斷家譜。當代記。)○四月四日比叡山正覺院豪圓は緞子杉原。橫川西塔は杉原來廣。三州小松原寺　は杉原來廣。下妻玉泉院　は杉原を獻ず。(當代記。)○五日岡宮今大路道三親清法印に叙ず。(寛永系圖。)○八日上總の鹿塲に森嚴寺を創立有て。故越前中納言秀康卿小祥の法會ないとなみ給ふ。(慶長見聞書。)○十日青木民部少輔一重緞子の袷。料理鍋。鍔切立を獻じ。淺野彈正少弼長政綿百把獻ず。此頃京より葬師利支駿府にまい

りしかば。道石と毎日對局せしめらる。三十番にて道石勝を得る事七番なり。(當代記。)○十四日淺野彈正少弼長政は馬代銀三十枚。小袖四獻じ。其子紀伊守幸長は小袖十。羽織十獻じ。多羅尾久八郎光雅は鑓五連。池田宰相輝政が臣乾平右衛門は大緒十筋さゝぐ。(當代記。)○十六日醫官竹田定宣法印に叙す。(寛永系圖。)○十八日池田宰相輝政二子藤松十歳。三子勝五郎七歳。御前に召て首服加へられ。藤松は從四位下侍從に叙任し。御家號并御名の一字給はり。松平左衛門督忠繼と改め。勝五郎は從五位下に叙せられ。これも御家號御名の字給はり。松平宮內少輔忠雄とあらたむ。忠繼に正宗の御刀。忠雄にも御刀に御馬そへて給ふ。(寛永系圖。家譜。)○廿一日駿府烈風にて民屋傾覆するものあり。尾張兩州大水。(當代記。)○廿二日四光寺三要は杉原井綾。高野山文殊院勢譽は香嚴散。衆徒中よりは緞子。青蓮寺玄仙は緞子。三州岡崎法花寺　は杉原扇子を獻す。(當代記。)○廿三日子刻光物あり。北より南をさして飛さる。(當代記。)○廿四日某寺僧玄榮は杉原束廋。長四堂は緞子。旭四堂瑞藏主白羽二重をさゝぐ。(當代記。)○廿八日島津陸奥守家久は銀千枚。三位法印義久入道龍伯は緞子五十端。島津攝津守忠續は金襴。京知恩院　は原板五端。その使僧榮傳は錫香箱三十。金斷丸五包さゝぐ。(當代記。)◎是月大久保石見守長安は銀山檢所の仰を蒙り。去年より佐渡におしわたり。銀鑛を穿つといへども。海水多く鑛中に入て功をなす事を得ず。又奥州南部及び松前邊金山ありとて。佐渡より鑿工等競ひ赴くといへども。松前にては粮乏しきがゆへ飢死なりとて。領主松前民部大輔慶廣の境に工人ないる〻事をゆるさず。福島左衛門大夫正則が長子民部少輔正之は。さきに父正則のために幽閉せられ飢死す。その妻は松平因幡守康元が女なれば。　大御所には一方ならぬ御ゆかりなり。よてこたびその妻を藝州より。康元が總州關宿の城へ引とらしむ。月半まで雨ふらず。關東麥熟せず。西國はよく熟せしとそ。東山建仁寺中名高き吉藤あり。花のころは都人群遊す。ふみるに今年花さかず。都人是をあやしみ凶兆とす。(創業記。當代記。慶長見聞錄。)○五月朔日毛利中納言輝元入道宗瑞は雌子五。同じ藤七郎秀就。島津陸奥守家久。福島左衛門大夫正則は雌子十づゝ。京極宰相高次。生駒讃岐守一正。松平伯耆守忠一。京極修理大夫高知。森右近大夫忠政。細川內記忠利。佐竹右京大夫義宣。蜂尾帶刀吉晴。井孫三之助。島津左馬頭以久。德永左馬助昌重。熊井武藏守並矩。伊東修理大夫祐慶。松平國千代は雌子五づゝ。南部信濃守利直雌子四。寺澤志摩守廣高。金森出雲守可重。木下右衛門大夫延俊。水多出雲守忠朝。九鬼長門守守隆。相馬長門守義胤。相馬大膳亮利胤。眞田伊豆守信之。稻葉彦六典通。宮木右京進賴久。遠藤但馬守慶隆。福原越中守某。遠水甲斐守守之。伊東丹後守長

下　大名初獻時服

上　大久保長安宣檢佐渡銀山

次堀田圖書助勝嘉。青木民部少輔一重。淺田孫一郎某。戸澤九郎五郎政盛。織田上野介信包雌子三づゝ。本多縫殿助康俊。平岡牛右衛門賴資。桑山伊賀守元晴。桑山又四郎清晴。成田左衛門尉氏範。由良信濃守貞繁。杤木河內守元綱。其子兵部少輔宣綱。岡部內膳正長盛。那須修理權大夫資晴。本多因幡守俊政。小笠原左衛門佐信之雌子二づゝ。里見安房守義康單物五。上杉中納言景勝。德永法印壽昌單物三づゝ。西尾豐後守光教。吉田希代丸重恒。谷出羽守衛友單物二づゝ。直江山城守兼續は雌子二獻す。(案ずるに諸大名一統に時服を獻ずること。ものに見えたるはこの時をはじめとす。これ三季の賀儀に時服獻ずるの權輿にや。)長谷川式部少輔守知は鎖子五十。紫革十枚獻じ。曲直瀨養安院正琳は金襴并薄衣香廿をさゝげ來る。この日三州大崎の船手役中島與五郎重好死しければ。その子與五郎重春家つがしめらる。此重好は板倉周防守重宗が異父兄なりとそ。父與五郎重次は天正四年遠州雉坂湊にて。武田の兵船とたゝかひ討死し。重好は十八年關東にうつらせ給ひし時よりつかへ奉り。慶長五年より大崎海邊船手の事をつとめしとそ。(當代記。家譜。)○三日加藤肥後守清正。最上出羽守義光。松平陸奥守政宗は雌子十づゝ。加賀中納言利長卿。松平筑前守利常。蜂須賀阿波守至鎭。佐野修理大夫政綱。水野六右衛門勝成。石川支審頭康長。松平隱岐守定勝。松平左馬允忠賴。田中筑後守吉政子半人忠政。一柳監物直盛。片桐主膳正貞隆は雌子五づゝ。生駒藤太郎。　藤堂和泉守高虎。立花左近將監宗茂。水谷伊勢守勝隆。堀美作守親良。仙石越前守秀久。小川壹岐守。　松平丹波守康長。內藤豐前守信成。松平河內守定行。戸川肥後守逸安。市橋下總守長勝。松平甲斐守忠良。松浦式部卿法印鎭信。溝口伯耆守宣勝。分部左京亮光信。酒井河內守重忠。石川肥後守康勝。伊東掃部某は雌子三づゝ。松倉豐後守重政。松平又七郎家信。前田左衛門權佐慶定。高力左近大夫高房。松平多羅頭家清。織田民部少輔信重。牧野駿河守忠成は雌子二づゝ。關長門守一政。中川修理大夫秀成は單物三づゝ獻ず。また二條准后昭實公單物三。一乘院門跡尊勢雌子二。三寶院門跡義演准后裕二。三菩提院　杉原扇子。常菩提院門跡某句袋十。高野山無量光院行昌丁子十斤。桑山伊賀守元晴道服二。袴一。桑山與兵衛某雌子十。山中主水某銀十枚。坂本新五郎某羽二重五疋。片山小右衛門某具光布二端。中川半左衛門某鎭子二十。足崎又次郎某紫革十枚。御藥屋勝七は白布五端さゝげ來る。(當代記。)○六日四尾豐後守光教が子信濃守教次卒す。時に二十一歳なり。(寛永系圖。)○九日建部內匠頭光重雌子五獻ず。(當代記。)○十三日中川修理大夫秀成道服五。其子內膳久盛馬代銀五十枚。雌子十。綸子緞子袷十獻じ。高野文殊院勢譽錫切立一双。行人方の附等高野紙十束さゝぐ。(當代記。)○十四日悟眞寺　杉原扇子九獻

下令遠在駿府歌舞妓

上北條氏盛卒

下收筒井定次封流奥州

ず。またさきに當家を亡命せし小幡勘兵衛景憲江州愛知川にて爭論し。敵手十餘人に切勝て立退く。(當代記。寛永系圖。)この景憲いま處士たりといへども。大坂兩度の陣中大功あり。故にいまその名をこゝにかゝぐ。)○十五日哥連師里村昌琢景敏法橋に叙す。(寛政重脩譜。)○十八日河内國狹山領主北條美濃守氏盛卒す。その子太郎助氏信して。遺領一万石襲しめらる。この氏盛は故美濃守氏規が子にて。小田原没落の後　當家にまたがふ。左京大夫氏直卒しければ。豐臣太閤その祀を奉ぜしめらる。よて太閤名護屋の御陣に陪從し。慶長五年關原のはじめ大駕にまたがひ。上杉追討のとき下野小山にいたり。やがて西尾隱岐守吉次に屬して關原にむかひたり。六年五月十一日從五位下にて美濃守と稱し。けふ三十二歳にて卒しぬ。この日飛鳥井宰相雅庸卿雌子五。枕一。句袋十獻じ。花房又七郎某雌子三。閑齋　帶三筋。龍庵　鹽五連。團扇二柄さゝぐ。(寛永系圖。當代記。)○廿日所々洪水。(當代記。)○廿三日生駒讃岐守一正妻子を江戸の邸にうつり住しむるにより。讃岐國公役の半をゆるさる。(寛政重脩譜。)○廿四日大坂の右府乳母をして。伊勢太神宮へ參詣せしめ太神樂を執行す。右府母子祈願ありとてなり。(當代記。)○廿六日宗對馬守義智入參二十斤。柳川豐前調信縮緬二十五端さゝぐ。(當代記。)○廿九日那須修理權大夫資晴那須紙五束獻ず。(當代記。)◎是月筒井伊賀守定次急に召れて。伊賀上野より駿府にまかる。これ其被官中坊飛驒守秀祐訴る旨あるによりてなり。またこれよりさき水野六左衛門勝成。京より哥舞妓(出來島隼人と字すといふ。)をひきつれ駿府に下り。其藝をなさしむ。男女群聚して國中をかたぶく。これより先府中舞妓多くつどひ。士人爭論を引立し靜ならざるにより。令して府中の哥舞妓を追放たしめらる。(當代記。創業記。)○六月朝日深井丹後守某發約五十端。松倉豐後守重政革三十枚。獨樂五。佐久間久六郎勝宗鷹打板。佐久間左兵衛勝年鷹大緒。鷹旋子を獻ず。(當代記。)○二日楢西堂蒸籠一。文殊院弟子宮内卿杉原井綾。南都五師白布十匹。法輪院　不動院重順。無量院舞運器十挺づゝ。同招提寺　墨五挺。同世三か寺曝布三匹。杉原扇子を獻ず。(當代記。)○八日伊賀國上野城主筒井伊賀守定次所領二十万石收公せられ。其子宮内少輔順定ともに改易せられて。奥の岩城に配流し。鳥居左京亮忠政にあづけらる。定次は大和一國の領主陽舜房順慶が猶子なり。順慶天正十二年長島の戰にむかひ。病にそみてうせぬる頃は。定次いまだ四郎と稱したるが。家つぎて大和國を領しぬ。十三年豐臣内大臣秀吉關白宣下ありし日。定次をも侍從に任じ。閏八月伊賀國にうつされ上野の城を領し。伊賀守に改め。慶長五年上杉御追討のとき御供して奥に下る。上方又みだれぬと聞えければ。仰を蒙り御先に本國に馳のぼりし所。居城には留守の兵ども大坂の寄手におそれ。城を渡して退たりとき〻。定次大にいかり直に海道の味方とひとつになり。岐阜の城を責落し。關原の戰にも先がけし。激の多勢を打破りしかば。戰ひ終て後本領安堵し。再び伊賀の國を領す。然るに此頃は家の老臣等へ對面するともなく。常に田獵をのみ好み。又まばゆく大坂にのぼり。定次町の家に有て放蕩淫樂にふけり。倭臣七八人を愛し。大坂の大野道犬等と交り逸遊を旨とす。雜て筒井が被官たりし中坊飛驒守秀祐は。順慶が時より大和にて武功のふる兵なりしが。まして今は慶長七年より召れて。奈良の奉行をも命ぜられし事なれば。其威權を專らにして。當時肩を并ぶる者なし。筒井が家臣どもこれを妬む徒もすくなからず。定次に讒訴する事絶ず。定次が新進の寵臣に河村與六郎。松浦佐内といへるもの。と更に秀祐を忌み妬み。桃谷與太左衛門。服部平七郎などいへる力士とはかりあはせ。君命なりと矯めて。秀祐を二丸によびよせ討取んとす。万財太郎。布施小太郎などもとより大和士なれば。秀祐に荷擔しひそかにかくと告まらせたりしかば。秀祐病をとなへ辭して出仕せず。万財布施等と共にをのが家の子五百餘人。ひた甲して逆寄し。河村松浦を討はたさんとひしめく。河村松浦も桃谷服部等とまめしあはせて。千餘人二丸にあつまり。防戰の用意す。こゝに於て城下村里の衆民驚て騷擾ないめならず。やがて中坊より使して。我君に對して不忠の覺えなし。各私の宿意を以てかゝる騷動をひき出したれば。とくおしよせて秀祐が首をみるとも。各が首を見せらるるともせらるべしと申送りければ。松浦河村もこれにやおそれけん。大坂の邸へ急使櫛の齒をひくごとく注進せり。筒井が老臣桃谷與次郎國仲名張の城にありしが。此よし聞ていそぎ秀祐がもとにいたり。態に諫めて干戈をばとゞめたり。定次はこの程大坂の邸にて淫酒にふけり。痛疾をやみしが。この注進におどろきにはかに歸城しければ。河村松浦これを待つけて。秀祐不臣の狀を讒訴す。定次大に怒り。直に出馬して中坊が家を燒亡さんとありしを。年老たる家人どもひたすらにいさめとゞめ。又秀祐なも意見し。定次の詞なりとて國主の留守にありて。干戈を動かさんとする事非禮甚しければ。双方ともに罪をたゞさるべしといへども。秀祐は老父順慶以來の功臣なれば。罪するにたのびず。父子ともにばらく故郷南都に立退くべきかとありければ。秀祐父子不臣の心なしといへども。君讒臣の言を信じ給ふうへは。恨なしといふべからず。またかりといへども今に於て。君臣の禮みだるべきにあられば。仰にまたがふべしとて。家子百餘人甲冑を帶し立退き。南都へは行ずして駿府にまいり。定次常に淫酒にふけり田獵を專にし。讒臣をまたしみ國政をみだるよしをうたふ。定次もまたかくと聞ておどろき。秀祐が不臣の擧動多よしをうたふ。駿府に於て双方を

召決せらるゝ處。定次養父順慶このかた。豐臣家舊好忘るべからずとはいへども。常にひそかに大坂にまかり秀頼に近侍し。其上酒色に耽り諫佞をまたしみ。國政をみだる事。一々謝するに詞なかりければ。遂に罪せらるゝとぞ聞えし。(御年譜。家忠日記。藩翰譜。筒井家記。　世に傳ふる所。中坊秀祐さる功慧の老人なれば。常に駿府に伺公し大久保石見守長安に厚く賄ひ。御家人たらん事を請ふ事久し。長安また奸智ふかきものなれば。秀祐をまたしみその事を周旋せんとす。秀祐元來大和士にて。南都の事情にくはしければ。かの地の訴訟事なば。常に秀祐にはからはしむる事もまゝ〳〵あり。秀祐奈良の奉行たらん事をこひねがひ。長安に媚をもとめたのが私財をもて。長安が第邸を改造するとて。其子忠右衛門秀政を駿府に呼よせむとす。定次これを聞大に秀祐を怨みけるより。事おこりしといへり。(當代記。)本多中務大輔忠勝。松平攝津守忠政。井伊兵部少輔直勝に上野の城請取命ぜられ。筒井が家士井に財寶は。心まかせに持退くべしと令せらる。安藤次右衛門正次をして。其郡邑を檢知せしめらる。(慶長見聞錄。烈祖成績。　寛永系圖。藩翰譜。ともに是を十二年の六月とす。誤れるに似たり。今成績によりてこゝに收む。)この日洛中大水。河内攝津邊堤防をこえて水おしいる。濃州より東は水害なし。(當代記。)〇九日古田希代丸重恒が老臣古田六左衛門緞子道服五。秋山左三郎菖蒲革十枚。長野次右衛門鷹鞁十。仙石三左衛門碁石を獻ず。(當代記。)〇十一日藥師寺　極樂坊駿府閑能寺。みな來本を獻じ。西大寺高久は杉原に墨そへて獻じ。身延山久遠寺日重は杉原五束獻ず。四月より雨ふりつゞき。關の東西とも洪水の害にかゝる。(當代記。)〇十六日故越前中納言秀康卿の女子を。(毛利家の呈譜には慶長七年六月六日。　御所の御養女と定給ひしと云。)毛利中納言入道宗瑞が嫡子藤七郎秀就へ配遇せらるべしとて。けふ福井より江戸に着せらる。(當代記。)〇十七日佐々木利助元次死して。その子左衛門正次家をつぐ。(寛永系圖。)〇十九日杉若藤右衛門某曝布廿疋さゝぐ。(當代記。)〇廿一日謙應某單物五。香物一函。牛夏二袋。岡田將監善同弓二挺箭一本。矢筒一弓立一獻じ。三州大樹寺　光明寺　來本を獻じ。九鬼長門守守隆單物十金一枚獻ず。(當代記。)〇廿五日本願寺門跡光謙生絹十。銀十枚。坊官下間宮內卿大緒五筋。下間少進法印熊隙泥三疋。彦山北院杉原五束。扇一本。同山內藏坊三大部二函。大戸志德院藥籠二。南禪寺宗最縮緬一卷。同じ長老景傳。高雄寺眞海來本。近江佐々木神職杉原を枠ぐ。又松平越後守忠俊白布六十卷。堀監物直次銀三十枚。堀對馬守某雌子五。蠟燭二百挺獻ず。狩野右近孝信大緒五筋獻ず。(當代記。)〇廿七日けふまて三日南風烈しく。西國は高潮にて泊船多く毀損す。(當代記。)◎是月丹波國八上の城主前田主膳正茂勝は。德善院玄以

下　前田茂勝之除封

法印の子にて。關原の戰にのぞみ。大坂の催促にまたがひ。丹波但馬の人々と同じく。丹後の國に向て。細川玄旨法印の田邊の城をせめかこむ。關原の戰終て後別の儀を以て。本領を安堵せしめられたり。これは父玄以法印が岐阜黃門秀信卿をいさめて。織田殿の御子孫に於て。たとへ幾代をへさせ給ふとも。德川殿にむかひ御うしろめたき事候べからず。とにもかくにも　德川殿と共に。安否を同じうせさせ給ふべきなりと。諫めけるを明らかなり。又大坂にありて逆徒の密事を告により。石田三成が謀叛の狀にも連署せざりしゆへにや。まかるに茂勝此ほど物にくるふ擧動多くなりて。宗徒の家人を手討し。或は腹切らせ。そのうへ洛中洛外を狂ひめぐる程に。近江の國水口の邊にて。土人のために打擲せられ。人心ちもなく打ふしてゐたるを。家人等やうやく舁もとめ得しかば。伏見の家につれかへり押籠て置たり。よて其所領五万石は收公せられ。堀尾三之助に預らる。また駿府にまかりたる棋師象棋師等其技を御覽ほてゝ。暇賜ひ歸洛す。(武德大成記。藩翰譜。當代記。)

下　延曆寺領

桑名加納佐和山に至り。本多中務大輔忠勝。松平攝津守忠政。井伊兵部少輔直勝に伊賀上野の城を。筒井伊賀守定次が家臣等より請取べしとの仰をつたふ。(當代記。慶長見聞錄。)〇五日本多中務大輔忠勝。松平攝津守忠政。井伊兵部少輔直勝。各居城を發程して伊賀におもむく。(慶長見聞書。)〇七日細川內記忠利。船越五郎右衛門景直は雌子五づゝ。藤堂和泉守高虎は雌子三。淺野對馬守某團扇二十五柄。中坊久三郎某は紫皮十枚。多羅尾次郎右衛門光之手燭二を獻ず。(當代記。)〇八日駿河の淺間社にて猿樂あり。これ常陸介賴宣朝臣興行せらるゝ處とぞ。また伊賀上野城請取のこと率りたる羽彼地に到着せしよし注進す。(慶長見聞錄。)〇九日大坂の右府秀賴公より金十枚さゝげらる。關東郡代伊奈備前守忠次紅花五十斤。蠟燭二百挺獻じ。赤座內藏永成紫皮廿張。遠州二諦坊庖丁刀二。小刀二。いせき鞍一口奉る。(當代記。)〇十日本多中務大輔忠勝。松平攝津守忠政。井伊兵部少輔直勝。上野の城を請取。忠政は本城。忠勝直勝は二三丸を警固す。(創業記。慶長見聞錄。)〇十三日比叡山延曆寺に寺領の御判をたまふ。近江國志賀郡の內惣計五千石永代寄附せらる。全く寺務たるべしとなり。さきに織田右府叡山を燒亡せしよりこのかた。寺領沒收ありしを。今般新に寄附し給ふ處なり。(令條記。家忠日記。武德編年集成。)〇十四日呂宋の書簡をよましめて聞召る。圓光寺長老景傳して御返簡

下　送返簡于呂宋

台德院殿御實紀巻八　慶長十三年七月に始り十二月に終る

○七月朔日大雨なり。この日江戸よりの御使(姓名傳はらず。)

下　還羅及柬埔寨渡海朱印

上　呂宋王献方物

下　中國有大水

上　朝道之制　下　柬埔寨王献方物

を製せしめらる。甲冑二領長刀五柄遣はさる。(異國日記。)○十七日毛利藤七郎秀就に。もとの越前中納言秀康卿の息女を婚嫁せしめらる。(家譜。)○十八日本多出雲守忠朝紅花二百斤獻ず。此日呂宋王より金襴五端。緋緞子三端。綿子五端。猩々緋一丈壹尺。いそばにや酒二壺さゝげ奉り。かぴたん緞子一端。長蠟燭五挺。綿子三端。伴天連手巾三。玻璃器五。るいす縮緬十端。金襴二端。綿子一端奉る。(當代記。)○廿日　隅東郡代伊奈備前守忠次。尾張國村邑の撿地を沙汰す。(創業記。當代記。)○廿二日大坂右府より長光の太刀一振。金二百枚。松平三河守忠直は國安の脇差。綿五百把。銀二百枚。松平下總守忠明蠟燭二百挺。小出播磨守吉政銀五十枚。裕十。小出右京大夫吉英銀三十枚。裕五。惟子五。大緒五十筋。小出信濃守吉親裕五。織田左門賴長曝布五十匹。吉田助右衛門某棱檜箱三十本。栗原右衛門某森下紙廿帖。大德院　杉原扇子。奈良町中市人曝布廿匹。長左衛門銀五枚。銀座の徒銀廿枚。將裝師道滴大緞子二卷。兩替彌左衛門綸子二端。平野忠五郎大糸原二斤。萬屋市右衛門大白糸二斤。淀次郎右衛門五色糸一斤。道和子丁子五斤。糸屋七郎右衛門せてん二卷。桔梗屋道因紫皮二枚たてまつる。また柬埔寨王より奇楠香一束。同一木。砂糖六桶。蠟四包。象牙二本まいらせ奉る。この日木村右衛門信久死して子久右衛門則綱家をつぐ。(當代記。家譜。)○廿五日圓光寺崇傳をして。柬埔寨王の書簡をよましむ。この日田邊屋又右衛門へ還羅渡海の御朱印。堺木屋彌三右衛門へ柬埔寨渡海の御朱印をくだされ。(異國日記。御朱印帳。)○廿六日伊賀國上野へ奉書を下され。井伊兵部少輔直勝は其地を守り。本多中務大輔忠勝。松平播津守忠政は歸國すべしと仰つかはさる。(創業記。)○廿九日昨日より大雨。水野市正忠胤伏見城在番にせられ發程す。飛鳥井宰相雅庸卿加茂の社人松下某が事を訴ふ。こは鞠道の免許を授くること。飛鳥井家に限るべきよし。織田豐臣兩家の證狀現然たる處。松下近來みだりに門生をあつめ。免許狀をさづくるが故なり。(當代記。慶長見聞錄。創業記。)◎この月宮上出羽守義光驗府にまいり。御還徒を賀したてまつる。(家譜。)○八月朔日中國大水。七十年來ためしなきほどの事にして。京都も水おし入流死のものすくなからず。諸國損害多し。三河より東はこの害少く。播磨はさらに水害なし。(當代記。)○五日松平右衛門督利隆紫革五枚。關長門守一政銀五十枚。羽織五。裕五。單物五。堀民部直里蠟燭百挺。稻葉彦六典通羽織三。小西七左衛門某綸子十卷。天鷲絨二卷獻ず。(當代記。)○六日　兩御所。飛鳥井宰相雅庸卿へ鞠道の御判物をたまふ。その文にいふ。蹴鞠の事。加茂松下某私に弟子をあつむる事。先例いまだなき所なり。家人の前にて曲足を蹴る事あるべからず。色葛袴。無紋有紋裏革。無紋紫皮閉袴。同袴。紅上香上紫上。金紗一切着すべからざる旨。勅書并に代々證判明鏡なり。まかるを近年これに背くものは曲事たり。今より後みだりに弟子をあつめ。又曲足をけるたぐひ。違犯の徒は嚴に命ぜらるべしとなり。この日呂宋國の船相州浦賀の湊に着し。書簡并に方物を獻ず。御返簡には。交易のため其國に渡海する我國民等。もし不貞の擧動するものは其國法のごとく所置すべしとの御旨なり。また柬埔寨王に御返簡をつかはされ。刀脇差各五づゝ。馬二匹をくらせられ。王臣某にも馬一匹下さる。呂宋王へも御返簡并に太刀二柄。甲冑二領下さる。(令條記。紀年錄。異國日記。)○八日比叡山延曆寺の條目を下さる。山門の衆徒勤學せざる者。住坊かなふべからずたゞし山門再興の時より住山の僧。ならびに坊舍建立の者。非學といへども住山をゆるすべし。學業なつともむといへども。行狀不貞のやからは速に離山せしむべし。顯密の名室においては。學匠なして相續せしむべし。一人にて二三坊を兼住するか。又は坊を無住にする事あるべからず。住持の外坊領を競望すべからず。坊舍并に坊領賣買。質券禁斷すべし。衆徒連署して無をむすび。非議をくはだつるにおいては追放たるべしとなり。此日神龍院梵舜駿府にまいる。(令條記。舜舊記。)○九日神龍院梵舜駿城にのぼり。　大御所に拜謁し奉る。梵舜は論語抄十册。涵星硯一面獻じ。吉田二位兼見卿日本紀一帖を獻ず。多武峯神像破裂の事を聞せらる。(舜舊記。)○十日　御所

上　呂宋船着浦賀献書簡並方物

下　通信呂宋柬埔寨

上　延暦寺法度

江城を御首途ありて駿府におもむかせたまふ。土屋民部少輔忠直をはじめ供奉の輩若干なり。(御年譜。家譜。)○十二日神龍院梵舜駿城にまうのぼる。　大御所先足利學校三要ともに御前にめして。多武峰祈念の事仰下さる。(舜舊記。)○十三日大風大雨。(當代記。)○十四日一昨日よりの大雨にて。所々洪水の聞えあり。本間櫻三郎廻安死して子五郎左衛門季重つぐ。(舜舊記。家譜。)○十五日東福寺南昌院　緞子を獻ず。神龍院梵舜まうのぼる。(當代記。舜舊記。)○十六日藤堂將監嘉以小袖一襲獻ず。(當代記。)○十七日梵舜まうのぼる。(舜舊記。)○十八日

御所駿城にいらせたまふ。　大御所御よろこびなゝめならず。供奉の輩までみな饗膳をたまふ。　御所より長光の御太刀。銀千枚。裕三十。單物十。惟子七進らせられ。上總介忠輝朝臣も助重の太刀。銀百枚。越後布百匹。金引二百把獻ぜらる。この日大久保右京亮敎隆蠟燭百挺。大久保主膳正幸信晒十匹。永井信濃守尙政蠟燭百挺。森川金右衛門氏信蠟燭百挺。板倉周防守重宗蠟燭百挺。杤木河内守元綱銀十枚。道服二。小袖三。石河伊豆守貞政壓取二十。川勝信濃守廣綱毛氈五枚。小出播磨守吉政小袖三。遠山勘九郎方景葉草五枚。佳吉屋宗外樓棚箱廿本。堺宗益紅糸一斤。大和玄修薰香三貝。增上寺存應杉原一束。緞子一卷。けいかん那須紙。呑龍は一束一本獻ず。(御年譜。武德編年集成。當代記。)○十九日神龍院梵舜。本多佐渡守正信により

（下）水下家定
（卒）
（上）本多正信
逝信呂宋

りて駿城にまうのぼり。　御所に拜謁し三重箱を獻じ。吉田二位綠見卿より。惟子二獻ず。（舜舊記。）○廿日駿城七重の天守上棟あり。大工中井大和正次太刀一振。孔方千貫文。銀子八袋（廿枚づゝこれにいる。）かづけられ。傳給はり守になる。其以下の諸工人。皆祿かづけらる。　兩御所其地にのぞませたまふ。助役せし島津右馬頭以久に賞譽の御書を給ふ。（創業記。當代記。寛政重修譜。）○廿一日神龍院梵舜　大御所に拜謁して。淺間社幣帛の事を建言す。（舜舊記。）○廿二日駿城の二丸にて　御所を饗せられ猿樂あり。當陸介賴宣朝臣猿樂まはしめたまふ。高砂。田村。楊貴妃。船弁慶。錢輪。皇帝六番なり。足利三要。祟傳長老。梵舜等も召れてみせしめらる。（創業記。當代記。舜舊記。）○廿三日梵舜まうのぼる。本多佐渡守正信より呂宋國に書簡をくる。（舜舊記。異國日記。）○廿五日駿府本城にして　御所を饗せられ。行平の御太刀をまいらせらる。この日尾張右兵衛督義直朝臣へ。　御所より封地の御判物をつかはさる。增上寺存應駿府に參る。　大御所に血脉をさづけ奉る。また水野監物忠元蠟燭百挺。井上半九郎正就蠟燭百挺。青木刑部卿法印重直天鷲絨二卷。大久保相摸守忠隣蠟燭五百挺。酒井雅樂頭忠世蠟燭三百挺。土井大炊頭利勝蠟燭二百挺。藤堂和泉守高虎銀百枚。本多佐渡守正信太刀。馬代金三枚。松倉豐後守重政鹿取十。片桐市正且元金廿枚。綸子三十端。吉田織部正重勝裕十。鳥居左門忠賴綿三十把。戶田備後守重元蠟燭二百挺。高木主水正正次蠟燭二百挺。石橋內匠助政勝蠟燭二百挺。鵜殿兵庫頭氏長蠟燭百挺。青山圖書助成重蠟燭百挺。太田新右衛門信盛大緒五筋。安藤彥四郎重能疊五指。大岸寺　杉原一木。屬一木。大見寺　も一束宛木獻ず。又駿府阿部川町を姐街として分賦せらる。士人の請によりてなり。（御年譜。當代記。慶長見聞書。）○廿六日駿城に於て增上寺存應以下。淨宗の僧侶をめしあつめられ。　兩御所法問を聞召る。これにあづかる僧侶百三十人許なり。竹中丹後守重門先に尾張國名古屋城構造の時。信濃國木曾山の材木奉行せしにより。御書及び時服羽織を賜ふ。この日備中國足守領主二位法印木下肥後守入道家定卒す。こは杉原平入道信喜が男にて。故豐臣太閤北政所の兄なり。年若時より豐臣家につかへ。木下の家號賜はり。叙爵して肥後守と稱し。大坂城の留守として播州姫路の城を領し。二万五千石になされしが。慶長六年　大御所より所領かへたまはりて備中國にうつり。入道して二位法印に任ず。卒せし年六十六。（此入道羽柴中納言とまろせし事見えたり。さらばいつのほど中納言にのぼりしにや。さだかならず。）入道あまたの男子あり。嫡子少將勝俊は若狹の國にて六万二千石を領しける。慶長五年　大御所上杉御追討として。關東へ下らせ給ひし跡にて。伏見の城をまもりしが。大坂の奉行等石田が計

策にくみし。伏見の城へ打手をむけし時。勝俊は　當家の御家人等のみを殘し。其身は都にのぼり政所のかたを守護しければ。關原の戰終りて後所領沒入せられたり。二男宮內少輔利房も若狹國高濱の城を領しけるが。石田が方人なりければ。これも所領は沒入せられ。されど政所のゆかりをもて。死罪の沙汰にはおよばず。三男右衛門大夫延俊。五男金吾中納言秋秀卿は關東の御味方なりしかば。新恩を蒙る。四男信濃守俊定。六男出雲守某は世を早うしぬ。さて入道が遺領をば勝俊利房の二人にわかち給ひしを。政所あながちに。勝俊にのみことゞく領せしめ。利房にはあたへられざりしかば。　大御所聞し召御けしきに叶はず。其所領皆收公せられしとぞ。これは慶長十四年のことなりき。（舜舊記。寛政重修譜。家譜。藩翰譜。）○廿七日淺間の社にて猿樂あり。　兩御所共にならせられ御覽じたまふ。翁。三番叟。加茂。通盛。熊野。鍾馗。千歲。重衡。天鼓。善知鳥。葵上。是界。自然居士。養老。觀世。賀生。金卷。金剛等ことゞくくつかふまつる。祟傳。三要。梵舜等も陪してみせしめらる。（舜舊記。）○廿八日この比京より。　勅使參向ありて。　禁廷より御太刀金二枚。綸子十五卷。親王（後水尾院御事。）より御太刀馬代金一枚まいらせらる。傳奏廣橋大納言兼勝卿。勸修寺中納言光豐卿小袖二づゝ奉られ。中院中納言入道通勝卿は職原抄二卷奉らる。非家摩津守某基前。速水右兵衛尉某大緒。立入河內守某鷹掛十指。速水左近大夫某皮。湯淺右近某鞍。高砌法印大緒。相國寺鹿苑院　杉原綾井に文二册。知恩院　杉原井に板物一。四條寺　一束一本を奉る。又有馬玄蕃頭豐氏小袖十。蒔繪長持二。銀百枚。蜂須賀阿波守玉鎭唐織夜着三。蜜子五飾。銀百枚。生駒讃岐守一正虎皮三枚。猩々緋一。銀百枚。京極宰相高次小袖十。長持十。銀百枚。京極丹後守高知越前綿三百把。銀百枚。堀尾帶刀吉晴小袖廿。銀二百枚。松平伯耆守忠一唐織夜着二。錦蒲團一。（裏綾子。）蒔繪長持三。銀百枚。一柳監物直盛小袖十。銀百枚。脇坂淡路守安元小袖十。銀五十枚。加藤左衛門尉貞泰小袖十。銀三十枚。遠藤但馬守慶隆美濃綿五十把。銀三十枚。西尾隱岐守光教越前綿百把。銀三十枚。小川壹岐守某越前綿百把。銀三十枚。杉原伯耆守長房綿五十把。銀二十枚。福島掃部頭高晴小袖十。銀三十枚。谷出羽守衛友小袖五。銀二十枚。寺木民部少輔一重綾子蒲團三。銀十枚。蒔田左衛門權佐廣定小袖三。銀十枚。宮木右京進賴久も同じ。伊東丹後守長次道服三。銀十枚。速水甲斐守之小袖五。銀十枚。堀田圖書助勝嘉小袖五。銀十枚。多賀左近常長單物五。小出大隅守三尹小袖五。神保長三郎相茂小袖三。福島兵部少輔某。高橋右近將監元種。佐藤孫六郎某。福富兵部大夫某小袖二づゝ。石川肥後守康勝足もみせ五。銀十枚。山名伊豫守義熙小袖二。鈴木越中守重愛裝束十枚。織田民部大輔信重夜着三。銀五枚。其臣大堀治部權擂

師十。長野次助朝倉山椒を獻ず。また水野六左衛門勝成。松平支番頭家清越前綿百把づゝ。松平主殿頭忠利美濃綿五十把。本多豐後守康重美濃綿二百把。本多縫殿助康俊江戸綿百把。丹羽勘助氏信。小里助右衛門光親江戸綿五十把づゝ獻じ奉る。又鴨屋宗盤緞子一端さゝぐ。(當代記)○廿九日江戸にては傳通院殿七回の法會行はる。松平隱岐守定勝。松平越中守定綱。土井大炊頭利勝その事を奉行す。(慶長見聞書。)◎この月藤堂和泉守高虎。伊豫國宇和島を轉じて。伊勢の國安濃津其外數郡に。伊賀一國をたまはり。すべて二十二万九百五十石になさる。伊賀は筒井が舊領なり。富田信濃守知信は安濃津より宇和島にうつる。五万石加へて十二万石になる。(知信が轉封を重修諸十二年とするは誤なり。)又松平周防守康重は常陸國筑間を轉じ丹波にうつり。五万石になる。これ前田主膳正茂勝が舊領なり。　大御所丹波の國は山陰道の要衝たるかもて。八上の故城ならびに篠山の地圖を御熟覽ありて。藤堂和泉守高虎。松平半次郎重則。玉虫對馬守繁茂。石川八左衛門重次。内藤金左衛門忠清等に命ぜられ。池田宰相輝政。有馬玄蕃頭豐氏はじめ。丹後。丹波。播磨。美作。備前。備中。安藝及び南海道の人夫をめして。篠山に新城を築かしめられ。山上に井をほらしめらる。普請石を盤ちしかば。二年をへて漸く成功したりとぞ。このことにより安藤次右衛門正次監使としてまかる。又西國の諸大名駿府にまいり。御移徙を賀するもの多し。(慶長見聞書。寛政重修諸家譜。紀年錄。烈祖成績。創業記。)○九月朔日勅使廣橋大納言兼勝卿。勸修寺中納言光豐卿駿城にむかへられ。　兩御所御對面あり。この日木下右衛門大夫延俊銀五十枚。猩々緋合羽五。虎皮五枚。毛利伊勢守高政銀三十枚。小袖五獻ず。(舜旧記。當代記。)○二日神龍院梵舜に時服二襲かづけらる。梵舜は拾芥抄六冊。大小鼓二具。杉原扇子を獻じ。吉田二位兼見卿太刀馬代をさゝぐ。(舜旧記。)○三日　御所駿城を御首途あり。江城にかへらせたまはむとて。今夜は清光寺を御旅館になさる。この寺にそのかみより備へたる　持院將軍(尊氏。)の像を御覽じたまふ。(慶長見聞書。)○五日駿城にては。こたび參覲の諸大名を饗せられ。常陸介頼宣朝臣猿樂まひて見せたまふ。樂は高砂。田村。楊貴妃。皇帝。船辨慶なり。天方主馬通直二百五十石加へ給ひ。七百五十石になる。(舜旧記。寛永系圖。)○六日神龍院梵舜歸洛のいとまたまはりて。時服一襲。銀五十枚かづけらる。この日松平筑前守利常は長光の太刀。小袖二十枚。銀千枚獻じ。其臣横山山城守。奥村伊豫守は小袖五づつ奉る。松平武藏守利隆は一文字の太刀。小袖二十。銀五百枚。綿百把。池田備中守長吉小袖十。銀百枚。山内對馬守忠義小袖二十。銀二百枚。加藤左馬助嘉明綿三百把。銀二百枚。加藤式部少輔明成緞子夜着二。蒲團一。森右近大夫忠政小袖二十。銀百

上　藤堂高虎等之轉封

上　篠山城

下　實條行長卒

枚。山崎左馬允家盛小袖五。銀五十枚。桑山左衛門佐一直蒲團二。銀二十枚。松平陸奥守政宗小袖十。寂上出羽守義光。毛利藤七郎秀就。蜂須賀阿波守至鎭。細川内記忠利。生駒讃岐守一正。德永法印壽昌小袖五づゝ。前田中納言利長卿。加藤肥後守清正。木下右衛門大夫延俊は小袖四づゝ。上杉中納言景勝卿。京極宰相高次。堀尾帶刀吉晴。堀尾三之助。寺澤志摩守廣高。桑山又四郎清晴。聖見安房守忠竦。島津右馬頭久雄。松平伯耆守一正。佐竹右京大夫義宣は小袖三づゝ。毛利中納言輝元入道宗瑞。生駒藤三郎某。高橋右近將監元種。德永左馬助昌重。直田伊豆守信之。佐野修理大夫信吉。京極丹後守高知。九鬼長門守守隆。有馬玄蕃頭豐氏。谷出羽守衛友。一柳監物直盛。織田上野介信包。堀美作守親良。小川壹岐守某。伊東修理大夫祐慶。稻葉彦六典通。四尾豐後守光敎。分部左京亮光信。森右近大夫忠政。市橋下總守長勝。戸澤右京亮政盛。仙石越前守秀久。關長門守一政。池田備中守長吉。遠藤但馬守慶隆。南部信濃守利直。本多因幡守政武。相馬大膳亮利胤。那須修理大夫資晴。松平國千代。酒井河内守重忠。本多出雲守忠朝。松平隱岐守定勝。松平河内守定行。石川肥後守康勝。松平中務守忠良。石川玄蕃頭康長。直江山城守兼續。吉田兵左衛門某は小袖二づゝ。久野三郎右衛門宗能は關東綿百把。大島與兵衛某小袖三。餌合水甘づゝ。道標香爐一。真山左近將監義胤應縁三十。佐々木次郎右衛門某片口五。地藏院　一束一本獻ず。此日東條民部經法印行長死して。其子紀伊守長賴家をつぐ。行長其始め安房の里見に屬し。其後豐臣家の旗下に有て大坂に住居せしに。駿府へまかり御懇詞を蒙る。後太閤の勘當を受。駿府にまかりしに。老衰せしかば制髮せしめられ。千石賜はり御談伴に加へられ。六十五歳にてうせぬ。子長賴は書院番を勤む。(舜旧記。當代記。家譜。)○八日伊賀國上野城勤番松平播津守忠政に代りて。菅沼左近定芳石川日向守家成が人數を引つれ守る。(創業記。)○九日前田中納言利長卿光忠の太刀。金百枚。紅羽二重二百端。長持十。毛利藤七郎秀就小袖二十。銀五百枚。松平伯耆守忠一小袖十。杉原越後守某百蒲皮十枚。織田源五長益入道右樂後若三。銀五十枚。鞍鐙。織田孫市郎長則小袖十。銀三十枚。寂上出羽守義光銀百枚。其臣坂上紀伊守寂上綿五十把。江州石山世尊院　白綾一東一本。親丹波　紫皮。天橋喜入　革二枚。法然寺　一束一本。行藏坊　一束一本獻ず。(當代記。)○十二日　大御所尼州清洲の城に渡らせられ。法令を仰出さるべき御旨なりしが。俄に江戸に赴かせ給ふ。まづ江城にはいらせ給はず。所々鷹狩し給ふ。(慶長年錄。)○十三日毛利藤七郎秀就御家號を給はり。松平長門守と改む。是よりさき從四位下の侍從たり。(家譜。)○十五日江府小石川傳通院經營せらる。土井大炊頭利勝。福島織部爲忠奉行す。(慶長年錄。)○十八日　大御所武州の府中に御鷹

下　經營傳通院

上傳通院領

上松平康重之轉封

狩あれば。　御所もかしこに渡らせられ御對面あり。(慶長見聞錄。)○廿日松平丹波守康長が越州古河の城災にかゝる。(當代記。)○廿一日山門三院羽二重廿匹。神光坊　一束一本。遠州可睡齋宋山杉原一束獻ず。畔柳助九郎武重慶米百苞月俸二口くはへられ。所領同心等の俸米をもまるし奉らしめ。此後乘馬して御旅の者を指揮すべしと命ぜらる。(當代記。家譜。)○廿二日和州多武峯大織冠像破裂により。祈念の事仰出されしかば。　勅使として吉田左兵衛佐兼治。萩原兼從。神龍院梵舜東來。先八大坊　一束五本。清洲正覺寺　一束一本。三河源空寺、一束一本。隨念寺　も同じく獻ず。この日多武峰にて法樂の猿樂あり。又上田万五郎元政死して。その子万五郎元勝つぐ。(令條記。當代記。舜舊記。寛政重修譜。)○廿八日多武峰祈禱終り。神像平愈のよし京より注進す。(舜舊記。)○廿九日島津陸奥守家久小袖五。秋月長門守種長小袖二。分部左京亮光信道服五。銀二十枚。金森出雲守可重小袖十。金三十枚。仙養寺。　山中寶藏寺。　安樂寺。　妙眞寺。　岩槻淨國寺。前報土寺某一束一本づゝ。不動院。　山本坊扇子十本づゝ獻ず。(當代記。)◎是月駿府御移徙を賀してまかりたる諸大名。皆いとまたまはり江戸へ參りて賀し奉る。又御手洗五郎兵衛直重養子左平次昌廣初見し奉る。淺野彈正少弼長政。生駒讃岐守一正家族を江戶にうつす。又尾張國檢地終る。菅沼左近定芳この月より伊賀上野の城を。松平播津守忠政にかはりて守りしが。このころ藤堂和泉をよばず。矢馬の事度々轉封の例たるべし。先納の賦稅は康重の券にまかすべし。年期賦稅のために役する所の男女。米錢をかへしなば本主に渡すべし。轉封にて領主農民みだりに竹木伐取べからず。領內轉封により空宅となりし地の。圍垣を破るべからずとなり。この日生駒讃岐守一正紫皮二十枚。織田民部大輔信重小袖二。木田若狹守重氏小袖二。餌合十。石川日向守家成毛氈十枚。水江別當　一束一本。大山八大坊實雄杉原三束。

下贈書于遼羅求鳥銃

下內藤清成卒

守高虎就封するにより。これに城を授てかへる。また駿府にて無賴のもの夜々市中を徘徊し。路人を殺害すること絕ず。よて賞金をかけて其賊をつのりもとめらる。このほど京にては谷出羽守勝友の子某。蜂屋伯耆守某。孫某と喧嘩して。谷は蜂屋を討果し逐電す。(慶長見聞書。寛永系圖。慶長見聞錄。創業記。當代記。)○十月二日松平伯耆守忠一綸旨把。比叡山南光坊天海一束一本獻ず。(當代記。)○四日御書を吉田左兵衛佐兼治につかはされ。多武峰神像平愈奇特のよし褒せらる。(貞享書上。)○七日江州誓提院　綸子一卷。江戶天德寺。　同本泉寺。大胡。新知恩院。　仙林寺。　一束一本づゝ獻じ。意白は扇子十本。大山寺八大坊那須紙一束づゝ獻ず。(當代記。)○十日德永左馬助昌重小袖二。銀五十枚獻ず。(當代記。)○十一日稻葉彥六典通道服五。紙子道服五。南部信濃守利直砂金馬代三枚。青山石見守某弓掛蝶五十。青山左近某大緒三筋。寺澤志摩守廣高小袖二銀。五十枚。長床坊　一束一本。光明寺　金襴三卷獻ず。(當代記。)○十三日服部中保正二子三九郎保俊。三子三八郎保久召出され仕奉る。(寛政重修譜。)○十七日林丹波正利死して。其子藤右衛門勝正家をつぐ。この正利は金吾中納言秀秋の家人なりしが。慶長八年はじめて召れて　大御所に謁し。采邑二千石たまはり。けふ四十五歲にて　死したり。(寛永系圖。家譜。)○十九日土岐越前守賴元死して　其子市正持益つぐ。(家譜。)○廿日內藤修理亮清成卒しければ。その子若狹守清次して家つぎ。陸料五千石を合。すべて二萬六千石領し。與力足輕をあづかる。此清成實は竹田宗仲といふもの、子なりしを。仁兵衛忠政養て子とす。清成はじめ彌三郎と稱す。忠政が讓りをうけてつかへ奉り。天正八年より青山常陸介忠成とおなじく。今の　御所の傅相となり。關東にうつらせ給ひしとき。相摸國當麻の地五千石たまひ。文祿三年叙爵して修理亮と稱し。其後本多佐渡守正信と同じく。清成忠成三人關東の奉行職を承り。慶長六年二萬千石になされ。十一年正月清成忠成罷辭りて職ゆるさる。(十一年の條を合せ見るべし。)其後ゆるされて御鷹所方の事をうけたまはりしが。けふ五十四歲にてうせぬるとぞ。(寛永系圖。藩翰譜。)○廿二日京にて大佛殿手斧はじめあり。大坂より右府秀賴公のさたとして再興あるによて。片桐市正且元雨森出雲守某奉行す。(慶長日記。)◎この月京醫坂民部卿法印宗德駿府に來り拜謁す。　大御所本多佐渡守正信に仰せて。江戶に參り近侍せしめらる。坂は世々室町將軍家に近侍せる故なるべし。此後　大御所の仰により。家傳の蘇合圓を調合す。また本多上野介正純に命ぜられ。澁紙に書簡幷に甲冑を送らしめ。其國の鳥銃鹽硝をもとめしめらる。新見七右衛門義清死して。其子七右衛門正信家をつぐ。義清は遠州濱松の城にまし〳〵けるとき。より召出され。長久手合戰のとき音

級を得たり。小田原關原の御陣にも軍功をはげまし。この月四十三歳にて死せしなり。(寛永系圖。紀年錄。)○十一月三日酒井天正十一年從五位下に叙せらる。同十二年の春信雄の命をうけ岡田長門守を誅す。長久手の戰終て信雄と秀吉と中なりし時。雄久使を奉り事よくとゝのひしかば。尾州犬山の城を授られ四万五千石を領す。慶長四年大坂にて雄久と大野修理治長と刺客に定められ。殿中にて　大御所をうしなひ參らせんと謀るよし聞えければ。いかなる罪にかなこなはるべかりしに。寛仁の御沙汰ありて。雄久は佐竹に。治長は結城にあづけらる。五年東西の軍起に及んで。雄久なゆるされ加賀の國に使せらる。雄久と黄門利長とふかきゆかりあることなり。まろしめされしが故あり。關東の戰終りて後。雄久は利長とゝもに大津の御陣に參り拜し奉る。このときさるもの。雄久は去年大坂にて。　君なうしなひ奉らんとせし罪かろからずと申けるを聞召。雄久私に我を仇とせしにあらず。大坂の奉行等が申ことを誠と思ひ。秀賴のために忠を致さむと思ひしは。全く思慮のいたらざるがいたす所なり。古人舊怨を思はずとこそ聞ゆれ。雄久今度使せし勞を賞せずしてはあるべからずとて。越中國にて所領一万石を賜ひ。七年正月二日河内守に改め。九年五千石加へ一万五千石になされ。けふ五十六歳にて卒せしなり。(令條記。寛永系圖。寛政重修譜。藩翰譜。)○十五日江城にて淨土宗增上寺存應の弟子那然と。法華宗僧日經と宗論せしめ

上成菩提院法度

上以增上寺准勅願所許紫衣

上土方雄久卒

らる。高野山遍照光院賴溪判者たり。增上寺存應。光明寺洞雲。幡隨院智晏。鴻巢勝願寺圓譽等召によりて出座す。大蓮寺了的。大長守原營。執筆は光嚴寺の專想なり。聽衆は眞言宗大山寺八大坊實雄。大磯地福寺寄譽。天台は川越仙波喜多院運海。同中院實賢。淺草寺安養院眞慶。禪宗は富田大中寺長雄。榮譽寺宗圓。青松寺麟昌。吉祥寺泉龍。武家には上總介忠輝朝臣をはじめ。松平飛驒守秀行。松平陸奥守政宗。淺野紀伊守幸長。南部信濃守利直。新庄駿河守直賴。同越前守直定。本多佐渡守正信。大久保相摸守忠鄰。成瀨隼人正正成。安藤帶刀直次。土井大炊頭利勝。安藤對馬守重信。大久保石見守長安列座し。本多上野介正純は奉行たり。大長寺原策是にそふ。米津勘兵衛田政。土屋權右衛門重成等警衛す。日經は其弟子遠源。玄龍。玉雄。琳碩。可圓なをたがへ出る。おかるに宗論に及んで日經病を稱し詞を出さゞれば。日經はじめ六僧ともに法衣を奪ひさらる。此後日經等は所々にてこの宗論に大に勝たりと僞り。俗人をあざむきてやまざりしかば。翌年正月七日搦とられ。京都にのぼせ洛中を引わたし。刑に處せられしとぞ。この日山角又兵衛正勝子市右衛門勝重拜謁す。(創業記。當代記。寛永系圖。)○十六日松平飛驒守秀行が龍口の亭に渡御あり。大島治右衛門光成死して其子彌三郎光親家をつぐ。光成は織田助丞　當家に歷事し。慶長五年關原陣のときより御家人に加はりし。このとし五

下畠山義眞

十歳にてうせぬるなり。(家譜にはこの月六日とす。慶長見聞書。寛永系圖。)○廿四日小尾　監物祐光死す。(重修譜には慶長十二年として月日をもるさず。今は家譜にまたがひこゝにいだす。)其子仁左衛門光重は雖て小納戸を勤しが。御勘發によりて家をつがず。(光重寛永十二年二月廿六日再び召出さる。家譜。)◎是月吉晨をえらび。　若君御袴着の儀行はれ。其御袴を青山伯耆守忠俊が長子伊勢千代に給ふ。伊勢千代時に五歳なり。父と共にまうのぼり謝し奉る。畠山左近將監義眞京よりまかりて御家人に加はる。義眞は能登の畠山修理大夫義則が弟彌五郎義春入道の長子なり。入道五歳のとき質子として。能登國より越後の上杉謙信の方へまかりしを。謙信が一族上條の家つがせ一門に列し。今の中納言景勝卿の婿にあはせぬ。この後に義眞生れしかば。景勝卿より豐臣家へ質子としてまいらせ置たりとぞ。また水野孫助信秀はじめて　大御所に謁し奉る。堀小次郎正吉　大御所の仰により江戸にまいり。入道して宗傳と改む。齋藤惣右衛門重吉初見したてまつる。(家譜。武德編年集成。寛永系圖。)○十二月二日　大御所江城を御發駕ありて。駿府におもむかせたまふ。この日小寒の節にいる。(家忠日記。當代記。)○六日松平主稅成重叙爵して右近將監と稱す。又山田志賀左衛門正勝死す。其子左吉信勝は松平國丸につかへ。二子聰左衛門直次は蜂須賀が家につかへた

り。(信勝が孫甚五左衛門信安がとき召出さる)正勝は三州の産にて。松平監物家次與一忠正。松平左馬允忠頼等につかふ。天正十二年長久手の戰に首級四を得たり。一級を一貫づゝにあて永樂錢をたまひ賞せられしぞ。(家譜寛永系圖)○八日永樂通寶を停禁せらる。其令にいふ。永樂一貫文鑑錢四貫文に充べし。但し今より後永樂は一切停禁し。通用すべからず。金銀鑑錢もて通交すべし。金一兩に鑑錢四貫文をもて換べし。また鑑錢みだりにつかふべからず。但銷錢。火われ。形なし。新錢。へいら錢。以上五品の外は滯らす通用すべし。この令違犯するに於ては曲事たるべしとなり。(令條記。　これは小田原北條關東八州を押領するとき。天文十九年より高札をたて。關東にては永樂錢のみ通用すべしと令したるより。いつとなく關東は永樂錢のみ。上方は鑑錢のみ通用せしに。當家一統をさせ給ふに及んで。關東にても永樂錢を取交て通用する事になり。永樂一文をもて鑑錢四文五文にか〻用ゆるに至る。農商等その善惡をあらそひやまず。騷擾を引起す事度々に及びしかば。かく停禁せらしとぞ。又この令を十一年の十二月八日なりとす。北條五代記。大三川志)　大御所は江府を出ませしより。御道すがら鷹狩したまひて。鶴六十隻。白鳥一隻。鴈鴨は數かぎらず得たまひ。この日駿城にいらせ給ふ(御年譜)○十日長坂血鎗九郎信宅死す。その子權七郎信吉先達てうせければ。

上停永樂錢

上長坂血鎗九郎信宅卒

三子權七郎一正かれて跡つぎたり。この信宅は三河以來の御家人にて。掛川。姉川。長篠。長久手等數度の軍功あり。天正十年甲州陣の時は穴山梅雪信君に游說し。信君をして武田勝頼に背き味かたに歸降せしむ。十九年奥州陣のときより。鐵炮頭たり。卒する年六十七(家譜)○十一日本原七郎兵衛吉次死して子兵三郎重義家をつぐ(家譜。)○十四日伊東修理大夫祐慶弓懸十指。松倉豐後守重政小袖六献じ奉る(當代記。)○十五日先に淨宗遮宗の僧等宗論せしにより。この日磔文谷。平賀。藻原。高間。中山。池上の僧等より辭狀をさゝげしめらる。大久保石見守長安此事を奉行す(鹽尻。)○十六日松平陸奥守政宗。島津陸奥守家久小袖十づゝ。松平長門守秀就は小袖六。前田中納言利長卿。田中筑後守吉政。金森五郎八長光。田中掃入忠政小袖五づゝ。加藤肥後守清正。福島左衛門大夫正則。細川内記忠利小袖四づゝ。京極宰相高次。堀尾帶刀吉晴。堀尾三之助。石川主計頭康長。松平伯耆守忠一。京極丹後守高知。寺澤志摩守廣高。水谷伊勢守勝隆。佐竹右京大夫義宣。島津右京亮葉。蜂須賀阿波守至鎭。里見安房守忠義。中川修理大夫秀成。小袖三づつ。毛利中納言輝元　入道宗瑞。其臣吉川藏人廣家。上杉中納言景勝卿。其臣直江山城守兼續。松平武藏守利隆。松平甲斐守忠長。松平國丸。松平玄蕃頭家清。松平河內守定行。松平左馬允忠頼。松平丹後守重忠。松平右近將監成重。德永法印壽昌。德永左

下青山成重之加封

下はんやあ國使來朝

馬助昌重。土屋民部少輔利直。仙石越前守秀久。水野日向守勝成。內藤紀伊守信正。朽木兵部少輔宣綱。牧野駿河守忠成。內藤左馬助政長。本多縫殿助康俊。戸田左門氏銕。池田備中守長吉。岡部內膳正長盛。宗對馬守義智。谷出羽守衛友。九鬼長門守守隆。遠藤但馬守慶隆。戸澤九郎五郎政盛。高橋右近將監元種。佐久間久右衛門安政。本多因幡守政武。木下右衛門大夫延俊。小川壹岐守某。關長門守一政。金森出雲守可重。平岡半右衛門賴資。森右近大夫忠政。小堀作助政一。生駒藤三郎某。桑山伊賀守元晴。桑山又四郎清晴。松倉豐後守重政。津輕越中守信牧。眞田伊豆守信之。西尾豐後守光教。毛利伊勢守高政。福原越後守某。永島右衛門允某。立花左近將監宗茂。日根野織部正吉明。那須權大夫某。石川肥後守康勝。有馬左近某。一柳監物直盛。織田孫一郎長則。稻葉大夫紀通。北條大之助某。市橋下總守長勝。相馬長門守義胤。稻葉右近大夫方通。稻葉彥六典通。分部左京亮光信。藤懸美作守永勝。小笠原左衛門佐信之。相馬大膳亮利胤。伊東修理大夫祐慶。戸川肥後守逵安。相良左兵衛佐長每。龜井武藏守茲矩。稻葉平左衛門某。六鄕兵庫頭政乘。南部信濃守利直。蒔田右衛門權佐慶定。成田左衛門尉長忠。久野三郎右衛門宗能。猪子內匠助一時。片桐市正且元。速見甲斐守守之。伊東丹後守長次。朽木民部少輔一重。宮木右京進賴久。羽柴刑部卿法印雄利。堀美作守親良。小袖二づゝ。朽木河內守元綱越前組

廿把。朽木刑部卿法印重直小袖二。茶碗茶杓一づゝ。島田新十郎某紫皮三枚。毛利攝部某綿廿把。小刀。武藤清兵衛某鉾ふこ。山岡主計頭景以挾箱三。銀十枚。赤井豐後守忠泰大緒。松平三郎兵衛某紫皮。小堀藤三郎某脇突。小倉忠右衛門正次てうき。森左兵衛某緞子。有馬修理大夫晴信綴珍五卷。弓掛韘十指獻じ三郎右衛門唐木綿五端。また南蠻伴天連天鷲絨一卷。綿一卷。鏡一面。唐紙四十五枚。蠟燭五十挺さゝぐ。(當代記。)○廿四日吉良上野介義彌侍從にのぼる。松平彌三郎忠實は叙留して土佐守と改む。(慶長年錄。)○廿五日青山岡書助成重加秩あり一万石になり。連署を仰付らる。(家譜。)○廿六日新庄駿河守直賴入道して宮內卿法印になる。(家譜。)○廿九日右雀神尾勝左衛門厉成死して。その子勝左衛門保重家をつぐ。この厉成はもと今川の家人にて。後に武田につかへ。遠州濱松にわたらせ給ふころよりして御家人になり。今年七十六にて死せし。(寛永系圖。)◎この月はんやお國より使なを奉りしかば。駿府にめして番人拜し奉る。(慶長見聞書。)◎此冬北條出羽守氏重大御所の仰により。江戸に參りて拜謁す。又三州足助山家の代官三宅庄之助某。妻子共に斬に處せらる。贓罪あるが故とぞ。すべて今年雨多く雪少く和暖なり。(寛永系圖。慶長見聞書。)◎是年太田新六郎資宗。佐久間因幡守勝年。櫻井八右衛門正松兼松彌五郎右衛門正直。喜多見半三郎重恒。市岡多右衛門

定次。山高三右衛門信俊。山岡十兵衛景次。秩父彦兵衛重能。大久保源三郎忠知。醫員久志本內藏允常寃初見す。源三郎忠知は十六歲にて直に近侍を命ぜらる。宮崎金右衛門時重。井出甚之助正成。竹田法印定宣某　大御所を拜し奉る。水野日向守勝成子長吉勝俊仕へ奉り。井上清兵衛政重。秩父彦兵衛重能。桑山內匠貞利。市岡多左衛門定次は書院番になり。櫻井市右衛門信利。太田治郎右衛門助重。加藤金內正吉。多門平兵衛信正は大番に入番し。中根傳三郎正吉召出され奉仕す。山岡與左衛門景孝　大御所の小姓組になる。御手洗左平次良慶大番になる。駒木根長次郎政次。杉原四郎兵衛正永　大御所がたへつかへ奉る。南禪寺長老崇傳ことしより駿府に參候す。醫員片山與安宗哲駿府に宅地をたまふ。曲直瀨養安院正琳。今大路道三親清。牛尾驢庵成信。施藥院宗伯等。交代して半年づゝ江府に在番す。外科望月崇庵宗陵棄来なくださる。細川紹高全隆父の采邑を下さる。又中川清藏久盛は內膳正と稱し。伊奈熊藏忠政は筑後守。植村新六郎家政は志摩守と稱し。小堀作助政一遠江守と稱し。共に從五位下に叙す。政一は駿城作事奉行を勤めたる故とぞ。非伊掃部助直孝書院番頭になり。采邑五千石たまはり。植村志摩守家政。島田治兵衛利正共に步行頭になり。島田庄五郎利氏は使番になる。倉地彥左衛門時敎は常陸介賴宣朝臣に付らる。御側小姓鍋島和泉守忠茂は病免して。肥後國

上　騎大名及旗本之叙留加封並

下　修理大內石垣

上　法度（奴婢商業雇面等）

となされ。細川內記忠利（降嫁したまふ。　大御所三河の邊御鷹狩のついで。本多縫殿助康俊が西尾の城にまばゆく渡らせられ。その度々康俊御膳を獻ず。このころ高野山學侶方遍照光院某と。蓮花三昧院賴溪と訴訟の事有て。　大御所駿府にめし御みづから聞召る。これは賴溪智惠才學のすぐれたるを。一山嫉妬して騷擾を引おこし。遍照光院某を上首にて。訴論に及びし事さだかなりしかば。某を罪せられ。賴溪は直に遍照光院の住職せしめられ。駿府に伺候すべしと命ぜらる。池田宰相輝政御ゆるしを蒙り。姬路の城天守を搆へ內郭を弘む。秋月長門守種長駿城經營の助役したりとて。御書たまはりて褒せらる。伊奈備前守忠次下總船橋大神宮造營の奉行を勤む。儒官林道春信勝其弟永喜信澄ともに。駿府にて論語及諸書等を進講せしめられ。御文庫の營繕を掌らしめられ。信勝に在住の料三百俵たまふ。（寬永系圖。家譜。寬政重修譜。慶長見聞書。藩翰譜。紀年錄。眞享書上。坂上池院日記。雜山年譜。）

台德院殿御實紀卷九　慶長十四年正月に始り六月に終る御齡三十一

慶長十四年己酉正月元日群臣歲首の拜賀例のごとし。駿城も又同じ。江城より御使もて賀せらる。大坂右府秀賴公も賀使進

らせらる。この日江戶にては品川町火あり。（創業記。家忠日記。御年譜。當代記。）○二日立春。けふ令せらるゝは。奴婢一年期の定めを停禁せらる。もとより商人の外。仕官をやめ處士となりし若か。または農民臨時にものうりひさぎて。一錢たりともとるべからず。但先々よりさることなし來りたる者は。町奉行米津勘兵衛田政及び　土屋權右衛門重成の券をこひうけて其事なすべし。市中に火災あるとき。仕官の族その地にまかるべからず。双傷せられし者を監し置べからす。門立すべからす。布帛もて頰をかうげ。其外何にても深く面をつゝみ掩ひたる者あらば。見受しまゝに誅すべし。この令違犯せば殷科に處せらるべしとなり。（令條記。）○四日江城下本町火あり。石川玄番頭康長が第其災にかゝる。（當代記。）○五日　大御所第十一の御子鶴千代の方。正五位下左衛門督に叙任せらる。この時七歲なり。（武家補任。　御九族記には十五年とし。藩翰譜には十六年とす。）今御叙任ある時は。此時より殿上朝臣と名乘給ひしなるべし。）○七日　大御所尾州清洲にならせ給はんとて。けふ駿城を御發輿あり。御道すがら三遠の間に御鷹狩あるべしとて。今夜田中にとまらせ給ふ。（御年譜。創業記。）○十日　御所江城を出まし戶田。浦和。大宮邊を狩せさせたまふ。この日下野國足利の代官小林十郎兵衛重勝死して。子十郎左衛門時尋つぐ。（慶長年錄。家譜。）○十一日　大御所遠州中泉の御

上東京呂宋交趾暹羅柬埔寨等渡海朱印

上直訴

旅館にいたらせ給ふ。(創業記。家忠日記。　國府八幡神職秋鹿某が宅を。天正のはじめ濱松にわたらせられし時より。御旅館と定められ。秋鹿は久保といふ所にうつる。此地の代官大石十右衛門某御旨にかなひ。折ふしその宅へも渡御なりて。御茶を献ぜしといへり。武徳編年集成)此日角倉了以光好へ東京渡海の御朱印。平野孫左衛門。小西長左衛門。安當仁からせす等へ呂宋渡海の御朱印。加藤肥後守清正へ交趾渡海の御朱印。又清正及びなりしたんはてんとますへ暹羅渡海の御朱印。明人五官へ柬埔寨渡海の御朱印を下さる。(御朱印帳)〇十三日

大御所十日より中泉御旅館に渡らせらる。けふ御發輿にて道に鷹狩し給ひつゝ濱松につかせ給ふ。(御年譜。創業記。)〇十四日吉田につかせ給ふ。(創業記。)〇十五日吉眞に着御。この日御道に十人ばかり群居して。訴狀をさゝぐる者ありしかば。御駕近く召れしに。彼者等太刀をさしながら。御駕の側に走りまらむとせしかば御けしきあしく。其不敬をとがめられ。彼道立よと仰らる。よて御駕近く陪從せし若者ども。成敗せよとの仰なりと承り遂ひ。畏り候とて追かけ。一々打とらむとす。既に一人を打とり。其餘は安四といふ寺に逃入りしかば。多勢を以て寺をとりかこむ。御供の中に日向半兵衛正成といへるはもと甲州士なり。只今寺へ逃入しものゝ中に。山寺といふ者衆て知音なれば。呼出しその子細をたづねけるに。彼是は皆甲州武川の士なり。先年故三位中將忠吉卿へつけられ。其老臣犬山城主小笠原和泉守吉次が所屬たり。然るに忠吉卿うせ給ひ。吉次も關東にて所領か〻給はらんとありしに。吉次は此者ども十二人が來邑をも。其身の所領なりと聞えあげ。其數をあはせてこたびの領地を下されしなり。しかしてこの十二人をもこたび吉次引つれて。轉封の地へうつさんとす。十二人の者はもと御家へめし出され。故羽林へ附られし者なれば。吉次が家僕にあらず。まかるな吉次十二人が來邑をも。其身の所領に合して。こたび封地の御朱印を申下し。其うへ。に家僕とおなじく引つれて新封の地へうつらんとするが。あまりになげかしければ。其故を直訴せんとて。御駕を待まいらせしなり。僻境の寒士不敬の罪を犯せしは。幾重にも謝し給はるべしと申。日向もかくと聞あはれみ。人々なも制しなだめ。十二人の者どもへは食物などあたへ。其後御旅館にて内々其よしを聞えあげしに。さては吉次が無道より起りし事にて。彼等が罪にはあらず。道て御糺明をとげらるべし。さるにても彼等江戸駿府に參り。老臣奉行等へ訴へ。猶とゆかずば直訴すまじきにもあらず。老臣奉行にも訴へず麁忽に直訴をかまふること。士類の法にそむき。全く農民にひとしきふるまひなりとて。御けしき猶よからず。日向がけふの擧動は奇特なりと。稱詞を加へられしとぞ。この日また江戸市街火あり。(創業記。慶長年錄。當代記。)

〇十九日右兵衛督義直朝臣就封のため駿府を發駕せらる。(創業記。當代記。)〇廿日　大御所吉眞より岡崎につかせ給ふ。この日松平甲斐守忠眞が總州關宿城燒亡す。またこの頃中國西國の諸大名等。居城堅固に修築するものあるよし聞召。御けしきにかなはず。(御年譜。創業記。慶長年錄。慶長日記。慶長見聞錄。)〇廿三日江城にては酒井左衛門尉家次が子小五郎。御前にめし首服加へられ。御名の一字賜はり。髙ゆひて宮内大輔忠勝と稱す。右兵衛督義直朝臣は岡崎につかせられ　大御所御對面あり。(寛永系圖。家忠日記。當代記。慶長見聞書。)〇廿五日　大御所右兵衛督義直朝臣とゝもに。清洲の城にいたらせたまひ。こゝに數日とゞまらせられ。城郭經營のこと御指揮あり。大坂の豐臣右府よりは。片桐市正且元を使として。義直朝臣へ太刀并に銀百枚遣らせ。はじめて清洲へ就封し給ひしを賀せらる。此日故薩摩守忠吉卿の舊臣等を義直朝臣に附屬せられ。各其采邑をも改て分ち給ふ。(御年譜。築左城記。創業記。慶長見聞錄。當代記。　これよりさき平岩主計頭親吉は。義直朝臣御幼稚のほど。清洲城にありて國務を沙汰すべしと命ぜられしにより。朝臣に先達て尾州に赴く。薩摩守忠吉卿の舊臣小笠原和泉守吉次。富永丹波守某。其子雅樂助某。戸田加賀守信光。松平播津守秀勝。松平石見守正盛等は。親吉今度義直朝臣の老臣にて。先達て入城すると聞。親吉の旅館へ使出してこれを勞ひ。吉次等に犬山城にあり。立寄て休息あるべし。饗なども設けなんと申送るに。親吉聞て吾は義直朝臣の進父なり。吉次等と同格に交るべき身にあらずとて其返事もせず。直に清洲へ入城す。小笠原富永等の舊臣其不禮を憤り。是より親吉と舊臣等確執に及ぶ。かゝりしかば親吉は吉次等の國老ども。多年專恣の舉動を探りて。駿府に訴んとはかるとぞ聞えし。(見聞案紙。)〇廿七日美濃伊勢の輩。こと〴〵く清洲へまかり。右兵衛督義直朝臣入城を賀し。あるは銀二十枚。あるは十枚さゝぐ。奥平美作守信昌の妻は　大御所の御長女(龜姫君。)なり。本多美濃守忠政の妻は岡崎三郎君の御女なれば。御孫にわたらせらる。この方々　大御所清洲におはしますよし聞て。信昌の妻美濃州加納よりまかり給ひ。忠政の妻は伊勢の桑名よりまいり給ひ。御對面し給ふ。　大御所とり〴〵饗せられ各金五十枚づゝつかはさる。水野日向守勝成の家人神谷左馬助三正江戸に召れ。大番士に加へらる。(當代記。慶長年錄。見分案紙。寛永系圖。家傳。)〇廿八日淺野紀伊守幸長清洲にまかり　大御所に拜謁し義直朝臣入城を賀し申す。これは幸長が女をもて。朝臣の北方と定められべきよし。仰下さるゝがゆへとぞ。これより先清洲城には。　大御所ならせるゝが故に。城中灑掃するとて。天守の第一層深く鎖して明がたかりしを。あながちにこじ開てみれば。柿の衣着て。鎗の穗を磨きゐたるを

上秀賴再建京都大佛

下島津家久征琉球

上關令板倉勝重

者あり。人々あやしみこれをとらへたゞせば。尾三の境にすむ農民なり。ある日山伏の形せしものにいざなはれてこゝに來りしよしをいふ。盜賊にあらねば罪すべきにもあらずとて幽閉し置けるが。十四五日をへて死けるとぞ。(創業記。慶長年錄。)

◎是月伊勢大神宮この九月遷宮の事を仰出され。米六万俵よせ給ふ。又大坂豐臣右府の沙汰として。京東山大佛再造あり。諸國浦々より良材を運漕し。四國中國四國北國の諸大名この事により。米あるは二万石一万石。あるは三千石五千石づゝ大坂へ送りその費用を助く。造營は片桐市正且元。森出雲守某奉行す。江戸よりも小島久右衛門某。中村彌左衛門某。正村次右衛門某。清水久右衛門某。植木久兵衛某監使にまかり。每日工匠數万人をあつめ。其經費日々に千金にあまるゆへ。大閤儲蓄せられし千枚分銅といふあり。石河三右衛門勝政。龍塲民部某奉行し。後藤德乘に命じ。この分銅を改鑄す。分銅一を鑄分て金九百五六十枚づゝになせりとぞ。これみなかの撒造の費に充るがためなり。又京七條にて土民三面の子を產す。江戸府内にて金を借すものあり。其さまあやしきよし銀匠等訴るによりて獄につながる。(創業記。當代記。增補慶長日記。武德編年集成。)

◎二月二日京所司代板倉伊賀守勝重に條約を下さる。其文にいふ。所領の治蹟不良なる輩は再三曉諭し。其上にて猶不良ならん輩あるは聞え上べし。領主轉封して無主の地は其邊の有司うけばりて。あたり近き代官に治めしむべし。鄉中の農民山論水論をいひあらそひ。武器を用ひ鬪爭に及ばゞ。國鄉の民を誅戮すべし。非堰搆造の人夫は其便にまたがひ。國鄉の男丁を驅使すべし。賦稅不足の地は先に檢斷せし者に。大久保石見守長安。板倉伊賀守勝重。米津清右衛門正勝が家士をそへ。水帳もて坪入をなし。不足なばのぞきさり現額をもて定むべしとなり。(令條記。)

◎四日　大御所右兵衛督殿直朝臣をともなはせられ。駿府にかへらせたまはむとて。この日清洲城ないて、岡崎にいたらせ給ふ。(創業記。慶長年錄。)

◎五日岡崎を出たゝせ給ふ。故薩摩守忠吉卿老臣富永丹波守某。戶田加賀守信光。松平播津守秀勝。松平石見守正盛等御不審のことあれば駿府に參るべしと仰下さる。又美濃尾張兩國去年洪水にて毀壞せし堤防を。修築すべしと令せられ。其他の領主八百名に二人。農民は百名に一人を課せらる。駿府近習の輩は此役を除かる。(慶長年錄。創業記。當代記。)

◎十一日　大御所右兵衛督殿直朝臣と共に駿府にかへらせ給ふ。常州笠間城主小笠原和泉守吉次を駿府に召のぼせらる。是も故薩摩守忠吉卿第一の老臣なる故なるべし。島津陸奥守家久は先年御許を蒙りしより。琉球征討の用意と、のひしかば。今日家久も山川といふ湊まで出馬し指揮を加へ。樺山美濃守久高。平田太郎右衛門增宗を大將とし。兵船一百餘艘に三千餘の軍兵をのせて。薩州を發し琉球に押渡り。先大島に着して德島に押寄る。島人千人ばかり防戰せしかど。遂に打勝て三百餘人が首をきり。その餘は皆降人に出しとぞ。(御年譜。創業記。慶長年錄。寬永系圖。)

◎十二日酒井雅樂頭忠世上野國善養寺の地五千石くは(たまひ。一萬五千石になる。(寬政重修譜。)

◎十九日本多上野介正純。大御所の御使として江戶に參る。これは常陸介朝臣に駿遠三のうちにて。所領進らせらるべしとの御旨とぞ聞えし。又(創業記。當代記。常州とあるは誤なり。いまは家譜にもたがひ駿遠三とす。)そのついでに上方大名の質子等。忘らず査檢を加へたまふべしとの御旨をも。傳へ聞えあげしとぞ。江戶にては大番士をはじめ。昵近の御家人等に命ぜられ。馬揃を御覽じ給ひ。馬物具さはやかに駿足多く壯へし輩には褒物あり。大近藤惣兵衛吉次には百俵加恩したまふ。(創業記。當代記。家譜。重修譜には加恩の事見えず。はじめより三百俵とす。)

◎廿日九州諸大名駿府に參覲し御移徙を祝し誠首の賀聞え上る。これは去年さゝはる事有てまいらざりし輩なり。關東の輩もまた誠首を賀し奉るもの多し。松平陸奥守政宗去年御家號たまはりたるを謝して拜賀し奉り。金百枚。馬二疋。脇差二腰。唐織緞子の夜物十献じ。阿茶の局をはじめ五人の女房だちへも金五枚づゝたまはり。諸老臣井に松平右衛門大夫正綱。秋元但馬守泰朝。板倉內膳正重昌。榊原內記照久等へも。銀五十枚づゝを

上酒井忠世之加封

下中坊秀祐爲賊被殺

くる。その外贈遺若干なり。(慶長年錄。)

◎廿六日本多上野介正純江戶より駿城にかへり參りて。御返答を聞え上る。此日駿河町奉行兼代官井出志摩守正次病なくして頓死す。其子小姓甚之助正成家つがしめらる。(創業記。寬永系圖。家譜。)

◎廿八日京師日蓮宗二十一寺より。先に罪せられし日經に謫せざるよしの。證狀をさゝげしめらる。(當代記。慶長年錄。)

◎廿九日この夜奈良の奉行中坊飛驒守秀祐。伏見の家に有て賊の爲に害せらる。そのゆへは秀祐伊賀の筒井が家の老たりしほど。彼家に仕へし中山といふものありしが。筒井家亡びてのち。志摩の九鬼が家に身をよせて居たりしが。舊主滅亡は全く秀祐が謀なりとおもへば。其仇をむくはんとたくみしが。それとはなくて秀祐が家をとび來りしに。秀祐かゝることとはさらず。故舊の事なればとて家にとゞめ。何げなくかたらひしに。今夜遂に秀祐が寢所に忍びいり秀祐を討て立のき。其上伏見の街頭に高札をたて。我身は筒井家の世臣たり。舊主の仇を報んがため中坊をば討果しぬ。やがて又其子をも斬て後に。我はうたへ出て切腹すべしとまるし置たりとぞ。(當代記。)

◎是月大久保金兵衛忠勝初見す。(寬永系圖。家譜。寬政重修譜。)

◎三月朔日黑田筑前守長政駿府へ參覲し誠首を賀して銀百枚獻じ。また所領筑前は遠國なれば。いまだ御移徙の賀儀聞えあげずとて。別に金三十枚。時服十。唐織夜物一。唐織小袖一。鎗鞘弓十挺。虎

上淺間山燒
十日光山坐禪院朱印

上尉徳川忠吉遺臣等

十安藤正次宣檢越後郡邑

十士屋忠次之除封

皮糊百獻ず。江戸にては去年小笠原兵部大輔秀政第四の女をもて。　御所やしなはせ給ひ。細川内記忠利に降嫁し給ふ。これ千代姫と申。岡崎三郎君御女の御腹なり。この日江府を出給ひ豐前國へ赴き給ふ。御供は土井大炊頭利勝。鵜殿兵庫頭氏長伊丹喜之助康勝奉り。大番五十騎供奉せしめらる。この日駿河氷雨ふる。又武州葛西邊雷はげしく鳴響ひ。氷雨ふりて。農家十七八戸破れ。震死するもの多し。總州關宿にては雷杉の木に震ず。又信濃の淺間山燒事甚し。慶長元より二三年の間もかくの如し。天下大凶兆と下民妖言洶々たり。(創業記。慶長年錄。家譜。寛政重修譜。眞享盲上。坂上池院日記。)〇四日駿城にて黒田筑前守長政。寺澤志摩守廣高をはじめ。九國より參覲の輩を饗せられ。常陸介頼宣朝臣猿樂舞をなしみせ給ふ。また先日より故薩摩守忠吉卿の舊臣等を。駿府に召て御禮明のことあり。今日富永丹波守某并に雅樂助某。戸田加賀守信光。松平播津守秀勝。松平石見守正廣。年頃不良の咎により所領没入せられ。富永父子清洲を追却せしめらる。また忠吉卿うせ給ひし時。殉死しつる小笠原監物忠重が知己の僚友三人。先年清洲を去て播州に赴き。池田宰相の家に寓居せしがこれも誅せらる。(按するに平岩主計頭親吉新に清洲の政務をとるにあたりて。先代の舊臣等と睦からざること。先にしるせり。よて舊臣等が短なうたへしものなるべし。)故越前中納言秀康卿の舊臣土屋左馬助昌春は。卿卒せられし時殉死す。その子主殿介忠次家つぎ越前大野の城主として四万石を領せしが。忽に罪蒙て所領没收せられ。其城は小栗五郎左衛門正高に賜はる。(按ずるに其罪たしからなぬにや。)また故中坊飛騨守秀祐が子左近秀政家つがしめられ。父の原職をつぎ奈良奉行となり。大和近江公料の地を勾當せしめらる。(慶長年錄。創業記。武徳年集成。家譜。寛政重修譜には月日をしるさず。よりて家譜にしたがひ此日にかく。)〇五日下野日光山座禪院に寺領の御朱印を下さる。寺中宅地并門前足尾村神主社人宅地等。先規のまゝ相違あるべからず。就中山中たる故主人等。みだりに濫か結ぶ事あらん時には嚴に制止すべし。すべて勤行社役等怠慢すべからずとなり。この日高力左近大夫忠房が武州岩槻の居城燒たり。(此事を十二年とする書多し。今寛永系圖。藩翰譜。家譜に從ふ。)又渡邊主水久勝。山中八藏宗俊共に采邑千石下さる。(令條記。家譜。)〇六日去月廿日頃より雨多く風はげしかりしが。けふこと更寒さ冬のごとし。里は雨にて山は雪ふる。使番安藤次右衛門正次越後の國郡邑査檢命ぜられまかる。又加藤肥後守清正けふ伏見を出て。駿府江戸に參覲す。(慶長年錄。寛永系圖。當代記。)〇九日宮城右京進賴久死して。其子十二郎勝嗣家をつぐ。(寛政重修譜。)〇十二日高野山火あり。寺坊七百餘宇燒失す。(寛政重修譜。)〇廿三日千代姫君伏見に到らせ給ふ。(前

下令四座猿樂勤仕駿府

下島津家久兵征琉球捕虜等

上蒔田賴久卒

國よりは細川が家司松井佐渡康之こゝにむかへ奉る。土井大炊頭利勝は御輿を佐渡にわたし。こゝより辭して江戸におもむく。鵜殿兵庫頭氏長。伊丹喜之助康勝は猶豐前まで護送す。此頃前田中納言利長卿。薨逝の地と定めたる越中富山城災ありて。財寶ことごとく烏有となる。たゞし吉光の脇差落柴壺屑衛ばかり此災をまぬかるゝといへり。(家譜。慶長年錄。)〇廿五日雷鳴し。山近きあたりは震ふる。野州那須宇都宮邊雹降り。鴈鴨等の諸鳥過半傷死す。(當代記。)〇廿六日藤堂和泉守高虎駿府に參覲し。去年伊賀一國に伊勢數郡そへて賜はりしを謝し奉り。銀二百枚。時服五襲ず。此日故の藤堂守忠吉卿第一の老臣たりし小笠原和泉守吉次。罪蒙て下野國笠間の城召上られ。所領三万石沒入せらる。是も富永丹波守某子雅樂助某。戸田加賀守信光。松平播津守秀勝。松平石見守正廣等が連座ぞ。凡て其黨與せし覊はさらなり。其親戚等までも清洲城下を追却せらるゝ者數をしらず。居宅以下皆收公せらる。(說上にみえたり。慶長見聞案紙。)〇廿七日蒔田左兵衛權佐賴久卒しければ。其子源六郎義祇家つぎ。新恩の地七百石はかへし奉り。原峽千百二十五石たまふ。賴久の先は足利左馬頭義氏二子左馬四郎義繩の後なり。義繩三州吉良に住し。のち陸奥國にのがれ。夫より六代治部大輔治家が時鎌倉に來る。治家が六代の孫左兵衛督賴康に至り。相州蒔田に住し蒔田の吉良と稱し。小田原北條に屬す。賴康が子は左兵衛佐氏朝といふ。賴久は氏朝の子にて。武州世田か谷にうつる。天正十八年　神祖に初見し。十九年采邑千百二十石餘たまひ。慶長五年關原に供奉し。翌年七百石加へたまはり。伏見城金岡彌郎を勤番し。けふ四十二歳にてうせぬるなり。(寛永系圖。寛政重修譜。)〇廿九日藤堂和泉守高虎を駿城にて饗せられ。常陸介賴宣朝臣の申樂をみせしめたまふ。又故豐太閤の時大坂に勤番せし四座の申樂どもに。今よりのちは駿府にまかり。勤仕すべしと仰下さる。このころ　大御所いさゝか御なやみあり。御眠もかすませ給ふよし聞ゆ。(當代記。慶長年錄。慶長見聞案紙。)◎この月村田與右衛門高勝代官となる。又藤堂和泉守高虎はじめ諸家より。質子を奉らん事を聞え上。家司の子弟を江府にまいらす。(家譜。寛政重修譜。)〇四月朔日島津陸奥守等家久が琉球を征する軍艦。けふ那覇の津に着し中山の兵と戰を接ゆるよし聞ゆ。(寛永系圖。)〇三日池田宰相輝政妻子をともなひ駿城に參り拜謁し。其子藤松松千代をば江府にまいらしむ。この日島津が軍兵琉球の都城を攻破り。中山王尚寧を生擒せしとぞ。又小栗甚丞吉次死して。其子八十郎吉忠家をつぐ。(創業記。當代記。慶長見聞錄。寛永系圖。)〇四日松平武藏守利隆の娶備前岡山にて男子(新太郎光政なり。)誕生あり。此妻は輪原式部大輔康政が女にて。　御所養ひとらせ給ひ。利隆にあはせられ

しなり。よて江戸より牧野豐前守信成を御使として。雌子單物袷銀子をなくられ。其兒に肯江の御刀信國の御脇差を給ひ。又かの妻にも備中のうちにて。絁田千石をつかはさる。この日未申の交白雲東四にたなびく。其長さはかりなし。此雲東方より消はじむ。天正十一年志津嶽戰の前もかくのごとしといふ。又駿城の前殿庭上に。四肢に指なき者繁衣をまとひ髮をみだし。脊蛙を食したゞずみゐたり。近習の輩大にあやしみ搦取て誅せんとす。まかるを聞召て。誰すべきにあらずとて追放たる。又三州五油の驛災あり。驛舍ことごく燒失す。(寛永系圖。當代記。御年譜。)○八日夕陽ことに朱くして。朱輪のごとき雲一むら日の邊をめぐる。風更に烈し。旱兆といふ。(當代記。)○十一日　大御所いさゝか御不豫なりしが。けふはやゝ御快ならせ給ふ。今夜大雨。此日島津が勢琉球をせめ平げ國人皆降參し。其主尚寧を擒にし歸帆せんとするよし聞ゆ。(當代記。慶長年錄。)○十四日龜非豐前守兹矩に仰せて。松平周防守康重が女を娶らしめらる。此日和州吉野山の隱士堀江治部大輔教賢卒す。こは伊勢國司の一族にて。祖父中納言親泰伊勢國星合の城に住せしかば星合を稱す。父宰相具種は星合大河内の兩城を保ちしが。教賢が子采女正具泰をやしなひ世襲となしかば。教賢後見して有しが。國司亡びてのち織田信雄聘を厚くして。召事まきりなりしかど。終に固辭して仕へず。吉野山中に閑居して年月を送り。壽八十二にて終をとれり。具泰子孫後に召出され。今御家人に列す。(寛永系圖。寛政重修譜。)○十六日甲斐國代官平岡右衛門道成致仕入道して樵雲と號。其子岡右衛門道家つぐ。(家譜。寛政重修譜。)○廿四日千代姬御方豐前の中津につかせたまひて。細川內記忠利と合巹の禮行はる。よてこの御かたには。豐後國にて千石絁田をつかはさる。(寛政重修譜。)○廿八日池田宰相輝政の長子藤松江府に參り。初見の禮とりて。再び駿府にのぼりければ。けふ駿城にて申樂あり。常陸介賴宣朝臣を初め。藤松并に其弟勝五郎松千代みなこれをつかふまつらる。(當代記。慶長年錄。)○廿九日猿樂あり。金春。觀世。賢生。金剛等つかふまつる。(慶長見聞案紙。)◎廿日宰相輝政の妻は。その生母西鄕局日蓮宗を尊崇ありければ。三子松千代日蓮宗たらしむ事をこほる。よて御ゆるし有て其上御家號たまはり。松平左近輝澄と改めしめられ。吉光の御小脇差を下さる。(家譜。)○五月朔日三井寺領寺務の御朱印を。照高院道澄准后につかはさる。其文にいふ。三井寺領近世寺務たる所。全く相違あるべからず。守護不入たるの上は。みだりに山林竹木を伐とるべからず。殺生を禁斷し坊舍門前寄宿等免除せしむ。あるは修學怠慢の僧。あるは行狀不律の輩は退寺せしむべし。武士郎黨以下の居住を停禁すべし。猶長日懇祈の精誠を抽べしとなり。又修驗道の御朱印を。聖護院門跡與意法親王につかはさる。修驗道のこと古來の法度にまかすべし。愛宕山の事各國山伏に同じければ。結袈裟金地等免許し。諸役以下を課すべし。もし違犯のやからは。罰制を加ふべしとなり。又駿城には猿樂あり。(令條記。慶長日記。)○二日先月より關東西旱す。今日雨を得て衆民大に喜ぶ。この日亦駿城猿樂あり。金春。金剛。賢生。大藏。梅若。日吉等つかふまつる。(當代記。)○三日松平飛驒守秀行の妻(神祖第三の姬君。振姬君といふ。)駿府にまいらる。此日若狹國小濱の城主京極宰相高次卒しければ。其子若狹守忠高して。原封九万二千百石餘つがしめらる。この高次は宇多天皇の御末近江國住人佐々木源三秀義より四代。京極近江守氏信に十八世の孫長門守高吉が嫡男なり。累代江北の地を領す。高次が姉はじめ若狹の武田孫八郎元明が妻となりしが。元明死してのち豐臣關白秀吉公の寵を蒙り。松丸殿と申す。高次の母また淺井下野守祐政の娘なりければ。一かたならぬゆかりつき。高次いまだ小法師丸といひし時より。關白の猶あさからず。天正十二年近江國田中の鄕にて。二千五百石與へらる。十三年七月十一日從五位上侍從に叙任し。近江守又若狹守に改む。十四年一倍の加恩あり。十五年七月十四日同國大溝にて加恩あり。一萬石にせられ。十六年四月十四日從四位下にのぼらせられ。十八年小田原陣の後二萬八千石になる。十九年四月十一日大閤朝鮮を征せられんが爲。西の京にて犬追物興行のとき。高次その事司り近江の諸士討手なつとめしむ。文祿二年五月廿三日肥前名護屋にて。明使來朝のとき。配膳の役なつとめ。四年大津の城主にせられ。若狹の內をそへて六萬石になさる。この年左少將にすゝむ。また淀殿の妹を要とせらる。(これ江戸　御臺所の御姉にて。當尊院と申せしなり。)慶長元年從三位宰相に叙任す。これより先　神祖御上洛のとき。大津城の大破を御覽あり。修理料として銀三十貫目たまふ。四年の春大坂の奉行等よからぬはからひせしころ。伏見の御館はあまりにあさましかば。なのが大津の城に迎へ奉らんと申。　大御所御感あさからず。五年の秋石田が叛逆せし時。一旦大坂の催促にまたがひ。北國に發向すといへども。江州東野より馳かへる。大坂近きあたりにては。高次ひとり關東の方人して。大津の城にたて籠る。關東より攻のぼらせたまふほど。今一二日を待得ず城を開て立退ぬ。されば　大御所も高次いまだしば城をたもちたらんには。近江一國をばたまふべきものなりと。ふかく惜ませ給ひしとぞ。やがて若狹國小濱城主にせられ八萬五千石領し。六年江州高島にて七千石加へたまひ。九萬二千百石餘となり。四十七歲にてけふせぬるなり。(創業記。慶長年錄。寛政重修譜。寛永系圖。播磨譜。)○五日池田宰相輝政の妻子駿府をいとま給ひ。播磨の姬路にかへらるゝにより。かの妻に金二百枚。銀千枚。綿千把つかはされ。其

子藤松へ正宗の御脇差を賜ひ。勝五郎松千代へも御脇差を下さる。此日高力土佐守正長三子虎助長次。級爵して河内守と稱し。相馬信濃守盛胤とおなじく。上壻給事を仰付らる。(創業記。慶長年錄。)○八日尾張右兵衛督義直朝臣の亭にて。常陸介細宮朝臣を饗せらる。本多上野介正純。松平右衛門佐正綱。成瀨隼人正正成。永井右近大夫直勝。安藤帶刀直次等これにあづかる。この日 番士落合長作某は鬼界島。饗場勝七某は隱岐の島。岡部藤十郎某は伊豆大島にながさる。一昨年の三月御旅館にて。茶具失ける事に座せしによりてなり。この夜大雨曉にいたる。(慶長年錄。)○十一日伯耆國米子城主松平伯耆守忠一頓死す。子なくして家絕たり。よて其所領十七萬五千石收公せらる。弓衆多源七郎昌吉。久貝忠三郎正俊。朝比奈源六泰勝撿使に命ぜられ。吉田大膳大夫重治。一柳監物直盛をもて。其城を請取勤番せしめらる。此忠一は中村式部少輔一氏が子なり。

慶長五年　大御所上杉御追討のため。京より下らせ給ひしとき。一氏駿州沼津の城にて。すでに病牀にふしたり。大御所村越茂助直吉を御使にて。彼病をとはせ給ひしとき。其子一舉にも長光の御刀賜ひ。六月廿五日彼城にいたらせ給ひしかば。家人横田內膳が宅にてさま〴〵の御まうけし。其身興にかき乘られてかしこにまいり。一氏重病に侵され。此度の御供にさぶらはぬこそ遺恨に侍れ。愚息いまだ幼なし。弟彦左衛門

一榮に軍勢付て參らすべきに候と申同さへ。誠にくるしげなるありさまにて。さだかには聞えず。こののちいくほどなく卒しければ。一擧わづかに十一歲。伯耆一國たまはりしは。全く亡父が志に報ひ給ふ所とぞ聞えける。やがて今の　御所の御前にて首服加へられ。御家號并に御名の字賜ひ。叙爵させて松平伯耆守忠一と稱す。また　大御所松平周防守康元の女なやしなはせたまひ。忠一が妻となさる。かく厚き御かへりみを蒙りしかど。ことし二十一歲にて卒せしとぞ。(藩翰譜には忠一誓功の老臣橫田內膳が。當に直諫するをにくみ。饗宴に事よせ城にめして討果す。內膳が子主馬助大に憤り。父が叛山の城に楯籠る。忠一軍勢をさしむけ其城をせむ。近國の騷動大かたならず。主馬助終に防ぎ兼。城に火をかけ腹切て死す。大御所このよし聞召御氣色以の外損じ。嫡君に付進せられし道家長右衛門并に 安井清次郎天野宗葉などを召て譴せらる。この後忠一江戶に參覲せしかど。府內にいることをゆるされず。品川の驛に籠居しけるが。日をへて召れ見參し。ほとなくうせぬるとあり。此說のごとくならむにはこの家絕たるは子なきのみにはあらざるべし。)京極若狹守忠高江戶にありしが。父宗和高次うせければ。いとまたまはり急に就封す。(寬永系圖。家忠日記。紀年錄。藩翰譜。慶長年錄。)○十七日　御所

この日藤堂和泉守高虎が邸にならせ給ふ。高虎駿府より金奉

を領せしより田中と稱し。小田原北條につかへ板部岡に改め。剃髮して江雪と號す。北條へ御ゆかりむすばせ給ふ時に。かのかたより使命を承る。十六年氏政よりの使として京に赴く。豐臣關白より北條へ。沼田の城わたされしとき。江雪これを受とる。又北條亡び小田原の城を。關白より　當家にあづけらるゝに及んで。江雪見參してわたし奉り。其後關白江雪にむかはれ。汝さきに上洛し氏政が使命を通ず。その時沼田の城をわたさば。北條父子一人は上洛すべしと。かたく約しながら。忽にその詞をひるがへし。父子上洛せざりしは。氏政が僞りか汝が奸計かと責問せられしに。江雪答へけるは。北條父子叛逆の心はさらになし。與亡は天なり。たゞし天下の大軍をひきうけて。日を重れ籠城せしは。面目といふべし。今はたゞ某が首を刎られん事を待のみなりと。詞すゞしく申ける。關白大に感じ。ゆるして近侍せしめらる。此とき又あらためて岡野と稱す。慶長五年には山岡道阿彌影友とおなじく。　當家に志なはこび忠誠なあらはす。此後影友とゝもに近侍しけるが。けふ伏見にをいてうせぬ。とし七十四。(寬永系圖。寬政重修譜。)○四日筑後國久留米城主田中兵部大輔吉政卒。其こゝ置しまゝに。四子隼人正某原封三十二万五千石をつがしめ。御名の一字たまはり。筑後守忠政とあらたむ。(この襲封。重修譜には四月とす。今は眞享書上にしたがふ。)長子民部少輔吉次は故ありて

上旗本之逆流

上中村忠一卒

上島津家久兵凱旋

上火刑

下田中吉政卒

上岡野融成卒

下 荊組及皮袴組

て蟄居するが故とぞ。この吉政本國近江の人にて。世々高島郡田中といへる地に住しければ。田中とは號せしなり。父は惣右衛門重政といふ。吉政早くより豐臣家につかへ。關白秀次公いまだ三好と稱せられたる頃より。その方につけられ五千石賜はりしが。秀次關白養父太閤と中たがひしにはじめ。吉政はまばしば關白を諫めしかば。忌遠ざけられしなもて。關白罪蒙られその家人等皆誅せられけるなかに。吉政けつく太閤の御惡にあづかり。天正十六年三月十七日叙爵して兵部大輔と稱し。のち筑後守に改め。十八年十月廿日三河國岡崎の城にうつり。五万七千石になさる。其後八万五千七百石を領し。慶長元年七月廿七日一万四千二百石餘加へて十万石になり。太閤より（恩有譜牒）十九日宇都野與五郎正成死して。其子作右衛門正信家なつぐ。正成は　大樹寺殿このかたつかへたてまつり　大御所の御時にいたり。三方原長篠等に供奉し。六十二歳にてうせぬ。（寛政重修譜。）○廿二日霖雨やゝはれたり。近國田圃みな凶なつぐ。（當代記。）○廿五日松平飛騨守秀行の家長蒲生源左衛門郷成は。秀行が淫酒にふけり。新進の臣長野半兵衛重政を寵任するを憤り。其子源三郎鄉喜。蟄蒲生彦大夫以下。おほく會津を退く。よて　大御所の仰として。鄉成が所領四万五千石の内一万石を。玉井數馬定祐にさづけ。長沼の城主とし。一万石を蒲生五郎兵衛鄉治にさづく。（武德編年集成。）◎是月三河國上和田に蟄居し。その産神火頭明神の社職となりし大久保平大夫忠重子源次郎忠之大膳に召出され。慶來二百俵給ひ。腰物持役となる。これは一族相摸守忠隣彦左衛門忠教等がこひ奉るによてなり。此頃京にて荊組皮袴組と號する無賴の徒七十人搦取。その魁首四五人を誅し。其餘類ことごとく追放たる。（家譜。）

台德院殿御實紀卷十　慶長十四年七月に始り九月に終る

○七月五日島津陸奥守家久琉球を征し。其王を生擒せしよし注進するにより。其軍功か賞せられ。家久に御書を給ひ。三位羲久入道龍伯并に兵庫頭義弘入道惟新にも。同じく御書を給ひ褒せらる。（家忠日記。）○六日伊藤清右衛門正俊死して。その子助藏正重家なつぐ。（寛永系圖。寛政重修譜。）○七日　大御所より島津陸奥守家久に。琉球の軍功を賞せられ。其地を家久に下さる。凡琉球の稅額十二万石餘といふ。また猿樂金春其技をつかふまつりはて、暇給はり駿府におもむく。この日本多上野介正純後藤庄三郎光次沙汰し。崇傳長老に呂宋の御返簡をつくらしめらる。（御年譜。家忠日記。當代記。異國日記。）○八日土藏番頭小林兵部大輔正忠死して。其子半兵衛正信家なつ

上 阿蘭陀人通商聽之

下 賜琉球于島津家久

上 上田元俊卒

下 禁煙草

下 高田專修寺法度

下 伏見城在番猪熊教利等之濫行

ぐ。（家譜。）○十一日本多上野介正純御旨を傳へて。崇傳長老に阿蘭陀の御返簡をつくらしむ。かの國王ことし始て書簡并に印子盃二。糸三百五十斤。鉛三千斤。象牙二さしげて。今より後は永く通商せむ事をこふまゝによて。ゆるさるゝ旨をそむろしける。（異國日記。）○十二日上田兵庫元俊沒す。其子万五郎元政も父に先立て死しければ。孫万五郎元勝して家つがしめらる。元俊が父は　清康君につかへ奉る。母は石川安藝守清兼が女なり。元俊三州明大寺合戰のとき。松平藏人信孝を討とる。此とき金の三本傘の指物をゆるさる。いまの　大御所に至り。信孝一旦御敵たりといへども。御從祖叔父たるをもて。其孤女の沈淪を憐みたまひ。元俊に嫁せしめらる。元俊武勇といへども明大寺合戰のとき疵蒙り。行歩わづらはしかりければ。其後軍陣の供奉はかなはず。常に留守してありしが。今年八十一歳にて終をとる。（家譜。）○十三日本多上野介正純より。島津陸奥守家久がもとへ消息もて。　大御所琉球の大功御感賞の旨をつたふ。（島津文書。）○十四日京都にて　當今。（後陽成院。）の御いつくしみを蒙る女房廣橋局。（廣橋大納言兼勝卿女。）唐橋局。（中院也。是軒通勝卿女。）をはじめ五人の女房等。猪熊侍從教利。烏丸左大辨光廣。飛鳥井少將雅賢。難波少將宗勝。大炊御門左中將賴國。花山院少將忠長。德大寺少將實久。松木侍從宗澄。牙醫兼保備後權繼等に挑まれてあばく。參會し。酒宴亂行に長しけるとき露顯し。兼保を拷問せられしに。ことごとく白狀せしかば。逆鱗大方ならず。この張男女ともに。死刑に處せらるべしとの內旨により。京より板倉伊賀守勝重を駿府に召下して。そのとを議せらる。こゝに及び猪熊侍從教利罪を恐れて逐電す。教利は豐臣太閤のときも淫行の聞えありり。今度も又この徒の魁首なり。この人の妻は前田中納言利長卿の女なり。織田長益入道有樂の子左衞門佐長政。教利を導て亡命せしめければ。これも連座すべしとぞ聞えける。此日織田左京亮信好卒す。こは右府信長公第十の子なりしが。嗣子なければ其家絕ぬ。又ことさらに令して煙草を禁ぜらる。烟を吸とて火をあやまつもの多ければなり。（創業記。當代記。慶長年錄。武德編年集成。）○十五日下野國高田專修寺僧正覺眞に御朱印をたまふ。專修寺住職并に諸國末寺等綸旨にまかせ。先規のごとく進退相違あるべからずとなり。（令條記。）○十六日諸國大水。美濃。遠江兩國は水かさ去年より高き事。三尺ばかりとぞ聞えし。（慶長年錄。）○十七日大番頭松平丹後守重忠山口佃馬守重政に。伏見城在番の條約を授らる。其文にいふ。喧嘩爭論殿に停禁せらるゝ所。遠背のやからは理非ないはず。双方ともに罰せらるべし。あるは親戚あるは知音とて荷擔せば。其罪本人よりも嚴重に處せらるべし。何事たりとも出城すべからず。番

士等故ありて出城する時は。番頭兩人にうたへ。其指揮にまかすべし。もし番頭さはる事あらば。組頭にこひて出城すべし。此條令をかたく守るべし。もしゆるし置てみだりなることあらんには。番頭曲事たるべしとなり。又酒井雅樂頭忠世。土井大炊頭利勝。安藤對馬守重信。青山圖書助重成。連署の令には。城中番士同僚の外地に參會すべからず。番所には常に武器得道具設置べし。戍役の間京地の人一切召置べからず。城中へ諸人出入せしむべからず。戍役の間日誌を殿に注記すべし。もし饗宴儲とも一汁二菜にかぎり。酒は二返たるべし。上下とも市中の浴室におもむくべからず。殿に火をいましむべし。これ等肝要たれば。いさゝか油斷すべからずとなり。又本城前門は。山口但馬守重政家士に。番頭より人をそへて警衛せしむべし。本城より西城にまかる所の門は。重政人數もて警衛すべし。後門は松平丹波守重忠家士に。勤番輿力の輩より人そへて警衛せしむべし。警衛のこと前後をさだめらるれば。五十人の中たとひ病者ありとも。廿五人は門樞に警衛なさしむべし。實の更番は二度たるべし。表の番士二人。裏の番士二人不斷の番として。途中にて行あふべし。番頭は番所に夜臥すべし。小笠原左衛門佐信之。稻垣平右衛門長茂警衛せし所は重忠勤番すべし。酒井作右衛門重勝は先規なし來りしまゝに勤番すべし。岡部内膳正長盛警衛せし所は。土岐山城守定義勤番すべし。太閤役

下阿蘭入津之制

下貨幣之制

下葡萄牙船阿媽港

下暹羅渡海朱印

坊主の直所。ならびに定番所に無狀の事あらば。前門番の輩過失たるべし。この條目かたく守るべしとなり。また阿國につかはさるゝ御朱印の券をつくらしめらる。その文にいふ。關舶來着のとき。何方の湊たりとも。異議あるべからず。今より後此旨を守り往來すべし。いさゝか踈易あるべからずとなり。ちやくすくるうんへんけふらんすひつくるあふらはむはんてむふろくきうあすへいけへつかはさるゝ所四通なり。又代官黒川左京亮正秀死して。子與兵衛正直家をつぐ。（令條記。家忠日記。異國日記。寛政重修譜。）〇十五日錢貨通用の令を下さる。金一兩をもて永樂錢一貫文に換べし。京錢は四貫文たるべし。鐚錢無形火割新錢へいら錢の外は。えらばず通交すべし。金一兩もて銀五十目にさだむ。この金をもて賦稅并に物貨ともに用ゆべしとなり。（令條記。）〇廿日阿媽港渡船停禁の御朱印をつかはさる。其文にいふ。吾邦の商船阿媽港にいたること。其國人雜沓するよし聞ゆれば。殿に停禁せしむ。もし此令にそむき着船するときは。其國法のごとく處置すべしとなり。（異國日記。）〇廿五日堺木屋彌三右衛門へ。暹羅渡海の御朱印を下さる。（御朱印帳。）〇晦日本多豐後守康重が三州岡崎城災あり。火藥收貯の櫓より失火すとぞ聞えし。（創業記。）◎是月伏見戍役にさゝれし松平丹後守重忠。山口但馬守重政并に加番士岐山城守定義いとま給はり江戸を發す。久美濃國郡邑を檢地せし

上風流踊

上城請取之下知狀

下實寺法度

上岡部長盛之轉封

下加藤正次卒

めらる。また駿府にては市街に令し。風流躍を儲さしめらる。また鳥居又左衛門吉次死して。其子又兵衛吉長家をつぐ。井戸若狹守覺弘新に康米三千俵たまひ。御家人に加へらる。（慶長年錄。家譜。寛政重修譜。）〇八月四日さきに故松平伯耆守忠一が伯州米子の城。收公の監使にさゝれたる朝比奈源六泰勝。久貝忠三郎正俊。弓氣多源七郎昌吉に。大久保相摸守忠隣。本多佐渡守正信連署の下知狀をさづく。其文にいふ。寺社人并に農商に對し。武家の家僕等ひが事ふるまふべからず。みだりに竹木伐取べからず。農民等其國を亡命せば曲事たるべし。地頭代官等非據の沙汰あらんには。御使并に番頭及び其國の老臣等へうたへ出べし。この條違犯の徒は。殿科に處すべしとなり。又各所に刈草場の制を令せらる。先々より入交り刈草せし地を。あるは鍬目を付。あるは境を立。あるは屋敷構をなし置。草からしめざるものは曲事たるべし。先々の例のごとくゆるかりなく刈とるべしとなり。この日岡部内膳正長盛。下總國山崎より丹波國龜山にうつり。二万石加恩ありて。酒領に合せて三万二千石になる。（令條記。武家殿制錄。家忠日記。藩翰譜は六日にかけ。重修譜に八月とし。後に二千石加へ給ひ。三万四千石になるとしるす。）〇九日京畿大風。（當代記。）〇十日大風。江州にては大に禾稼を損ず。美濃尾張三河は。午より亥まで尤はげし。（當代記。）〇十二日江戸より上番の輩。伏見城にいたりしかば。是まで勤番せし水野市正忠胤。渡邊山城守茂にはじめ。其番士百人皆交替してかへる。此日富沼左近定芳が所領伊勢長島洪水なりとぞ。（寛永系圖。家譜。）〇十六日有馬玄蕃頭豊氏。丹波國篠山城構にあづかりしを褒せられて御内書を賜ふ。藤堂和泉守高虎は同城經營の時。繩張を改め正し。且構造の助役せしかば。これも御内書たまはり御感の旨を仰下さる。（貞享書上。）〇十八日東寺に法令の御印書を賜ふ。其文にいふ。東寺高野は相互に學業相續すべし。もし不學の徒其室を汚すにおいては。擯律の僧をもて引かふべし。觀智院は一宗の勤學所なり。かの經藏に收貯の諸聖教は。他に類本なきがゆへに。尤以て尊重すべし。こたび一卷も欠漏せず其書目を責拔して。副本を繕寫し。高野山青巖寺にをくり。其經藏に收貯し修學の資となさしむべし。專ら古跡の學室を再興して。修學專一たるべし。東寺醍醐眞言敎相の學室廢絕に及ぶ。尤以て怠慢といふべし。無學のやから寺領を沙汰するとあるべからず。速に修學の興行あるべしとなり。（令條記。）〇廿一日永田庄九郎政次死して。其子傳左衛門重路家をつぐ。（寛永系圖。寛政重修譜。）〇廿四日先手頭加藤惣市郎正次死して。其子傳吉正信家をつぐ。此正次は惣右衛門正成が子にて。永祿六年三州に於て一向宗一揆の時。小豆坂針崎にて高名せしを始とし。吉田。牛窪。姉川。遠目。長久手等の合戰に軍功をはげまし。齡つもりて七十七。

上 還羅渡海朱印
下 松平定總之加封
上 眞言宗法度
下 再停止永樂錢
上 大山寺法度
上 高野山法度

けふ終をとりしと。(寛永系圖。)○廿五日織井武藏守玆矩に。還羅渡海の御朱印を下さる。(御朱印帳。)○廿七日今年初春より雨多し。正月よりけふに及び。雨ふる日をかぞふるに。百廿日に及べりとぞ。(當代記。)○廿八日關東眞言宗古義の諸寺に法令を下さる。其文にいふ。一年兩度法談の日厳に增減あるべからず。二季の稽古一季たりとも懈怠すべからず。本寺住山かならず三が年をとぐべし。本寺住山すといへども。學業精勤せざるものには。能化をゆるすべからず。談義の所々に於ては。能化の下知に從ふべし。本寺住山の間其宗の木書あまれく受學すべし。たとひ教相の所學あり共。事相の傳授なきものには。能化をゆるすべからず。當に佛法興隆のため。宗旨如法の行儀を專ら守るべし。古跡の一寺一山に於ては。かならず學匠の能化住せしむべし。この條々かたく守るべしとなり。また高野山長老に下さるゝ法令の文にいふ。上品の古跡に於ては。學業次第にて相續すべし。兩門中廿所の名室は。碩學の徒相續すべし。當門首の二院は天下の能化所たれば。かならず碩學器量の衆住持たるべし。こは佛法興隆のため。かたく此旨を守るべしとなり。又大山寺別當八大坊へ下さるゝ法令にいふ。前不動より上は。永代清僧潔戒の地たれば。かたく此旨を守るべし。これより先火宅僧井に山伏及び俗士等住居せしを止て。別當八大坊より收め令し。清僧のみ住しむべし。十二坊の檀越井に山林諸堂の賽錢等は。一物たりとも相違なく。清僧に進退せしむべし。この令を守り佛法興隆有べしとなり。(令條記。武家嚴制錄。)◎是月松平越中守定總下總國山川にて一万石加恩ありて。一万五千石になる。又江戸にて大久保治右衛門忠佐宅失火し。內藤若狹守清次この災にかゝり。家寶ことごとく燒失せり。これより先永樂錢の通用を禁ぜられけるに。このとし驗府江戸賦稅の會計に。永樂錢を用ひらるゝをみて。處商通用をゆりたりとおもひあやまり。衆多永樂錢を買求るもの多かりしかば。また停廢の事を令せらる。(寛政重修譜。當代記。慶長年錄。)○九月朔日大番頭水野市正忠胤が邸に。松平左馬允忠賴をまねき茶宴を催す。隊下の大番士久米左平次某。服部半八某。宇治茶匠八大夫等この會にあづかる。宴罷て圍棋の興を催す。左平治半八と對局するに及び。左馬允忠賴兼て半八をふかく愛しければ。半八に勝しめんがため。其棋局を見てさきりに黑盲をはき。半八なのゝしる。半八これを憤り。脇差ひきぬき左平次をきる。左平次も脇差ぬかむとするな。八大夫その中央に飛いり。双方を引わけてみれば。左平次が手に薄手負たり。これにては忍ぶべきにあらずと。左平次また立あがり。半八に切かけんとすれば。一座の人々双方にとりつき押へとめむとす。左平次そのとき左馬允忠賴をつく。忠賴も脇差をぬき左平次を

下 篠山城
上 野中村忠一遺臣
下 神宮遷座

きるとき。大勢かけあつまりつゐに左平次をば討留しが。半八は門外にかけ出。三浦彦八某が從者の馬ひきてむかひに來るを見。その馬に飛のり相州の采邑に立退たり。(慶長年錄。)○二日遠州代官秋鹿彌太郎直朝死す。其子小姓長四郎朝正家つぎ遠州にかへりすむ。よて庇蔭料四百石を收公せらる。(家譜。)○九日角南刑部卿法印重義死す。その子主馬重勝父子共に慶長九年よりめし出され。重勝は小姓の番士となる。この重義ははじめ宇喜多黃門につかへ。宇喜多家ほろびてのち御家人に列し。月俸千口たまはり。伏見の松丸を守り。この日死す。年七十二。(寛政重修譜。)○十六日もとの伯耆國米子城主松平伯耆守忠一が遺臣等をめして。その罪をたゞされ。家司四人切腹せしめられ。また罪蒙るもの多し。沼間主膳與清。野(マヽ)一色賴母助重。忠村加兵衛資貞。小倉安右衛門正能等は。關原の戰功をもてめし出され御家人に列し。與清は廩米五千俵。助重は采邑二千石賜はる。忠一の妻は松平因幡守康元が女なるを。今の　御所やしなひとらせ給ひ。忠一にあはせ給ひしゆへ。これも江城に迎へ給ふ。(按するに。中村が臣等罪蒙りし事。忠一子なくして國除かるゝに及び。財寶ども散なく失し事どもあり。その家司等が專恣のさま聞えしなど。まるせしもあれど。藩翰譜にもるせしごとく。忠一世にありしほど。其老臣横田內膳を討て。其子主馬助籠城し。國中騷動せし事ありて。それにあづかりし安非。道家。天野などいふものども。上裁なへて誅せられしなみれば。これらの事により御糺明ありて。其罪をたゞされしなるべし。)又丹波國篠山城落成して。其奉行せし使番內藤金左衛門歸謁す。これ去年四月より經營し。二年を經て落成する所なり。　大御所其擇造のさま嚴重堅固に過て遲緩せし事。御けしきにかなはず。本多上野介正純大久保石見守長安等これに座して。御けしきを蒙る。京北野天滿宮石鳥居顚倒す。(慶長見聞書。慶長年錄。)○十八日さきに罪をのがれ京師を出奔せし猪熊侍從教利。この十六日九州にてとらへられ。籠輿にのせてこの日京にいる。(慶長年錄。)○廿一日伊勢內宮けふ遷宮あり。これを拜せんとて貴賤群聚す。その時社壇鳴動せしよし聞えたり。(御年譜。慶長年錄。)○廿三日板倉伊賀守勝重驗府を辭して上洛す。これは殿上人等女房達と會飲せし淫行あらはれ。主上逆鱗甚しく。其罪をたゞすべしとの內旨をうけて。勝重驗府にまかり執政の輩と議し。　大御所の御旨をうかゞひけるに。　大御所禁中むかしよりかゝるたぐひなきにあらず。ひたすら寬宥の御沙汰あり。聖德をほどこし給はゞ。衆人耻をまりて後來ん誰むべしと諫め進らせらるゝ旨。勝重に仰付られて上洛し。うち〳〵　叡聞に達せしめらる。信濃岡飯山の城主皆川山城守廣照は。そのはじめ上總介忠輝朝臣を養ひ參らせければ。今も朝臣につけられ。傅相の職にをかれぬ。志かる

に朝臣壯年に及ばるゝほど。桀横のふるまひのみ多くして。國中の上下なげきくるしむをもて。舊きものどもいさむるといへども用ひられず。廣照ふかくなげき。さまゞゝと諫めけれど。今はをのれらが力には。御行あらだまらせ給ふべしとも思はれずとて。同僚山田長門守正世。松平誠岐守栄とうちつれ。駿府に參て此よしを愁訴す。朝臣江戸にありてかくと聞給ひ。大におどろき駿府へはせのぼられ。廣照舊功をたのみ。やゝもすれば恣なるふるまひをあらはす。山田等その典藏なりとうたへられければ。その國老幷國奉行進士清三郎等を召て。對決せしめられしに。廣照等忽に罪蒙る。されど廣照は舊功のものなればとて。罪一等をなだめられ流刑に處せらる。松平出羽守清直は國老の中にても。思召旨やありけむ。此對決の座にはめされしかが。我其職にありて。一人この大事にもるべきにあらずと。推て登營せしな。　大御所其座を進らせ給ひながら御覽じて。清直ば誰が召て此座に列りしや。若罷もの何をかまらんとて。迫かへせと仰ければ。清直力なく退く。其跡にて廣照等が罪をば決せられしとそ。清直はこの後閉戸して家に籠居せしが。ゆるされて出仕せり。(慶長年錄。落穗譜。世に傳ふる所は。はじめ　大御所の御方に召つかはれし小童龜井三九郎とて。亂舞堪能の者なり。朝臣には異父同母の御あれむこなりければ。かたゞゝ此技おしへ進らせよとて。朝臣につけさせらる。三九郎双なき朝臣の寵臣にて。後には遠江守と稱し。國家の事一人に委任し。よからぬ事ども多く。國人等歎きしかば。廣照等そのよし駿府にうたふ。　大御所聞召。その三九郎には。小鼓謠曲をしへよとてつかはしけるが。たがゆるしてふしぎの擧動するにやと怒り給ふ。朝臣の生母阿茶の局大におどろきなげき。養直賴宣の母君はじめ。そのころ御寵依僧だちを賴み花井が罪まぬかれん事をなげき。朝臣またみづから駿府におはし仰られければ。花井が罪まぬかれしといふはまことにや。(落穗譜。家譜)又酒井備後守忠利駿州田中を轉じて。武州川越をたまはり。一万石加へ二万石を領せしめらる。こは　大御所より仰として。江戸城御出馬あらむ時に。常に留守命ぜられんもの。忠利なればその心してめしつかはるべしとありし故とぞ聞えける。これより忠利大留守居役になり。諸家の證人をあづかり。國々關所を掌る。又大澤兵部大輔基宥少將に任ず。高木喜左衛門正綱死して。子大番新助正信家をつぐ。(寛永系圖。創業記。家譜)〇廿七日伊勢外宮遷宮あり。この日さきに故木下肥後入道法印家定の遺領二万石を長子少將勝俊。五千石を二子宮内少將利房に分ちたまひ。高臺院のかた守護すべしと命せられしな。高臺院その領地を勝俊一人に領せしめ。利房にあたへられず。よて　大御所聞召御けしきあしく。其遺領をば悉く收公せられ。今年の賦稅は京職の方に收めしめ

らる。この事によて大坂より孝藏主(太閤の時より後閤につかへ。當家の事をあつかひし尼なり。)駿府にめし下さる。この六月九州へ着岸せし蠻船。八月十日の大風に船破れ。波にたゞよひ行方もれざりしが。けふ上總國大野浦に漂着せし注進ありしかば。船主心のまゝに貨物交易すべきよし令し下さる。(御年譜。創業記。慶長年錄。寛政重修譜。)〇廿九日遠江國濱松の城主松平左馬允忠賴卒す。其子忠重時に七歳幼ければ。所領五万石收公せられ。忠重には翌年七月武州深谷にて。別に八千石たまひしなり。この忠賴は興次郎忠吉の二男にて。母は　大御所の御妹君(多劫姫君。)なり。兄勘四郎信吉は藤井の家をつぐ。忠賴父の家つぎて。關東にうつらせ給ひし時。武藏の八幡山にて一万石たまひ。關原の戰に岡崎の城を守り。軍終て後尾州犬山の城。濃州金山の城を守り。本領をあはせて二万五千石になる。六年二月遠州濱松にうつり。五万石を領しけるに。とし關原に參り。この朔日水野市正忠胤が宅に宴し。久米左平次が爲にさし殺されたり。年廿八とぞ。(案ずるに水野が宅にて殺されしは。この月朔日なり。然かるに寛永系圖その事をばまろさず。たゞこの卒せしとのみまろしたるは。この日うせぬるよし聞えあげしゆへか。)石川主殿頭忠總濱松の城請取にまかる。(寛永系圖。落穗譜。慶長年錄。)◎是月淡路國須本城主脇坂中務少輔安治轉封して。伊豫國大洲の城給ひ。二万石加へらる。(この事によて大坂より孝藏主(太閤の時より後閤につかへ。當家の事をあつかひし尼なり。)駿府にめし下さる。この六月九州へ着岸せし蠻船。八月十日の大風に船破れ。波にたゞよひ行方もれざりしが。けふ上總國大野浦に漂着せし注進ありしかば。船主心のまゝに貨物交易すべきよし令し下さる。(御年譜。創業記。慶長年錄。寛政重修譜。)〇廿九日遠江國濱松の城主松平左馬允忠賴卒す。其子忠重時に七歳幼ければ。所領五万石收公せられ。忠重には翌年七月武州深谷にて。別に八千石たまひしなり。この忠賴は興次郎忠吉の二男にて。母は　大御所の御妹君(多劫姫君。)なり。兄勘四郎信吉は藤井の家をつぐ。忠賴父の家つぎて。關東にうつらせ給ひし時。武藏の八幡山にて一万石たまひ。關原の戰に岡崎の城を守り。軍終て後尾州犬山の城。濃州金山の城を守り。本領をあはせて二万五千石になる。六年二月遠州濱松にうつり。五万石を領しけるに。とし關原に參り。この朔日水野市正忠胤が宅に宴し。久米左平次が爲にさし殺されたり。年廿八とぞ。(案ずるに水野が宅にて殺されしは。この月朔日なり。然かるに寛永系圖その事をばまろさず。たゞこの卒せしとのみまろしたるは。この日うせぬるよし聞えあげしゆへか。)石川主殿頭忠總濱松の城請取にまかる。(寛永系圖。落穗譜。慶長年錄。)◎是月淡路國須本城主脇坂中務少輔安治轉封して。伊豫國大洲の城給ひ。二万石加へらる。儲臣林道春信勝駿府に勤仕し。十一月にいたり暇たまはり歸洛す。又此秋大震近年にこえて多かりしかば。　大御所

下　酒井忠利之轉封

下　大留守居役

下　令九鬼守隆等收西國大名所有大船

上　松平忠賴卒

下　修江戸道路於長崎互市令用丁銀

上　脇坂安治之轉封

御けしき大方ならず。(寛永系圖。慶長年錄。當代記。烈祖成績。家譜。)

下 久野宗能卒

台德院殿御實紀卷十一

慶長十四年十月に始り十二月に終る

上 家康奏聞遵行公廻處分等

上 呂宋船入津之制

上 呂宋獻方物

○十月二日駿城に茶宴あり。織田長益入道有樂。藤堂和泉守高虎。西尾隱岐守光教めされて御茶をたまふ。光教は伯耆米子の城番命ぜられ翌日發程す。又肥前松浦に着せし呂宋の船商等を御覽ぜらる。足利學校寒松。崇傳長老侍座す。この日京にては板倉伊賀守勝重兩傳奏をもて。うち〳〵　大御所の御旨は。　主上寬容の御政をほどこされなば。今よりのち人毎に廉恥の心を生じ。諸染の汚俗を改むべき旨なりと奏せしめらる。よて龍顏ことに和らがせたまひ。各死罪一等を減じ。遠流近流の等級をわかち。沙汰すべしと諚らせたまふ。(創業記。異國日記。武德編年集成。)○三日小姓佐野半四郎政秀死して。その子外記政成家をつぎ小姓となる。駿府の鷹師戸田九右衞門吉久父に先立て死す。(寛永系圖。)○六日呂宋より金襴三端。繻子七端。繻珍三端。羅紗二端。純子五端。蒲萄酒二壺に書簡そへて奉る。崇傳長老に御返簡を製せしめらる。又別に呂宋船海中難風にあひ何國に漂着すとも。相違有べからざる旨御朱印を

道さる(異國日記)○七日菅沼左近定芳が所領伊勢の長島洪水によて。　大御所米二千石たまふ。(家譜。寛政重修譜。)○八日遠江國久野城主久野三郎左衞門宗能入道宗安卒す。長子民部少輔宗朝は先に慶長元年御上洛の御供し。京に於て人を討しかば。所領收公せられ後。宗安に蓄領賜はりければ。孫金五郎宗成に其所領を給ひ。家つがしめらる。(宗家譜。ゆりて丹波守と稱し。後に賴宣朝臣に聞られ世々紀州につかふ。)此入道が父は三郎左衞門忠宗とて。今川家の士なり。尾州桶狹間の戰に討死す。宗能永祿十一年より御味方に屬す。武田信玄より秋山伯耆守光家をして。宗能を味方に招といへども。宗能從はず。よて秋山は宗能が久野の城を攻かこむ。このとき　大御所御出馬ありと聞。秋山は人數をひきぬて城をまきおとす。宗能不入斗の御本陣に參り謝し奉り。御感を蒙り本領安堵の御書を給ふ。此年より仰をうけて。遠州天王山の砦をまもり。十二年正月今川氏眞が懸川の城をせめ給ふとき。氏眞より宗能が庶族久野淡路宗益。彈正忠宗政等をかたらひ。宗能を前後に挾みうたんとはかる。宗能是を聞て御本陣にうたへしかば。榊原康政を加勢に給はり。逆意の一族等みな討亡して。其所領悉く給はりぬ。天正元年可久輪の城を攻落し。十二年長久手のときは。久野の居城を守りて海賊をおさへ。十八年關東にうつらせ給ひしとき。下總の佐倉城たまはり一万三千石領し。十九年

上 門宮綱信卒

九戸陣に御供し。後に致仕入道して宗安と號す。慶長元年長子民部少輔宗朝が罪ありて所領收公せらるゝに及び。入道には養老の料千石給はる。五年關原戰終りし後。入道年頃の舊功を思召。舊領の地七千五百石下され。養老料千石を合せて八千五百石になり。けふ八十三歲にてうせぬるなり。大工中井大和守正次加恩五百石賜ひ千石となる。(家忠日記。家譜。寛政重修譜。)○十日先に淫行露顯の殿上人女房等。みな死罪一等を減じて流刑に處せらる。其中に猪熊侍從教利は淫亂の最たり。ゲ關兼保備後賴織は宮門の管鑰をつかさどる身にて。其罪尤重ければ。死刑に處せられ。大炊御門侍從賴國。松木小將宗澄は硫黃島。花山院少將忠長は松前。飛鳥非少將雅賢は隱岐。難波少將宗勝は伊豆へ流され。女房五人は八丈島へ流され。烏丸左大弁光廣。德大寺少將實久は其罪輕しとて恩免を蒙る。飛鳥非難波の兄弟は。先駿府にとゞめらる。ときに世には去年大織冠像破裂せしは。この徵なりと巷說せり。　主上吉田神祇少輔兼治を多武峯につかはし宣命をよましむ。兼治神前にいたり戰慄して。宣命をよむ事あたはず。ふたゝび五條少納言爲適其選に應じ。登山して舊規のごとくつかふまつり歸洛す。　大御所よりも褒書をたまひしとぞ。また間宮若狹守綱信卒す。長子民部正廣。二子十左衞門賴次はさきに召出されしが故。三子忠左衞門重信近習をつとめありしかば。父が養老の料五百石をたまふ。この綱信はじめ北條陸奥守氏輝が長臣たり。氏政の命により織田家に使すること三州によぎり初て拜謁す。關東へいらせたまふのち。召れけれども辭して出ず。よてその子共を御家人に召出され。綱信は謂まゝに武州氷取澤にて。養老料五百石下され。七十四歲にてうせぬ。(創業記。當代記。烈祖成績。寛永系圖。寛政重修譜。家譜。)○十四日使番小笠原次右衞門定信死して。其子三右衞門正信家をつぎて使番となる。(家譜。寛政重修譜。)○十五日狹澤の池水濁る。凶兆といふ。(當代記。)○十六日大番頭水野市正忠胤切腹せしめらる。是は先月朔日其宅にて。松平左馬允忠賴をはじめ衆客宴して。双傷するもの多かりしのみにあらず。伏見成役の間。隊下の番士等京中を橫行し。不屆の擧動せしを查檢とゞかざるが故也。此忠胤は故和泉守忠重が二子にて。慶長五年關東の時曾根の砦を守り。大垣の城を責て功有しかば。三河國内にて一万石賜はり。爵ゆりて市正と稱し大番頭となり。此日死を給ひしかば。其家のぞかる。又番士三浦彦八某は服部半八某にをのが馬をかして逐電せしめ。海保三吉某は乘て大刀を好み。在番中城中をぬけ出て京中を徘徊し。辻相撲を取て豐臣家の奴僕を投殺したるによて。切腹せしめられ。服部半八某は采邑に隱れゐたるを召捕れ。腹切らせらる。兜尾長五郎某。有賀忠三郎某。世良田小傳次某。小俣伊右衞

下 水野忠胤自盡連座者多

上 間宮綱信廻等

門某。間宮彦九郎某等も。これに坐し腹きらしめらる。間宮は逐電せしが。妻子を召捕へられしかば。立かへり腹をきる。小栗仁左衛門某在番の間。父江戸にて死せしかば。ひそかにかへりて葬埋をいとなみ。藤方平九郎某。小川左大郎某は其家僕等京の商人を縊殺し。津戸左門某。戸田喜右衛門某。岡部庄七某。駒井孫四郎某。松平九郎左衛門某も。在番中不良の舉動聞えければ改易せらる。（慶長年錄。寛政重修譜。烈祖成績。）○廿二日大久保石見守長安が駿府の宅燒亡す。（慶長年錄。）○廿六日

大御所江府におはしまさんとて。御發輿あり。けふ善徳寺にいたらせ給ひ。御鷹狩あり。さきに御氣色蒙りし本多上野介正純。大久保石見守長安。けふ御ゆるしあり。相州土井山に金鑛を得たりと聞えければ。長安なつかはされ撿點せしめらる。（御年譜。創業記。）○廿七日上總介忠輝朝臣の臣山田長門守正世。松平藏岐守某。此日死刑に處せらる。正世の子固幡某は信州松本に配流せらる。申樂等駿府に勤仕するゆへ。大坂にて是まで充行し俸祿をはなたる。（御年譜。創業記。武德編年集成。當代記。）○廿九日美濃國大垣城主石川日向守家成卒す。外孫主殿頭忠總まで。原封五万石つがしめらる。嫡孫助十郎忠義は十二歳なるを。關東にめし下さる。後に安房守と稱せしといふ。此家成は　當家の元老石川安藝守清兼の二子にて。鎭守府將軍義家朝臣より三代武藏守義基。河内國石川郡を領せしかば石川と稱す。家成わかゝりしよりつかへ奉り。　大御所御軍始の日より。大高。鷲津。丸根等の戰をはじめ。一宮。御油。下地。こゝかしこの軍に。從ひ參らせずといふ事なく。高名また數をしらず。一向專修の徒蜂起せしとき。家成御かたに有て御使を奉り。土呂の要害に行むかひ。敵等を降參せしむ。今川氏眞掛川の城にこもりしとき。酒井雅樂助正親と家成につきて降をこひ城をさけわたしければ。家成にその城を給ふ。是より先西三河大かた家成が組にて。每度御先手を勤む。このとき旗頭の役をば甥伯耆守數正にゆづる。酒井左衛門尉忠次と共に織田殿をたすけ近江國に發向し。佐々木承祿入道と戰て敵を追ちらす。天正元年武田信玄遠州に出張のとき。地士信玄と志を合するもの多し。家成久野三郎左衛門宗能と。まづ可久輪の城を攻て殘る城々みな落失ぬ。家成既に老ぬれば。長子長門守康通のみ軍にまたがはしむ。關東にうつらせ給ひて後。家成には伊豆國梅繩の城を給ひ。九千石領し。康通には上總國鳴渡の地二万石給はる。關原の時は家成江戸を守る。慶長五年康通美濃の大垣城を給はり五万石領せしが。十二年康通父に先立てうせ。孫助十郎忠義幼ければ。家成ふたゝび出て家國の事をつかふまつりしかば。家成が養老料五千石忠總の弟内記成瑩に下されけふ七十六歳にてうせぬるなり。今年より中國四國北國の諸大名。關東にて參をむかへんとて各參向す。これ駿府の御内旨によりてなり。又鞍馬寺に寺領の御朱印を下さる。門前境内山林地子錢人足等永く免許せしむ。城州野中村三十石餘全く寺納すべしとなり。（創業記。家忠日記。寛永系圖。藩翰譜。寛政重修譜。當代記。令條記。）◎是月三淵伯耆守光行新に采邑千石を給ふ。手鷹師細田清藏康政が子加右衛門康次召出され。父の職命ぜらる。また呂宋人に御印牌を下さる。そは濱邑數艘に渡海のとき。あるは賊船にあひ。あるは颶風にあひ。日本の海岸に漂着せば。何地にてもうたがはず。此牌を示し救をこふべくとなり。（寛永系圖。家譜。寛政重修譜。慶長年錄。）○十一月三日水野石見守長勝卒まて。其養子左門忠貞家をつぐ。この長勝はじめは織田家につかへ。後小出原の北條及び武州鉢形の城主安房守氏邦に屬し。北條亡て後召出され采邑八百石下され。伏見城番井楚者番を奉り二千石加へ給はり二千八百石になり。慶長九年六月廿二日叙爵して石見守と稱し。けふ七十八歳にてうせぬるなり。（寛永系圖。寛政重修譜。）○五日このほど大御所江戸にならせ給ふとて。御道すがら日をかさね御鷹狩あり。けふやうやく三島につかせ給ひしが。俄に御徴恙あり。こゝより駿府に還御なるとて。其よし安藤帶刀直次して。江戸に仰せ遣さる。（御年譜。家忠日記。）○七日黄昏に及び江戸の御使として。本多佐渡守正信駿城に參着し。御けしきをうかゞはせ給ひ。御所にも御みづからならせ給ふべきむね。仰進らせらる。　大御所かへすゝ是なとゞめ給ふ。正信今年七十一。その老使駐年も及ばずといふ。（御年譜。創業記。）○十日福島左衛門大夫正則江戸越年のため。藝州ないてうけふ大坂に至る。（當代記。慶長年錄。）○十一日伊藤新九郎に遷羅渡海の御朱印を下さる。連日大雪。（御朱印帳。慶長年錄。）○十二日高木主水助清秀四子善三郎守次死しければ。采邑は收公せられ。其子善七郎守久明年に至り。廩米五百俵給ふ。（寛永系圖。寛政重修譜。家譜。）○十四日この夜月の形常に異にて。出沒春が如し。（武德編年集成。）○十五日山角市左衛門勝重初て江戸にて拜謁す。（家譜。）○十六日本多佐渡守正信江府に歸參し。　大御所御病脉を聞えあぐる。この日駿城にては尾州清洲城を名古屋に引移し。營築すべしと仰出さんがため。先般助右衛門長勝をして。其地を撿點せしめらる。（業創記。當代記。　諸書此日營築の事。長勝其他を撿點につかはされしなり。藩翰譜の說允當なるがゆへ。これに從ふ。）○十七日高田小次郎直政が子藤五郎安政江戸にて許謁す。ときに十一歳。（寛永系圖。）○十九日松前志摩守慶廣江府にまかり。滯留の間月俸百口あて行はる。（家譜。）○廿一日東寺に法令の御朱印書を下さる。其文にいふ。眞言宗興隆のため東寺。醍醐。高野山の交衆勤學油斷あるべからず。もし修學懈怠するか。又は行狀不律の徒。眞跡の學室を捨するものあらんには。忽ち修學持律の僧をもて。引かへ住持

上 金剛峯寺法度
下 長崎之天主教
下 有馬晴信兵興襲敗
上 有馬晴信船於亞媽港與國人鬪爭國人怒殺船人奪貨物

せしむべしとなり。また高野山金剛峯寺に下さるゝ御印書の文にいふ。當山上分の古跡古法のごとく。學業次第相續あるべし。二十か所の名室は最碩學の報。其器量を撰び住持たらしむべし。學業懈怠ありて寺領を貧る徒あらば。一山會議の上嚴に其住持を改替せしむべしとなり。(令條記。)○廿五日福島左衛門大夫正則。今日伏見を出て江戸に參覲す。(當代記。慶長年錄。)○廿六日　大御所御不豫みこゝろよくならせ給ふ。これよりさき三河國御鷹狩のため。碧海郡中島に御旅館を設られんと。近日構造をいそがせられしが。俄に其ことをとゞめらる。(創業記。當代記。)◎是月酒井備後守忠利。其子與七郎忠勝を具して江府にまいる。忠勝に將給はり讃岐守と改む。大坂につかへし宮城丹波守豐盛　大御所に奉仕し。家眷を駿府にうつし住しむ。(家譜。武家補任。寛永系圖。)○七日四郷新太郎(恐脫十二月二字)廣員親尋して出羽守と稱し。先々の例のごとく謠曲始の時着座せしめらる。(寛永系圖。)○九日これより先駿城より。占城の奇楠香を召ことありしかど。其頃長崎の奉行長谷川左兵衛藤廣これを得ることを得ず。有馬修理大夫晴信いさゝか是を購求して獻じければ。　大御所悅ばせ給ひ。其後晴信に。占城へ船を渡し。購求すべしと仰下され。銀六十貫目。鐵。金屏風等をも占城へ贈るべしとて下されける。よて晴信數品の奇物とりそろへ船につみこみのせ占城へ贈りて互市せしむ。その船亞媽港に着岸して。占城の風宿を待ねたる間。有馬が船にのりしもの等亞媽港人と爭論して。其土人を打殺したり。こゝにをいて土人等大に憤り。七十人ばかりおしよせて。船中のもの一人ものこらず打殺し。財寶みな奪ひ去ぬ。有馬が船に乘て蠻人あんしといふもの。案内のためのせ來りしが。此ものゝみ地理に熟しれけばやう〳〵其地を逃去り。蠻船にたよりて我國にかへり。ありし樣を訴ふ。晴信大に驚き。いそぎ駿府に參り聞えあげたり。さてはかの國の船我國に來らんとき。其かぴたんを誅すべきよし仰下さる。晴信一人にてその事承らんことをこひ奉る。其時かの國の船長崎に着岸の聞えあり。晴信は其子左衛門佐直純と急ぎ長崎に赴き。長谷川左兵衛藤廣と相はかり。彼船中のかぴたんを呼よせ誅せんとす。ふかるに此ころは所々に天主教の寺院多く。その寺主等は皆蠻人とむつましかりければ。この樣ひそかにかぴたんへ告しむ。よて使し招く事ふばく〳〵なりといへども來らず。あまつさへ風をまちて漕去んさまなれば。晴信もあんじわび。心きゝたる家人に命じ彼船に赴き。かぴたんをあざむき刺殺さんとせしかど。彼船には佛郎機を設て。あたりに船を近付ず。今は彼船ともに討とれと。士卒あまた船にのせてこぎ出し。漁船に燒草積ておしながすといへ共。思ふまゝに事ゆかず。非櫻船をあまたつくり。彼船に近付鉤を打かけ乘うつらんとすれば。彼蠻人等火藥を投出し。鎗なぞへ防戰す。有馬が先手の人數も。これがために死傷少からず。ふかるにその火藥かの帆にやけつき燃上り。蠻船ことゞく火となり。蠻賊三百人ばかり燒死して水中に沈む。この日大雷。(慶長年錄。當代記。)○十二日常陸介細宣朝臣を遠江駿河兩國五十万石に封ぜらる。(家譜には十五年の事とす。)また遠州橫須賀城主松平國千代。久野金五郎宗成等八人の大名を。朝臣の麾下に所屬せらる。また國千代が幼稚の程は。安藤帶刀直次その國務を沙汰すべしと仰付らる。土野國大胡城主牧野右馬允康成卒しければ。其子駿河守忠成に原封二万石つがしめらる。この康成はそのむかし三河國牛窪の城にありし右馬允成定が子にて。初め新次郎といふ。御名の字給はり右馬允康成とあらたむ。父うせて後一族出羽守某と。所領の地をあらそふ事ありしが。水野下野守信元に仰せて。出羽守をば逆却せられ。康成に本領安堵せしめらる。長篠の戰に酒井左衛門尉忠次と共に。鳶巢の要害を攻落し。遠州諏訪原の城を守り武田信玄を押ふ。七年持舟の城をせめ。八年田中城のほとりの麥刈らせかへらせ給ふとき。敵城より打ていて御後を襲はんとす。康成とつて返さてうちやぶりぬ。天正十年勝賴の押として興國寺の城を守り。また伊豆の桂戶。駿河の長窪を守り。十二年十月その城を給ふ。十六年四月從五位下に叙し。十八年上野國大胡の城給ひ二万石を領す。慶長五年石田が反逆するに及び。康成その子新次郎忠成父子。今の　御所に從ひ山道を

下 牧野康成卒
下 細宣之加封

下賴房之加封

下水野重央之加封

打てのぼる。八月七日眞田安房守昌幸が兵上田の城より切て出。味方散々にうちなさる。新次郎忠成生年十六歳。手勢引具して水戸の城廿五萬石給ふ。(藩翰譜には。廿八萬石なりといふ。)これまつさきに進み。追來る敵兵を打破り。つゞく味方の軍勢と同じく城に追つめて。既に城を破らんとす。かゝる所に御本陣より御使馳來。御下知をもまたず城を貫ん條。以の外のとゞめられ。其後も本多佐渡守正信が申沙汰にて。このとき城をせめのぼりし大久保牧野二人が郎等を誅すべきよしを令し下さる。忠成これをがへんせず。いかに仰なればとて。高名したらん者を罪しなんに。此後誰あつてはかゞしき軍をもせめ。ふかじ所領をすてゝ郎等と同じく世を遁れんと。その日に主從逐電す。慶成これがために誑蒙り。上野の晉妻に蟄居せしが。九年　若君。(大猷院殿。)御誕生の事ありて。慶成父子ゆるされ本領か安堵し。慶成はけふ五十五歳にて卒せしなり。(藩翰譜。慶長年錄。家譜。創業記。寛永系圖。)〇十三日寒節にいる。(當代記。)〇十五日島津兵庫頭入道惟新こたび琉球國を賜はりしを謝し。江府に太刀。馬。緞子十卷獻じければ。御書を賜ふ。(家忠日記。)〇十六日大番松波五郎右衛門勝安第市右衛門正俊はじめて見え奉り。大番に入られ采邑三百石たまふ。(家譜。寛政重修譜。)〇廿二日松平安房守信吉の子勘四郎興吉郎二人。江府の御前に召て首服加へられ。ともに從五位下に叙せられ。御名の字給はり。勘四郎は山城守忠國。興吉郎は伊賀守忠晴とあらたむ。忠國に包永の御刀。忠晴に行光の御脇差を給ひ。忠晴は小姓になる。此日また左衛門督賴房朝臣常陸の水戸の城廿五萬石給ふ。(藩翰譜には。廿八萬石なりといふ。)これまで領せられし下總をあはせ給ひしなり。又常陸介賴宣朝臣の老臣水野對馬守重央遠江國濱松城給ひ。加恩ありて二萬五千石餘になる。(寛永系圖。家譜。藩翰譜。寛政重修譜。)〇廿六日島津陸奥守家久琉球國を給はりし謝として。駿府に佛桑花。もり花。硫黄十斤。唐屏風。繡珍十卷を獻じければ。　大御所書を給ふ。此日江戸にては　御所笠原兵部大輔秀政が和田倉の邸へ臨駕し給ひ。秀政に榮光の御脇差並小具蜜を給はり。信濃守忠脩。春松丸忠良にも賜物數々あり。酒宴舞曲黄昏におよび還御なる。(家忠日記。家譜。)〇廿七日山口長次郎重信叙爵して伊豆守とあらたむ。(寛永系圖。)〇廿八日岡部左京亮勝爵たまひ美濃守と稱す。竹中丹後守重門歲暮を賀して物奉り。御内書を下さる。(寛永系圖。)〇廿九日叙爵五人。小姓土方鍋之助雄重は掃部頭。森對馬守可政が子次郎兵衛重政は伊豆守。戸澤九郎五郎政盛は右京亮。一柳監物直盛が子入道直重は丹後守。二子禪門直家は美作守と稱す。書院番大久保牛之助長重采邑三百石たまふ。(寛永系圖。家譜。)◎是月　大御所岩槻のあたり御鷹狩し給ひ。高力攝津守忠房が城に立ちよらせたまふ。忠房がこの城は三月炎にかゝりしこと〳〵く燒しが。いつも御狩

の折ふしやどらせ給ふ所になされしかば。忠房夜を日につぎて擇造し御ましとすべき所をもつくり出し。御儲例にかはらず。　大御所その用意のほどをおどろかせ給ひ。御感ないめならず。かへらせ給ひて後忠房が弟河内守長次を御使になされ。白銀二百枚たまはりて賞せらる。(寛永系圖。はじめ。諸書みな此年にかくるといへども。此冬は關東にならせたまはず。別年の事なるべし。)又德永式部昌成叙爵して少輔と稱す。美濃三河の諸大名越年のため駿府に參る。(寛永系圖。慶長年錄。)◎是年松平紀伊守家信子又七郎康信。北條出羽守氏重。小出甚太郎重堅。本多小平次光次。森川助右衛門長俊。神尾勝左衛門保重。小林長五郎直次。植村庄三郎正相。山上長兵衛忠勝。諏訪部源二郎定矩。溝口新左衛門常勝。本多十藏玄重。玉虫助大夫重茂。鍋島彌平太正茂。(此時四歳。)桑島彌六郎吉宗。佐野外記政成江府にて拜謁し奉る。安藤對馬守重信養子勝藏重長。一柳監物直盛子丹後守直重。美濃國奉行岡田善右衛門善。同子左京義政。宮城丹波守豐盛の孫十次郎豐嗣。小林長左衛門重成子長五郎直次。代官中西彦助貫清子太郎右衛門三清。京臺秦藤命院德隣共に駿府にいたり。　大御所に拜謁す。牧野伊豫守成里が四子織部成常。小出大隅守三尹。水郎の老中山備前守信吉が子內記信政。高木志摩守一吉四子彌右衛門吉次。石谷友之助清正第十藏貞清。本多九藏秀玄二子五郎左衛門吉里。矢橋喜兵衛忠重が孫五郎左衛門重賴。佐橋甚兵衛吉次弟源大夫吉金。野口兵左衛門成次。梶川平七郎分勝が子牛左衛門分好。伊藤助藏正重。杉原四郎兵衛正永。放鷹非家士中四伊儀守元如。井に其子主水正元吉。故北條家の士御獄五郎左衛門吉定子長兵衛忠勝は山上とあらため。京臺細川紹高全隆はじめて江府に奉仕し。內記信政牛左衛門分好は小姓組にいり。信政は廩米五百俵下され。源大夫吉金は燒火間番となり。十藏貞清大番になる。長坂茶利九郎信次。(みづから故血鉾九郎信宅が子なりと訴出て召出さる。)　大御所につかへ奉る。田中筑後守忠政從四位下侍從にのぼせらる。水野六左衛門勝成が子長吉勝俊叙爵して美作守と稱し。久野金五郎宗成は丹波守と稱し。森川內膳正重俊下野國にて三千石。龜井武藏守玆矩が子助兵衛守政矩は伯耆國にて五千石。大久保左馬允忠知は三百石。田中小右衛門某は四百石新に采邑を下され。溝口伊豆守善勝は二千石加恩あり七千石となり。使番永井監物白元は二百石加へて五百三十石餘となり。大番組頭筧川長兵衛重世は二百五十石加へて。八百五十石餘になり。諏訪部宗右衛門定吉は三百三十石加恩ありて。八百三十石となり。矢部掃部定清も采邑加へて。四百四十石となり。土方宇右衛門勝直は月俸を給ふ。桑山又四郎清明は御勘被有て。所領一萬石沒入せられ。父伊賀守元晴にたまはり。合て二万六千三百八十石餘になさる。秋元但馬守泰朝駿城

下桑山元晴之加封

下上枠書籍
下禁販賣變船互市糸
下眞田昌幸卒

にて万石以下の祿を支配せしめらる。水谷伊勢守勝隆常州笠間の勘當を命ぜらる。松平主殿頭忠利駿州持舟。關部。湊の石垂を修築し。分部左京亮光信京知恩院造營の奉行を仰付らる。加藤金左衛門正繼近習につかふまつる。安藤傳十郎定智。町野勘左衛門正朝。江府書院番となり。伏屋新助爲次は駿府にて初見し小姓となり。伊奈備前守忠次五子五左衛門忠雪は國松君に附られ。小林權大夫正吉。杉浦彦左衛門親善は大番にいり。野々山新兵衛兼綱腰物奉行となり。井手藤左衛門正信。鈴木八右衛門隆次。佐野平兵衛正重代官となり。正信正重は慶來二百俵づゝ。隆次は采邑百二十石給はる。三橋藤兵衛盛忠子藤七郎盛次。吉田與助正定鷹師となり。桑島孫六郎吉宗三百石たまひ。馬預となり駒非とあらたむ。竹中貞右衛門重定は右兵衛督義直朝臣に附られ。四山太郎兵衛昌綱。跡部茂右衛門正次は上總介忠輝朝臣に附られ。昌綱が家は其養子長左衛門昌信。正次が家は其子庄五郎重員につがしめられ。御家人たらしめらる。山口駿河守直友は丹波郡代を辭免す。石川九郎兵衛忠吉が子傳七郎忠久。飯田彌兵衛宅重が子源一郎宅次。ともに父死して家つぐ。また戸田采女正氏銕が子新次郎氏信時に十一歳。駿府にめされ所領の事を尋させ給ふ。幼年といへどもそのこたふる所詳明なりければ御褒詞を蒙る。三宅惣右衛門康政は御勘發を蒙り。從弟鳥居左京亮忠政所領奥州岩城に閑居する事十年。竹腰小傳次正信には　大御所御手づから持筒三挺下され旗中もたらしむべしと仰を蒙る。又天守に大久保相摸守忠隣をめし。養女を嫁し正信を聟として。ゆく〳〵一周旋すべしとの面命を蒙る。又五三年このかた舊績を梓に上す事はじめて行はれ。永世の重寶これにすぎずと世人大によろこぶ。また鑓船互市の糸。ならびに板物の類販賣を停禁せらる。よて世上織物の價俄に騰貴して。衆庶大に難困せり。また眞田安房守昌幸は石田の與黨なりければ。所領沒入せられしかど。其子伊豆守信之が孝心に感ぜられ。首を刎らるゝ事をゆりて。高野山の麓九士山に蟄居せしが。ことし六十五歳にて死す。又ことのしより東の國々五穀みのらず。西國豊饒なり。(寛永系圖。寛政重修譜。斷家譜。家譜。眞享書上。當代記。烈祖成績。)

台徳院殿御實紀巻十二　慶長十五年正月に始り四月に終る御齡三十二

慶長十五年庚戌正月元日。江城歳首の朝會例のごとし。駿城慶會又同じ。江府より大久保加賀守忠常歳首の御使として賀したまふ。(御年譜。創業記。)○二日江城謡曲始の式例のごとく行はる。着座左は松平安房守信吉。松平甲斐守忠眞。松平外記忠實。本多伊勢守康俊。松平主殿頭忠利。右は最上駿河守家親。小笠原兵部大輔秀政。渡野彈正少弼長政。西郷出羽守康員。秋野駿河守忠成なり。駿城にて豊臣右大臣秀頼公より。歳首の賀使として伊藤掃部助治明まうのぼる。(慶長年錄。慶長見聞錄。外記書上。御年譜。創業記。)○六日三州代官鳥山丹波精俊死して。その二子牛之助精明家つぎ父の原職を襲ふ。(斷家譜。)○八日松前伊豆守慶廣駿府にまいり拜謁し奉る。(家譜。)○九日大御所駿城より田中へ御狩としてならせられ。これより十四日まで所々かりしたまふ。又尾州名古屋に新城築かるべしと。去年より使番牧助右衛門長勝を監使として經營せしめられしが。いよ〳〵この二月より不日に搆造すべしと仰付らる。(御年譜。創業記。家忠日記。)○十一日　大御所遠江國相良の邊に狩したまふ。この日負倉了以光好に安南渡海の御朱印。平野孫左衛門長谷川權六(呂宋渡海の御朱印。大村丹後守喜前家人江島吉左衛門(遷羅渡海の御朱印。賀田木右衛門(交趾渡海の御朱印をたまふ。(慶長年錄。慶長見聞書。御朱印帳。)○十三日　大御所今夜節分なれば。相良より駿城へかへらせ給ふ。(創業記。當代記。)○十四日立春。○十五日有馬修理大夫晴信駿城へ參り拜賀す。　大御所晴信が去年鑓船焚攻の功を褒したまひ。御手づから名刀を給ふ。この日松前伊豆守慶廣その國産の鷹四聯獻ず。(大三川志。家譜。)○十六日松前伊豆守慶廣就封の暇ほり。時服五襲かづけらる。(家譜。)○十九日大御所田中の邊に狩し給ふ。吉良にて丹鶴を得らる。(創業記。當代記。)○廿一日大澤兵部大輔基宿　大内義首の御使にさされ暇賜ふ。又都筑市左衛門吉久死しければ。その孫平藏則久八歳家つがしめらる。其養子平右衛門法久多病によてなり。(勘修寺記。寛永系圖。)○廿二日本多佐渡守正信仰を奉り。有馬修理大夫晴信鑓船焚攻の功を褒せられ。　大御所御手づから御刀給はりし由を。江戸の　御所にも聞召。殊更御感あり。猪殿旨を守り其地を鎭衛すべしとの御旨をつたふ。去年鑓船焚燒せし時。海上に浮みし糸數千把は。晴信にくだされ。水底に沈みたる金銀は。長崎奉行長谷川左兵衛藤廣に下さる。鑓人の此國にのぼりたるは。小船にのせて阿媽港へ送り返さる。又義非武藏守並矩に遷羅渡海の御朱印を下さる。(大三川志。御朱印帳。)○廿三日土井大炊頭利勝下總國小見川の所領を轉じて。同國佐倉の地を賜はり。二万二千四百石餘加恩ありて三万二千四百石になさる。(寛永系圖。武德編年集成。　蘗松錄。二月十五日とす。家譜閏二月。寛永系圖は月日をしるさず。今編年による。)○廿四日　大御所田中より中泉に狩し給ふ。(御年譜。)○廿五日太村丹後守喜前家人江島吉左衛門へ東埔寨渡海の御朱印を下さる。圍棋の徒去年より江戸に伺候せしが。けふ駿府に參る。(御朱印帳。當代記。)○廿六日松平又七家信叙爵して紀伊守と稱す。(寛永系圖。)◎是月長崎奉行長谷川左兵衛藤

上安南呂宋遷羅交趾
波海朱印
下遷羅渡海
朱印
下土井利勝之轉封
下東埔寨渡海朱印

下秀忠將赴駿府先發供奉法度

廣駿府に召て。去年艤船焚燒の事のさまのあたり聞召る。(家譜。)○二月二日　大御所中泉より田中へまいらせ給ふ。道一路。猪子內匠頭一時伴食す。はて〻慶應就封の暇たまひ。この頃日々御道すがら鷹狩せらる。(創業日記。家忠日記。)○三日大番組頭齋藤久右衛門信吉伏見にて死す。その子久右衛門信正家をつぐ。この信吉は氏田陣のとき。鎗あはせしとて誉蒙りて。上野岡吾妻に蟄居し。後めしかへされて大番となり。采邑四百石たまひこの日死せしなり。(家譜。寛政重修譜。)○四日駿城に還御なる。この御狩に得たまふ所。鵠三十六。鴈鴨は枚擧にいとまあらず。四年のさき中原の御旅館にて。金の茶具ぬすみたる賊。こたび捌とらる。よてその夜宿直の番士落合長作某。岡部藤十郎某。倉田庄七郎資勝等皆罪ゆるされて出仕す。(御年譜。家忠日記。慶長年錄。)○五日吉良上野介義彌江戸より。　大內義首の賀使にのぼせらる。　大御所このほど遠州の御狩に得たまひし鵠を。　大內に進らせ給ふ。(勤修寺記。)○十三日先手鐵炮頭坪內支蕃利定死して。その子源太郎家定家をつぎ父の原職を襲ふ。利定が父は支蕃勝定とて。織田家につかふ。利定天正十八年より。　當家に仕へ戰功あり。上總國にて采邑二千石を賜ひ。のち同國の內にを以て。千四百石を男四人にたまはり。すべて三千四百石を領し。關原にも高名し。今年七十二歲にて終をとる。(寛永系圖。寛政重修譜。)○十六日松前伊豆守慶廣江府に參覲しければ。御茶室にめし御

下秀忠將赴駿府先發供奉法度

廣駿府に召て。去年艤船焚燒の事のさまのあたり聞召る。(家譜。)○二月二日　大御所中泉より田中へまいらせ給ふ。道一路。猪子內匠頭一時伴食す。はて〻慶應就封の暇たまひ。この頃日々御道すがら鷹狩せらる。(創業日記。家忠日記。)○三日大番組頭齋藤久右衛門信吉伏見にて死す。その子久右衛門信正家をつぐ。この信吉は氏田陣のとき。鎗あはせしとて誉蒙りて。上野岡吾妻に蟄居し。後めしかへされて大番となり。采邑四百石たまひこの日死せしなり。(家譜。寛政重修譜。)○四日駿城に還御なる。この御狩に得たまふ所。鵠三十六。鴈鴨は枚擧にいとまあらず。四年のさき中原の御旅館にて。金の茶具ぬすみたる賊。こたび捌とらる。よてその夜宿直の番士落合長作某。岡部藤十郎某。倉田庄七郎資勝等皆罪ゆるされて出仕す。(御年譜。家忠日記。慶長年錄。)○五日吉良上野介義彌江戸より。　大內義首の賀使にのぼせらる。　大御所このほど遠州の御狩に得たまひし鵠を。　大內に進らせ給ふ。(勤修寺記。)○十三日先手鐵炮頭坪內支蕃利定死して。その子源太郎家定家をつぎ父の原職を襲ふ。利定が父は支蕃勝定とて。織田家につかふ。利定天正十八年より。　當家に仕へ戰功あり。上總國にて采邑二千石を賜ひ。のち同國の內にを以て。千四百石を男四人にたまはり。すべて三千四百石を領し。關原にも高名し。今年七十二歲にて終をとる。(寛永系圖。寛政重修譜。)○十六日松前伊豆守慶廣江府に參覲しければ。御茶室にめし御

下瀧川雄利卒

下松平忠俊之除封

べからず。陪臣の中へ直參混入すべからず。此旨下々奴僕までも。その主より嚴に敎諭すべし。もしそむくものあらば。其主より償銀出さしむべし。旅宿の事は奉行の指揮にまかすべしさきに御上洛のとき。定制を仰出されしごとく。驛舍にては水錢をさづくべしとなり。(創業記。當代記。武德編年集成。今條記。)○廿一日ことさら暴雨にて近國水まし。川々渡る事を得ず。池田宰相輝政。淺野紀伊守幸長。加藤左馬助嘉明。有馬玄蕃頭豐氏等の諸大名駿府へ參覲のともがら。これがために路次に滯留す。(當代記。慶長年錄。)○廿四日　御所には雨を冒して駿城へ入らせ給ふ。松平越後守忠俊が長臣堀監物直次(一本直清に作る。)その弟丹後守直寄と確執に及ぶ事あり。(御年記。創業記。　世に傳ふる所は。兄弟國柄を掌り權を爭ふ事久し。然るに近日互の家僕等葛藤切の爭論よりおこりふわとなる。直次弟の事をあしく主の忠俊に讒しける。忠俊今年十一歲。何のわきまへもなく讒を信じ。直寄を放逐せしかば。直寄大に憤り關東にまいり。一封の書をさゝげ直次の惡を訴へ。また駿府にもさゝげしといへり。(藩翰譜。)直寄は直重。直之。直忠等の兄弟三人。仮野內膳等と共に江戶に參り。一封の書をさゝげ。直次が惡事をうたへしがこのほど　御所駿府へならせ給ふにより。けふ又駿府にまいりうたへ。幸に　兩御所の御裁斷を仰ぐ。(大業暦記。)○

廿五日滿口某な京にのぼせ。　親王の御けしき伺はせ給ふ。(西洞院記。)○廿六日瀧川刑部卿法印雄利入道一路卒す。その子登岐守正利をして家つがしめらる。此法印は伊勢國司北畠宰相晴具卿の三子左中將具政朝臣の二子にて。伊勢の木曾といふ地に住しければ木曾と號す。永錄十二年より織田家につかへ。瀧川左近將監一益が甥なりとて瀧川を稱す。又信雄卿より一字をたまはり。三郎兵衛雄利といふ。信雄卿のかたにては第一のきりものにて。まばゆく戰功あり。豐臣太閤にまたがひ羽柴をたまはり。叙爵して下總守と改め。伊勢の神戶城を給はり二萬石を領す。慶長五年關原の戰終りて後。所領沒入せらる。後にゆるされて近侍し。常陸の片野にて二万石たまはり。入道して刑部卿法印に叙し。江戶にまいりて御談伴に加はり。けふ六十八歲にてうせぬるなり。(寛永系圖。家譜。)○この月池田宰相輝政駿城にのぼり拜謁す。そのとき三男宮內少輔忠雄に。淡路の國を給ふべきよし仰下され。輝政にも讓馬を給はり就封の暇を給ふ。(寛永系圖。)○閏二月二日松平越後守忠俊及び其臣堀監物直次。同丹後守直寄。淡路守直重。主計助直之。伊賀守利重等を駿城の本丸に召て。訴論を對決せしめられ兩御所聞し召る。諸老臣陪座す。越後守忠俊一封の書をさゝげ。監物直次が惡をたすく。　大御所御側の人をしてこれを讀せ聞召れ。忠俊幼弱の者いかでかゝる事を辨ふべき。これ皆

下 堀直寄之減封

下 課西國北國諸大名築名古屋城

上 松平忠輝之轉封

上 松平信直之加封

監物が私につくる所明らかなりとて聞召入れられず。さて直次直寄の兩人に對決せしめらる。直次遂に非據にさだまり。直次は出羽の最上に配流せられ。最上出羽守義光にあづけらる。忠俊幼弱にて諫臣にまよひ。邪正を辨へず讒者をたすけんとするをもて。大國を封する器にあらずとて。忽に越後の國四十五萬石を奪はれ。奥州岩城に謫せられ。鳥居左京亮忠政にあづけらる。(創業記。家忠日記。藩翰譜。世に傳ふる所。この日大御所には障子をへだてゝこの對決を聞召けるに。直寄は監物國にありて。淨土日蓮の僧徒十餘人をあつめ宗論をなさしめ。淨僧非據なりとて告訴したるよし申けるを聞たまひ。以の外御けしきそんじ。其宗論は誰が免許し。誰勝敗を評決せしぞ。汝が愚慮を以て宗論を決し。沙門を私に罪する條。驕縱この上あるべからず。この一事にてその他の邪曲志るべしとて。忽に罪に決せられしといふ。藩翰譜。烈祖成績。)〇三日上總介忠輝朝臣越後國を給はり。舊領信州川中島にそへてことに六拾万石に封ぜられ。頸城郡高田の城にすましめ給ふ。越後柴田城主溝口主膳正宣勝。村上の城主村上周防守義明。其外前田支藩頭秀敏。(一本津田につくる。)以下の國士等は皆朝臣に附屬せらる。其臣松平甚兵衛信直は糸魚川の城をあづかり。叙爵して筑後守と稱す。祿万石に及ぶ。松平庄右衛門清直は叙爵して出羽守と稱し。宮川の地五千石下され。山田筆入正世は村松の城をあづかり。花井遠江守某は松代の城を守る。祿二万石たり。松平越後守忠俊が妻は本多美濃守忠政が女なるを。大御所御やしなひありて。配遇し給ひしかば。これを駿府にむかへ給はむとて。御使二人命ぜらる。上總介忠輝朝臣越後へ就封せらるゝ前は。小笠原兵部大輔秀政。石川玄蕃頭康長。眞田伊豆守信之に高田城を警衛すべしと命ぜられ。國中の諸城を請取らしむ。丹波守直寄は罪なしといへども。兄弟訴論により坂戸の城は收公あり。所領二萬石減じ御家人に召出され。新に三萬石給ひ。信州飯山の城主とせらる。(御年譜。家忠日記。慶長見聞錄。武德編年集成。慶長年錄。天元實記。)〇四日上總介忠輝朝臣越後に封ぜられしかば。就封せらるべきため。まづ駿府を辭して江戸に赴かる。(慶長年錄。)〇八日尾州名古屋の城新築ないそぎ給へば。駿府に參覲せし諸大名。みな暇給はりて尾州に赴く。松平筑前守利常。加藤肥後守清正。池田宰相輝政。黑田甲斐守長政。鍋島信濃守勝茂。淺野紀伊守幸長。福島左衛門大夫正則。田中筑後守忠政。細川越中守忠興。山内對馬守康豐。松平長門守秀就。加藤左馬助嘉明。蜂須賀阿波守至鎭。寺澤志摩守廣高。生駒讃岐守一正。木下右衛門大夫延俊。竹中丹後守重門。金森出雲守可重。毛利伊勢守高政。一柳監物直盛。一柳丹後守直重。稻葉彦六典通等の四國北國のともがら。各人數に家臣をそへ出し。名古屋の地に假舍を設けて群參す。使番佐久間河内守政實。山城宮内少輔忠久。濃川勘前守忠征。牧助右衛門長勝。村田權右衛門某はその奉行としてまかる。名古屋はそのかみ武衛義統尾州より遠州に出陣し。今川治部大輔義元と雌雄をあらそひしに。武衛戰負て遂に和睦す。義元は弟左馬助氏豐に武衛の妹なあはせ。名古屋の地にすましむ。(今の二丸の地なりといふ。)その後織田信秀の時。又これを攻とる。天正十三年信雄卿尾州を領しけるに。こゝに城を築かんと經營をはじめけれど。砂土深く井水を得ず。上下心悦ばず中葉にして廢したり。こたびは石壘を築造せらるれば。土地愚きにもかゝはらず。不日に構造をいそがる。これ濃州の城は地僻にて。東海の樞要とするにたらず。且水害多ければ轉換せらるゝとぞ聞えける。(創業記。當代記。坂上池院日記。寛永系圖。張州府志。武德編年集成。世に傳ふる所は。福島。池田。淺野等の諸將は去年丹波笹山城を築く事課せられしかば。名古屋の役をばゆるさるべしとおもひしに。又今年も課せらる。よて加藤。池田。淺野。福島等此頃會集せる折から。福島正則密に輝政にむかひ。近來類に土木の事盛に興る。江戸駿府は天下の重鎭なればさもあるべし。名古屋は庶子の住居なり。それに我等再三勅使せらるる事。最たえがたき處なり。御身は駿府の愛壻なり。我等が爲に此事を愁訴し給へと申ける。輝政さらに答ふる旨もなし。清正等をふるひ笑て福島にむかひ。御身など言ばをいだすの卒忽なる。今城築くことの勞に堪ざらむには。速に歸國して謀反せらるべし。もし又課役せん事かなはずば。はやく下知にまかせ。工役をいそがるべしと申ければ。たがひに笑ひとなりてその座は散じたり。其後駿府に諸大名參りしとき　大御所對面し給ひしついて諸將近年工役に疲れしよし風說す。もしまからんには速に歸國し。城を高くし池をふかくし。吾いたらん日を待るべしと御たはむれごとの樣に仰けるに。此人々大に恥恐れ。急に廿萬の人數を並し。不日に城郭成功せ　しといへり。(武德大成記。烈祖成績。慶長見聞錄。)此日和州高取城主本多因幡守俊政卒す。其子左京政武原封三萬石をつぐ。俊政ははじめ大和大納言秀長卿の臣にて。關原の時より　大御所につかへたりとぞ。(烈祖成績。斷家譜。)〇十日　御所三河の溫美郡田原に鹿狩し給はんと駿城を出まし。今夜は田中にやどらせ給ふ。大久保相摸守忠隣。青山播磨守忠成。內藤織部正正成。土井大炊頭利勝。牧野內匠頭信成。官沼左近定芳。非伊掃部助直孝。本多出雲守忠朝等をはじめ。供奉行裝尤美麗を盡すといふ。(創業記。當代記。紀年錄。家譜。)〇十三日　大御所第五の御女市姫君は。松平陸奥守政宗の二子總次郎へ降嫁の事兼て定められしに。けふには　かなる事にてうせ給ふ。わづかに三歳。御生母おかちの局愁歎はさるとにて。政宗がなげき大方ならず。やがて駿府城下の華陽院にをくり參らせ。一照院と追號

本多俊政卒

す。(一說十二日といふ。)創業記。當代記。慶長日記。)〇十四日　御所三州田原に獵し給ふ。桑島孫六郎吉宗鹿を捕へしかば直に給はる。(御年譜。創業記。)〇十五日雨によりて田獵なし。(御年譜。創業記。)〇十六日大久保山藏王山に獵し給ふ。三遠の人數をかり出し勢子とし。數十里をかこむ。群卒凡二万人。叫び呼ぶ聲幷矢をはなち。銃をはなつ音山谷にひゞき雷霆のごとし。この日得らるゝ所の鹿二十餘頭。ならびに猪狐兎あまたなり。本多中務大輔忠勝去年より引こもりて桑名の城にありしが。けふこゝにまいり拜謁し。御行裝の盛なるを稱し。そのかみ武田信玄が三方原に出張せし軍粧も。かほどまでにはおもはれざりしと申て。老涙をぬぐひたり。(紀年錄。慶長日記。良孝書上。)〇十七日藏王山に田獵し給ふ。鹿二百四十七頭。猪二十二頭かり得給ふ。その中にも阿倍四郎五郎正之は乘て射藝に達しけるが。けふも鹿猪各二頭づゝ射留たり。安藤次右衛門正次大猪を射留弓矢を賜ふ。又鉋にて大猪をつきとむ。其鉋うしろの鍛にとほる。岩突といふ名をたまふ。ふかる所に永井信濃守尚政が隊下の番士中川八兵衛某。岡部八十郎某と爭關に及ぶ。井伊掃部助直孝左備の隊長なりしが。馬に鞭あて速にはせより。大竹の杖をふりあげて双方を押分る。そのひまに中川が從者岡部を討しかば。八兵衛某も死を給ふ。騷動にも狩場の諸士法令を守り。一人も爭關のかたには面なむけし者もなく。隊伍みだれざる事。　御所法令のたゞひなきさま誠美觀なりとて。世以て稱誦せりといふ。(御年譜。創業記。寛永系圖。貞享書上。慶長年錄。慶長見聞書。)〇十八日雨ふりければ御狩なし。勢子の疲を勞はせらる。片桐市正且元は暇給はり。駿府を出て歸坂す。(慶長見聞書。舜旧記。)〇十九日　御所の御生母寶臺院殿忠辰によて狩し給はず。(創業記。)〇廿日日留和山に獵せられ。鹿百五十頭。猪三十四頭得給ふ。(御年譜。家忠日記。)〇廿一日雨によて御狩なし。(慶長年錄。)〇廿二日若見山秣山に獵せられ。鹿百六十二頭。猪廿三頭を得給ふ。此夜田原の泉福寺にやどらせ給ふ。(家忠日記。慶長年錄。)〇廿三日多坪馬塲に獵せらる。けふは供奉のともがら。馬歩い勢子弓銃を禁ぜられ。各竹杖を以て狩立しめらる。鹿五十二。猪二得給ふ。其中に牧野內匠頭信成。阿倍四郎五郎正之は別の仰によりて。馬上に弓箭を帶す。信成御前に於て大鹿を射とめ御感を蒙る。この日申刻東西赤雲數條たなびく。(慶長年錄。慶長日記。當代記。)〇廿四日田原を立給ひ。こよひは小松原の東觀音寺を御旅館となさる。(家忠日記。慶長年錄。)〇廿五日伊藤九左衛門正知死して。其子雁助正信つぐ。(家譜。)〇廿七日駿城にかへりいらせ給ふ。(慶長見聞錄。)〇晦日日蝕す。(當代記。慶長年錄。)◎是月尾州名古屋築城を課せられざる猖池田備中守長吉等の大名に。丹波龜山の城を築かしむ。(寛永系圖。家忠日記。)〇三

下龜山城

上淺野長晟之加封
下生駒一正卒

月朔日山內對馬守康豐駿府に參覲す。　御所御家號御幷に御名の字を賜はり。從四位下に叙せられ。松平土佐守忠義と改む。又淺野彈正少弼長政の二子但馬守長晟に。備中國にて所領二万石(一說二万四千石。又二万五千石。)賜ふ。(寛永系圖。慶長年錄。　世に傳ふる所は。長晟大坂秀賴に仕へ。小姓頭にて三千石領しけるが。今度關東につかへむと願ふをもて。かく所領多まし給ふ。兄紀伊守幸長が女を尾張義直朝臣の北方にさだめさせ給へば。一かたならぬ御ゆかりにより。一族みな恩過あつくましますなりとぞ。武德大成記。)これ先に沒入せられし故木下肥後守家定が舊領なり。又小出播磨守吉政二子信濃守吉親上野の內にて。采邑二千石下さる。(武德大成記。寛永系圖。)〇二日安藤次右衛門正次伏見城の監使命ぜられいとま給ふ。(寛永系圖。)〇五日　御所駿府を出まし。江戸におもむかせ給ふ。御發輿にのぞみ。　大御所御對面ありて。義直賴宣兩朝臣年なほいとけなし。我なからむ後も。彼等成立のほど懇に訓戒し給ふべしと託し給へば。　御所かしこまり申させ給ひ。ふきりに御淚袖をうるほされ。御道すがら御輿中にても。御眼を拭はせ給ふを見奉り。供奉の輩その御幸心を感じ奉れりとぞ。(創業記。慶長日記。)〇十日尾州名古屋築城の地にて。黑田甲斐守長政の藩士。平岩主計頭親吉が家士と爭論し。兩人ともにうちはたす。(慶長年錄。)〇十一日　勅使廣橋大納言兼勝。勘修寺中納言光豐。烏丸所司代板倉伊賀守勝重をともなひ。この日京を出て駿府に赴かる。近年御讓位の事思召立せ給ふ故とぞ聞えし。(御年譜。創業記。)〇十八日濃岐國高松城主生駒讃岐守一正卒す。四月に及むでその子左近將監正俊に。原封十七万千八百石餘を襲しめらる。この一正は故雅樂頭親正の長子。はじめ父と共に織田家につかへ。天正五年二月紀伊國雜賀發向のとき出陣して高名し。十九年叙爵して讃岐守と稱し。文祿元年父とおなじく朝鮮にをしわたる。慶長二年蜂須賀脇坂等と共に第七の備にありて。淺野幸長をたすけて奮戰し。また南原の城をぬく。五年　大御所上杉御征伐の時從ひ奉りて。下野の小山に着陣す。上方の逆徒蜂起すと聞えしかば。黑田。藤堂。田中等の諸將と共に。御駕に先立て攻のぼり。郷戶の渡にて敵兵を打破り。岐阜落城の事を告奉りしかば。御書をたまひ其功を褒せらる。九月十五日關原の戰に先鋒に有て。多く首級を得たり。六年五月父が本領を給ひ。七年丸龜城をあらためて今の城にうつる。十三年五月廿三日嫡子を江戶にうつしすませければ。御感のあまり所領課役の半をのぞかれ。けふ五十六歲にてうせぬ。(家譜。藩翰譜。寛政重修譜。)〇十九日駿府にて常陸介賴宣朝臣猿樂をなしてみせ給ふ。(當代記。)〇廿二日井上周防守之房が子小姓太左衛門庸名叙爵して淡路守とあらたむ。(寛永系圖。武德編年集成。)〇廿四日富永甚四郎直

則死して。其子甚四郎勝由つぐ。直則が父は山城守政長といふ。小田原北條家臣にて。氏直の諱を給はり直則となのりしが。北條亡びて後天正十九年御家人に加はれり。(寛永系圖。)○廿五日中院前中納言通勝入道也足軒卒す。五十三歳。この頃當時に於て博學有職其右に出る者なし。蜈江入楚を著はしたる也。足軒素然といふこれなり。(これ皇朝の縉紳にして武家の人たらずといへども。廿五年の間隱遁して。當世に於てひとり文雅風流の柄をとる事久しく。都鄙仰望する所をもて。こゝにかゝげ置なり。)又代官中西彦助實清死す。八十七。其子太郎右衛門三清家をつぐ。(慶長年錄。寛永系圖。)○廿八日駿城後閤の女房竊盜の罪に處して誅せらる。(當代記。慶長年錄。中泉御旅館にて金の茶器うせたるも。この女房のしはざなりしとぞ。)◎是月南部信濃守利直駿府に參覲しければ。まばら〳〵召れて僉議の事など御物語あり。又御茶室にめして御茶給はり。道阿彌肩衝の茶入を下され。やがて利直が茶會に赴かまほしとの御旨を蒙る。また丁未の年高野山遍照光院住職を賴渓に命ぜられしより。賴渓恩寵にほこり一山の寺務を專らにし。すこぶる暴横のふるまひ多く。寶性院弟子弁なきを。をのが心に應ぜずとて山中を追却し。また翌方の坊舍昔より棟高きを。賴渓あながちこれを停禁せむとしければ。寶性院政遍駿府に參り其よしをうたふ。大御所おどろかせ給ひ。雙方對決せしめられしに。賴渓が驕縱のさまがふべくもなかりしかば。先年さづけられし御印書を召上られ。寶性院政遍に下さる。また江戸櫻田愛宕山圓福寺の本社幣殿樓門以下造營せしめらる。○石川六左衛門重勝その奉行たり。(家譜。慶長年錄。大三川志。武德編年集成。世に傳ふる所は。天正十年織田右府本能寺にて事ありし時。大御所泉の堺より大和路をへてかへらせ給ふ時。江州の多羅尾四郎兵衛光綱が宅にやすらはせ給ふ。其時光綱秉て秘藏して尊信する勝軍地藏の像を獻ず。慶長八年かりにその像を。この地に安置せしめられしが。この時にいたり社壇堂舍莊嚴を加へられしとぞ。)御所江戸に還御の後。田原の御狩に供奉せし要木權左衛門賴利花畑番になさる。(家譜。)○四月二日本多佐渡守正信。酒井雅樂頭忠世。安藤對馬守重信して。高野吉野の山僧等に奉書を送り。兩御所の命にそむきし關東の士は。高野。吉野。多武峰。勢州朝熊に住居せしむべし。よて住居するもの姓名を注記して奉るべしとなり。又日光山座禪院。筑波山知足院。足利鑁阿寺。房州清澄守には。關四の士　兩御所の御旨にそむきたらん者は。日光。筑波。足利。房州清澄守に住居せしむ。其姓名をふるして聞えあぐべしとなり。又奴僕の法制を仰下さる。侍はいふまでもなし。奴僕までも一年期の定約をもて召抱べからず。つかへをもとむる者。一年期とさだめこふものあらば曲事たるべし。新參の者はこゝろのまゝに堪忍すべし。年中の停米を請とらば。翌夏までつとめ。其後暇をこふべし。御出陣御上洛の供奉するか。あるは營築にあかづるか。御使命ぜらるゝかのよし。傳聞て暇をこはゞ曲事たるべし。關東中仕官のともがら。陸尺の奴僕一切かゝへをくべからず。もしこの令にそむくものあらんには。贖金一枚づゝ出さしむべしとなり。(令條記。)○五日遠山左衛門安則死して。其子久四郎安次つぐ。又水野左門忠貞養父石見守長勝の遺物を獻ず。(家譜。)○六日松平宮內少輔忠雄駿府にまいり。淡路國を封ぜられしを謝し御脇差を賜ふ。その後江府に赴き謝し奉りければ。御刀御馬を賜はる。(寛永系圖。)○七日淺野彈正少弼長政卒す。時に六十五歳。長政は播津守賴光朝臣の後胤にて。父は織田家の弓役又右衛門長勝といふ。實は一族安井彌兵衛重躬といへるものゝ子なりしを。長勝養ひて子とせしなり。長勝が妻は木下七郎兵衛家利が女なり。その姉杉原助左衛門が妻となり。女二人設けたるを長勝養ひて。姉は木下藤吉郎秀吉にあはせ。妹は長政にあはせぬ。秀吉羽柴筑前守となのるにおよび。長政は秀吉につけらる。長政秀吉と相聟なりしほどに。その家の事大小となくつかさどる。秀吉天下の權を握り。關白職にのぼるに及び。長政五奉行の上首として。叙爵し彈正少弼と稱し。禁裡　仙洞並兩政所の事をつかさどる。これより先近江國勢田の城を領す。(一說始は江州長濱坂本の城を領せしともいひ。又ははじめ播州綱干にて三千石。そのゝち宇治槇島にて二萬石。又其後若狹にて九萬三千石領せしともいへり。)十四年秋關白の妹君御緣さだまり給ふ時も。長政御送りにまいる。大御所御上の時も長政饗應の事つかさどり。御旅館に侍り。是より後常に申次を承る。十八年關白小田原の北條討に下られし時。駿河の御城を預て旅館と定められしかば。やがて御城にいられむとせられし時。石田三成正語事ありて。關白猶豫せられき。これ　當家と北條とは御ゆかりあるによて。三成が謀かまへしなり。其時も長政諫て關白の疑とけぬ。北條亡びて後奥の地檢點の奉行し。又奥の賊をたいらぐ。これらの功により甲斐國賜りて廿一萬七千石を領す。豐臣家天下の黃金を改鑄ありし時に。長政が家臣此金をいつはりつくりしことあらはるゝにおよび。其罪に連及し長政つみに處せらるべきに定りしに。　大御所深く憐ませ給ひ。其罪なきよしをあながちにとり申給ひければ。罪をゆるさる。長政刎らるべき首をつぎし事。偏に　德川殿の御恩なりと。感じおもふ事かぎりなし。文祿二年朝鮮の戰なかばに。太閤みづから渡海せんとて。

大御所を日本の留守にたのみたまはんとありしに。

大御所御けしき損じ。ふゐて朝鮮にをし渡り。先鋒たらんとのたまへど。太閤以のほかのけしきなり。其ときも長政が殿下を直諫して事なく和らぎぬ。これをその世の人太閤と　德川殿

下愛宕山圓福寺土中院通勝卒

下命令遮犯之諸士住高野吉野等諸山

下奴僕之制

と長政と。三人名入揃の一紙場とは申ならはしたりとぞ。)太閤薨ぜらるゝの後。石田三成罪て長政と申あしければ。　當家に對し長政罪蒙らんやうを計り。終には長政職を去てなのが所領にもすまず。其罪を恐れ武藏の府中に蟄居せり。今の御所かれが罪なきをしろしめし。總にとはせ給ふ事たえず。石田等が軍おこせしときは。その身今の　御所にまたがひ。山道よりのぼる。嫡男左京大夫幸長は關原の軍功によて紀伊國をたまはり。その後長政には養老料五萬五千石下され。妻子みな江戸に呼よせ。常に　御所に伺候す。ことし二男右兵衛佐長晟にも。備中國にて所領たまはり。優侍懇遇たぐひなかりしかば。けふ六拾五歳終をとれり。(寛永系圖。藩翰譜。　世に傳ふる所のときは。大御所常に長政を召て圍棋し給ふ。長政勝負を爭ひまば〳〵禮を失ふに及ぶといへども。　大御所更に御とがめなし。御けしき　いよ〳〵うるはしく。常に棋伴になさる。長政死するに及び。再び棋をかこみ給はず。世人伯牙斷弦に比して語り傳ふといふ。大三川志。武德大成記。家忠日記等)○八日南禪寺の黒傳に。駿府にて寺地をくだされ。中井大和守正次その擘造を仰付らる。費用銀十貫目賜はり。米も五十苞下さる。(國師日記。)○九日三河國山中日近村邊に石降る事五。その大さ四五寸。(寸は尺の誤りか。)其とき震動雷の

ごとし。(當代記。慶長年錄。)○十一日淵雨。萬民歡抃す。(當代記。)○十五日醫員吉田意安宗恂京の宅にて歿す。歳五十三。其子如見吉晧して家つがしめらる。この宗恂當時博學其醫の名高し。はじめ豐臣關白秀次につかへ。後に　當家に參り侍醫法眼にのぼる。慶船かつて珊瑚枝を獻ず。當時これをおもるものなし。宗恂よく辨說せしかば。　大御所大に感じ給ひその枝を賜はる。一時染み賞せざるものなし。妙壽院惺窩に交り經學を講索し。醫は其父宗桂の家學をつぎて。あらはす所素問講義。難經注疏。並編醫經。小學纂本。草運氣圖。樞要圖。痘刻圖等世につたふ。其中にも古今醫案には惺窩序し。名醫傳畧には朝鮮姜沈序を作りたり。後にその子如見吉晧亡父の遺物とて。駿府へ杜民通典。奇効良方を獻じ。江城へ千金方を獻ず。又家つぎし謝とて。駿城へ純子沈香。江城へ南京織物。　若君へ廣東織物。

御臺所へ綸子を捧ぐ。(寛永系圖。)○十九日駿城にて遠山民部少輔利景七十四歳。鈴木久右衛門伊直六十六。池田備後守重信。水無瀨入道一齋等八人殉實は高倉永家卿の二男。水無瀨兼成卿の養子となり。中將親具といふ。後その家を以て一齋と號し。駿府に流寓す。池田は大坂の士なり。鈴木は三州足助の住人なり。)猿樂をまはせ。　大御所御なぐさみのため御覽じ給ふ。世俗これをつたへて駿河の下手揃とて。談柄とせしといふ。此輩老年迄此技をたしみつれど。極めての拙技なりしと

そ。(創業記。慶長年錄。)○廿日高野山金剛峯寺に法制を下さる。その文にいふ。衆徒等諸事先規のごとく沙汰すべし。兩門徒等諸事門首の指揮に從ふべし。門首の指揮理なき事あらば聞え上べし。古跡の院家相續せしむる者は。兩門首會議し學匠をえらび師弟の契約をなし。血脉をつがしめし後に。綿密諸調度を讓興すべし。碩學の徒古風をそむき新義を企べからず。學徒の所領最貧偏頗なく院家相應に配分すべし。兩門徒等疎意せず親睦して萬事はからふべし。この數條嚴に守るべしとなり。また京鹿苑寺に御判物を下さる。其文にいふ。山城北山三百四十石四斗餘。西院九石五斗餘。合せて三百五十石。全く所務たるべし。境内人夫山林竹木等諸事守護不入たるべしとなり。この日祟傳長老に米五十俵給ふ。(今條記。國師日記。)○廿四日醫員畠山玄昌吉法橋に叙す。(寛永系圖。)○廿八日伯耆國大山寺西樂院に。寺領の御判をくだされる。伯耆國大山寺三千石并に山林境内諸役近世有來りしまゝ。相違あるべからずとなり。(國師日記。)◎是月松前伊豆守慶廣駿府に參觀す。　大御所その國産の膃肭臍を獻ずべしと命ぜらる。(慶長年錄。)

台德院殿御實紀卷十三　慶長十五年五月

○五月朔日日蝕。曇りければさだかならず。(當代記。)○二日日向國佐土原領主島津右馬頭以久は。丹波の篠山城新築の役にさゝれ。かしこに赴くが爲都にのぼりしが。伏見にて病にそみ京にて卒しぬ。よてその子藏秀坊忠興に遺領三万石給ふ。この以久は龍伯入道が叔父右馬頭忠將が子にて。入道にまたがひまばく戰功をはげみしが。　大御所に拜謁せん事をこひ出て家の屋衝を獻ず。世に島津屋衝といふものなり。慶長八年十月十八日所領三万石たまひ。ことし四月九日六十一歳にて卒せしなり。(寛永系圖。四洞院記。當代記。)○三日駿府大風大雨民屋多く破損す。(當代記。)○六日松前伊豆守慶廣二子甚平次忠廣冑たまひ。隼人正とあらたむ。(家譜。)○七日木曾川大水。名古屋築城の運漕の材木多く流れうせぬ。駿府にては中藥梳若。淺間の社頭にて五日の間勸進能を張行す。　大御所にもならせられて御覽あり。(慶長年錄。慶長日記。)○八日蟹川新右衛門親長京にて死す。壽七十八。その子次郎右衛門親滿つぐ。此親長は當道氏にて。父を新右衛門親世といふ。世々室町將軍家につかへ政所代なつとむ。光源院將軍事ありて後。親世は出羽國に世をさけて死す。親長はゆかりにより。長曾我部が所領土佐國にくだり。年月をおくりしに。元親土佐國收公せら

上　高野山法度

下　島津以久卒

上　鹿苑寺領

上　伯耆大山寺領

下　勸進能

下　蟹用親長歿

ろゝのち。親長は伏見にをいて　大御所に拜謁し。勅使饗應の放實ども御導あり。そののち采邑五百石下され。室町將軍家の禮式。騎射。歩射。連歌等の典故を聞えあげ。御談伴に加へらる。親長後入道して道標と號す。報を制作して獻ず。これを道標報とてそのころもてはやされしとぞ。(寛永系圖。家譜。)○十一日水野六右衛門勝成叙爵して。日向守と改め稱す。(寛永系圖。)○十四日松平陸奥守政宗駿府に參覲す。　大御所樋口屑衛といへる茶入をたまふ。(創業記。)　世に傳ふる所。此茶入一名を山の井といふ。そのゆへは淺くともよしや又くむ人もなし吾にことたふ山の井の水といふ古歌により名付たり。又樋口屑衛といふは。攝州の士樋口石見知勞が獻ぜしゆへとて。寛永十三丙子年政宗うせぬるとき。その子忠宗より遺物としてこれを大猷院殿に獻じければ。十七年忠宗歸國のとき又賜ひて。永く伊達の重寶となれりとぞ。寛永系圖。慶長年錄。)政宗江府へ歸りて後。家臣山岡志摩守重政を駿府へのぼせて謝し奉りしとぞ。島津陸奥守家久琉球國王を具して。駿府江戸に參らんとす。よて伏見より江戸にいたるまでの驛路。旅舘饗應。夫馬等の事。先に韓使來聘の例のごとく仰下されし旨。本多上野介正純奉書を送る。山口駿河守直友は中山王饗應の事命ぜられ馬一疋給ふ。(創業記。眞享書上。家忠日記。家譜。)○十五日駿府淺間にて梅若申樂をつかふまつる。　大御所御覽にならせらる。金地院崇傳。圓光寺閑室陪從し奉る。(慶長年錄。)○十六日島津陸奥守家久中山王尚寧を引具し。駿江に參るため。けふ封地鹿兒島を發す。(家忠日記。)○十七日渡邊半兵衛則綱死す。寛永中に及び姉の子七郎兵衛年綱をもて召出され。其祀を奉ぜしむ。この姉は石川半左衛門忠義が妻なり。この則綱は源滅亂綱が子。はじめ父と共に本多中務大輔忠勝に屬して。小田原岩槻奥州の軍事をつとめ。又美濃守忠政に屬し眞田陣におもむき。父木多家を立のきし後もかの家にとゞまり。四十歳にてけふせしなり。甲府城代小田切大隅守昌吉死す。其二子新右衛門昌次は文祿の頃よりつかへ奉る。(寛永系圖。家譜。)○十八日鷹師長田金平自茂死して。其子金平自勝つぐ。(諸家譜。)には自茂の死を。元和六年五月十八日とし。自勝を政實につぐる。)この日大雨。西美濃暴漲して堤坊悉くくづる。されど木曾川はあふれず。(寛永系圖。當代記。)○十九日細川越中守忠興尼州名古屋築城の事奉りしに。長子內記忠利其地にまかり。心いれて指揮するを褒せられ。　御所より御內書を給ふ。この日前田万五郎定勝死して。其養子彌右衛門定俊寛永三年召出され。小十人となり。慶來百俵を拾ふ。(家譜。寛永系圖。)○廿日代官長谷川藤右衛門長次死して。子藤右衛門長重家つぎ原職を襲ふ。(家譜。)○廿一日上杉中納言景勝江戸より駿府に參覲す。(創業記。)○廿二日大雨。所々洪水。(當代記。)○廿三日駿城にて

下　渡邊則綱歿

上　道標報

上杉中納言景勝。松平陸奥守政宗を饗せられ申樂催さる。常陸介賴宣朝臣も其事つかふまつらる。賴は觀世黑雪入道これをまふ。其事左近は前夜逐電す。(當代記。慶長年錄。　世に傳ふる所は。駿府近來梅若を寵遇厚かりしかば。觀世左近大に猜み恨むがゆへなりと風說す。(當代記。)○廿五日上杉中納言景勝松平陸奥守政宗駿府を辭して江戸に赴く。日野前大納言輝資入道唯心けふ駿府に參着す。(創業記。當代記。國師日記。)○廿六日駿遠三の三州大水。(當代記。)○廿八日大內造營あるにより。その舊殿を南禪寺に賜はらんことを。金地院崇傳建言す。(國師日記。　その赴は。南禪寺は龜山法皇創業の御舊跡にて。かくれなき朝家の御祈願所たる所。近頃破損零落かぎりなきゆへなり。)◎是月片桐市正且元長子次郎助孝利駿府に參り大御所に拜謁す。又松前伊豆守慶廣就封ののち。さきに命ぜられし鹽腩魚を駿府に獻ず。京の商人朱屋隆成駿府よりの仰をうけて。能比須嶼に渡海し猥々緋以下數品交易して歸國す。かの國にてかされて渡海なすまじきよし申とぞ聞えし。(新井君美が外國通信事略には。新伊西把彌亞。此かたの人はのびすばんといふとぞ。)しるし。朱屋は今堺に居住の朱座この子孫なりとあり。)又建部內匠頭光重卒す。其子內匠政長幼ければ。大坂の秀賴公よりその遺領沒入せられんとの沙汰あり。池田宰相輝政歎申事ありしかば。　兩御所より片桐市正且元に

下　安南通信且還漂流

上　朱屋隆成渡海能比須嶼

上　建部光重卒

下　長崎元家卒

上伊奈忠次卒

まる大軍。大風雨をおかし大河なわたらんに。沈溺する者十人も候はゞ。敵方には數百人溺れたらん樣に聞え候べし。これいまだ戰はざる先に。味方にない て損多し。戰期いまだせまらず。願くは殿下しばらくこゝに台駕を御とゞめ有て。八馬の勞なやすめたまへ。殿下の武威既に關東を併呑せり。一日の遲速をもて勝敗にかゝはるべけんやと申ければ。關白大に感ぜられ。

徳川殿はよき主つかはる事ぞと仰有。その夜は忠次が詞にまかせ吉田にとまり。猶三日稽留あり。四十萬の大軍みな疲勞をやすめ喜ぶ事かぎりなし。小田原北條亡びて。其倉廩に收る所の粟十萬斛を　當家にまいらせらる。忠次これな速に請取たり。かく若干の糧米いかに會計して。速に授與せしぞとひたまひければ。さん候。倉廩に入て每俵商量せば。日數なかされても猶其功なしがたし。たとひ其數多しとも疑ずべきにあらず。不足せりとてまずもとめるべきならねば。關白大に感ぜられ。

梁の事を忠次に命ぜらる。關白の大軍三州吉田にのぞまれ。急に軍をすゝめむとせらる。折ふし霖雨烈風なり。忠次これをとどめ。しばらく此所にとゞまらせたまふべくやと申。關白けしき損じ。この行さき大井川富士川等の大河に水かさまさば。大軍すゝみがたし。よて今風雨をおかし急に軍をすゝめんとす。汝何の思慮ありて止るやととがめらる。忠次少しも恐れず。險難をおかして急に軍をすゝむるは。小軍の事なり。四十萬にあ

と菜と會議して。封印のまゝにて請取たりと申ければ。御感淺からず。關白もまたこれをきかれ。我家人多しといへども其才幹忠次が右に出る者なし。我につかへば祿高石をばあたへなむと仰ける。關東にうつらせ給ふ後。武州小室鴻巢にて一萬石給ひ。八州の賦稅を掌り。市川。松戸川。房川三關を守り。關原の時は小荷駄の奉行し。やがて從五位下に叙し備前守と稱し。甲斐國の事を沙汰し。この日六十一歳にて卒せり。（創業記。慶長

上津島祭

上那須資晴卒

下柬埔寨獻方物

年錄。當代記。家譜。寛政重修譜。）○十四日神保長三郎相茂丹波龜山城擇造の事にあづかるによて。　御所より御書を給ひ其勞を慰し給ふ。この夜月重暈して雲五彩なり。（家譜。當代記。）○十六日尾張津島祭再興。（當代記。）○十九日那須修理權大夫資晴卒す。其子與一資景家督たり。資晴が家は法成寺關白道長公の曾孫須藤權守貞信の後胤なり。貞信はじめて下野國那須郡を領せしより。世々那須を稱す。那須與一宗隆兄弟鎌倉右大將家につかへ。與一は判官義經に隨て。元暦二年二月讃岐の八島の戰に扇の的射て。源平兩家に名をあらはす。國々數か所の庄地をたまはりし後。世々關東にあり。弓矢とつての名家たり。資晴はじめ那須太郎といふ。先祖累代岩城。白河。佐竹。宇都宮等とたがひに地をあらそひ戰てやまず。資晴が世にあたり近隣に威をふるふ。天正十八年豐臣關白相摸國に發向あり。東國の大名等其本陣に翕集れば。那須が一族家人もおなじく小田原に馳參る。關白小田原の城攻下し。奥へ下らるゝに及び。資晴漸見參せしかば。關白その遲參をいからられ。那須が本領とゞめ。彼一族家人にさきあたへ。資晴にはわづかに福原の地をぞたまひける。慶長五年の秋東西一時軍起りしとき。關東の御方として宇都宮の城に入質を進らせ。奥の上杉と戰はんとす。關原の戰終て後七年より。　大御所の御方に侍り。所領の地千石を加へ六千石賜ふ。同九年從五位下に叙し大膳太夫と稱し。後あらためて修理大夫と稱し。この日五十四にてうせぬるなり。（家譜。寛永系圖。諸翰譜。）○廿日　大御所細川内記忠利が尾州名古屋築城の功を慰せられ御書を給ふ。（家譜。）○廿四日奥平大膳大夫家昌の女子。江戸をいでゝ駿府に參られ。　大御所御對面あり。この日柬埔寨の書簡を圓光寺閑室。金地院崇傳と共によましめらる。かしこより犬牙二枝。重七十斤。中牙二枚。重四十斤。蜂蠟三百斤を獻ず。（創業記。慶長年錄。異國日記。）○廿五日大番頭山口但馬守重政伏見城在番の暇を給ふ。奥平大膳大夫家昌の女子に。　大御所より銀五百枚つかはさる。（慶長年錄。創業記。）○廿六日京邊地所點檢せしめらる。板倉伊賀守勝重。中井大和守正次これを沙汰す。（勸修寺記。）○廿七日山口島之助重長死す。これ但馬守重政の二子にて。十二歳より　御所につかへ奉り。けふ十七にてうせしなり。（寛永系圖。）○七月朔日　大御所納涼のため。駿府瀨名川に漁を覩給ひ。俄に游泳し給ふ。御齡六十九にわたらせらる。（御年譜。家忠日記。）○四日中川市右衛門忠重死して。養子與助忠次家をつぐ。（家譜。）○五日細田助右衛門吉時死して。其二子小兵衛重時つぎ甲州代官たり。（家譜。）○六日　御所御納涼のため。武藏の府中玉河にならせられ。漁せさせて御覽じ給ふ。この日土井大炊頭利勝。青山伯耆守忠俊を駿府に御使せられ政務を儀し給ふ。丹波龜山城成功す。天守は藤堂和泉守

高虎。　兩御所の御爲に構造して獻ずるよし建言せしかば。御感を蒙る。此頃公料の代官等賦稅の會計を督責せらる。(創業記。當代記。慶長年錄。)○十三日致仕高木主水助清秀卒す。諱の領地を合て二万千三百石なたまひ。關長門守一政は伊勢の龜山より伯耆の黑坂にうつり。二万石加へて五万石になさる。又增上寺住持存應。普光觀智國師の號を　勅許あり。國師號はむかしより禪宗にかぎりし事なるに。淨土宗にたまはる事此時をはじめとす。この宗は　當家數代の宗門たるゆへ。

大御所殊更御敎奘あるによるものとぞ聞えける。(御年譜。慶長年錄。家譜。紀年錄。坂上池院日記。)○廿日島津陸奥守家久。琉球中山王をぐして京に發し。駿府江戸に赴く。此日阿部備中守正次下野鹿沼にて五千石加恩給ひ。一万五千石になる。(創業記。慶長年錄。寬永系圖。)○廿一日畿內大風。田圃損亡若干。民戶破壞もまた少からず。南都春日山の神木六千本顚倒す。應永十二年永正三年の後は。いまだそのためしなしとぞ聞えける。(當代記。)○廿五日東埔寨王に御返簡をなさる。本朝の商人等東埔寨。交趾。古城等の國々へ渡海し。劉掠を業とするものあるよし聞ゆ。これより先その賊等歸國する者は速に誅戮を加ふ。交趾須溝波爽等の地にかくれすみ。風便を待て其地にいたり侵掠するものは。國制にまかせて誅殺あるべしとなり。よて烏銃三十挺をつかはさる。又木屋彌三左衛門還羅渡海の御朱印を下さる。(異國日記。御朱印帳。)○廿七日細川支藩興元に。下野茂木の庄一万石餘を給ひ。美濃國加納城主松平攝津守忠政に。四万石加へて十万石になされ。松平下總守忠明に勢州龜山の城を下され。舊領三州作手をそへて五万石になさる。立花左近對馬宗茂奥州棚倉にて。一万石加恩有て二万石となる。井伊掃部頭直孝は上野白井にて。五千石加へられて一万石になる。故松平左馬允忠賴が國除かれしかば。其子大膳亮忠重あらたに武藏深谷八千石給ふ。(寬永系圖。創業記。慶長年記。家忠日記。寬政重修譜。)○廿九日大久保石見守長安は。去年より撿地の仰蒙り。越後信濃邊を齊撿し。此日美濃國岐阜にいたる。(創業記。慶長年錄。)◎この月おかちの局もて。賴房朝臣の母代になさる。局は市姬君をうしなひ深くなげきしかば。そのこゝろを慰せられてなり。江府にて西尾藤兵衛政氏拜謁す。また唐商の請により。本朝諸浦諸島若船せば。其所にをいて互市せしむべし。姦謀をいだきこれをさまたぐるものあらば。嚴科に處せらるべしとの御朱書を下さる。(眞享書上。家譜。異國日記。)○八月朔日大番頭松平丹後守重忠　大內に御使し。本日の賀に御馬を進らせらる。(勸修寺記。八朔に在番の大番頭禁中に御使をつとめ。御馬を獻ぜらるゝ事。ものにみえたるはこゝを始とす。されども實は此以前よりありしなるべし。)○二日太田新六郎重正うせければ。其二子采女資宗家をつぐ。長子源七郎正重は兼てより左衛門督賴房朝臣につけられたり。この重正は太田資長入道道灌五世の孫にて。父な康資入道武庸といふ。武庸はじめ小田原の北條にまたがひ。後に北條をそむき安房の里見をたのみ。天正九年十月十二日彼國にてうせたり。重正父沒して一族資正入道三樂とともに常陸の佐竹に屬し。十八年北條ほろびし後　當家につかへ奉り。十九年奥の御陣にまたがひ采邑五百石給ひ。文祿三年肥前國名護屋におもむかせ給ひし時は。松平大隅守重勝に屬して江戸の城を守り。關原合戰の時には海道の御供し。けふ五十歲にてうせぬるなり。(寬永系圖。藩翰譜備考。藩翰譜。)　此重正が妹は天正十八年より。　大御所に宮仕し。才幹ある婦人にて。常に御側の事とり申せしおかちの局といひて。後に英勝院と申せしなり。)○三日土井大炊頭利勝を駿府につかはされ。政務の得失を議したまふ。　大御所紹鷗眉衛と名付し茶入を賜ひ。汝關東に歸りなば。御茶進らすべしと仰下さる。(寬永系圖には。汝關東にて御側近くつかふまつれば。諸侯を會集する事あるべきぞとて。御茶入を給ふとまるす。されども家忠日記等の諸書には。背本文のごとくあればこれに從ふ。)この日筒井紀伊守政行卒し。その子藤五郎(寬永系圖。主殿助。)正次家をつぐ。政行實は福住兵衛尉順弘入道宗永が二子なりしが。順慶法印にやしなはれ。伊賀守定次の弟と稱す。這州濱松にまし〳〵ける時召出され。和州にて五千石給ひ。　大御所の御妹市場の

下　淨土宗僧初有國師號勅許(增上寺存應)

下　阿部正次之加封

上　轄封還羅渡海

下　朱印細川興元等之加封

下　通信柬埔寨國

上　高木清秀卒

下　筒井政行卒

上　通商之制

上　太田重政歿

下　中山王尚寧
　　與島津家久
上　織田府卒
　　秀雄

御かたを降嫁せられしが。けふ六十歳にてうせぬるなり。(家忠日記。寛永系圖。家譜。)○四日齋藤伊賀守信利死して。その二子次郎右衛門利治家をつぐ。信利そのはじめは越中地尾の城にあり。織田右府につかふ。そのゝち天正十三年遠州濱松の城にきたりつかへ奉り。文祿元年二月朔日千石たまはり。けふ五十七歳にて終りしなり。(寛永系圖。)○六日島津陸奥守家久駿府に參着す。中山王はいまだ着せず。(御年譜。家忠日記。)○八日島津陸奥守家久駿城にまうのぼり。　大御所に拜謁して太平布五十端。紬子五十卷。銀千枚獻じ拜し奉る。右兵衛督義直朝臣常陸介賴宣朝臣に銀百枚。紅糸五十斤づゝ進らせ。おかちの局はじめ五人の女房達へ。銀廿枚。紬子十端づゝ贈遣す。この日織田宰相秀雄卒す。この卿は內府信雄入道常眞の第一男なり。越前國大野の城にあり。(五万石を領すといふ。)慶長五年石田三成父入道のもとへ使たてゝ。秀賴の仰と稱し。いそぎもとの御家人を催され。關東の　內府をうたせ給ふべし。まづ物の具の料黃金一千枚まいらせらるべし。又尾張國は御本領なれば進らせらるべしなど。種々その心かとりしかば。入道たちまちこれ迷ひ。石田が方人せむとす。秀雄大野の城にありてこれをきゝ。大におどろき使をはせ。たとへいかならんとありとも。　當家の族　德川殿に弓ひくとや候べき。あまりにあさましき御はからひに候と諫めければ。入道これもとはりなり。とやせむかくやせんとためらひたるほどに。關原の戰ひ終りければ。秀雄は加賀中納言利長と共に。大津に參陣して拜謁すべきにされば父入道はなにとなく所領を失ひ。大坂にかくれすみけるが。秀雄には別に所領をたまひけり。まかるにけふ二十八歳にてうせぬ。(御年譜。當代記。寛永系圖。藩翰譜。)　此後入道が四男兵部大輔信夏を關東にめし。上野小幡にて二万石給ひしは。兄の子なきを憐み給ふ故なるべし。)○十日琉球中山王尚寧駿府に着す。(創業記。當代記。)○十一日兒島源三正利死して。子源左衛門正重つぎ。乘邑三百三十石を給ふ。(家譜。)○十二日給木清右衛門重友三子長左衛門重政召出され大番となる。(家譜。)○十四日島津陸奥守家久中山王尚寧を引つれ。駿城にまうのぼる。　大御所御直衣にて大廣間の上段に出まし。王拜を受給ふ。家久太刀一振。銀千枚獻じ。琉球國をたまはりしを謝す。中山王尚寧太刀一口。紬子百卷。細紗二十疋。芭蕉布百卷。太平布二百卷。銀一万兩さゝげ拜し奉る。　大御所家久を召て。　當家創業の折ふし異國を征伐し。其國王を召具し參覲する事。ためしすくなき大勳功のよし。御感の御とばを蒙る。(御年譜。家忠日記追加。眞享書上。)　中山王尚寧が弟某駿府に有て死したりといふ。(創業記。)○十八日島津陸奥守家久并に中山王尚寧を駿城にめし。饗宴をひらかれ。猿樂をみせしめらる。樂は加茂。八島。鞍馬天狗。源氏供養。老松なり。家久

上　細川幽齋卒

御盃を給ふ時。眞宗の御刀御脇差を下さる。其時常陸介賴宣朝臣。左衛門督賴房朝臣も起て舞給ふ。この日增上寺觀智國師は參內し。國師號の謝恩せしとぞ。(家忠日記。寛永系圖。寛政重修譜。當代記。武徳編年集成。)○十九日駿城にては島津陸奥守家久及び中山王尚寧暇たまはり江戸に赴く。この日京にては豐國社臨時祭行はる。(家忠日記。紀年錄。舜舊記。)○廿日細川二位法印幽齋卒す。此法印名は藤孝。實は三淵伊賀守晴員入道宗薀が二子なりしが。細川刑部少輔元有に養はれ。嘉松院義晴將軍光源院義輝將軍につかふ。光源院將軍御事ありし時。舍弟一乘院門跡尊慶をひそかにみちびき。春日山を越て近江國におち。尊慶に還俗なすゝめ義昭と申けり。かくてこゝかしこを賴まれしが。終に織田信長にたすけられ。義昭上洛して征夷大將軍に任ぜられ。一先室町家恢復せられし始終。藤孝の功にあらざるとなし。義昭將軍やがて信長の權勢大功をいみきらはれ。信長をほろぼさんと計られしかば。信長大に憤り。忽に義昭のこもられし宇治槇島淀等の城々攻落す。かくて信長もさすが將軍うしなひまいらするほどの事もなく。河內國若江の城に送り入まいらせ。義昭つゝがなく都なひらかれたり。これしかしながら藤孝が信長にしたがひ。よくこしらへしゆへとぞ聞えける。其後は一子與一郎忠興とゝもに織田家に屬し。軍功を勵しければ。一方の大將とせられ。丹後國をぞたまはりける。織田右府本能寺の事ありし時。一子忠興は明智光秀が婿なる故。攝津は欠國に侍れば忠興に進らすべし。急ぎ父子とも馳來り。力を合せ給ふべしといひ送る。藤孝父子大に怒り。けつく忠興は要なき山深き所にとこもり。羽柴筑前守秀吉のもとに使たてゝ。ともに心を合せ光秀を誅せんとしめしあはすゝはどなく光秀誅せられしかば。藤孝は織田右府のためにもとゞりきり。入道し支旨と稱し。幽齋と號す。大閤攝ぜられ大坂の奉行等。　當家をかたぶけ奉らんとはからひし時。加賀大納言利家と忠興ゆかりにつき利家を諫め。終にその事たひらぎしかば。其賞として忠興に豐後國杵築の城五萬石下したまふ。慶長五年　大御所上杉御追討のため御發向あり。忠興も御跡をしたひ馳下る。此ひまをうかゞひ石田謀叛起せしときも。忠興の妻大坂にありしかば。奉行等城中に迎入て質とせんとせし時。其催促にしたがはず自害す。此上は細川が城せめ落せと。大坂より丹波但馬の軍勢をさしむく。家の子等はみな忠興にぐして關東にくだりぬ。丹後には入道をはじめ。年老たる者又はいとけなきものどもばかりなれば。はかゞしく軍すべき者少し。されども入道さるふるつはものにて少しもさはがず。宮津の城をすてゝ田邊の城にこもり。敵遲しと待ゐたり。此入道弓矢のわざはさらにもいはず。數島の大和とのはの道を年頃ふけりたしみ。古今和哥集の祕訣當時此人につたへた

り。我身討死したらんには。天地ひらけはじまりしより此かた。傳へ來りし道の忽に絕んをかなしく思ひ。城にこもるはじめ相傳の書どもとりあつめ　大内へ獻ず。やがて敵の多勢をしよせ城をかこむ。入道少しもひろまず防ぎ戰ふ。かけまくもかしこき　朝廷にては。いにしへ今のことをも。厭の心をもしれる人を忽に失はむ事。尤朝家の御なげきなり。いかにもよきにはからふべきよし。烏丸左中辨光廣な　勅使として大坂へ仰下さる。毛利黃門輝元及び舉行等も。　勅諚のうへはいなみがたく。寄手の軍中へ使たて、軍をとゞむ。されども寄手は入道につよく喰留られ引取事かなはず。よて又三條西參議實條　勅使として丹後に下り。入道早く其城をさけわたすべきよし綸旨をつたふ。入道も王命もだしがたく。かしこまつて城をさり高野山にいる。忠興は關原の御先手におりて其功尤すぐれければ。其勳賞に豐前國一圓に賜ふ。入道は京都にいて、仁和寺の邊に閑居しけり。このとき天下草創にて。柳營の禮儀いまだ定まらず。入道は世々室町將軍家につかへ。しかも博覽強識當時の有識なり。　大御所兼てよくきろし召ければ。入道に付て前代の事をもとひ。當世の禮をも講ずべけれとて。永井右近大夫直勝を御使として。武家の儀式とゞくうけつたへさせ給ひたり。されば　當家の禮節。此入道の定め申せし事とも最多しといへり。齒つもりて七十七歲。げふ終をよくせしとぞ。此日島津陸奥守家久中山王をともなひ。駿府を發して江戸におもむく。(舜旧記。家譜。寛永系圖。藩翰譜。家忠日記。)○廿一日江戸より　大内へ遣し給ふにより。女房の奉書まいる。(勤修寺記。)○廿二日龜井武藏守茲矩に。遷羅渡海の御朱印を下さる。(御朱印帳。)○廿四日常陸介賴宣割臣の生母おまんの局。熱海のゆあみにまかられしがけさ歸らる。よて賴宣賴房の兩朝臣は。夜深く駿城を出てむかへ給ふ。　大御所夜中城門を開きたるよし聞召。御けしきよからず。(創業記。當代記。)○廿五日島津陸奥守家久は。中山王を伴ひ江戸に參着す。駿府より江戸にまいる。まづ〳〵江戸より問勞の御使なつかはさる。(御年譜。家忠日記。)○廿六日島津陸奥守家久が櫻田の邸へ。御使ありて慰勞せらる。(家忠日記。)○廿七日島津陸奥守家久がもとへ。御使して來千萱下さる。中山王を伴ひ參府せしが故なり。(家忠日記。寛永系圖。)○廿八日島津陸奥守家久中山王尙寧を具して。江城にまうのぼり。家久は長光の太刀。緞子百卷。虎皮十枚。太平布二百疋。蕉布百。燭銀千枚を獻じ。若君へ太刀一振。緞子五十卷。太平布百疋。馬一疋。紅糸百斤獻ず。中山王は太刀一口。純子百卷。蕉布百卷。太平布二百卷さゝげ。若君に太刀一口。純子五十卷。蕉布五十疋。太平布百卷。紅糸百斤をさゝぐ。この日家上駿河守家親は。中山王の褒者をつかふまつる。この後も攝家御對面の時は。謁をとる　べしと命ぜらる。また山口駿河守直友は中山王途中總導を仰付られ馬を賜ふ。(御年譜。眞享書上。寛永系圖。武德編年集成。家忠日記。寛政重修諸)○廿九日大覺寺門跡空性法親王寺領の事。京職板倉伊賀守勝重より押へ說べき旨。金地院崇傳。圓光寺閑室よりつたへしめらる。(國師日記。)◎是月歸化の明人一官が子林奇樹。はる〳〵其國をはなれ老父の蹤迹をたづね來り。一官を迎へ歸り養はむ事をこふ。(異國日記。)

下　島津家久
　中山王尙寧
　使節拜將軍

下　遷羅渡海
　朱印

下　稻富直家

下　古田織部
　正重就

台德院殿御實紀卷十四　慶長十五年九月に始り十二月に終る

○九月二日京都國の社務吉田二位兼見卿七十八歲。頓死の注進あり。(舜旧記。)○三日島津陸奥守家久をよび中山王を江城にて饗せらる。尙寧世々琉球に王たれば。今よりいそぎその國にかへり。先祀を奉じて本朝の威德を仰ぎ。永くその國を子孫に傳ふべし。家久はその賦稅を收め。その國を鎭撫し。その俘囚にはやくかへしをくるべしとの面命を蒙る。家久謹で命の旨を拜し。尙寧は再生の恩を感じ。手のまひ足のふむ所を覺えず。拜謝し奉る。(寛永系圖。家忠日記。)○五日金地院崇傳に仰下され鎌倉五山の僧并に淸水寺臨濟寺の僧二十餘人集め。京惣持院にて群書治要を繕寫せしめらる。(國師日記。)○七日島津陸奥守家久を江城茶室に召て御手づから御茶を給ふ。(寛永系圖。)○九日駿城にて重陽の賀儀はてゝ後。本因坊算砂を召て圍棋せしめらる。大和國高取城主本多因幡守政武。本因坊と對局して勝ことを得たり。稻富伊賀守直家入道一夢は。そのかみ細川の家司にて。越中守忠興が妻につきそひ。大坂の邸にありしが。慶長五年忠興は　大御所上杉御征伐の供奉し。關東に下りしあとにて。大坂の奉行等諸大名の妻子を。城中にとりこめんとす。忠興が妻これは從はず。家に火をかけて自殺せしかば。家司をはじめ付從ひし男女みな自殺しぬ。そのとき稻富は煙の中を逃出て。かくれゐたりしかば。忠興後に聞て大に憤り。終身を禁錮せり。さかるに稻富鳥銃に精練する事。世にかくれなかりければ。故陸奥守忠吉卿ひそかに淸洲にまねき。俸祿をさづけられたり。卿うせ給ひて後も猶淸洲にかくれゐたるを。　兩御所兼て其精爽を聞召。かれが傳のたえん事をおしませ給ひ。忠興を江城にめし小松內府重盛宋の經山寺佛光へ金送りし時の返簡。并に京極黃門定家卿眞蹟の和歌等をはじめ。天下に名高き名物かずゝ賜ひ。其上にて稻富が罪をゆるすべきよし懇にさとし給へば。忠興もわりなくて御詞に從ひぬ。其後　大御所も駿府に召て。其技をたづれとはせ給ひ。江戸の　御所にもくはしく其傳を受給ひ。後に其子喜太夫直堅は御家人に召加へられぬ。また古田織部正重就は千利

上安南國王獻方物

上戸田重元卒

下滯口秀勝卒

休宗易が貴首弟子にて。點茶の技當時其右に出る者なし。よて江戸にめしてこれも其技をうけさせ給ふ。また安南國王使して沈香の柱十二本。(其一本四人して荷ふべし)沈粉柱一本。極品沈香十斤。氷糖十壺。象牙二。鸚鵡。孔雀。錦鸚各一。紋綺二疋さゝげ。いよ〳〵通商互市をこひ奉る。近年本邦諸國の金銀鑛開けしかば。本邦の金銀多き事。海外の國々傳へ聞て。みな通商をこふ者多しと聞ゆ。大審貴志彌兵衛正吉死して。其子彌五郎正盛つぐ。觀智國師存熙參內はて、京を發し。江戸におもむく。(當代記。藩翰譜。慶長日記。武德編年集成。創業記。寛永系圖。紀年錄。)○十一日戸田備後守重元卒して。子半平光正つぐ。この重元父は十郎右衛門重眞といふ。重元始は半平とて三州よりつかへ奉る。天正三年長篠の戰に松平又七家副に屬し。鳥(家忠日記。)○廿八日越後國新發田城主溝口伯耆守秀勝卒まければ。遺領五万石を嫡子主膳正宣勝につがしめられ。二子伊豆守善勝に一万二千石をわかち。善勝去年たまひし二千石を合せて一万四千石になる。その家の傳ふる所によれば。父死後兄弟祿をゆづりてうけず。よて上裁をへてかくはさだめ下されしとぞ。)此秀勝はもとの彦左衛門勝政が子にて。尾張國人逸見又太郎義重が胤たり。秀勝小字竹丸とて。丹波五郎左衛門長秀につかへ。やがて織田右府に直參して。逸見駿河守某が跡をつぎ。若狹國高濱の城たまはり。かの國の目代なつとむ。天正十一年志津が嶽の戰終りてのち。羽柴秀吉にまたがひ。加賀北坊は元來律院にて今も主あり。空坊にあらざるよしなり。よて其由緒をたゞさるゝ所。空鏡非據に決しければ。玄音いよいよ北院にうつり。その院にもとより住居する喝食を教導し永く律院とし退轉せしむべからざる旨命せらる。(國師日記。)○十五日逸見市之丞義記初見し奉る。(寛永系圖。)○十六日島津陸奥守家久登營して。就封のいとまたまひ饗せられ。加賀眞宗の御刀ならびに御馬を下され。そのうへ櫻田にて宅地なたまふ。中山王を歸國せしめてのちほ。かの國に監使を置て。政令をほどこし鎭撫すべしと面命せらる。(御年譜。寛永系圖。家忠日記。武德編年集成。)○廿日島津陸奥守家久中山王を具し。木曾路をへて國に赴く。(寛永系圖。)○廿二日京大佛殿柱建あり。(家忠日記。)○廿八日越後國新發田城主溝口伯耆守秀勝卒まければ。遺領五万石を嫡子主膳正宣勝につがしめられ。二子伊豆守善勝に一万二千石をわかち。善勝去年たまひし二千石を合せて一万四千石になる。その家の傳ふる所によれば。父死後兄弟祿をゆづりてうけず。よて上裁をへてかくはさだめ下されしとぞ。)此秀勝はもとの彦左衛門勝政が子にて。尾張國人逸見又太郎義重が胤たり。秀勝小字竹丸とて。丹波五郎左衛門長秀につかへ。やがて織田右府に直參して。逸見駿河守某が跡をつぎ。若狹國高濱の城たまはり。かの國の目代なつとむ。天正十一年志津が嶽の戰終りてのち。羽柴秀吉にまたがひ。加賀

下家康贈書于五攝家

上家康上表奏聞

下阿蘭陀人趣駿府上書並獻方物

國大聖寺の城たまはり四万四千石になり。十四年從五位下に叙し伯耆守と稱し。諱臣太閤より諱字をたまはり秀勝と稱し。慶長三年越後新發田の城にうつり。一万六千石加へられてすべて六万二千石領し。五年關原の戰には關東の御味方としてなのが城を守り。國中に賊徒蜂起せしをとゞく打平ぐ。十年御上洛の供奉しけふ六十三歲にて卒せしなり。又西教寺と僧周慶と訴論し。周慶は死し西教寺申所理りなりとて。拜謁せしめられ上洛せしに。又榮運眞宗の二僧周慶の遺志をつぎ。西教寺の事なうたへ出しが。二僧非據にさだまり追放せらる。又高野山無量壽院行昌憚悅す。多聞院をして其跡を續しめむ事。實性院政遍并に無量壽院門中の諸僧連署してこひ奉る。よて其旨にまかせらるゝよし。金地院崇傳圓光寺閑室元佶つたへらる。(寛永系圖。落穗譜。寛政重修譜。國師日記。)○廿九日土井大炊頭利勝江戸より御使して駿府にいたる。今より後上方代官所の賦稅を査檢し。江戸に納めしむべきよし。大御所より仰出さる。(創業記。當代記。)○是月　主上へ奏聞し給へる表文にいふ。　親王(後水尾院)御元服の事。先に內旨のごとく啟に行はるべし。親王の宮殿搆造遲緩せられん事然るべからず。速に造營あるべきなり。やがて御讓位ましますべければ。それよりさき朝政いさゝかも怠らせたまふべからず。　親王見習はせ給ふべければ。

その御心ましまさん事。恐れ思へども肝要にましますべし。さきにも封事もて奏せし如く。老臣遠國にさぶらへば。万事五攝家の罷ふかく啓沃の心もちひて。　女院より諫奏せん樣に。詔らせ給ふべきなりとぞ。又五攝家の人々にも御書進らせらる。そは先に封事もて內々奏しぬる愚言叡聞に達し。ことはりと明召れたる旨仰下されたれば。今より後攝祿の諸大臣よろしく思慮の及ぶかぎり。つゝますべし。　女院もて諫奏し奉り給ふべし。さなきに於ては此後愚意申通ずまじとなり。又松前筆人正忠廣に。采邑千石新にたまふ。佐藤勘右衛門堅忠千石たまひ。昨ゆりて駿河守と稱し。非戸若狹守俊弘慶來を改て。采邑三千四十石餘を下され。北子左馬助真弘弟忠右衛門治秀。新右衛門直弘も江戸に參り拜謁す。(國師日記。眞享書上。家譜。)○十月二日金地院崇傳に米百苞給ふ。(國師日記。)○三日土井大炊頭利勝駿府よりかへる。金地院崇傳京にて寺領下さるべきよし仰出さる。(當代記。國師日記。)○五日松平攝津守忠政駿府より江戸に歸り謁し奉る。新封の御黑印をたまはり。明朝就封すべしと面命ありて。御馬を下さる。(創業記。當代記。)○六日大久保相摸守忠隣がもとへならせ給ひ。御茶事あり。(家忠日記。武德編年集成。家譜。)○八日阿蘭陀人駿城にまうのぼり方物をさゝぐ。さきに御書簡を賜はり。通商の御ゆるし蒙りしをかしこみ謝し奉る。その上書簡には。ほるとがる當に日本に渡

海し岡闕をあしざまに諮するよし傳聞たり。これ關人先に渡海しける時。特更卷注を蒙り渥恩に浴せしをみて。ほゝとがる大におどろき妬て。頻りに讒をかまふるものなり。かまへて御採用あるべからざる旨をぞ書たりける。又豐國社務吉田二位兼見うせぬる後。其後つがむ事は神龍院梵舜が心にまかすべきよし。金地院崇傳。圓光寺閑室して仰下さる。又建仁寺中西來院の僧豐光定惠二人。駿府にいたり誦詔して上棺を仰ぐ。崇傳閑室をして和解せしめらる。(異國日記。國師日記。)〇九日駿城の御厨所より火おこり。阿茶の局のすめる方の廊にうつる。また其餘樣二丸になよび。屋舍いさゝかやけ。瓦葺の倉三十間ばかり燒うせぬ。丁未大火後も九度まで。賊ありて火をはなちけれど。警火の曉吏等みしりてうちけしたるが。げふ終にもえあがりしとぞ。されど殿閣はさらにこれにかゝらず。堀丹後守直寄速にはせつき。御厨の屋脊に飛のぼり。家士を指揮してことごとく消滅し。十間四方は角木屋瓦そのまゝやけ殘りたり。　大御所はるかにそのさまを御覽じ。かしこによく指揮して火をけさするものはたれなりやと。御使立てみせらるれば直寄なり。ことに御感ありて。中井大和守正次を御使し貧簞酒瓶を下され。翌朝も群臣集會の中にて。皆々承れ。丹後一人がふるまひにて。さばかりの火を撲滅して城中無事なりと。稱美し給ひしとぞ。(御年譜。家忠日記。當代記。堀傳記。)〇十三日　上駿府城火下松平正綱之加封

堀田立菴正廣死して。其子大番神尾猪兵衛幸政つく。(家譜。)〇十四日　大御所江戶へおはしまさんとて。けふ駿城をいでまし。この夜清水にやどらせ給ふ。醫員片山與安宗哲法印も供奉して。これより日每に御鷹狩せさせ給ふ。けさ城門のかたはらに堀丹後守直寄躑躅して有しを御覽じ。御輿の側に召よせられ。汝は普第の士と同じく。今より後近習に奉仕せよ。今の所領遠ければ濃州飯山邊にて。四万石授くべしとて。大久保石見長安をめし。よき地をみたてゝとらせよと仰下されけり。又松平右衛門大夫正綱も。さきの火災に消防の指揮ことによろしく。御けしきにかなへりとて。采邑三千石加へたまふ。(家忠日記。國師日記。堀傳記。寬永系圖。　世に傳ふる所。駿城急火にて後閣の女房達。急にのがれ出んとすれど。狼狽して物にあたりまよひたり。其時正綱納戶局より曝布あまた取出し。石垣にゆひつけしかば。人々これにとりつき逃出けり。其後正綱奧殿の屋脊にかけのぼり。衆人を指揮せる擧動ゆゝしく見えたりとぞ。(貞享書上。家譜。)〇十五日　大御所清水より善德寺にならせ給ふ御道にて。御手づから銃もて鴻をうちとめ給ひ。直に藤堂和泉守高虎に下さる。かくて十八日まで善德寺にとまり給ひ。日々此あたり狩し給ふ。大番大井彦三郎昌次死して。其子長右衛門正義つぐ。(創業記。當代記。家譜。)〇十六日江戶にては　御所松平陸奧守政宗が邸に臨駕し給ひ御茶宴あり。政宗が嫡子總次郎へ。來國俊の御差添をたまふ。(創業記。當代記。家譜。貞室書上。)〇十八日伯耆國大山寺岩本院へ寺料の御判をなし下さる。伯耆國大山寺領三千石井に山林境內諸役等近代の故事のまゝ相違有べからずとなり。(國師日記。)〇十九日　大御所善德寺より三島につかせらる。(御年譜。創業記。)〇廿日小田原城にいらせたまふ。(創業記。)〇廿一日武州にいらせらる。　御所には郊外まで出迎へ給ひて。江戶城にかへらせ給ふ。　大御所江戶にはいらせ給はず。猶近郊所々にて放鷹したまふ。(創業記。)〇廿二日夜大雪。(創業記。)〇廿三日金地院崇傳江戶にまいり。登營して拜謁し奉る。(國師日記。)〇廿四日金地院崇傳より。御登所へ杉原十帖獻ず。(國師日記。)〇廿五日　御所江城を出まし上總邊にならせられ。銃もて雁鴨多く打たまふ。今年江戶近郊雁鴨少かりしかば。上總邊の御狩ありし故にや。にわかに此郊鳥多くあつまり。　大御所の御狩場御獲物多くよろこばせ給ふ事大かたならず。(國師日記。創業記。當代記。)〇廿七日　大御所より新鴨を　大內に驛進し給ふ。この日崇傳に月俸五十口下さる。(勘修寺記。國師日記。)◎是月馬塲右衛門信成死す。八十歲。其子次郎兵衛信正つぐ。信成もとは武田の臣にて父を駿河信久といふ。また大河內金兵衛秀綱召れて御家人にくはゝる。父は三河の吉良義昭の臣金兵衛秀綱入道休心なり。永祿七年義昭沒落ののちこゝかしこに漂泊し。久しく伊奈備前守正次のもとに寓居す。其弟長四郎正綱は十二歲より長澤の松平甚右衛門正次が家つぎて。　大御所につかへ奉り右衛門大夫と稱す。正綱養子長四郎信綱。實は此久綱が長子なり。(寬永系圖。)〇十一月朔日蝕す。さきに本多美濃守忠政が女をやしなはせ給ひ。堀越後守忠俊にあはせられしに。忠俊罪蒙り越後國除かれしとき。その妻は駿府(武德編年集成には江戶につくる。)にめしてすませらる。まかるをこたび有馬修理大夫晴信が子左衛門佐直純に再婚の事仰下され。直純に長光の御刀御馬をたまひ。今年の內もろともに伏見までのぼる。明春所領肥前有馬へ。ともなひまかるべしと仰下さる。(節季錄記。寬永系圖。當代記。武德編年集成。)〇十二日醫員野間玄琢院玄琢卒。岡本玄治諸品。ともに法橋に叙す。(寬永系圖。)〇十五日門奈助左衛門宗勝三子傳八郎勝重めし出さる。(寬永系圖。)〇十八日　大御所所々鷹狩し給ひてぴふ江城につかせ給ふ。(國師日記。)〇廿日金地院崇傳かれて江戶に待むかへ奉り。　大御所に拜謁す。(國師日記。)〇廿三日金地院崇傳まうのぼり。　大御所を拜し奉る。この日崇傳に江戶にて月俸五十口下さる。(國師日記。)〇廿五日伊勢國桑名の城主本多中務大輔忠勝が遺領十万石を。その子美濃守忠政に襲しめらる。この忠勝は九條右府師尹公十三代の孫右馬允藤原助秀。號後國本多に住せしより家號とす。忠

上伯耆大山寺朱印

下本多忠勝

勝が五世の祖平八郎助時三河に來り。泰親。信光。親忠の三君につかへて戰功あり。その後世々　當家閥閱の功臣にて。祖父忠勝。父忠高。引つゞき君のため戰死す。忠勝はじめ平八郎と稱し。永祿三年大高城をまもらせたまふとき。十三歳にてまたがひ添り。四年織田右府のもとへわたらせ給ふとき。國人等御行粧を見奉らんとて騷動せしな。忠勝大音にて叱しければ忽にまづまりぬ。六年吉田城攻に眞先かけて高名し。一世の武勇智畧凡その右に出るものなし。九年騎馬の士五十餘人を屬せしめられ。姉川の戰には朝倉が三万餘の中へかけ入。つゐに敵をうちやぶり。武田信玄入道が三河遠江を打またがへんとて。既に飯田の城を攻落したるとき。味方は敵のさまをうかゞはんと八千ばかりの人數にて。見附の原に打出しが。武田が大軍をみて引取かれしに。忠勝黒糸の鎧に鹿角打たる兜なき。蜻蛉切といふ鎗馬手の脇にかいこみ。二反ばかりに押よせたるかたきの眞中にまぢかに馬を乘出し。味方を下知して軍を引かへしたるふるまひ。敵も味方も目を驚かす。さてこそ武田がたより。見附の坂に榜を立て。家一に過たるものは二あり。からの頭に本多平八とかきて立しとぞ聞えける。また　大御所和泉の堺にて。織田右府の事を聞召しおどろかせ給ひ。信長と死を共にせん。忠勝御先つかまつれと仰ければ。忠勝御先うちて馬をはせしが。廿町ばかり行て引かへし。

我君織田殿の好なおぼしめし。その盟を守りたまはむには。いかにも忍びて御本國に歸り給ひ。御軍勢を備され。織田殿の仇を報じ。光秀が首討て手向られんには。信長の亡靈もさこそ悦び給ふらめといさめ奉る。よてこの諫にまたがはせられ。伊勢伊賀へ給ひつゝがなく三河にかへらせ給ふ。又長久手の戰には。豐臣秀吉味方負軍せしと聞大にいかり。直に樂田を立て大軍をひきつれ長久手に出馬せらる。忠勝このとき小牧山の御陣にとゞまり守りしに。長久手にむかひし軍勢。　君も臣も戰疲れたるべし。秀吉の大軍頽手を以てむかはんに覺束なしと思ひ。馬武者歩兵わづか三百餘人をともなひ。秀吉の大軍と道をならべて行ほどに。家士永井與次郎が馬はなれ。敵軍の中へはしりいる。忠勝鞭あて〳〵馬をはせ。敵軍の中へ乘入てその馬をとりかへす。敵これをみて大にいかり。忠勝が小勢を追とりまき討とらんとひしめく。秀吉かたく制して龍泉寺にいたる。まかれども此とき　君にはや小幡の城にいらせ給へば。秀吉力及ばずこの所に陣どる。忠勝ふるつはもの等を六人まで乘候につかはし。敵陣のさまよくみさせ。今夜秀吉の陣に夜討し。秀吉が首取て見參に入候べしと申けれども。夜軍は危ものぞと制したまひ。軍を全うしてかへらせ給ふ。其後豐臣家と御和睦あり。關白の妹君をむかへ給ふに及んで。忠勝御納采の御使にのぼせられしに。關白對面し給ひ。一人當千の兵とは汝を

ここいふべけれと感ぜられ。眞宗の刀。小倉黄門定家卿の色紙を引出ものせらる。天正十六年四月十八日叙爵し中務大輔と稱し。十八年小田原の軍にて。上方の勢とともに。武州岩槻の城をはじめ八王子。筑井。鉢形。深谷寺等の城を攻落し。又關白のことさらの仰にて上總臨南の城をまもり。上總下總をまづむ。戰ひ終て關白東山道に下り給ひしとき。野州宇都宮の旅館に忠勝をめし。佐藤忠信が冒なたまはり。當時忠勝ならでは此兜用ひんものおぼえず。汝に授くとぞ仰下されける。關東にうつらせ給ふ時も。關白より井伊。本多。榊原。大久保等は。よのつねの罪に比すべからずと仰進らせければ。忠勝上總大多喜の城たまはり十万石になさる。慶長五年には井伊とおなじく軍監として。御先手の諸將を引具し美濃園に馳向ひ。九月十五日大勝の後御本陣にて。福島正則　大御所にむかひ。けふ申書が大軍を下知したるさま。多勢を左右の手つかふよりも安く見えたり。天晴よき大將軍にて候と感じ聞え上ける。その側に忠勝ありてあざわらひ。あまり敵のよはく候て。たゝかふに堪ず候ひしと申けり。六年正月朔日伊勢桑名の城たまはり猶十万石領し。今までの所領大多喜の内五万石を。二男出雲守忠朝にたまふ。忠勝弱冠のむかしより攻城野戰の勳功。あげてかぞふるにいとまなし。身既に老いたはる所多しとて。致仕せん事をこふといへどもゆるされず。この年十月十八日封地にありて終をよくせり。年は六十三。（寛永系圖。藩翰譜。　世に傳ふる所は。忠勝年頃軍役の爲。城中に貯ふる所の金　一萬五千兩あり。長子美濃守忠政には封地をゆづる。二子出雲守忠朝は所領もいまだ乏しければ軍用充足せず。この金は忠朝にゆづるべしと。遺書にまるしてうせぬ。その遺書のまゝに忠政はじめ家臣等守りてその金を忠朝に授く。忠朝聞て。私恩をもて我に此金ゆづられしは。亡父の過といふべし。兄にていますれば所領も廣く。家臣もあまた召つかはるれば所用も又多し。我は祿少ければ家人も少し。所用も又多からねば。この金は兄君のかたにつたへ。軍國の用に備へ給ふべしといふ。兄忠政これをきき。忠朝の申所理りとは聞ゆれど。亡父の遺命そむくべからずとて。兄は父の命を重しとし。弟は義は守り。互にゆづりてうけず。よて一族諸臣等あつまり議して。此金を半に分て兄弟にさづく。忠朝さらば我等がために分たれし金は。兄君のもとにあづけ置。所用のとき申受べしとて兄にあづけ。終身その身の用にはついやさゞりしとなり。大坂の役に眞先かけて忠死せしはこの忠朝なり。兄弟遜讓のふるまひなみするに。後世にまたありがたき人と見へたりと申き。武將感狀記。）〇廿六日豐國社務萩原大夫兼從に御朱印をたまふ。その文にいふ。豐國大明神社領として山城のうち一萬石のこと。慶長六年先例の旨永代寄附せらる。神供祭祀修造以下社中諸役懈怠あるべからず。

豐國明神朱印

明商船來長崎請貿易

社家の事。左兵衛佐兼治は吉田神主相續せしめらる。當社は萩原二位兼見弟神龍院梵舜教導せしめ。故事のごとく祭祀以下はからふべし。明神祭代官等社法を亂さず嚴に守りて。慶長九年先例のごとく。全く社務相違あるべからずとなり。この日金地院崇傳は。　大御所に先だち駿府へのぼるべしとて暇を給ふ。　御臺所よりも時服二襲。おや二。その外かず〳〵賜物あり。また鹿苑院入院の公帖を崇傳にさづけらる。　大御所江戶にわたらせ給ふほど。酒井雅樂頭忠世が宅へ渡御ありて。一文字の御刀をたまふ。(令條記。國師日記。家譜。)○廿七日　大御所江戶を出まし。駿府にかへらせ給はんとて。御道すがら御鷹狩あり。(創業記。當代記。)○廿八日金地院崇傳に夫馬の券を下さる。(國師日記。)○十二月朔日江戶にては。　御所かたがたにならせられ御茶事あり。　大御所より　女院へ雁三十。　女御へ二十進らせられ。兩傳奏へも十づゝつかはさる。(創業記。慶長年錄。勸修寺記。)○三日金地院崇傳昨夜駿府へつく。おちやの局より兼ての仰とて。濱名納豆を下さる。崇傳是を謝まて。府へ閣中の蜜柑を贈る。(國師日記。)○七日多門平左衛門成正死して。其子小姓平次郎正勝つぐ。(寛永系圖。)○十日　大御所駿府につかせ給ふ。(御年譜。)○十二日神龍院梵舜京より參り。增注和劑方十二冊。杉原三束さゝげ。御けしきるはしく御感の旨仰下さる。萩原大夫兼從太刀馬代。卷物十束。宋牧溪猫三對幅さゝぐ。おちやの局へも梵舜は金箔帶二條。萩原大夫兼從小袖二附遺す。江戶へも參拜すべき旨仰下さる。丹波代官檜太小三郎某。能勢小十郎賴隆訴論のことあり。本多上野介正純安藤帶刀直次して。糺撿せしめらる。(舜舊記。創業記。當代記。)○十三日　大御所放鷹の御遊あり。此日明年彌生の頃御上洛おはしますべきよし仰出さる。また越後少將忠輝朝臣の臣花井遠江守某越後の國圖を獻す。(當代記。慶長日記。創業記。慶長年錄。)○十四日大番本多九藏玄盛死して。其子權右衛門玄正(時に三歲。)家をつぐ。(寛政重修譜。)○十五日門奈助左衛門勝直はじめて江城に參りつかへ奉る。(寛永系圖。)○十六日明國福建の商周性如が船五島に着す。長崎奉行長谷川左衛門藤廣によりて。駿府にまいり拜謁し。明國勘合印の事をはからひ申さんよしをこふ。よて本多上野介正純の書簡を。明の福建總督陳子貞のもとへたくらしむ。其書は林道春信勝草して。金地院崇傳に繕寫せしめらる。藤廣よりも同じく書簡をおくり。和漢通信の故事をのべ。吾朝いま治平にて朝鮮。琉球。安南。交趾。占城以下の諸蠻より。書を獻じ方物を送らざるはなし。明室よろしく勘合の符をもて。信を通じ好を結ばるべし。しからば長崎の港をもて。兩國互市の利を開かんよししるしたり。これも信勝が草する所なり。(異國日記。烈祖成績。)　此書簡かしこに達するといへども。明廷の君臣猶狐疑を

松平家清卒

いだき。その事ならず。されども南京福建の商舶。年々長崎にいたりて互市する事。今に至りて絕ず。これ其起本なり。(烈祖成績。)○廿一日三河國吉田城主松平玄蕃頭家清卒。年四十五。其子民部大輔忠清に原封三万石襲しめらる。此家清は和泉入道殿の二子左京亮守家より出て。祖父備後守清善が時。はじめて三河國竹谷にうつりすみしゆへ。此ながれなれば竹谷の松平と稱す。父は備後守清宗なり家清はじめ與二郎といふ。甲斐國へいらせ給ひしとき。北條勢と勝沼に戰て。首あまた切て献す。長久手の戰にはおのが興國寺の城を守る。關東にうつらせ給ひしのち。武藏國松山(八幡山とも云。)の城たまはりて一万石領し。關原の戰には尾張國清州の城を守り。慶長六年二月いまの城たまはり。三万石になされしなり。(寛永系圖。家忠日記。藩翰譜。)○廿三日大澤兵部大輔基宥子虎松基重從五位下に敍し右京亮と改め。江戶に奉仕す。(家譜。)○廿四日追儺の式行はる。○廿五日立春なり。明年の春にいたらば。美濃伊勢の先方衆三河の衆は。尾州名古屋の城。關東および奥羽信州の衆は。江戶城造營の事課せらるべきよし令し下さる。この日江戶の　御所には上杉中納言景勝が櫻田の亭にならせたまふ。景勝に包永の御太刀。備前守家の御刀。左文字の御脇差。時服五十。銀三百枚たまはる。景勝より來國俊の太刀。正宗の刀。貞宗の脇差。時服三十。銀三百枚。純子三十卷。綿三百把。鞍馬一疋を奉る。景勝の長子玉丸定勝に御盃をたまひ。名を千德丸とたまはり。御手づから國光の御刀を授らる　時に七歲。また家臣直江山城守兼續等五人。各時服銀をかづけらる。(創業記。家譜。寛政重修譜。)　北越軍記并に武家盛衰記等に。是を慶長八年十一月廿八日の事とし。このとき景勝は直江山城守はじめ三人のみ邸內にありて。その餘の家士は皆下邸へつかはし。門々の警衞は隣第の諸大名をたのみ。その外勤番并に御膳所向。すべて本多佐渡守正信をたのみ。御家人に諸事をあつかはしめければ。　大御所も景勝分別ものなりと御感あり。又景勝は石田第一の逆黨なりしに。かく御成まてありと聞。西國上方の大名みな我罪忠なしと安心せり。文武家喞に。此御成の日上杉家先年伊達家より分取せし看經の藤九曜の幕を馬屋に打置しかば御相伴に政宗出しが。これを見て赤面せしとあり。皆この時の事なるべし。御相伴は政宗。高虎。施藥院宗伯なりとあるす。)◎此月松前より鷹を獻ず。この頃武州忍。遠州中泉の鷹屋に置れし大鷹數多損ぜしかば。鷹師等咎蒙る。(當代記。)◎此冬宮永甚四郎勝由幼稚にて駿府にすみける家の前を。　大御所ならせたまふとて。本多上野介正純に命ぜられ。母もろともめしてまみえしめらる。十六歲までは外祖大岡傳左衛門淸勝養育すべしと仰付られ。祖父の所領武州大宮へうつりすむ。(家譜。)◎此年本多左大夫光政。松平釆女正吉(時に十六歲。)闕

下鍋島忠茂等之加封

田左近將治。牛込傳左衛門俊重。(時に十六歲。)坪内牛三郎定善七郎守久。(時に十二歲。)野間久三郎重次。柘植平右衛門正次。(時に十五歲。)早川五郎兵衛。(時に十三歲。)彦坂平六郎重定。森川庄九郎氏之。(時に九歲。)平岡次右衛門賴重。井出八十郎。(時に十一歲。)渡邊六左衛門綱治。(時に十四歲。)志賀牛兵衛定綱。(時に十五歲。)江城にめして初見せしめらる。甲州武川の士は尾張右兵衛督義直朝臣に附屬せらるゝといへども。其長子等は江戸にて見參せしめらるべしとぞ。伊藤三右衛門重次が二子新五右衛門重昌なはじめ。いづれも江戸にて拜謁す。酒井作右衛門重之。(時に八歲。)武藤理兵衛安信。小川甚右衛門正信。楯村孫七郎某。(時に十一歲。)松平忠左衛門勝隆。齋藤惣左衛門重成　大御所に拜謁す。關長門守一政子兵助氏盛。島津右馬允忠興。(時に十二歲。襲封の謝恩せしなり。)　兩御所に拜謁す。神谷助兵衛直次。(時に十三歲。)本間五郎左衛門季重。(時に九歲。)加藤太郎左衛門眞勝。(時に十歲。)米津梅千之助康勝。佐脇傳右衛門安雅。伊勢作十郎眞時。(時に十一歲。)櫛原小兵衛長勝。神尾猪兵衛幸政。伊東源右衛門祐吉。渡邊國松勝綱。(時に十三歲。)田村安栖軒長頴三子傳右衛門長矩。(三百俵分つ。)はじめて江城につかへ奉る。もとの織田幸相秀雄の家人星合采女正具泰が。その主につかへ忠ふかく。關原の時も當家に志をはこびたるなもて。江戸に奉仕せしむべきよし。

大御所の仰により召出され。これも江城につかへ奉る。高木善七郎守久。(時に十二歲。)野間久三郎重次。(時に十五歲。)早川五郎兵衛。(時に十三歲。)彦坂平六郎重定。森川庄九郎氏之。(時に九歲。)平岡次右衛門賴重。井出八十郎。(時に十一歲。)渡邊六左衛門綱治。(時に十四歲。)志賀牛兵衛定綱。(時に十五歲。)江城にめして初見せしめらる。甲州武川の士は尾張右兵衛督義直朝臣に附屬せらるゝといへども。其長子等は江戸にて見參せしめらるべしとぞ。伊藤三右衛門重次が二子新五右衛門重昌なはじめ。いづれも江戸にて拜謁す。酒井作右衛門重之。(時に八歲。)武藤理兵衛安信。小川甚右衛門正信。楯村孫七郎某。(時に十一歲。)松平忠左衛門勝隆。齋藤惣左衛門重成　大御所に拜謁す。關長門守一政子兵助氏盛。島津右馬允忠興。(時に十二歲。襲封の謝恩せしなり。)　兩御所に拜謁す。神谷助兵衛直次。(時に十三歲。)本間五郎左衛門季重。(時に九歲。)加藤太郎左衛門眞勝。(時に十歲。)米津梅千之助康勝。佐脇傳右衛門安雅。伊勢作十郎眞時。(時に十一歲。)櫛原小兵衛長勝。神尾猪兵衛幸政。伊東源右衛門祐吉。渡邊國松勝綱。(時に十三歲。)田村安栖軒長頴三子傳右衛門長矩。(三百俵分つ。)はじめて江城につかへ奉る。もとの織田幸相秀雄の家人星合采女正具泰が。その主につかへ忠ふかく。關原の時も當家に志をはこびたるなもて。江戸に奉仕せしむべきよし。

大御所の仰により召出され。これも江城につかへ奉る。高木

下眼科醫伊藤景長卒

安藤市郎兵衛忠次。田中彥次郎義次小姓組にいる。義次は現來八十石たまふ。稻生次郎左衛門正信。小河惣左衛門賴勝書院番にいる。飯河兵十郎盛信。井出三右衛門正吉。鉅松彌五左衛門正直。鈴木八兵衛信吉大番にいり。守屋左大夫行廣代官となり。小川甚右衛門正信和泉の代官となり。中西太郎右衛門三清三州伊奈の代官となる。醫員吉田吉皓如見駿府にて初見しけるに。試に藥性數品をとはせたまふ。その答ふる所明らかなり。よて父の原職をつぎ。駿府に伺候せしめらる。安藤帶刀直次は常陸介賴宣朝臣につけられ。猶政關に伺候せしめらる。玉虫對馬守繁茂は越後少將忠輝朝臣につけられ。秩父彥兵衛重能。佐野半左衛門政一は岡松吉につけらる。竹中周防守重定卒して。(家譜十六年四月廿六日とぞ。)その子吉十郎重房つぎ。伴野對馬守貞吉卒して。(皇譜七年三月三日とぞ。)その子縫殿助貞明つぎ。竹腰小傳次正信に。　御所より持筒三挺下さる。去年駿府にても三挺たまはりしかば。此後旅行のとき銃六挺づゝもたらしむ。腰物奉行野々山新兵衛雄綱は江城御前にて。射藝を御覽にそなへ。御衣をたまふ。杉原伯耆守長房は妻子を江府にうつりすましむ。大岡源右衛門宗憲は少年により。安藤對馬守重信が手に屬し。御陣の供奉すべしと命ぜらる。小濵民部少輔光隆。向井將監忠勝。久永源兵衛重勝。去年九月淡路國に御使し。諸大名の大船を責檢して歸りければ。時服金たまふ。(覽永系圖。斷家譜。家譜。藩翰譜。覽政重修譜。大三河志。貞享上書。)

台德院殿御實紀卷十五　慶長十六年正月に始り五月に終る御齡三十三

慶長十六年辛亥正月元日江城祝賀の慶會例のごとし。(榮松錄。)○二日謠始例のごとし。駿城にてけふ祝賀の慶會行はる。酒井左衛門尉家次江城より御使して。新年を賀せらる。大坂の豐臣右大臣秀賴公より。大野主馬治房を駿城に使して賀し進らせらる。この日眼醫伊逸本覺景長死す。その子本覺景次は覺永二年に至りてめし出さる。景長若かりし時は與大夫とて。父山城守景忠と共に高天神の城守り。武田勝賴の勢と戰て疵を蒙り。これより駿河國江尻に退居し。醫學に志して眼科の術を得たりといふ。(慶長年錄。御年譜。家忠日記。覺永系圖。覺政重修譜。)○三日山眞弐部大輔國繁卒す。遺領七千石その子新六郎貞繁につがしめらる。貞繁が庇陰料五千石をも。そのまゝたまはるべしとありしなり。貞繁辭して父の遺領のみをつぐ。この國繁が家は。新田藏人義純より三代又太郎政義はじめて山眞を稱す。その後亂なりとぞ。此日松平飛驒守秀行が江戸の邸災あり。御成門は災み免れ。その餘は皆烏有となる。池田少將輝

上 遷羅呂宋交趾安南渡海朱印

下 阿部重吉卒

上 植村泰忠卒

政が郎もこの災にかゝる。秀行はきのふ就封の發程せり。(家譜。寛政重修譜。當代記。慶長年錄。)〇七日　大御所遠州に狩しめらる。泰忠はじめは法師にて三河國風來寺の藥師別當となり。安養院と稱す。元龜三年の冬三方が原合戰の時御味方になり。軍功をあらはしければ。榛原郡にて所領たまはり御家人に加はり。還俗して土佐守と稱し。天正十八年小田原の軍に本多鳥居等とおなじく。武州岩槻の城を攻落す。關東にうつらせ給ふに及び上總國勝浦にて三千石下さる。慶長五年上杉御追伐のとき勝浦にありて近國の賊徒をまつぬむとす。六年地加へられて五千石たまはり。十二年ふたゝび入道して二位法印と稱し。七十三にて終なとる。また小姓阿部新四郎重吉死しければ。其子新右衛門重次家をつぐ。重吉は三河の產。父は新四郎重尚といふ。重吉十一歳にてはじめて　大樹寺殿につかへ奉り。　大御所御誕生の時より近侍し。駿州今川がもとにまするころも御供し。三河にかへらせ給ふ後も常に昵近し。今は江城につかへ。齡つもりて八十二歳けふ終りしと。　大御所御幼稚のむかしより。なれむつび奉りしものなれば。その死を聞召こと更御哀惜深かりしとぞ。(家譜。寛政重修譜。寛永系圖。)〇廿日江城にて具足の御祝あり。又連歌の筵を開かる。發句は紹之。若緑雲井にたつや庭の松。御句は春の朝戸を明むかふ峰とつけたまひ。つきつぎ百韻にみちて連衆みな褒せらる。(慶長見聞書。連歌の筵三州よりの往例なり。まかれどもその

下 植村泰忠卒

上 山口重政之加封

上 島津義久卒

句のものに見にしは。このときをはじめとす。)〇廿一日江城より諸首の賀使として。上洛せしめられし吉良左兵衛督義彌參內す。又安藤對馬守重信江戸にて。連署の衆に加へらる。奉行の職をかぬ。大番頭山口伯馬守重政野州にて一萬石加へられ。一萬五千石になる。(勳修寺記。寛永系圖。慶長見聞書。　寛永系圖には日をしるさず。寛政重修譜には八月とす。今慶長見聞書による。)〇廿二日島津義久入道龍伯卒す。この入道は豐後前司忠久が後胤。父は陸奥守貴久といふ。世々薩摩の鹿兒島に住す。室町將軍義輝より諱の字を授られ義久と稱し。爲ゆりて修理夫夫に任ず。天正九年五月三日從四位下にのぼる。後に守護職を弟兵庫頭義弘にゆづる。入道が代に大隅。日向。筑前。筑後。肥前。肥後。皆前まて打たがへ。大友宗麟を打亡し豐後國をもあはせんとす。豐臣關白天下の兵權を握らるゝに及び。兼て九州征伐の事思ひ立れしに。大友伊東等がすゝめければ。天正十四年仙石。長曾我部。大友等島津退治として豐後國に向ひ一戰に及軍せしかば。十五年の春關白みづから幾內。南海。北陸等の軍勢を引つれ鎭西に發向し。伊東を案內として筑前筑後をへて其五月薩摩に亂入し。鹿兒島に押寄らる。今は義久も防ぎ兼剃髮染衣の姿となり關白の本陣に參る。關白大によろこばれ大隅薩摩兩國安堵の事仰くだされ。一族家人等にも對面有て九州二島ことゝく平均す。この後大坂に參り。殿下の命令にまたがひ軍事をつとめしかば。十六年七月五日在京料一萬石をたまひ。三位法印になさる。文祿の朝鮮軍には。第兵庫頭義弘幷に其子又八郎忠恒押わたり。慶長三年泗川の戰に明兵の多勢を打やぶり。我邦の軍を全くして歸朝しければ。

大御所その勳功の賞として。大坂の奉行等とはからせ給ひ。義弘には所領五萬石くはへられ。正宗の御刀を給ふ。まかるに五年の秋關原の戰に。義弘石田が方人して散々に打なされ。希有にまぬがれ國に逃かへる。入道福島正則につきてうたへけるは。義久　內府公に二心ないだかす。弟義弘が所行以の外奇怪のいたりなり。義弘國に逃かへり後對面をゆるさず。櫻島になしこめ置ぬ。御下知を待て誅すべきなりと申により。かれて薩摩征伐にむかひし加藤黑田等をばめしかへさる。入道猶もみづから大坂にまいり。陳謝せむと思へど。病にをかされしかば。家人鎌田出雲をのぼせ樣々陳謝す。七年四月十一日覺宥の御沙汰もて。本領安堵の御教書を入道に賜ふ。入道大に悅び忠恒を伏見にまいらせ謝し奉る。十一年六月十七日忠恒御名の字たまはり家久とあらため。十四年家久琉球を討て中山王を生取しかば。　大御所より。入道をはじめ義弘家久へも御書たまはり褒せらる。入道齡つもりて七十九。けふ終をとりしなり。江戶より掘麥與右衛門政景薩州につかはし。香火料銀千枚たまひしとぞ。(藩翰譜備考。寛永系圖。藩翰譜。寛政重修

譜。)◎廿三日吉良左兵衛督義弼從四位下にのぼり。上野介と改む。(寛永系圖。)○廿五日尾張名古屋城下新町火ありて百五十戸燒たり。(當代記。)○廿六日美濃笠町燒たり。(當代記。)◎是月菅沼主殿定宮。小姓鳥居左門忠賴俱りて。定宮は頭となり。忠賴は讃岐守と稱す。大島久左衛門光俊に二條城修築のため。土木のことを査檢せしめらる。(寛永系圖。家譜。)○二月朔日神尾五兵衛守世が江戸の宅災あり。(當代記。)○四日甲斐國金山奉行田邊佐渡守重眞死して。嫡孫清右衛門安直つぐ。(家譜。)○六日鳥銃の術精妙を得たる稻富伊賀直家入道一夢駿府にて沒す。これは駿府江戸に近侍し其技を傳へまいらせ優侍せられしが。この日六十一歳にて終なりしとぞ。(慶長年錄。)○十日江戸より　大內に御狩の鷹五十を驅進し給ふ。其中に白鳥十あり。(勤修寺記。)○十一日津金勘兵衛久清死す。其子又十郎胤次つぐ。久清が兄又十郎久次天正十八年岩槻城實のとき討死しければ。其家つぎて九戸陣に供奉し。次緣のはじめ朝鮮の事おこりし時。伊豆山より船材を伐出させ給ふ。山本帶刀成行と共に其事をつとめ。上田御陣にも供奉し。慶長八年武(御年譜。眞享書上。)○十一日名古屋城に　大御所いらせ給ひ。國中の法制をたゞしたまふ。此日雷なり鳴ふる。江戸にては鵜尾三之助元服し。叙爵して御名の字たまはり。山城守忠晴と稱す。(御年譜。當代記。武家補任。)○十三日　大御所岐阜につかせ給ふ。(當代記。)○廿日廿一日ともに烈風。(當代記。)○廿二日地震。

下純營江戸城西丸稻富直家卒

下造營內裏

川津金にて舊領を賜ひ。げふ死せしとぞ。(寛永系圖。)○十二日雷聲を發す。(當代記。)○十六日烈風餘寒甚し。(當代記。)○十七日大雨曉に徹す。(當代記。)○十九日風烈しく寒氣三冬の如し。(當代記。)○廿日廿一日ともに烈風。(當代記。)○廿二日地震。

(當代記。)◎この月松平筑後守康親駿府に參覲す。康親去年の冬獻ぜし鷹逸物にて。鳥とる事多かりしかば。御感のあまり康親をめして。その鷹のとりし鳥もて饗せられ。御盃たまふ。また江戸にては松平陸奥守政宗狩場の　いとま下されて久喜に赴く。(武德編年集成。眞享書上。)○三月六日　大御所御上洛のため駿城御首途あり。右兵衛督淺直朝臣。常陸介賴宣朝臣も陪從したまふ。これこたび御讓位御受禪あるべきゆへの御上洛とぞ聞えし。今夜は田中へ着せらる。江戸の四城搆造あり。松平陸奥守政宗。鍋島信濃守勝茂その役を課せらる。營作の法令五條仰下さる。(御年譜。寛永系圖。)○七日　大御所掛川にやどらせ給ふ。松平隱岐守定勝五男千德定房。一位の局によりて初見の禮なとる。御前に召て籠鳥をたまふ。(時に八歳なり。)又江戸にては四城搆造所へならせられ御覽ぜらる。(御年譜。寛政重修譜。眞享書上。)○八日　大御所濱松につかせ給ふ。(御年譜。)○九日吉田に着御あり。(御年譜。)○十日岡崎にいたらせらる。江戸にては　御所城中搆造の地を親巡し給ふ。(御年譜。眞享書上。)○十一日名古屋城に　大御所いらせ給ひ。國中の法制をたゞしたまふ。此日雷なり鳴ふる。江戸にては鵜尾三之助元服し。叙爵して御名の字たまはり。山城守忠晴と稱す。(御年譜。當代記。武家補任。)○十三日　大御所岐阜につかせらる。この日　禁裏造營の事仰出され。板倉伊賀守勝重

下家康上洛勅使臨第勞之

下道路之制

に其事を總督せしめらる。(御年譜。勤修寺記。)○十四日西城營作場にならせられ。松平陸奥守政宗が家人川島豐前景泰拜謁し懇の御詞を蒙る。また瀨名十右衛門正勝死して。其子市郎右衛門清貞つぐ。この日　大御所赤坂に着御あり。(眞享書上。家譜。御年譜。)○十五日　大御所彦根につかせらる。(御年譜。)○十六日松平隱岐守政宗が營作場にならせられ。政宗出て拜謁す。　大御所には永原に至らせ給ふ。此日大風。(眞享書上。御年譜。)○十七日船遊五郎右衛門景直死して。其子小姓三郎四郎永景に采邑六千四十石餘をつがしむ。景直淡路の產にて。其はじめは三好長慶が弟安宅攝津守冬康にしたがひ。のち豐臣家につかふ。秀次關白罪蒙られしとき。景直そのよしみあるをもて勘氣を蒙りしが。やがて　當家にめして本領をたまひ。關原の戰に功有て千五百石加へ賜はり。七十二歳にて終りをとる。又丹波の代官權太小三郎某。去年能勢小十郎賴隆と訴論し上裁に及び。權太終に非據に決し贖罪をたゞされ改易せらる。此日　大御所御入洛。二條の城にわたらせらる。太田新六郎資宗はじめ騎馬供奉のもの若干なり。廣橋大納言兼勝卿。勤修寺中納言光豐卿はじめ。月卿雲客山科に迎て拜謁せらる。伏見城に着御の後松平五郎入直基母と共に參り拜謁す。故越前黃門秀康卿の庶子。時に八歳。直基に御馬をたまひ。その母にも時服をかづけらる。(寛永系圖。寛重政修譜。慶長年錄。

御年譜。家譜。勤修寺記。武德編年集成。)○十八日營作所所に親巡し給ひ。松平陸奥守政宗御懇詞を蒙る。げふ廣橋大納言兼勝卿。勤修寺中納言光豐卿勅使として伏見城に參向あり。大御所はるゝ〳〵御上洛有しな勞せらる。こたび御讓位。御受禪。御即位等の大儀ましませば。その事沙汰つかふまつらんため。　江戸將軍名代として。上洛つかふまつらせ給ふよし答へたまふ。(眞享書上。勤修寺記。)○十九日廣橋勤修寺の兩卿伏見に參りむかひ。義直賴宣兩朝臣叙任あるべきとの內　勅をつたへ。　大御所かしこまり聞え給ふ。季子賴房このついでに官階を下し給はらむ事願ひ給ふ旨こたへ給ふ。この日道路の法令を仰下さる。堤と川よけの間に牛馬を放べからず。道路ならぬ所をみだりに行來すべからず。樹木ならびにさし木等にさはるべからずとなり。(勤修寺記。令條記。)○廿日右兵衛督義直朝臣。常陸介賴宣朝臣。ともに從三位左近衛權中將にのぼらせられ參議をかけられ。左衛門督賴房朝臣と從四位下右近衛權少將に叙任せらる。又故越前中納言秀康卿の長子三河守忠直。右近衛權少將にのぼせらる。また義直卿の傅役竹腰小傳次正信。三河守忠直の家司本多志摩富正叙爵し。正信は山城守。富正は伊豆守と稱す。この日　大御所織田長益入道有樂を大坂城に御使し。右府近日上洛せられ。御對面あるべしと仰つかはさる。この夜二條城のほとり火あり。(御年譜。武德大成

上新田義重　松平廣忠　等有賜位賜官之宣下
上本多康重　卒　家康參內

記。慶長日記。家譜。當代記。)○廿一日廣橋勘修寺の兩傳奏伏見城に參向あり。御參內の日期を議せらる。其時兩傳奏內旨をつたへられしは。　大御所大功大德ならびなく。天下これを瞻仰す。官位いまだ天意人望にみたざれば。大政大臣にあげ給ひ。そのうへ菊桐の御紋を　勅許あるべしとなり。　大御所叡慮の忝を拜謝し給ひ。然しながら一人に師範し四海に儀形たる則闕の官には。いかで天恩をけがすべきと固辭し給ひ。又御紋の事はそのかみ足利家に　勅許ありて。その氏族今にいたり累世これを用ゆ。新田足利もと一門同族なり。　家康いやしくも新田の統をうけ。足利になくるゝ事百餘年の今にいたりこれを拜賜せば。門流に優劣あるに似たり。あはれ御免を蒙り。臣が家代々傳ふる所褒を用ひ侍りたし。ふしてねがはくは臣に賜ほる所の官を辭し奉れば。これに加へて新田義祖大炊助義重。ならびに　父次郎三郎廣忠に官位を贈り賜ほらんには。寵榮あまねく泉壤をてらし。天恩永く後裔をかゞやかし候はんとぞ奏し給ふ。內にも深く其御誠意を叡感ましまし。御追贈の議行はれしとぞ。(家忠日記。)○廿二日御追贈の宣下ありて。新田大炊助義重は鎭守府將軍從四位下。　廣忠君は從二位大納言を贈らせ給ふ。上卿は廣橋大納言兼勝卿。職事は正親町三條右中將實有朝臣とぞ聞えける。また三河國岡崎城主木多豐後守康重卒しければ。其子伊勢守康紀もて原封五万石襲しめらる。この康重は九條右府師輔公十四代木多右馬允助定が五代の孫豐後守秀清。はじめて出雲守長親君に從ひしより。君も臣も世々を重れ。二心なき譜第なり。父豐後守廣孝早く　大御所に從ひ。高名軍功少からず。永祿五年御諱の字に御名初の甲冑及び御馬を給ふ。時に九歲。康重十六歲より父と共に遠江國懸川城攻の時高名し。姉川長篠等の戰に父子いつも勇をふるひ。首數の戰には抜驅る事二ケ所。鳥銃左の股にあたりしが。其玉は生涯肌にとゞまれり。天正五年父廣孝遠江國にて采邑賜ほりしかば。三河國の內額をば康重に賜ほる。長篠の戰場秀政が三千騎一度におめき打入かゝり。味方危く見えたるに。康重が一勢どつと返し多勢の中に切廻り。太刀目釘打おりて。其敵と組て首をとる。其身も又疵七ケ所迄負たり。十三年石川伯耆守數正が岡崎の城を出て上方にはしりし時。康重三男紀貞を人質になして獻る。汝は累代の忠臣。質子に及ばずとて返されたり。關東にうつらせ給ひて後。上野國白井の城たまはり二万石領し。文祿四年叡慮して豐後守と稱し。關原の戰には山道の御供しければ軍にはおはず。六年二月岡崎の城たまはり。加恩有て五万石領し。此日居城にうせぬ。五十八歲。病中江城より松平助十郎正勝御使し御懇問あり。(御年譜。家忠日記。寬永系圖。藩翰譜。寬政重修譜。)○廿三日城中營築所を親巡し給ふ。この日　大御所御參內。まづ勘修寺中

下後水尾院受禪
上北條氏勝卒

納言光豐卿の亭に立よらせ給ひ。御衣冠をとゝのへたまふ。宰相義直卿。宰相賴房卿。三河守忠直も陪從してまいらせらる。義直卿先考御贈官を謝したまふ。兩卿忠直も天酌あり。勘修寺中納言光豐卿これを扶持せらる。御かへさにも勘修寺の亭に立よらせ給ふ。黃門襲しまいらせらる。兩卿。忠直及び廣橋亞相。船橋式部少輔秀賢も御かたはらに伴食す。御閑談暮をうつして二條城に還御なる。又最上出雲守義光は少將にうつり堀尾山城守忠晴は從四位下にのぼせらる。(貞享書上。御年譜。勘修寺記。寬永系圖。寬政重修譜。)○廿四日けふも營作場をみめぐり給ふ。是より先細川越中守忠興は。御上洛を待迎へ奉るべきため。國をいで、都にのぼり。吉田の邸に侍りしかば。御入洛の頃は病にそみ臥たるがゆへ。內記忠利を伏見へ進らす。

大御所も忠興が所勞御心もとなく思召。片山與安宗哲もて万病圓をたまふ。忠興こゝろよくなりしかば。この日二條城にまうのぼり拜謝す。又下總の佐倉領主北條左衞門大夫氏勝卒しければ。遺領一万石をその養子久太郎氏重につがしめらる。この氏勝はもとの左衞門大夫氏繁が子なり。母は左京大夫氏康が女なり。その先源氏にして福島と稱せしが。祖先綱成北條氏綱が婿たるにより。氏を授けられ北條と稱せしとぞ。氏勝は父が家つぎ左京大夫氏政が命により。關東總軍の先鋒となり。松田尾張守憲秀と共に關東所々にて軍功を勵す。天正十八年豐臣關白小田原の城を攻圍る、時に。氏勝山中の城をまもる。その城やぶる、に及び。廿餘の城にかへりかたく守りしかど。并伊兵部少輔直政。木多中務大輔忠勝。榊原式部大輔康政等仰を蒙り歸順をすゝめしかば終に降參し。下總佐倉(斷家譜岩富。)にて一万石たまはり。その後仰により三州岡崎。尾州犬山。丹州龜山等の城を守る。この日五十三歲にてうせぬ。(貞享書上。家譜。寬永系圖。斷家譜。寬政重修譜。)○廿五日御親巡連日のごとし。(貞享書上。)○廿六日けふも營作所へならせ給ふ。松平陸奧守政宗かくと聞。いそきまかり拜謁し御懇詞を蒙る。(貞享書上。)○廿七日　今上(後陽成院。)御位を三宮(後水尾院。)にゆづらせ給ふ。この宮は慶長元年むまれ給ひ。同五年御齡五歲にて　親王宣下あり。十五年御元服。けふ御とし十六にて御受禪ましますこの日關東右大臣秀賴公は。　大御所御對面の事仰つかはされければ。大坂をいで、淀に着せらる。後直賴宣の兩宰相淀まで御迎としてまいらせ給ふ。(武德大成記。　世に傳ふる所は。　大御所織田有樂をもて。秀賴久しく對面し給はず。いまはおとなしくならせ給ふ事なれば。都にのぼり對面あるべし。もとより御婚姻あるうへは。兩家のよしみいよ〳〵むつまじくならば。世上の人心も和順して。天下太平の基たるべしと仰つかはさる。秀賴は故太閤薨ぜられてのち。母子ともに慶長四年正月十日伏見より大坂にかり。松田尾張守憲秀と共に關東所々にて軍功を勵す。天正十八

上秀賴赴二等城對面家康

へられし後は。十餘年の間いまだ一度も城中を出ず。生母淀殿腰山城守正信。安藤帶刀直次。水野對馬守重仲もまたがふ。右故太閤在世とかはり行世の有樣を。うき事にうちみれたましく思ふあまり。秀賴出城あらんとき。いかなる危難や出來なむとうたがひ。上洛の事を申とゞめらる。大政所かくと聞れ。もし　大御所の御心にたがはじ。いかなる秀賴母子の身のうへうき事いで來んかと心づかひして。みづから大坂に赴き母子ないさめらる。太閤恩顧の諸大名等も。秀賴強て上洛なくばあしかりなんと。うち〳〵大坂につげしかば淀殿も今はせんかたなく。秀賴大坂ないてられしとなり。武德大成記。)大坂川口より淀まで櫻船にてのぼらる。川の兩岸は加藤肥後守清正淺野紀伊守幸長より鳥銃炮の人數を出し警衛す。船中にては饗宴をひらく。　大御所よりもたびゞ〳〵御使もて。起居をとひ慰勞せらる。江戸にては御みづから城溝淺利を見めぐり給ふ。(武德編年集成。眞享書上。)〇廿八日けふも營作場を巡視し給ひ。伊達の藩士川島豐前拜謁す。川島とよばせたまひ慰勞の御詞をかけらる。これを聞く松平陸奥守政宗は。いそきまうのぼり謝し奉る。又京にては右府秀賴公二條城にまうのぼらる。織田長益入道有樂。片桐市正且元。同主膳眞隆。大野修理亮治長。其他小姓の輩三十人ばかり陪從す。宰相藏直卿。宰相賴宣卿上島羽邊まで出迎へ給ひ。加藤肥後守清正。淺野紀伊守幸長。池田少將輝政。藤堂和泉守高虎もまかる。成瀨隼人正正成。竹腰山城守正信。安藤帶刀直次。水野對馬守重仲もまたがふ。右府竹田をへて市正且元が邸に立よられ。こゝにて屑衣袴を着せられ。二條の城にまからる。秀賴公は唐門外にて下乘あり。

大御所守關前蓮道まで出むかへたまひ。御慇懃の禮をほどこし給ひ。殿上に導き給ひ。客座は南に主座は北に設らる。座定まりて後盛饌を供したまふべけれど。秀賴公にも心おもたまはず。陪從の人々も時刻うつらん事はゞかり有べしとて。酒吸物のみ供し給ひ。三獻の御祝あり。御酌は秋元但馬守泰朝。御加はなつの局つかふまつる。　大御所まづ御盃をつかはさる。其時左文字の御刀。鍋藤四郎の御脇差をひかせ給ひ。此外大鷹三聯。馬十疋をくらせらる。其御盃返し進らせらるゝとて。一文字の刀。(前景。)左文字の脇差を捧げらる。此外秀賴公よりは眞盛の太刀。黑毛馬一疋。金三百枚。猩々緋三枚。緞子廿卷進らせらる。此間高瀨院のかたこなたにおはし御對面ありて。同く御抔まいる。秀賴公又義直卿へ光忠の太刀。賴宣卿へ守家の太刀。各金百枚宛添て進らせられ。お万局。お龜局。阿茶局へ金三十枚づゝ。總女房へ金三百枚。本多上野介正純。大久保石見守長安。板倉伊賀守勝重へ金三十枚づゝ。安藤帶刀直次。成瀨隼人正正成。永井右近大夫直勝。村越茂助直吉。米津清右衛門正勝へ金二十枚づゝ。大澤兵部大輔基宥。四尾丹後守忠永。秋元但馬守泰朝。水野對馬守重仲。柳原伊豆守某。城和泉守昌茂。銀百枚づゝ。諏訪部宗右衛門定吉へ銀三十枚。鷹匠頭三人へ十枚づゝ。厩舍人十三人へ銀三十枚。後藤庄三郎光次。吳服榮仁へ銀五十枚づゝ。其外醫員庖吏等へも銀子卷物若干かづけらる。次間にて清正。幸長。輝政を饗せられ。平岩主計頭親吉伴食し。其次にて高虎。且元。治長を饗せられ。土野介正純伴食す。清正は饗席につかず。はじめより秀賴公の側をはなれず。御三獻はてし時。大坂の母君も待わび給ふべし。はや御暇をと申せば。　大御所げにもとて歸洛なうながし給ふ。かくて二三の間まて送らせ給へば。秀賴公蹲踞ありて。これまで出御恐懼にたへざる旨のべらる。有樂いかにも右府申さるゝごとしと取合せらる。　大御所いかで御送り申さてはあるべきとて。また次閣の筵道まで出まし。互に座につき給ひ。慇懃に一拜して。秀賴公はまからる。兼て　大御所より大坂へ仰つかはされしは。右府いまだ豐國の社參もおはさねば。よき折から先社參せられて。二條城へまからるべきよしなりしが。有樂。清正。且元等はかりて。まづいそぎ二條城にまうのぼりたまひ。御對面ありて後御社參然るべしと定めしかば。このかへさに秀賴公豐國社へまうでられ。銀三百枚奉納せられ。大工中井和泉守正次へも銀二百枚給ひ。大佛得長壽院など巡視して伏見に赴かる。清正をのが邸へむかへ進らせ饗しまいらせたしといへども。世をはゞかればとて。淀川の船中にまうけして盛饌をすゝめ。隨從の輩にも酒食をもてなす。輝政は病を稱し淀より歸る。清正は大坂まで陪從せしといふ。時に酉刻なり。淀殿をはじめ大坂の君臣衆民まで。秀賴公事なく歸城ありしをよろこび。壁巷衢に滿たり。(眞享書上。武德大成記。當代記。創業記。　世に傳ふる所。清正は秀賴公を供奉して。二條の城に參り。秀賴公の側をはなれず。此日清正にも御刀下されしかば。これをいたゞきながら虛空に眼をくばり。愛宕山の方をにらみたり。また大坂に歸城ありしかば暇給はり我家に歸り。ふところより短刀とり出し。さやより拔てみしいたゞき。まきりに泪ながしつゝ。我今日にて太閤の御恩むくひ終りぬとひとりごちたりといへり。又秀賴公上洛に治定有し日。清正はひそかに愛宕權現に祈願をこめし事ありと聞ゆ。この日また福島正則は病と稱し大坂に殘りしともいふ。藩翰譜。武家閑談。)この日秀賴公まうのぼられし時。京極采女高廣も要路共にまいり。　大御所を拜し奉る。又同じ時坪内喜太郎定仍父家定にかはりて。同心五十人を引なて供奉す。本多上野介正純。渡邊半藏重綱と共に大手門を警衛せしとぞ。又大坂の家人安閑無事に日月を消せば。士風自然に怠惰すべし。まかれば一万石以上の徒。今年より一人つゝ駿府へ交替して在勤すべしと仰出さる。今年は蒔田右衛門權佐廣定下るべきに定まりぬ。(家譜。寬政重修譜。武德編年集成。)〇この月永井甕右衛門白元

上課諸大名造營內裡

子松之助直元江戸にしてはじめて拜謁す。ときに十一歳。京にては　大御所　内裏造營の御沙汰有て。諸大名封地の高に應じ。その功を分賦し命ぜらる。いはゆる尾張宰相義直卿。遠江宰相賴宣卿。越後少將忠輝朝臣。越前少將忠直朝臣。加賀中納言利長。其子松平筑前守利常。池田少將輝政。その子松平武藏守利隆。三子宮内少輔忠雄。福島左衛門大夫正則。細川越中守忠興。京極若狹守忠高。京極丹後守高知。森美作守忠政。松平長門守秀就。加藤肥後守清正。淺野紀伊守幸長。黑田筑前守長政。堀尾山城守忠晴。田中筑後守忠政。鍋島信濃守勝茂。加藤左馬助嘉明。蜂須賀阿波守至鎭。松平土佐守忠義。有馬玄蕃頭豐氏。生駒左近將監正俊。富田信濃守知勝。藤堂和泉守高虎。本多美濃守忠政。井伊兵部少輔直勝。上杉中納言景勝。松平陸奥守政宗。松平飛彈守秀行。松平攝津守忠政。佐竹右京大夫義宣。南部信濃守利直。寬上出羽守義光。松平隱岐守定勝。稻葉彦六典通。寺澤志摩守廣高。島津右馬允忠興。木下右衛門大夫延俊。竹中伊豆守重利。毛利伊勢守高政。小出右京大夫吉英。山崎左馬允家盛。久留島右衛門一長親。松平下總守忠明。一柳監物直盛。古田大膳大夫重治。稻葉大膳某。稻葉右近大夫方通。九鬼長門守守隆。管沼左近定芳。土方雄助雄高。織田民部大輔信重。山岡主計頭景以。本多若狹守某。德永左馬助昌重。遠藤但馬守藤隆。西尾豐後守光教。津田河内守某。竹中丹後守重門。富城丹波守堀伊賀守利重。堀淡路守直重。土井大炊頭利勝。牧野豐前守信成。安藤對馬守重信。柴田筑前守康長。山口駿河守直友。大坂にふる舊には羽柴河内守秀教。織田民部少輔信貫。片桐市正且元。片桐主膳正貞隆。大野修理亮治長。伊藤丹後守長實。速見甲斐守守之。青木民部少輔一重。野々村伊豫守雅春。中島式部少輔氏種。津川左近將監親行。生駒宮内少輔正純。堀田圖書助勝嘉。木村長門守重成。村井右近大夫某。杉原播部助某。佐々内記某。吉田玄番頭某。南條中務少輔忠成。饗庭備後守某。山中主水正某。神保出羽守某。關河式部少輔某。石川肥後守康勝。丹羽備中守長正。赤座内膳正永成。別所藏人信範。湯淺右近大夫某。大岡雅樂助某。津田監物某。丹羽勘解由某。山口左馬助某。濱田隼人佐衆相。大野主馬治房。土橋右近將監某。太田和泉守某。石河伊豆守貞政。細川讃岐守隆之。郡主馬頁邦。祝井後守某。安威攝津某。伏屋飛驒守某。渡邊筑後守勝。水原石見守某なり。(寛永系圖。御年譜。寛享曾上。)○四月二日尾張宰相義直卿。遠江宰相賴宣卿を大坂につかはされ。右府上洛せられ御對面有しを謝せられ。御太刀一振。馬一疋。銀十枚。淀殿へ銀二百枚。綿三百把。北方へ銀百枚。綿二百把。紅花三百斤ならせたまふ。義直卿より右府へ國宗の太刀。賴宣卿より友成の太刀。共に銀二百枚そへて進らせらる。淀殿并に北方へ。兩宰相より銀百枚。綿二百把。紅花三百斤づゝ進らせらる。右府より義直卿へ高木貞

宗の太刀。吉光の刀。鍛子百卷。小袖。道服幷に小鼓の筒。賴宣卿へ二字國俊の太刀。松浦信國の刀。小鼓の筒。申樂の裝束半櫃三。狩衣三。(半切三。大口三)をくられ。供奉せし佐腰山城守正信へ信國の刀。成瀨隼人正正成左文字の刀。安藤帶刀直次に助眞の刀。水野對馬守重仲へ一文字の刀。三浦長門守爲春に長光の刀をたまひ。饗有て兩卿伏見へかへりたまふ。けふこなたより大坂の大藏卿二位兩局へ銀五十枚づゝ。饗場局。大夫局。宮内卿局。阿古局。伊奈局。正榮尼へ銀三十枚づゝ。北方并淀殿がたの惣女房へ銀百枚。綿三百把たまふ。兩卿より局だちへ銀十枚。綿五十把づゝ。北方ならびに淀殿の女房等へ銀百枚をくらる。その外織田長益入道有樂。片桐市正且元へ銀五十枚づつ。織田民部少輔信重。片桐主膳正貞隆。大野修理亮治長へ銀三十枚づゝ。北方の執事渡邊筑後守勝へ銀二十枚なり。京坂堺邊の市人等。今度右府の御對面事なく終りしを聞て。太平を祝しけるといふ。(家忠日記。武德編年集成。)○三日營作所を親巡したまふ。　大御所には二條城より伏見城へ渡御あり。藏藏の寶物器械ども査檢したまふ。又上野下野兩國宿ふる事竪朝に奉り。狐狸諸島多く打ころさる。(貞享書上。創業記。當代記。)○四日營作所にならせられ。伊達の藩士川島畷前に戀勞の御詞をほどこし給ふ。池田少將輝政が女は。　大御所御外孫なれば。松平陸奥守政宗が嗣子虎菊定婚の事を。おかたの局に仰下さる。先に局のうめる市姫君を虎菊に定婚ありしに。姫君世を早くし給ひて。局ふしまづみなげきにたえざる故に。　大御所かくは命ぜられしなり。(貞享書上。寛永系圖。)○五日朝營作場にならせらる。　大御所はけふ伏見より二條城に還御なる。(貞享書上。創業記。)○六日朝營作場にならせられ。松平陸奥守政宗拜謁す。その夕またならせたまひ。城溝弘闊のさま御覽ぜられ。川島畷前に。繩張近ごろの美觀なりと御詞をたまふ。また淺野彈正少弼長政卒す。時に六十五歲。(長政の死を寛永譜に。慶長十五年六月七日とす。藩翰譜備考等これにまたがひ十五年とす。武德大成記家忠日記等には。十六年四月六日とす。烈祖成績には十五年十六年の兩年に出す。前後の文によるに十六年とすをよしとす。今これによりこゝに收む。)この長政は播津守賴光朝臣の後胤にて。父は織田家の弓役又右衛門長勝といふ。實は一族安井彌兵衛重織といへるものゝ子なりしな。長勝養ひて子とせしなり。長勝の妻は木下七郎兵衛家利(慶俊)が女。北政は杉原助右衛門某が妻となりて。女子一人長勝養ひて木下藤吉郎にあはせ。長勝があはせぬ。藤吉郎羽柴筑前守秀吉となるに及び。長政は秀吉につけらる。長政秀吉と相聞なりしほどに。かの家の事大小となくつかさどる。秀吉天下の權を握り。關白の職にのぼるに及び。長政五奉行の上首として叙爵し。彈正少弼と稱し。　築前。　備洞井に兩政

所の事どもつかさどる。これより先遲江國大津坂本兩城なたまはりニ万石領す。十四年秋關白の妹君御緣さだまりたまふときも。長政御送りに參る。　大御所御上洛の時も。長政饗應の事つかさどり御旅館に侍り。これより後常に申次を承はる。十五年九月五日若狹一國を賜ばり。小濱の城主になる。十八年關白小田原の北條討に下られし時。築てより駿河の御城を旅館と定られしかば。頓て御城にいられんとせられし時。石田治部少輔三成耳語こと有て。關白猶豫せらる。これは　當家北條とは御ゆかりあるをもて。三成認かまへしなり。其時も長政よく諫て關白の疑とけぬ。北條亡びて後奥の地檢斷の沙汰し。又奥の賊を平らぐ。文祿二年十一月廿日其功をもて甲斐國に轉封あり。二十一万五千石を領す。時豐家天下の黃金を改鑄せし時。長政が家臣此金を偽り造りし事あらはるゝに及び。其罪連及し長政罪に處せらるべきに定まりしに。　大御所ふかく憐ませ給ひ。其罪をゆるさる。長政刎らるべき首をつぎし事。偏に德川殿の御恩なりと。感じ思ふ事かぎりなし。朝鮮の戰なかばに。太閤みづから渡海せんとて。　大御所を日本の留守に賴みたまはんとありしに。　大御所御けしき損じ。強て朝鮮になし渡り。先鋒たらんと宣へば。太閤以の外のけしきなり。其時も長政が殿下を直諫して事なく和らぎぬ。(これをその世の人殿下。　德川殿。長政。三人名人揃の一劇場と申ならはしたりとぞ。)太閤薨ぜらるゝの後。石田三成等て長政と申あしければ。　當家に對し長政罪禍らん樣をはかり。終には長政職を去てなのが所領にもすまず。其罪を恐れ武藏の府中に蟄居せり。今の　御所かれが罪なきをあはれしめし。懇にとはせ給ふ事たえず。石田等が軍おこせし時は。その身今の　御所にまたがひ。山道よりのぼる。嫡男左京大夫幸長は關原の軍功によて。紀伊和歌山城主になり。三十七万六千五百六十石余たまはり。其後慶長十一年二月四日長政には老を養ふべき料とて。常陸國真壁郡にて五万石。十四年正月廿日近江國愛知郡にて五千石たまひ。妻子悉く國東によびとりて。當に御營に侍して終をとりしとぞ。世に傳ふる所のごときは。　大御所常に長政を召て圍棋したたまふ。長政勝負を爭ひ。當に禮を失ふといへども。更にとがめさせたまふことなく。御機嫌いよ〳〵うるはしくしく。日暮棋伴になされしが。長政死して後ふたゝび棋をかてみたまはず。世人伯牙斷絃に比してかたりつたふといふ。)この日勘修寺中納言光豐卿二條城に參向せられ。御對面あり。(貞享書上。御年譜。家忠日記。寛永系圖。藩翰譜。寛政重修譜。勘修寺記。)○七日營作場にならせられ。松平陸奥守政宗拜謁す。(貞享書上。)○八日貝塚の邊溝銀疏鑿のことはじめあり。(今井伊掘部頭第宅の地といふ。)戶田五郎右衛門直秀死して。

北子書院番又久直次家をつぐ。(真享書上。家譜。)○九日營作場にて松平陸奥守政宗拜謁す。御興なおり給ひて政宗と御物語あり。(真享書上。)○十日渡邊藤兵衛某死して。子永之丞某つぐ。(家譜。)○十一日二條城にて申樂を催され。昵近の公卿殿上人を饗せらる。遠江守相賴宣卿。加賀。八島。三輪。唐船。鞍馬天狗等をまはせ給ふ。(勘修寺記。)○十二日京にて即位の大禮行はる。(主上宸筆十五。)　大御所裏頭にてうち〳〵御覽じ給ふ。一乘院門跡尊勢。日野大納言入道唯心等侍座す。よて他人此禮拜覽する事をゆるされず。大禮はて〵勘修寺中納言光豐卿の亭に渡御有て。御裝束を改めたまひ。御參內有て賀したまふ。義直賴宣兩宰相もまたがひ參らせらる。御返さにもまた勘修寺亭にて勘盃あり。唯心入道井に廣橋大納言兼勝卿。船橋式部少輔秀賢等御相伴す。この日　大內修造の事を。いよ〳〵諸大名に課せられ。修理職內匠寮に仰下されて。その事を掌らしめらる。又　仙洞に御領を進らせ給ふ。　內にも　院にもこと更叡慮せらるゝ所なり。又在京の諸大名をして誓書を奉らしむ。その文にいふ。鎌倉右大將家このかた。公方家代々法禮(令條)欽遵すべし。あかりといへども古今損益をはかられ。江戶より令し下さるゝ事あらんには。いよ〳〵その旨を守るべし。あるは法令にそむき。御旨にたがふ徒を。各國にかくし置べからず。各國にめしつかふ諸士もし反逆するか。人を殺傷するかのよしうたふるもの。互に糺捉し召つかふべからず。是等數條逆犯の輩は糺捉せられ。殿に命ぜらるべしとなり。この日江戶にては營作場へならせられ。松平陸奥守政宗拜謁す。本多佐渡守正信も仰によりその地にまかり。御供して所々みめぐり。政宗に勞詞をたまふ。昨夜より雨ふる。三月五日後ふらず。庶民雨をよろこぶ事かぎりなし。今夜月邊の雲笠のごとし。(御年譜。勘修寺記。真享書上。當代記。)○十四日營作所にならせられ。川島豐前拜謁す。けふ二條城にて公卿を饗せられ。申樂あり。宰相賴宣卿船辨慶。富士。太鼓をまはせられ。千手。烏頭。少進法印(未願寺榮。)つかふまつる。その外は申樂等なり。申樂には小袖をかづけらる。(真享書上。勘修寺記。)○十五日營作所にならせ給ふ。(真享書上。)○十六日又同じ。金地院に寺領の御朱印をたまふ。山城國葛野郡安井村二百石よせらるゝ所之。(真享書上。國師日記。)○十七日營作所へならせらる。又弓頭內藤六右衛門忠政死して。子六十郎忠吉つぎ。千石のうち五百石給ふ。幼稚なる故なり。　大御所明日京を出たまふにより。勸修寺中納言光豐卿　勅使として二條城に參向あり。この日知恩院へ諧給ふ。　大御所御在京の間。故越前黃門の五子松平長光丸直良二條城にのぼり拜謁し御馬をたまふ。松平國丸上洛し。これもまうのぼり拜謁す。この時國丸十一歲。痘はじめて瘥たり。兄三河守忠直も從のあまり名の字を授け。出羽直政とあらためしむ。(真享書上。家譜。御年譜。勘修寺記。慶長年錄。)○十八日營作所へならせたまふ。　大御所京を御首途ありて。永原にいたらせたまふ。傳奏near近の月卿雲客山科(武德太成記栗田口につくる。)までをくり奉る。(真享書上。御年譜。勘修寺記。)○十九日營作所の御親巡例のごとし。大御所彥根につかせ給ふ。(真享書上。御年譜。)○廿日營作所にて松平陸奥守政宗拜謁す。この日三浦助八郎久儀死して。其子清右衛門忠綱つぐ。　大御所柏原につかせ給ふ。(真享書上。寬永系圖。御年譜。)○廿一日長濱邊まで親巡まし給ふ。　大御所岐阜につかせ給ひ。其夜鵜飼を御覽ぜらる。(真享書上。御年譜。創業記。)○廿二日營作所にならせ給ひ。松平陸奥守政宗拜謁す。歸らせ給ひて又合橋內匠助政勝御使し。政宗なめされければ。政宗まうのぼり謝を給ふ。　大御所加納より名古屋に至らせらる。(真享書上。御年譜。)○廿三日長濱邊親巡し給ふ。けふ　大御所名古屋をたゝせたまひ。熱田の濱より御船にめされけるに。東風はげしく波高ければ。御船を野間庄內海へつけ給ひ。柿並村の大御堂(これ源朝朝臣の香火院。)へわたらせ給ひ。院主長圓法印に御對面有て。御圖讖をうつさる。(この法印は水野右衛門大夫忠政の　外孫中山民部少輔勝時の子。真享書上。御年譜。創業記。尾州書話記。)○廿四日長濱邊へならせらる。けふ風猶やまず。　大御所の御船を智多郡師崎に

仙洞御料
上

令在京諸大名上書
上

豐船着相州三浦
下

保科正之生
上

下内藤遣營之課役

下堀尾可晴卒

まづの局身重くなりしかば。　御座所の開えを憚かり。ひそかに神田白壁町にすめる處士竹村助兵衛といへるもの。ゆかありければ。その家にゆきて産おとしけるに。男子におはせしかば。一しほつゝみそだてまいらせけるに。大嫂どのこのよし聞て。見性院なたのみ養はしめたるなりといへり。（家譜。以貫小傳。）○九日松平陸奥守政宗に御茶をたまはり。就封のいとま下さる。上杉中納言景勝。佐竹右京大夫義宣。新庄宮内卿法印直頼もまうのぼる。駿城にては老臣ならびに普第の輩まうのぼり御對面あり。また圍棋を御覽ぜらる。（貞享書上。創業記。）○十七日伊達の人數もて越後少將忠輝朝臣邸後の堤防を築く。加藤久大夫吉正子丑之助吉久　若君方に付らる。（貞享書上。家譜。）○十九日伊達の人數もて築き上ぐ。城堤二百間崩壞せしかば。かさねて諸家に分配し修築せしむ。此ころ濃州洪水。三輪山邊田圃一万石餘損亡す。（當代記。）○廿日營作所を親巡し給ふ。（貞享書上。）○廿二日越後少將忠輝朝臣邸後の溝渠を疏鑿す。（貞享書上。）○廿四日具塚邊をみめぐり給ふ。（貞享書上。）○廿五日新見勘三郎正次死して。その子勘左衛門正種つぐ。（家譜。）○廿八日營作所を親巡し給ふ。いよ〳〵經營を督責せらるゝがゆへに。人丁等雲霞の如くあつまり。士民利潤をよろこぶ事かぎりなし。（貞享書上。）

台徳院殿御實紀巻十六　慶長十六年六月に始り九月に終る

○六月朔日松平三河守忠直邸前にあたれる所。城溝疏鑿あり。よてその地にならせられ御覽ぜらる。また尾州名古屋城下に溝渠をうがち。舟船を通ぜしめらる。美濃伊勢の先方衆にその事を課せられ。千石に一人づゝ人夫を出さしめらる。又先に京にて仰出されし　大内築地の課役。關東のともがらは八尺間一間に銀二貫五百目とさだめ。その銀を京職板倉伊賀守勝重並に大工棟梁中井大和守正次のもとに納むべしと令し下さる。この日蠻舶數艘入津す。よて糸類多わたり都鄙大に悦ぶ。（貞享書上。當代記。慶長年錄。）○十一日山城國所々堤防を築かしめらる。○十七日出雲國松江城主堀尾帶刀先生可晴卒す。其孫小太郎に出雲隱岐二國廿四萬石を嗣しむ。この可晴は尾張國丹羽郡供御所の住人中務丞泰晴が子。童名仁王丸。生年十六の春夜軍の有し時能首とり。翌日も攻敗軍の中に踏留りて戰ふ。十七歳時とりて茂助と云。羽柴筑前守秀吉のすゝめにより。織田右府に召れ秀吉に附らる。（世には織田殿田獵に出られし時可晴が大なる猪をさし殺せしを見給ひ。めし抱へられしと傳ふ。可晴十六歳より四十四年が間。或はみづから先がけし。或は士卒を下知し。攻城野戰の功多しといへども。深くつつみて子孫にさへかたらず。されどおのづから世に名高き事ありとも。忠氏におゐては二心いだくべきものならねば。召いましむるに及ばずと仰られけるが。やがて重ねての便に。事のさま詳に聞えしかば。　御所よく人をまろしめされし事を人みな感しけるとぞ。關原の戰終て後その十一月。出雲隱岐兩國下し給はり二十四萬石を領し。忠氏に國ゆづり。可晴みづから松江の城を築き籠ねけるに。九年八月四日忠氏世を早くしその子三之助僅に六歳なりければ。祖父可晴ふたゝび國務を沙汰し。跡つもりて六十九にて終りをとりしなり。（慶長日記。慶長年錄。寛永系圖。藩翰譜。　藩翰譜には十七年六月十七日とす。今は實政重修譜により此日にかく。）○廿四日贈大名曆詞を奉らしめらる。反逆の企あるべからざる旨なのせたり。このほど福島左衛門大夫正則大病により。沒前に封の事聞て瞑目せんよし。其子備後守正勝を江戸にまいらせて乞奉る。又肥後國熊本城主加藤肥後守清正居城に有て。疾なやみて卒ぬ。その子虎之助に原封五十一萬五千石（斷家譜七十二万石餘とす。）つがしめらる。この清正が父は遠正左衛門清忠とて。織田家につかへたり。清正童名虎之助といふ。幼稚太閤の外戚につきてまたしみあり。（清正の母は太閤の　生母と徒弟なり。清正幼にして孤なりし。その母たのみて秀吉の生母養ひ入となりて。始て百七十石たまふといふ。天正九年六月因幡の國鳥取の物見にまかり高名せしかはじめ。山崎の合戰に勇なあ

下諸大名献誓書

下加藤清正卒

らはし。志津が嶽の戰ひには七本鎗のその一にて。天下に名をあらはす。十三年の秋秀吉關白にのぼられしとき。清正も叙爵して主計頭と稱す。十六年佐々陸奥守成政が肥後の國のぞかれしかば。その閏五月清正と小西攝津守行長に分ちたまひ。熊本城主とせられ廿五萬石を領す。その冬國人等が楯籠たる志岐天草の城を攻落し一國を平均す。清正生涯の武畧多き中にも。文祿のはじめ朝鮮に攻入しとき。一勢を以てふかくすゝみ。北道兵使韓克誠を鏡城に降にし。また臨海順和兩王子を會寧に生擒し。我身は安邊府に有ながら。咸鏡の二十二官を打ちたがへしかば。朝鮮の君臣大にうれへ。明國の將士はなはだ恐るる。やがて日本明國と和平の儀おこりしかど。その事とゝのふべからずとおもひ。清正が一勢猶安康を破り晉州を攻落す。是より先清正小西行長と二人先陣と定められしに。行長ふかく清正が功をねたみ憤り。石田治部少輔三成と謀て讒言せしも。太閤其謀を用ひて清正を誅せんとて召かへさる。慶長元年七月歸朝して伏見の居第に籠居す。その閏七月十二日の夜大地震しく震動して。伏見の城崩れしに。清正最初に馳參て警衛せしかば。太閤感ぜられ其罪をゆるされしに。程なく和親の事破れ。二年七月清正行長再び先陣承て朝鮮に攻入る。凡この戰前後七年の間。諸將の戰功とりどり成りしかど。清正一人明朝鮮の爲に名を稱せられ。あるひは生ながら神となして祭らる。三年太閤薨ぜられ。十月諸軍みな歸朝しぬ。かるに行長清正功なあらそひうたへ起り。清正はじめ黒田細川淺野等七人の大名一になりて石田を討んとす。　大御所とかくあつかはせ給ひ。三成職ときて佐和山城に引こもり事たひらぐ。五年上杉御追討のため御發向のあとにて。大坂の逆徒蜂起せしかば。清正關東に使まいらせ。御味方たるべきよしを申す。（大御所悦ばせ給ひ。肥後一國をことゝく賜はり。いそぎ近國を攻まがふべき旨仰下さる。清正やがて黒田勘解由入道如水とこゝろをあはせ。關東の御味方して。同國宇土八代の城を攻落し。筑後國柳川の城にむかひ。立花左近將監宗茂を味方とし。黒田。鍋島。立花と共に薩摩の國に打入らんとす。然るにはや天下一統して島津も降參しければ。御下知に依て清正等軍をかへす。清正は肥後の國主になり五十一万五千万領し。十年從五位上侍從にのぼり肥後守と改稱す。　大御所の仰にて。清正が嫡を宰相賴實卿の北方と定められ。また　御所の御養女（蒲生飛驒守秀行女。）を一子虎之助に降嫁の事仰くだされ。清正は五十一歳にて終りをとりぬ。（紀年錄。創業記。家忠日記。寛永系圖。藩翰譜。寛政重修譜。）○廿五日松平因幡守康元が第三女滿天姫を。　大御所御養ひありて。津輕越中守信牧に降嫁せしめらる。けふ奥州弘前の城に入輿したまふ。（藩翰譜。）◎是月内藤石見守信廣江戸につかへ奉る。小笠原安藝守信元嫡孫

上本多正純通信阿媽港
下驛路之制

安藝守信盛初見す。時に六歳。（寛永系圖。家譜。藩翰譜。）○七月朔日大番御手洗佐平次昌廣死して。その子吉左衛門昌重家をつぐ。昌廣が本生父は甲斐の武田が家人にて。加藤彌平治昌氏といふ。長篠の戰に討死す。その妻昌廣をいだき御手洗兵衛直重にふたゝび嫁しければ。昌廣も直重に養はれ。繼父の家名を冒して御手洗と稱し。慶長十三年より　御家人に加はりしなり。（家譜。）○三日江戸城邊火あり。井伊兵部少輔直勝榊原遠江守康勝等邸宅この災にかゝる。（慶長日記。）○五日大番田村半兵衛直吉死して。その子庄左衛門直久つぐ。直吉は小田原北條につかへし田村安栖長榮が二子にて。北條没落の後御家人にめし加へられしなり。（家譜。寛政重修譜。）○七日榊原九郎兵衛長貞死して。養子小兵衛長勝つぐ。（家譜。）○十日江城營作の所々成功す。（慶長年錄。）○十五日本多上野介正純阿媽港よりの書簡に答簡を送る。その文は林道春信勝が草する所なり。これ阿媽港の船先年焚攻せられしは。船主みづからまねく所にして。いかんともすべからず。今その國人非を悔ひ過を改め善好を修め。互市通商の路を廢せざらんには。我國家柔遠の典に於ても。是をふせがるべきにあらず。いはんや國家同仁の德善鄰の政。いかでその請をゆるされざるべき。ふかければ明年例のごとく長崎入津の期を失はず。ますゝ交易の路をひらくべし。その國の官長等疑ふ事なかれとなり。（細川文集。）○十八日美濃部助三郎萬次死して。その子權之助茂正繼ぐ。萬次は天正十四年遠州濱松にて初見し。小田原奥州名古屋の御陣にまたがひ。關東の後勢州桑名の城を請取。江州水口の城を警衛し。慶長六年近江國甲賀郡の内にて蓄知三百石たまひ。乘邑に住して卒せり。（家譜。寛政重修譜。寛永系圖。）○十九日四尾藤兵衛利氏死して。甚子市兵衛政氏繼ぐ。乘邑千九百石の内美濃國藪田上奈良九百石は。蓄領たる故政氏に賜ひ。新恩千石は二子藤三郎政次に分たる。この利氏織田の家人鵜見市丞利政が子なり。父うせてのち四尾隱岐守吉次に養はれ四尾とあらため御家人に加へられしなり。（寛永系圖。家譜。寛政重修譜。）○廿三月山城一國の檢地はじめらる。（國師日記。）○廿七日板倉内膳重昌上洛のいとま給ふ。こは父伊賀守勝重と共に大内築地の事沙汰すべきがためとぞ聞えける。（御年譜。家忠日記。）◎此月板倉伊賀守勝重。米津清右衛門正勝。大久保石見守長安。連署して驛路の令を下さる。江戸より品川まで上下駄ちん。荷物一駄四十五貫目に京錢廿六文。板橋へ三十二文たるべし。人足賃は馬の半分たるべし。馬番を定め荷物を負する事一切停止有べからず。馬早く出るまゝに荷物負すべし。驛次の所にて馬遲く出るに於ては。荷附馬の主通し先の駄賃定制のごとく出すべし。日くれて驛舍にやどらば。馬夫の宿ちんは荷主より出すべし。歸る馬に荷物負しむるは。荷主馬を見合たる

べし。雖遁するものあらば。その驛の長曲事たるべし。御上洛のときは何方の馬をも收め通行すべし。常には通馬停止すべし。この條令違犯する者は。殿科に處せらるべしとなり。また松平丹波守康長はいとまたまはり古河へ就封す。土屋權右衛門重成死して。その子權十郎重正續ぐ。(家忠日記。家譜。寛永系圖。)○八月朔日當賀例のごとし。駿府にては前殿に出まし諸士の拜賀を請給ふ。京にては前月二十七日內侍所假殿にうつし。　主上假のおましに還幸まし〳〵　大內營造はじめあり。板倉伊賀守勝重奉行し。洛中の地下人課役としてつとむ。築地は國々の武士に課してきづかしめ。地形の高さ六尺。周二町。四圍の石垣は諸大夫の武士に課し築かしむる注進あり。此日より先駿府に史官を置れ。日々大小の事を注記せしめらる。(駿府政事錄。)○二日駿府にて藤堂和泉守高虎の邸に。尾張宰相義直卿。遠江守相賴宣卿。水戶少將賴房朝臣をむかへて晩飯を行ふ。猿樂五番あり。水無瀨中將親具入道一齋。鈴木久右衛門重普常に此技に耽るをもてけふも仕ふまつる。次に勇武の壯士を集め相撲五番。次に高虎が近侍の兒童廿余人。錦繡をよそひ金銀を飾りて風流躍を催す。本多上野介正純。成瀨隼人正正成。永井右近大夫直勝。村越茂助直吉。松平右衛門大夫正綱及後藤庄三郎光次等まねかれて此宴にあづかる。此事どもは大御所後に聞召て。御氣色殊にうるはしかりしとぞ。(駿府政事錄。)○三日常陸下野兩國草賊蜂起の注進あり。よて服部中保正。細井金兵衛勝久。久永源兵衛重勝にこれを誅戮すべきむね命ぜらる。賊等此よし傳へ聞て黨をむすび競ひあつまりしを。三人速にはせむかひ。數百人生擒し。その首を切て小山。芋掘。新田其外九十三所に梟首す。(駿府政事錄。)○四日江戶より安藤對馬守重信を御使として駿府につかはされ。加藤肥後守清正の子虎之助に襲封の事を問はしめ給ふ。　大御所其請にまかせらるべきむね仰遣らせらる。(駿府政事錄。)○九日醫員曲直瀨養安院正琳死して。その子三益正圓家を繼ぐ。(家譜。)○十二日金森出雲守可重所領の庫なりとて。山漆草を駿府に獻ず。(駿府政事錄。)○十三日　大御所淺間の山にのぼらせ給ひ。二町外に的をかけて銃を發し給ふ。三發してみな其たゞ中にあて給ふ。又かへらせ給ひし後前殿より。城櫓の上に留りし鷺三隻かうちたまふに。二は打落され。一隻は是なうち切られながら飛さる。その相へだゝる事五十間なり。近侍して見奉るもの驚歎せざるはなし。(駿府政事錄。)○十四日駿府新造の御廐に御寶物を收貯せらる。(駿府政事錄。)○十六日故淺野彈正少弼長政が養老料常陸國筑壁五万石を。三子采女長重にたまひ。長重が是迄賜はりし下野國真岡二万石の內一万二千石を堀美作守親良に賜はり。常陸國新治郡小栗の庄にて五千石を杉原伯耆守長房に加へ給ふ。長房是より先但馬國豐岡にて二千石領せしかば。すべて五万五千石となる。親良長房みな長政が女壻なりとぞ。この日駿府書院を造替せしめらる。峰柳壽學某其奉行たり。(駿府政事錄。寛永系圖。寛政重修譜。)○廿日長崎奉行長谷川左兵衛藤廣駿府にまかり。この秋唐山四洋はじめ諸國の商船八十艘着津し。互市大に繁昌するよし聞え上ければ。　大御所殊更御けしき御快然たり。(駿府政事錄。)○廿二日最上出羽守義光駿府に新鴈を獻じけれは。大內へ聞進せらる。(駿府政事錄。)○廿四日加藤虎之助。亡父肥後守清正遺領肥後熊本五十一万五千石余襲封せしを謝して駿府に參り。金五十枚銀百枚獻ず。宰相賴宣卿の第に招きたまひ饗せらる。卿の北方は虎之助が妹たるが故なるべし。この日細川越中守忠興は遠江國の粮米。白絹。孔雀。豹を獻ず。(駿府政事錄。)○廿五日駿府にて饗應(韓參を賜ふ。この日會津より注進ありしは。此十三日かの地大地震あり。蒲生飛驒守秀行が城郭始め其邊の山崩れ。四万石の地陷り。湖水湧出。男女死亡二千七百余人に至りしとぞ。(駿府政事錄。當代記。大三河志。)○廿六日駿府西城にて衆醫に神明奇藥を製せしめらる。(駿府記。)○廿八日　大御所淺畠に狩し給ひ。銃もて鴨一双うちとめ給ふ。(駿府政事錄。)◎此月岡部備中守正次大番頭に命ぜられ伏見番せしめらる。遠藤喜九郎重次駿府にて初見し奉り。江戶に奉仕せしめらる。久永源兵衛重勝が子內記重知。　大御所に初見し奉る。時に十三歲。(寛永系圖。)○九月朔日當賀例の如し。駿城にも諸士出仕あり。金地院崇傳まうのぼり。ほどし御物語有て退く。(駿府政事錄。)○三日佐久間河內守政實尾州名古屋より駿府に歸謁し。城郭の指圖を御覽に備ふ。(駿府政事錄。)○五日　江戶御所第三の姬君(勝姬君。時に十一歲。)越前少將忠直朝臣の北方にさだまらせ給ひて。けふ江戶を發輿せらる。越前國福井へ赴かせ給ふ。供奉は土井大炊頭利勝。渡邊山城守茂。長谷川筑後正成つかふまつる。筑後正成は千石如恩有て千六百石となり御方に附らる。駿府にては此日諸大名重陽を祝して時服を獻ず。(駿府政事錄。)○九日重陽慶賀例の如し。駿城には前殿造營によりて出まさず。出仕のともがら老臣に謁し退く。この日　大御所小林新平正重を御使にて金地院崇傳に時服をたまふ。(駿府政事錄。國師日記。)○十日　大御所御遊例によりて。鷹官片山與安宗習を召れしに。運拳しければ御氣色殊に麗る。されど速に御快復し給ふをもて御ゆるしあり。(駿府政事錄。武德編年集成。)○十一日勝姬君駿府につかせ給ふ。　大御所かへ給ひ御對面ありて。二丸にやどらせらる。(駿府政事錄。)○十四日駿城料理の間營造成功しければ。けふ料理はじめあり。又明日勝姬君を饗せられ猿樂を催さる。同

下淺野長重等之加封

朋佐野福阿彌正重去年琉球中山王尚寧が進謁のとき。幣中御裝束のことにより疎脫ありて御氣色變りしが。ゆるされて明日の事を指揮せしめらる。又この日日野大納言輝資入道唯心駿府に參着す。(駿府政事錄。)○十五日老臣連署して。沿海の國國へ巨船入津の制を令せらる。巨船は諸浦をえらばず。何方にも着岸せしむべしとの御旨なり。巨船に對し土人狼藉なからん樣に命ずべし。所領の海岸へ着船せば。領主より總導者をそへ其便にしたがひ。海陸いづくにも送るべし。巨船つなぐべき湊を見て。小船を借らん事を乞はゞ。借あたふべしとなり。駿城三丸にて姬君を纔せられ猿樂あり。能三番。(曲名つたはらず。)二番は宰相賴宣卿まいたまひ。宰相護直卿は小鼓をつかふまつり給ふ。その外は下間少進法印。猿樂金春。狂言は大藏彌右衛門。鷺仁右衛門。長命甚六郎つとむ。姬君より鷲眼一万疋。被物二領。金春に纏頭せらる。土井大炊頭利勝此事を役す。(家忠日記追加には金春を觀世につくる。)在駿の諸大名みなまうのぼりて見る事ゆるされ纔をたまふ。この日　大御所には二丸に渡御ありて。入貢の呂宋人を御覽じ給ふ。獻物は葡萄酒南蠻螺及雜物等なり。(國師日記。駿府政事錄。家忠日記。)○十六日神龍院梵舜駿府にまうのぼりて藤氏系圖を獻ず。姬君このほど咳氣なやませ給ふにより。猶駿府にとゞまらせ給ふ。(駿府政事錄。慶長見聞書。)○十七日大工頭中井大和守正次まうのぼり。京大佛殿營造の事を聞え上る。姬君の供奉士非大炊頭利勝。渡邊山城守茂。長谷川筑後正成以下の諸士を。本多上野介正純のもとにまねき饗宴をひらく。(駿府政事錄。)○十八日姬君御こゝろよくなりたまひて駿府を出立せ給ふ。この二三日前より宰相護直卿風の御こゝ地にわたらせられければ。駿官駿府に群參す。片山與安宗哲紫雪を獻じて驗ありと聞ゆ。(駿府政事錄。)○十九日松平陸奥守政宗。最上駿河守家親大鷹を駿府に獻ず。この日　大御所には林道春信勝を召て建武武日なよましめ。其得失を討論し給ふ。また淺野紀伊守幸長より。亡父彈正少弼長政の遺物とて。長光の刀。鎭四の茶壺を獻ず。また南都喜多院　上洛するにより。時服三銀廿枚下さる。(駿府政事錄。駿府記。)○廿日井上平九郎正就を御使として。駿府へ鮮鮭を進らせ給ふ。(駿府政事錄。)　大御所來月は御放鷹に成らせらるべきおもむきを仰含らる。次に長谷川左兵衛藤廣。後藤庄三郎光次を御前にめして。輿地圖の屏風を御覽ぜられ。駿國のことを議したまふ。○廿二日　去年京の市人田中藤助。淸兵衛般より五市して携來りし紫羅紗を獻りしかば。駿野の御羽織に裁縫せしめらる。また水野對馬守重仲が。遠州にて得て獻ぜし隼御氣しきにかなはず。重仲に返し下さる。堀尾帶刀可晴の遺物眞鍮非金千兩を其孫三之助より獻ず。この日江尻の橋改架の事を。幷柳澤筑後に命ぜらる。また三雲施藥院

上　巨船入津之制

下　道春講建武式目

上　家康引見呂宋人

宗伯京より參りければ。御前にめして本艸物產の事をかたらはせ給ふ。片山與安宗哲も仰により侍し奉る。(駿府政事錄。)○廿三日　大御所この廿七日藤堂和泉守高虎がもとに成らせ給べきむね仰下さる。江戶より本多佐渡守正信鮭を獻ず。(駿府政事錄。)○廿四日　大御所府中に鷹狩し給ひ鴨四とらせられ。　その猟場にて直に料理せしめられ。供奉の近習衆にたまふ。(駿府政事錄。)○廿五日雷壁を發す。岡野三右衛門房次死す。そのかみ房次北條十郎氏房につかへ諱の字を授かる。小田原城落て後氏直に從ひ高野山にのぼりしが。氏直うせて慶長九年伏見の城にて初て見參し。今は宰相賴宣卿に附屬せらる。京職板倉伊賀守重勝より。柿葺紅松を駿府に獻じ奉る。藤堂和泉守高虎を召て。明後日渡御の時申樂の事を仰出さる。又饌膳たまひ鮮鮭を下さる。(當代記。寬永系圖。駿府記。駿府政事錄。)○廿六日　大御所。安藤帶刀直次水野對馬守重仲を召て。宰相賴宣卿附屬の諸士に。遠州にて乘邑を班賜せらるゝ旨仰下さる。この日毛利黃門輝元入道宗瑞大久保相摸守忠隣鮮鮭鹽鮭を獻じ。但馬代官間宮新左門朝倉山桝なさゝぐ。(寬永系圖。駿府政事錄。)○廿七日　大御所藤堂和泉守高虎がもとにならせらる。宰相護直卿賴宣卿左衛門督賴房朝臣もしたがはせ給ふ。その外本多上野介正純。安藤對刀直次。成瀨隼人正正成。永井右近大夫直勝。松平右衛門大夫正綱。水野對馬守重仲。西尾丹後守。竹腰山城守正信。私元但馬守泰朝。板倉內膳正重昌。長谷川左兵衛藤廣。淺井七平元吉。大岡兵藏忠吉。村越茂助直吉。佐久間伊豫守實勝。日根野左京亮高繼。高力河內守長次。喜多見長五郎業。野尻萬助業。醫員は三雲施藥院宗伯。片山與安宗哲なはじめ。供奉の諸士若干なり。日野大納言入道唯心。水無瀨中將親具入道一齋。金地院景傳。圓光寺閑室等御前に伺候す。能組高砂。淸經。杜若。采女。紅葉狩。湯谷。照君。谷行。奏服之。義直卿杜若の小袖をうたせらる。能は金春井下間少進法印及高安の小姓花房左京役す。　大御所御覽の間。景傳。閑室及少進法印。大藏道意をめして。謠曲亂舞の故事を尋させ給ふ。午時餅を獻じ。晩に及び御膳をさゝげ奉る。其時日野。水無瀨及景傳。閑室等伴食し奉る。鼓昏におよび還御のとき。伊豫守賴勝御使して。けふの猿樂特更御氣色にかなひたる旨。少進法印に仰下さる。(駿府政事錄。)○廿八日藤堂和泉守高虎の亭にて後宴あり。諸士とゞくく群參す。猿樂十一番。高虎猿樂等に靑銅二万疋を纏頭す。金春には殊更銀十枚。時服一襲をかつぐ。本多上野介正純。安藤帶刀直次。成瀨隼人正正成は。此日江戶より安藤對馬守重信御使として參着するよし聞て。俄に坐を立てまうのぼりしに。高虎が許の猿樂見にまかるべしとの仰を蒙り。ふたゝび觀樂の座に赴き。獻を盡してかへりしとぞ。よて御前には松平右衛門大夫正綱。長谷川左兵衛藤

慶。後藤庄三郎光次伺候して。對馬守重信召出さる。この日越前の國福井にては姬君渡らせ給ひ。少將忠直婚儀行はれしとなり。(駿府政事錄。家忠日記。)○廿九日松平陸奥守政宗は緋毛利黃門輝元入道宗瑞三男三次郎就隆銀百枚。福原安藝守資保聟。龜井武藏守玆矩銀百枚。鐵炮一挺を駿城に獻ず。三次郎就隆直に江戶に赴く。福原長助某介添たり。(駿府政事錄。)○晦日駿城二丸の宰相輪宣測亭へ。藤堂和泉守高虎をまねき給ひ饗せらる。宰相義直卿もその亭におはし接待したまふ。やがて大御所も日野亞相入道。祭儲。閑室二僧等をともなひ渡御し給ひ。盃酌數をうつしたまふ。この日祭儲に駿府にて米百石給ふ。(駿府政事錄。)◎此月呂宋井五和へ御返簡をつかはさる。いよ〳〵通商疎意有べからずとの御旨なり。(國師日記。)◎この秋五畿近江より東國は疱瘡。中國。西國及信濃。下野。陸奥は凶飢す。(當代記。)

上　通信呂宋五和

下　通信呂宋占城

台德院殿御實紀卷十七　慶長十六年十月に始り十二月に終る

○十月朔日拜賀例のごとし。駿城にては山科少將言緒。舟橋式部少輔秀賢。冷泉侍從爲滿等參着まて拜謁し。秀賢は諸家參系圖屏風一雙を獻ず。下間少進法印に馬一疋。金春に銀三十枚。時服一襲。そのほか申樂六十餘人に皆時服をかづけらる。かくて日野亞相入道唯心及式部少輔秀賢。閑室。祭儲等をめして。京都　大内の勅意典故并和漢の御談話刻をうつさる。これよりさき加藤肥後守清正卒しければ。その子虎之助襲封せしめらるゝといへども。いまだ幼弱たるゆへ。藤堂和泉守高虎その所領にまかり。政務を曉諭すべしと命ぜられ。高虎いとまたまはり肥後國熊本に赴く。日付平醫鄕右衛門勝成。小澤瀨兵衛忠重も同じくつかはさる。又この日遠江國市野村の豪民惣大夫といへるもの。駿府にまかりて生姜を獻ず。賜別當時訪宗右衛門定吉を召て。ともに牧馬の事を議論せしめ聞しめし。御けしき大方ならず。この惣大夫は富豪にてつねに馬を好むの癖あり。よて御馬をもあづけられ。近村の代官をも命ぜらる。また棋師本因坊算砂京より駿府に參着す。(駿府政事錄。古老物語。)○二日日野大納言入道唯心。山科少將言緒。冷泉侍從爲滿。舟橋式部少輔秀賢并に圓光寺閑室。金地院崇傳御茶給はり饗ぜられて後。　大御所其座に出まし御談話あり。此日山岡主計頭景以銀百枚獻じ。其子新太郎景本羽織二獻ず。岩本坊もとの西樂院僧正　の遺物とて。天台三大部六十卷獻ず。御前にめして天台法門の御物語あり。また後藤長乘は大鷹二聯たまはる。松平右衛門大夫正綱は公料賦稅一万九千兩收む。長崎奉行長谷川左兵衛藤廣より。呂宋に書簡并二の佩刀を贈る。長崎にて通商の御ゆるしあるむねをつたふ。占城にも書簡并刀二その國王に贈り。王の夫人姉妹にも衣服を送り。奇楠香互市の事をかたらはしめらる。(駿府政事錄。駿府記。羅山文集。)○四日新鮭を駿城に進らせられ。又鷹師等を遣はされ。今年關東雁鴨諸鳥甚多きむねを聞召としめらる。又大工棟梁中井大和守正次駿府に參りければ。御前に召て前殿以下造替の事を議せしめらる。正次京大佛殿の虹梁容易に成功せしよし聞えあげて御感を蒙る。この日片桐主膳正貞隆時服三領并に澁帛貳百張獻ず。これ例年御放鷹の料にさゝぐるとぞきこえし。又生駒讃岐守正俊は紫皮百枚獻ず。(駿府政事錄。)○五日御使成瀨豐後守正武駿府に參着す。(駿府政事錄。)○六日金森出雲守可重が第五郎八長光は。父兵部卿法印長近が老後に設けし子なり。亡父の沒前に美濃國上有知關井河內國金田にて二万石の地を分ちたまはりしがげふ六歲にて卒せり。幼稚にてうせたるにより所領は收公せらる。その家士島四郎左衛門三安。肥田主水助忠親。池田圖書政長三人は召出され。所領千石づゝ給ふ。げふ　大御所御放鷹のため。關東におもむかせ給ふ。本多上野介正純。安藤帶刀直次。成瀨隼人正正成。松平右衛門大夫正綱。村越茂助直吉。後藤庄三郎光次。その他供奉のともがら多し。八幡邊にて鷹はなちて雁をとらせ給ひければ。日野大納言入道唯心にたまふ。今夜清水にやどらせたまふ。日

上　長森長光之除封家大久保忠常

下

ぶかたなかりしが。天性温順にして慈愛深かりしかば。時人よんで賢人とす。諸人ともたしみ恐たひ。其死を聞て諸士官長へも訴へず。小田原へはせまるもの引もきらず。　大御所相州の中原につかせ給ふ。安藤對馬守重信を江戸よりつかはされ。御膳以下の事を沙汰せしめらる。(寛永系圖。藩翰譜。寛政重修譜。御年譜。駿府政事錄。)〇十一日　大御所中原にとまらせ給ふ。(駿府記。)〇十二日相摸川までわたらせ給ひしが。雨により中原にかへらせ給ふ。(駿府記。)〇十三日藤澤にやどらせらる。(駿府記。)〇十四日　大御所神奈川につかせ給へば。江戸よりも　御所御迎としておはしまし御對面あり。江戸の大御所を拜し奉る。この日伯州大山寺岩本院に。寺領の御朱印な給ふ。寺領三千石井山林境内諸役。先々のごとく相違あるべからずとなり。(駿府政事錄。令條記。)〇十九日江戸近海白鳥多きよし聞召。　大御所鉄手數十人を具せられ舟遊したまふ。かゝるにこの日風波あらければ。とみに歸らせらる。土井大炊頭利勝越前より歸りまいり。　大御所に拜謁し。姫君御婚禮の事を聞え上奉る。(駿府政事錄。)〇廿日　大御所に供奉したる本多上野介正純。大久保石見守長安。安藤帶刀直次。成瀬隼人正正成。永井右近大夫直勝。松平右衛門大夫正綱。長谷川左兵衛藤廣。及後藤庄三郎光次等をめして御茶を賜ひ。かつ鯣の饗膳をくだされ。この日增上寺觀智國師存應西城にまいのぼる。　大御所御裝束吹き給ひ御對面あり。當是天龍了的院

下伯耆大山寺朱印

下卷日局訴家康定世子

山も召出され拜謁す。(駿府政事錄。)〇廿一日本城にて猿樂催され山科少將言緒。冷泉侍從爲清。舟橋式部少輔秀賢は御座に侍して見せしめらる。其余普請の張見る事をゆるさる。樂は加茂。清經。松風。逆成寺。自然居士。海士。馬頭。山姥。國栖。小町。弓八幡。少進法印に金春。金剛。寶生等つかふまつる。金春。金剛。寶生等は唐織小袖一襲づゝ。其外へも被物一襲づゝ。酒井雅樂頭忠世纒頭の役す。謠曲の徒等には青銅三万疋くだされる。けふ　大御所江戸近郊に狩し給ふ。(駿府政事錄。)〇廿二日また猿樂あり。けふは　大御所の仰により。　御臺所はじめ諸大名母妻幷女子の在府せるをば。皆召て見せしめらる。樂は白髭。實盛。湯谷。舟辨慶。柏崎。突上。熊太鼓。藤榮。船橋。喪服なり。唐織被物青帙等の纒頭昨日にかはらず。是は大久保加賀守忠常が死せしより。　御所殊更御哀惜ふかく。御憂悶のさまたゞならく渡らせ給ふにより。其御心なぐさめ給はんため。　大御所催したまふ所とぞ聞えし。(駿府政事錄。創業記。)〇廿三日　大御所近郊に狩し給ひ。鶴雁鴨あまたからせたまふ。(駿府政事錄。)〇廿四日　大御所本城にならせ給ふ。　御所も大門まで出迎たまふ。　若君幷國松君は庇まで出給ひ。左右に附そひ　大御所の御手をとらせ給ひ。御座につかせ給ふ。　御臺所にも御對面ありて。山海の珍奇をつくし饗せられ。　御所　若君にも御伴食あり。本多佐渡守正信一人侍し奉りて。大小の御政務稱機の御討論をうつされ遲御なる。(駿府政事錄。)　世に傳ふる所は。岡松君殊更御風葬にわたらせられければ。　御臺所別て御いつくしみ深し。よて人毎に　若君よりも　此君後には大統をも繼せ給ふべきにやとぞもひ。崇敬大かたならず。近臣等　若君の御方には參らず。此君の御方に日夜あまた競ひ參りて仕へ奉る。その中に永井日向守直清一入。日夜　若君の御方に伺候して。まめやかに仕へければ。春日の局もつねにこの人をのみ賴もしく思ひけり。扨嫡庶の定らざる事。年ごろ憂ひ思ひける程に。この人を賴みひそかに兄右近大夫直勝にその事をかたらふ。直勝もその心して。ある日　御所の御氣色を伺ひ。天下万民のためにはやく國本を正し。嫡位を定め給はん事こそあらまほしけれと聞え上しに。猶辭に思ひはかるべしと仰らる。春日の局は其事を聞し夜よりいづ方にか失にけん行衛もらず。此程局がはからひにて。　若君の女房伊勢參宮せしむるとて。留守居のともがらに劵かいせ。女房三人まで伊勢へ遣はしたる事のありしが。もしや局もひそかに所願ありて。其女房等にまぎれ出けるにや。あやしとは思ひながら事輕かられば。あはたゞしくもたゞし兼ぬる程。局はやがて何方よりか歸りきぬ。そのいち程なく駿河の　御所江戸にならせ給はんとの事仰進りければ。江戸にても俄にその御設けとりくいそがせ給ふ。やが

て　大御所西城に入せ給ふ。かくて本城には御待設け大かたならず。迎たまひて悦し奉らる。よて御兄弟の御孫君も。御相伴の座を設られしを御覽じ。　大御所大に御けしき損じ。國松君に附そひし女房等にむかはせ給ひ。　竹千代は正しき儲嗣の事なれば。相伴あるべきなり。國松は庶流なれば行末竹千代が家類となり。忠勤を抽べき身なり。いかで君臣位を同じくして座を並べんや。とくその座を引退くべし。人に幼少よりの習はしこそ大切なれとて。そのゝち　御所にも嫡庶の位定まらざれば。國家亂のはしとなるなりとて。さまざまの教諭なし給ふ。　御所もとより至孝の御本性なれば。かしこみかしこまり給ひ。是より　若君の御位は定らせ給ふ由聞えき。この事誠ならんには。この日の御事にもありなましと推考せらるゝ故に。こゝに注し置ぬ。落穗集。藩翰譜。）〇廿五日御茶事あり。本多佐渡守正信。上野介正純。大久保石見守長安。安藤帶刀直次。成瀨隼人正正成。永井右近大夫直勝。松平右衛門大夫正綱。村越茂助直吉。長谷川左兵衛藤廣。後藤庄三郎光次。次饗せられ。鵜の料理を給ふ。この日　大御所增上寺に詣給ひ。觀智國師存應に白銀百枚。時服十かつけられ。御閑談長より未に及びてかへらせ給ふ。（駿府政事錄。）〇廿六日猿樂金春はじめ。その徒に銀時服かづけらるゝ事差あり。上京するによれり。この日　大御所戶田にわたらせ給ひ御鷹狩ありよて

本城より安藤對馬守重信を遣はされ。每事沙汰せしめ給ふ。其地の日代中村某餅を奉り御けしきうるはし。（駿府政事錄。慶長年錄。）〇廿七日猿樂あり。關寺。小町の曲はとしごろ爲し得るものなくて廢絕しけるを。仰により下間少進法印はじめてつかふまつる。此日尾張宰相義直卿痘後酒湯の式行はる。又遠山四郎兵衛直吉死して。その子大番新次郎景綱つぐ。直吉もとは小田原北條の家人なりしとぞ。（駿府政事錄。尾州藩記略。寬永系圖。）〇廿八日松平陸奥守政宗が所領仙臺の地地震し。人畜多く死亡す。（眞享書上。）〇廿九日　大御所日每に狩し給ひ。けふは川越に渡らせたまふ。安藤對馬守重信も日每に陪從し諸事を沙汰す。（駿府政事錄。）◎是月毛利三次郎就隆駿府より江戶に參り拜謁す。酒井喜左衛門某駿城より御狩場に參り。　大御所の御氣色うかゞひ奉る。（家譜。國師日記。）〇十一月朔日　大御所の御狩場に。南光坊天海。仙波喜多院まいり拜謁し。仙波所化等が煙の料をこひれがふ。とはりと聞召て寺料よせ給ふべき旨仰下さる。（駿府記。）〇二日より三日迄連日御狩ありこの日兄鷹をあはせられ鴈をとり得たり。前代未聞の事とぞ。（駿府記。）〇五日　大御所連日放鷹せられ。けふは忍の城まで。いたらせ給ふ。江戶より土井大炊頭利勝御使として參り。狩場の事を沙汰せしめらる。（駿府記。）〇六日江戶の　御所にも鴻巢にならせ給ひ鷹狩したまふ。これ　大

御所より御すゝめらるゝによれり。よて　大御所かたに供奉せし成瀨隼人正正成。安藤帶刀直次。永井右近大夫直勝。松平右衛門大夫正綱。長谷川左兵衛藤廣。後藤庄三郎光次。忍城より鴻巢に參り拜謁す。（駿府記。創業記。駿府政事錄。）〇七日增上寺觀智國師存應召に應じ。谷龍廓山等の諸僧を引つれ。忍城にまうのぼる。御前にめして佛理の御談話晷をうつし退出す。（駿府政事錄。）〇八日　大御所日每に御鷹狩あり。狩場にて日々鴻雁等の鰭膳を。供奉のともがらにくだされ。松平陸奥守政宗は江戶に參覲するとてまかりしが。　大御所忍城にましますよし承りければ。御狩場に黃昏に參り謁して。鷹十連馬十疋獻じ奉る。（駿府政事錄。眞享書上。）〇九日　大御所かれてより。上州新田は御護祖淸重入道上洛居住の地たり。此春入道贈官ありしをもて。入道をはじめ新田代々追善のため。一寺を建立ましますべしと思召立給ふ。よて觀智國師存應に土井大炊頭利勝成瀨隼人正正成をそへて。その地に遣はされ案驗せしめ給ふ。（創業記。慶長年錄。）〇十日終日　大御所御鷹狩あり。（駿府政事錄。）〇十一日江戶より御使もて御狩場に魚物進らせ。御けしき伺はせ給ふ。すべてこの程日每に魚菓野蔬めづらしきもの。數を盡して進らせられ。御調度以下御心をつくし給はすといふ事なし。衆人みな江戶　御所御孝心の深きを感歎せしとぞ。　大御所はけふも狩せられ。眞名鶴。黑鴻數々得たまふ。夜に入りて南部信濃守利直忍城に參り。茶を獻じ奉る。　大御所御みづから御茶を點ぜられ。利直にたまふ。近侍のともがらもみな御茶をくだされ。又幷者撿挍紹一をめして。平家琵琶を聞しめさる。（駿府政事錄。）〇十二日　大御所の御狩場に駿府より使來りて。尾張宰相義直卿痘疹の事を聞え上奉る。よて俄に御歸城の事をうながさる。（駿府政事錄。）〇十三日　大御所川越にいたらせらる。　御所も鴻巢よりこゝにおはしまして御對面あり。本多上野介正純。安藤帶刀直次。永井右近大夫直勝。松平右衛門大夫正綱。長谷川左兵衛藤廣。後藤庄三郎光次等に金幷馬を賜ふ。成瀨隼人正正成。土井大炊頭利勝は觀智國師存應を伴ひ。上州新田にまかり。御祖先の舊蹟を探搜せしかどもとむるものもなかりしに。一農夫ありて世良田の近き岡に。古寺のあとありと聞傳へしよし申ければ。利勝人夫を集めその岡上を堀らしめしに。古佛古瓦を多く堀出しければ。これこそまがふべくさなき御墳墓の地なれとて。その地形を圖し歸り來りて御覽に備ふ。（駿府政事錄。）〇十四日　大御所武藏の府中につかせ給へば。御所には江戶城にかへらせ給ふ。（駿府政事錄。）〇十五日駿府より使來り。尾張宰相義直卿痘輕症のよしを。侍醫三雲施藥院宗伯。片山與安宗哲より告來る。よて　大御所御心地安らかにおちゐさせ給ひ。御遊すがらゆる〳〵御狩あるべしと仰

出さる。(駿府政事錄。)○十六日　大御所御道すがら狩し給ひ。鵰三。雁三十。鴫廿得給ひて小田原につかせ給ふ。城主大久保相摸守忠隣は子の喪にこもりたれば拜謁せず。(駿府政事錄。)○廿一日三島につかせ給ふ。(駿府政事錄。)○廿二日今泉にいたらせ給ふ。この夜伏見より驛次にて。本月十七日伏見市街より火起りて。諸大名の邸宅二十餘宇炎にかゝるよし注進す。同日相州小田原。豆州下田。駿州丸子にも火あり。近日放火の賊所々徘徊する聞えあれば。嚴に捜索すべきむね命ぜらる。(駿府政事錄。)○廿三日　大御所駿府にかへらせ給へば。宰相賴宣卿御迎に出たまふ。　大御所宰相義直卿痘平らがせられしを御覽ありて。且おどろき且よろこばせ給ふ。(駿府政事錄。)○廿四日江戸より土井大炊頭利勝を御使として駿府につかはされ。　大御所御歸城を賀せらる。宰相義直卿病中。江戸より日毎に御使進らせられ。御尋問有しをよろこばせ給ふ。御むれ仰遣はさる。又日野弼相入道および圓光寺閑室。金地院崇傳を御前に召て饗を給ふ。(駿府政事錄。)○廿六日池田備中守長吉駿城にまうのぼり拜謁し。銀時服を獻ず。淺野紀伊守幸長病にそみければ。家士淺野左衛門佐氏次を使し。宰相義直卿痘瘡のさまをとひ參らせて時服五襲る。また諸大名よりもとりぐ〳〵ものまいらせて伺ふ。(駿府政事錄。慶長日記。)○廿七日宰相義直卿平愈の祝とて。生母龜の局より駿府城伺候のともがらを饗し。三獻施

上　明商船家康

上　角倉了以疏通水路

下　杉浦勝吉殁

藥院宗伯。片山與安宗哲に酒肴を贈り。その餘の醫員には銀をさづく。(駿府政事錄。)○廿八日駿府には。來朝の明商をめして大御所御覽あり。長崎の地にて互市すべきよし命ぜられ。(駿府政事錄。)○廿九日角倉與一貞順京より駿府にまいり。大佛殿溝造成功の事を聞え上る。貞順が父了意光好水路を疏鑿まて。大坂淀鳥羽の船直に京三條まで通ぜしめ。　禁中造營の材木を運漕せしむ。京の市人米薪漕運の便を得て。よろこぶ事かぎりなし。(駿府政事錄。)○三十日松平陸奥守政宗駿府に參謁し新鱈を獻ず。また先月廿八日其封内風濤の害にかゝり。海岸の村民多く溺死せしよし聞えあぐ。又南部津輕邊も。おなじく風濤の變ありとなり。(駿府政事錄。)◎是月御手洗善左衛門昌重はじめて見え奉る。諸國水凋て猿澤の池水たへたり。(家譜。當代記。)○十二月朔日尾州にて平岩主計頭親吉重病に臥たるよし聞えければ。阿倍四郎吉。郎正之を江戸より遣はされとはせ給ふ。駿府にては此日　大御所府中のあたり狩し給ひけるに。刈田の面に水多くたゝへ置しかば。其地の里正等十餘人めして獄舍につながしむ。これ刈納せし後は。田間の水を引去べきよし。兼て命ぜられおを違犯せしゆへとぞ。(寛永系圖。駿府政事錄。)○二日雪ふる。寒威甚し。駿府には在勤の罪をめし。關東にて狩得給ひし白鳥をもて饗せらる。大坂より豐臣右府。遊佐新左衛門某を使し駿府に進らせ。宰相義直卿の痘平愈をほぎて手書を奉らる。(駿府政事錄。)○四日　大御所府中邊に狩し給ふ。(駿府政事錄。)○五日阿倍四郎五郎正之尾州名古屋より歸り謁し。平岩主計頭親吉が病鉢を聞え上奉る。その歸着速なりとて御感あり。(寛永系圖。)○七日新庄駿河守直賴并その子新三郎直定父子。下總の御狩場にて震放ちし事あらはれて御勘氣を蒙る。大番太田加兵衛正直死して。その子又十郎正忠繼ぐ。駿府にては寺澤志摩守廣高。次郎忠晴參謁し。廣高は銀五十枚。緞子十卷。忠晴は銀五十枚獻じ。本多伊勢守康紀家繼ぐ後はじめて參謁し銀五十枚奉る。この日安藤對馬守重信江戸より參りければ。明年江戸に於て水路疏鑿し。運漕の便を得せしむべし。その役夫は中國九州の諸大名より出さしむべしと命ぜらる。(慶長年錄。家譜。駿府政事錄。)○八日阿倍四郎五郎正之駿府に遣はされ。平岩主計頭親吉が治療の事聞え上給ふ。

大御所はけふも御鷹狩あり。(寛永系圖。駿府政事錄。)○九日杉浦八郎五郎勝吉死して。その養子久藏勝次つぐ。この勝吉は大八郎五郎吉貞が子にて。弘治二年三州日近の戰に。宗徒の人人と共に福谷の寨を守り。永祿二年尾州大高の城へ糗米入られしとき。勝吉付候よくして御賞詞を蒙り。一向亂。三方が原。長篠。長久手の戰にまた がはずといふ事なく。軍功はげみしが。後病にそみ所領相州小雀村に閑居してうせぬ。鹤つまびら

かならず。(家譜。寛政重修譜。)○十日　大御所御狩にならせ給ふ。織田長益入道有樂大坂より駿府に參り謁し奉る。(駿府政事錄。)○十一日阿倍四郎五郎正之駿府より江城に參る。有馬左衛門佐直純駿府に參賀し。綾子十卷獻じ奉る。(寛永系圖。駿府政事錄。)○十二日今夜駿城にては幸若の舞御覽ぜらる。雨により御狩なし。(駿府政事錄。)○十三日松平隆奥守政宗が嗣子虎菊十三歲。御前にめして首服加へられ。從五位下に叙せられ。御家號并御名の一字給はる。松平美作守忠宗と稱す。よて御盃に三原正宗。(寛政重修譜正宗とす。)の御刀そへてくだされ。有馬玄蕃頭豊氏長子吉法師九歲。同じく首服加へられ御名の字給はり。從五位下に叙し中務少輔忠郷とあらたむ。(後に忠頼。備考には十八年の事とす。)御盃に光忠の御刀そへて給ふ。駿府にては雨模樣によて御狩なし。(寛永系圖。駿府政事錄。)○十四日豊臣右府より。石河伊豆守貞政を駿府に使し。密相談直廻瘟平。愈を賀して。銀三百枚。時服十領進らす。この日また織田長益入道有樂なめして御茶を給ふ。日野大納言入道唯心。山名豊國入道禪高おなじく召れて伴食す。　大御所御みづから瓶花をさしはさみ給ひ。茶は有樂に點ぜしめらる。はてゝ有樂金三枚。時服五領獻ず。(駿府政事錄。)○十五日駿府にて島津陸奥守家久。祖父滋久入道龍伯の遺物長光の刀。左文字の脇ざしを獻ず。(寛政重修譜には來國次の刀。小倉黃門定家卿の色紙并菓茶壺とす。)また明國の請により。中山王尙寧をかしこにかへしたるを謝して。琉球使を奉り。國產藥種かずかず獻じ奉れば。その使を前殿にめし御覽じ給ふ。駿州富士郡本門寺の什寶宗祖日蓮の眞筆二幅。後藤庄三郎光次拂拭して御覽に備ふ。ばてゝ府中邊狩したまふ。(駿府政事錄。)○十六日おなじく御狩あり。(駿府政事錄。)○十七日最上出羽守義光に御黑印か給ふ。其子駿河守家親江戸に昵近するにより。閣役三の一をゆるさるとの御むねなり。かつ義光病なつとめて駿府に參りしかば。步關迄乘輿をゆるされ。御座近く召れ御藥をたまはり。ずみやかに封地にまかり保護すべしと面命し給ひ。御使もて夜具頭巾等を下され。江戸にても步關まて乘輿をゆるされ。拜謁せしとぞ。(寛永系圖。　寛政重修譜には十七年の事とす。)○十八日　大御所御放鷹あり。寒節に入り雨ふることまばら〳〵なり。明年の水徵かといふ。(駿府政事錄。當代記。)○廿日煤拂例のごとし。平林藤三郎正次死して。その子次郎右衛門正好家をつぐ。正次が父は武田につかへ。そのゝち御家人にめし加へられ。上田城責のとき鈴下の高名せりとぞ。この日　大御所御放鷹あり。(慶長日記。寛永系圖。寛政重修譜。駿府政事錄。)○廿一日金森出雲守可重が靈關の家にならせたまひ。可重に國光の御脇ざし并馬時服を下さる。可重茶を獻ず。駿府にてはこれも鷹狩にならせらる。また大久保石見守長安

上東寺法度

越後より甲斐武藏の公料ども巡視まて。この日駿府にかへり參る。(寛永系圖。寛政重修譜。駿府政事錄。)○廿二日寺澤志摩守廣高が子次郎忠晴ゆりて式部少輔と稱す。時に十二歲。(寛政重修譜。)○廿三日東寺に御判物を給ふ。眞言佛法興隆のために。東寺醍醐高野の學徒勤學油斷すべからず。勃學怠惰非持戒不律の僧。古跡の學室を汚すものあらんには。忽に追却して學者持律の住僧をもて替らしむべし。今より後この令を守るべしとなり。(槐松錄。)○廿五日御給仕番一尾小兵衛通春近江の内にて采邑千石たまふ。(家譜。寛政重修譜。)○廿六日駿城にては田中御狩よりかへらせ給ひ。夜に入て大久保石見守長安。板倉伊賀守勝重。米津清右衛門正勝御前に召る。勝重正勝の二人は山城の國檢地事はてゝかへり謁す。(駿府政事錄。)○廿七日對馬より柳川調前守智永。藤產の人參以下藥種を駿府に獻ず。又石川主殿頭忠總並美濃。尾張。三河。遠江の諸士參り謁す。(駿府政事錄。)○三十日歲暮を賀して。諸大名金銀並に時服を獻ず。此日尾張國犬山城主平岩主計頭親吉七十歲にて卒しぬ。この親吉は故左京進親重が子なり。その先は物部の大臣守屋が後胤にて。隼人正氏貞が時に弓削を平岩とあらため。代代　當家の普第なるゆへ。親吉また七之助とて。いとけなかりけるよりつかへ奉り。　大御所今川家へおはしませしとき。同じ御供して尾張の國に留られ。そのゝち又駿府にもさぶら

上平山親吉卒

ひ。險阻患難の中に人となら せ給ひぬるまて。うれしさもうさも。ともに同じくともなひ進らせたり。永祿二年御軍始有しときも。親吉生年十七歲はじめて御供せしより。つねに堅きを破り強を討て。武勇すぐれしのみにあらず。仁愛有て智惠ふかゝりしかば。岡崎三郎君につけられ傅相の職に當れぬ。三郎君御事あるにおよび。親吉なのが首切て信長につかはされなば。信長の疑もなどか解ざるべきとて諫來る。　大御所も汝が志いづれの世にか忘るべきとて。御淚にむせび給ひぬ。されどやむ事を得ず三郎君御事ありて後。親吉つれなき命ながらへしに。程なく武田亡び信長またうたれ給ひし後。甲信の國々御手に入しかば。親吉もて甲斐の目代になさる。親吉が政事公平なりける程に。やがて其國もよく治る。此とき一萬三千石たまはり。天正十六年四月叙爵して主計頭と稱す。十八年小田原の北條攻られしとき。親吉も宗徒の人々と共に。武藏岩槻の城を攻落し。親吉又築井の城をもくだす。關東にうつらせたまひしのち。上野の國厩橋の城たまはり三萬三千石領す。親吉男子なかりしかば。　大御所第六の御子松千代君を繼とせられしに。この君わづかに六歲にて世を早うしたまふ。關原のときはなのが城に有て。東國の軍勢をつかさどる。慶長六年二月三萬石加恩有て。甲斐國府中城主となされ六萬三千石領し。武川の士十四人を附せられ。八年正月二十八日甲斐國を五郎太君に

給はりしとき。親吉此君に付られ。(世には御父代りと申けるよしなり。)十二年閏四月廿六日君尾張國にうつり給ひしとき。親吉徒ひ進らせ。同國犬山の城たまはり十二萬三千石になり。君はいまだ御幼稚にわたらせ給へば。親吉清州にありて國政をつかさどる。十五年清州を名古屋にうつされしかば。親吉は二丸にありて終りをとる。男子なければその家たえぬ。(駿府政事錄。御年譜。家忠日記。藩翰譜。寛政重修譜。　ある文に。親吉は曾殿准父の心得なりしかば。別に男子を養はず。沒後には家人等みな曾殿の方に參りつかふまつるべしと遺命してうせしといふ。)◎此月大久保加賀守忠常が遺領二萬石を。其子千丸忠職に襲しめらる。時に八歳なり。また今川上總介氏眞が嫡孫主膳直房初見す。柴田筑後守康長御勘氣を蒙りて。下野足下に蟄居せしめらる。これは所屬の與力同心を虐使せしかば。屬吏等憤り訴へ出しによれり。その與力五人もと甲州士なれば。甲州定番命ぜられ。その余は土岐山城守定義に預らる。(重修譜には十八年の事とす。また柴田所屬をこれ迄は七九衆といふ。)又京には前月より井水涸て衆庶艱困せしに。このごろ雨を得て水多く湧出しかば。皆人これをよろこぶ。(寛永系圖。寛政重修譜。慶長年錄。當代記。)◎此年松平武藏守利隆が子新太郎。卅歳にてはじめて江戸に參り拜謁し。來國俊の御脇差を御手づから賜ふ。溝口伯耆守宣勝長子久三郎宣直。(時に七歳。)堀監物直政五子佐太郎直之。森伊豆守重政子次郎兵衛重繼。(時に十二歳。)小長谷彌右衛門時重三子九郎左衛門重次。富永彌二右衛門直信が子彦四郎直哉。少將忠輝朝臣の家士小宮山喜左衛門宣重三子傳九郎勝親。曾姬君附給江對馬守正重が養子甚右衛門和甫。(後宮城とあらたむ。)大番金田惣八郎正勝三子左平治正辰。代官伊藤安兵衛助次子傳十郎正次。はじめて江城にのぼり初見の禮をとる。和甫は慶來四百俵賜ふ。京極丹後守高知が長子采女高慶。拓植三四郎正時子右衛門佐正直。(時に九歳。)猪飼太郎左衛門光治が子二郎兵衛光重。一色左兵衛範勝。山口駿河守直友子新五郎直堅。(時に七歳。)稻富宮內重次　大御所に初見し奉る。宮內重次は此時より奉仕し慶來をたまはる。また先手頭久永源兵衛重勝が子內記重知。(時に十三歳。)蒔田源六郎義祇(時に九歳。)　兩御所に拜謁す。成瀨隼人正正成子半左衛門正虎。伊藤安兵衛助次子傳十郎正次は小姓組になり。正虎は四千石たまはり。永田與六郎重勝。中山六郎右衛門忠直は大番となり。慶來三百俵給はり。椿井權之助政次(のち內藤とあらたむ。)は江戶に奉仕し。慶來四百俵くださる。長谷川式部少輔守知が子縫殿助正尙。大草源右衛門忠次。(時に十五歳。)福島九藏爲重が子九郎兵衛爲信。京極熊谷伯安宗祐。駿府にて　大御所につかへ奉る。もと今川家に寄居せしころ。北条左馬助政長馬をこのみしかば。今川義元駿馬を集めて見せしめし事有しか。　大御所よく知しめしければ。その子孫を尋らる。まかるに吹擧する人なかりしかば。其孫次左衛門義久遠州濱松にてみづから訴へ出召出さる。本多伊勢守康紀が弟次郎八紀貞。傳ゆりて對馬守と稱す。堀丹後守直寄一万石加へられ五万石になる。これは去年十月駿府火災の時。消防の功を褒せられてなり。青山伯耆守忠俊五千石加恩有て一万石となり。內藤外記正重五百石加へて千九百石となり。朝倉藤十郎宣正三百石加へて千石になさる。林道春信勝京逸にて采地三百十石餘たまはり。又在駿の費用をも下さる。大久保六右衛門忠尙はじめて召出され。采邑三百石給ふ。內藤外記正重大坂城番となり。永井彌右衛門白元日付となり。三宅半七郎重勝使番となり。山岡五郎作景長伏見城目付となり。大番大久保新八郎康利その組頭となり。朝夷市平義次。奧山喜左衛門重次共に大筒寄奉行となり。同心二十五人づゝ預られ。後次は采邑三百石。重次は二百五十石賜ふ。神尾五郎兵衛忠次は阿茶局のゆかりにより。駿府へめし出され二百俵給はり甲斐國代官となり。村瀨清藏重次。坪內半三郎定次。新見勘三郎正次小姓組番士となり。小堀左馬助正春書院番に入り。加藤長大夫景吉。加々美才兵衛正光が子金右衛門正吉大番にいり。長坂茶利九郎信次小十人組に入り。曾沼藤藏定政が從屬士加藤丑之助言久はめし出され若君につかへ奉る。時に十四歳。大番小宮山喜左衛門宣正は越後少將に付られ代官となる。金森出雲守可重常州下妻にて狩場を賜はり。　兩御所より鷹を下さる。又藤懸美作守永勝子三藏永重。駿府に仕へて書院番をつとむ。又櫻井安藝守信忠卒し。其嫡孫市右衛門信利家を繼ぐ。信忠もとは甲斐の武田が家人なり。武田亡びて後御家人に加へられ。小田切大隅守昌吉と共に。甲州の惣奉行命ぜられ甲府の城をあづかり。ことし八十三歳にて終をとる。又小田切大隅守昌吉卒しければ。その子新右衛門昌次家を繼ぐ。この昌吉もとは武田が家人なり。關原の後安藝守信忠と共に。甲州の惣奉行を命ぜられ甲府城を守り。ことし八十歳にて終る。靑野彌左衛門政泰死して。其子藤五郎資泰つぎ。その謝恩のため見參するとて。家に傳へし景秀の刀を獻ず。政泰は那須の支流にて靑野を領し。關原のときより御家人に加へられしなり。神尾立庵正廣死してその子猪兵衛幸政つぐ。米津十郎左衛門政吉は御勘氣を蒙る。また今年城溝浚治に。侯科肥後守正光。淺野采女正長重。北條久太郎氏重。鍋島信濃守勝茂人夫を出す。またさきに有馬左衛門佐直純に。　大御所御養女(木多美濃守忠政が女。)降嫁(十五年の事なり。)有しかば。今年その粧田千百石あたへらる。土井大炊頭利勝が家にならせ給ふ。今年諸國豐穰す。又　大御所の仰として。今年より諸國賦稅悉く江城に納めしめられ。美濃伊勢兩州并近江國十三万石をもて。駿府の厨

上　畑直寄等之加封

下　甲州惣奉行

下　物令諸國賦稅納江戶駿府厨料

料とし。駿河。遠江。尾張の三州は。宰相義直卿宰相賴宣卿の厨料と定めらる。(寛永系圖。寛政重修諸家譜。斷家譜。當代記。慶長日記。)

台德院殿御實紀卷十八　慶長十七年正月に始り四月に終る御齡三十四

慶長十七年壬子正月元日歲首の朝會例のごとし。駿城にては江戸よりの御名代本多出雲守忠朝。　若君御名代神尾五兵衛守世拜謁し。次に越前少將忠直朝臣名代林左近大夫某。越後少將忠輝朝臣名代松平大隅守重勝拜謁す。つぎに在駿の諸大名はじめ諸拜賀し奉る。(家忠日記。御年譜。駿府政事錄。)○二日諸曲はじめ例の如し。叔上駿河守忠親。小笠原美濃守忠脩。松平外記忠實。牧野駿河守忠成。松平安房守信吉。松平丹波守康長着座す。駿城には豐臣右大臣の賀使源田隼人正兼相拜謁し金十枚獻ずるきのふまうのぼらざる躍喜殊勝して賀し奉る。(慶長日記。駿府政事錄。)○三日加賀米澤長門の三喜門はじめ。在國の諸侯賀使駿城に參り。金銀獻る者若干なり。(駿府記。)○四日土井大炊頭利勝駿城に御使す。ふてみづからの賀なも聞え上奉りければ。金千兩たまはる。この日　大御所は去年の大晦に。平岩主計頭親吉が尾州名古屋城にありて病死せるよし聞召。親吉病おもらんには。などおのが犬山の居城にかへりては死せざるやとて。御けしきよからず。(駿府政事錄。創業記。)○五日追儺なり。○六日立春。諸國の寺社人駿城にのぼりて歲首を賀す。はて〻遠州周知郡久野村の可睡齋宗珊を召し。其徒弟三十四人なもて。曹洞宗の論義を聞召る。金地院崇傳。圓光寺閑室侍座す。宗珊に被物銀をたまふ。徒弟には青銅一万疋かづけらる。また曾我山正法寺雲達に修理料を給ふ。(駿府記。)○七日　大御所吉良に狩し給はむとて。田中にやどりせたまふ。(御年譜。駿府政事錄。)○八日相良にやどらせらる。(駿府政事錄。)○九日横須賀にいたりたまふ。(駿府政事錄。)○十日中泉につかせ給ふ。織田長益入道有樂江戶よりかへり參り謁し奉る。鷹のとりし鶴を下さる。是夜風烈しくて雪つもる事六七寸におよぶ。(駿府政事錄。當代記。)○十一日津田紹意に毘耶宇島渡海の御朱印。茶屋四郎次郎に交趾渡海の御朱印。唐人やようす〻(廣南渡海の御朱印を下さる。この日　大御所には例のごとく御鷹狩あり。(御朱印帳。駿府記。)○十二日金地院崇傳江城に參謁す。けふ　大御所には濱松にわたらせらる。(國師日記。御年譜。駿府政事錄。)○十三日吉田につかせられ。城主松平玄蕃頭忠清に銀百枚賜ふ。けふ烈風により狩し給はず。(駿府政事錄。)○十四日吉良につかせられ。城主本多縫殿助康俊に銀百枚下さる。この地鳥多き故數日とまり狩し給ふべしと仰出さる。水多美濃守忠政。松平下總守忠明。水野日向守勝成。菅沼左近定芳もこゝに參り拜謁す。藤堂和泉守高虎も肥後の國政を沙汰し終り。歸り來てこゝに拜謁し。肥後の國圖をさゝげ御覽に備へければ。江戶に參りそのよし聞へ上べしと仰下さる。よて高虎は翌朝江戶に趣く。(駿府政事錄。駿府記。)○十五日上杉中納言景勝。越前少將忠直朝臣はじめ。東北の諸侯誓書をさゝぐ。其文にいふ。去年四月十二日京に於て。

大御所仰下されし嚴旨のごとく。鎌倉右大將家以來。代々將軍家の法令を損益ありて。仰下さるゝ所の嚴旨なかたく守るべし。法令違犯の徒を各國に隱匿すべからず。諸國の落士等もし叛逆するか。人を殺傷するよし聞ゆるものを召抱べからず。もし此條約にそむかんには。速に誅罰ありて嚴科に處せらるべしとなり。(駿府記。)○十六日青山岡書助成重を吉良に御使せられ。　大御所の御けしき伺はせらる。京極若狹守忠高。同丹後守忠知も使奉り。時服并に嘉肴を獻じ。御けしきうかゞふ。　大御所はけふも狩せらる。(駿府記。)○十七日御狩塲より京に御使立られ。　仙洞に鶴を進らせられ。廣橋勸修寺の兩卿にも鴈なつかはさる。(駿府記。)○十八日鷹取し鶴を豐臣右府のもとに贈らせ給ふ。大內には近年絕し左義長を行はれしとぞ。(駿府記。創業記。當代記。)○十九日御狩塲より駿城に使たてゝ。成瀨隼人正正成。竹腰山城守正信をめさる。こゝに毘耶宇島及廣南渡海朱印

上　東北諸大名獻賀書

上　左義長

ふべしと仰出さる。水多美濃守忠政。松平下總守忠明。水野日向守勝成。菅沼左近定芳もこゝに參り拜謁す。藤堂和泉守高虎も肥後の國政を沙汰し終り。歸り來てこゝに拜謁し。肥後の國圖をさゝげ御覽に備へければ。江戶に參りそのよし聞へ上べしと仰下さる。よて高虎は翌朝江戶に趣く。(駿府政事錄。駿府記。)○十五日上杉中納言景勝。越前少將忠直朝臣はじめ。東北の諸侯誓書をさゝぐ。其文にいふ。去年四月十二日京に於て。

大御所仰下されし嚴旨のごとく。鎌倉右大將家以來。代々將軍家の法令を損益ありて。仰下さるゝ所の嚴旨なかたく守るべし。法令違犯の徒を各國に隱匿すべからず。諸國の落士等もし叛逆するか。人を殺傷するよし聞ゆるものを召抱べからず。もし此條約にそむかんには。速に誅罰ありて嚴科に處せらるべしとなり。(駿府記。)○十六日青山岡書助成重を吉良に御使せられ。　大御所の御けしき伺はせらる。京極若狹守忠高。同丹後守忠知も使奉り。時服并に嘉肴を獻じ。御けしきうかゞふ。　大御所はけふも狩せらる。(駿府記。)○十七日御狩塲より京に御使立られ。　仙洞に鶴を進らせられ。廣橋勸修寺の兩卿にも鴈なつかはさる。(駿府記。)○十八日鷹取し鶴を豐臣右府のもとに贈らせ給ふ。大內には近年絕し左義長を行はれしとぞ。(駿府記。創業記。當代記。)○十九日御狩塲より駿城に使たてゝ。成瀨隼人正正成。竹腰山城守正信をめさる。こゝに毘耶宇島及廣南渡海朱印

上　東北諸大名獻賀書

上　左義長

に鷹とりし鵠を賜ふ。(駿府政事錄。)○廿九日岡崎へかへらせ給ふ。(駿府政事錄。)○晦日池田少將輝政より御狩場に使して時服五領獻じければ　鵠を賜はり。其子左衛門督忠繼にも大鷹一聯下さる。(駿府政事錄。)◎是月松平美與初見し奉る。御前にて元服し御名の一字給はり。叙爵して加賀守忠光と改む。池田少將輝政播州姬路の城にありて。病臥のよし聞えければ。朝倉藤十郎宣正。山岡五郎作景長。川口長三郎近次を御使してとはせらる。駿城にても大御所このよし聞召驚給ひ。牧野伊豫守成里。鵜殿兵庫長秀をつかはされ。其病を看侍せしめ給ふ。肥田玄水忠親は駿河につかへ奉る。京錺工狩野右近將監孝信の子采女守信。駿府に參り謁し奉る。(家譜。寛永系圖。)○二月朔日雨ふりければ。　大御所岡崎に滯留し給ふ。(駿府政事錄。)○二日けふも雨により御滯留あり。(駿府政事錄。)○三日　大御所銃の妙手數十人を具し給ひ。遠江の堺川二川山に狩し給ふ。列卒五六千人。弓銃もて驅立られ猪二三十獵とらる。時に大雨ふり來りければ早く歸らせ給ふ。この夕濱松にやどらせらる。(駿府政事錄。)○四日成瀨隼人正武を御使として。大御所の御けしきうかゞはせらる。かつ別に安藤帶刀直次。村越茂助直吉のもとに。御內書つかはされうかゞはせ給ふ。大御所今夜は中泉にいたらせらる。江戶よりまた〳〵御使進らせ給ふを感じ悅び給ひ。御鷹のとりし鵠一雙進らせらる。○五日甚雨によて　大御所中泉に御滯座あり。(駿府政事錄。)○六日　大御所御鷹狩あり。晚に及んで雨ふる。(駿府政事錄。)○七日雨ふる。(駿府政事錄。)○八日大風により御滯留あり。(駿府政事錄。)○九日中泉を發して懸川城につかせ給ふ。(駿府政事錄。)○十日連日の雨によて大井川水かさまさり。人馬渡る事を得ず。　大御所には金谷より伊呂宇をわたり。淺瀨をこえて田中につかせらる。(駿府政事錄。)○十一日駿府にかへらせらる。今度御狩の得物鶴七十六。鴈鴨の數は枚擧にいとまあらずとなり。(駿府政事錄。)○十二日神尾五兵衛守世を駿城に御使せられ。　大御所御けしきうるはしく。御歸城ありしを賀せらる。駿城にてはこの日日野亞相入道唯心ならびに興光寺金地院兩僧を前殿に召て御物語どもあり。又　女院より御使ありて藥物を進らせらる。(駿府政事錄。)○十三日風雨。(當代記。)○十四日駿城にては　大御所近侍の輩なめして。終日東鑑源平盛衰記を校讐し給ふ。少將賴房朝臣宣わづらはせ給へば群醫輻湊せり。長坂孫兵衛吉次死して子孫七郎吉利つぐ。(駿府政事錄。家譜。)○十五日安藤對馬守重信を駿城につかはされて。御起居を候したまふ。(駿府政事錄。)○十六日安藤對馬守重信。駿城にて江戶水利疏鑿の圖を御覽に備ふ。成瀨隼人正正成。竹腰山城守正信は名古屋より駿府に參り。城郭擇造の事をきこえあぐる。(駿府政事錄。)○十七日水野監物忠元駿城に御使して。少將賴房朝臣宣わづらはせ給ふ。(駿府政事錄。)○十八日板倉伊賀守勝重江戶　より駿府にかへる。(駿府政事錄。)○廿日駿府淺間の社廿日會行ふにより。長直賴宣雨卿まからる。この夜地震す。(駿府政事錄。當代記。)○廿一日　大御所府中に狩し給ふ。このほど駿府にて猿樂催し給はんがため。江戶より其徒をめさる。觀世はさきに非據の詔として御勘發を蒙り。高野山に蟄居せしが。こたびゆるされて參る。(駿府政事錄。)○廿二日京職板倉伊賀守勝重を召て。

大內並　院中の寶物ども年比散逸せし事若干なり。其中にたま〳〵江戶駿府に傳へしは。こたびことごとくにかへし進らせたまふべき旨仰出さる。(駿府政事錄。)○廿三日本多上野介正純が所屬岡本大八某急に獄につながる。有馬修理大夫晴信もこれに座して御勘氣蒙る。そのゆへは岡本年頃晴信が家に親しく行かよひしが。ある時晴信をあざむきけるは。晴信先年蠻船焚伐の功あるによりこれを賞せられ。その賜領なれば鍋島信濃守勝茂が領する肥前の內三郡を給ふべしとの御內旨を。上野介正純奉りたりとて。御教書の案を僞造して示す。晴信これをまことなりと悅び。岡本に托し正純に賄賂のため。金銀錦繡ををくる事かぎりなし。岡本ことごとくこれを私し。そのうへに猶も晴信をあざむき。この事は江戶の　御所より仰下さるべきなれば。江戶老臣のもとへも。音物せられずばかなふまじ。それもそれがしよきに計ふべしとて。また銀六百枚をとり。なのれば其銀をもて商賈して生產かいとなむ。晴信も後にはこれをいぶかしく思ひければ。正純のもとへ消息して其實否をたゞす。正純この消息を得て始終の事をまらざれば疑惑し。上裁を仰ぐにいたり。晴信を召て對決せしめらるゝに。岡本が奸曲まがふかたもなく白狀せしかば。町奉行彥坂九兵衛光正に引渡し。獄につながれしなり。(駿府政事錄。)○廿五日

大御所鷹山にならせらる。義直賴宣兩卿も陪從し給ふ。(駿府政事錄。)○廿六日田中筑後守忠政駿城にまうのぼりて。銀百枚。黑羅紗十間獻ず。生駒讃岐守正俊も駿府に參覲す。この日本多上野介正純。板倉伊賀守勝重を召て。明の月には江戶の　御所をむかへ給ひ。萬機のを議せらるべき旨仰出さる。又阿蘭陀王へとるほつと書簡を上野介正純にをくり。其國人通商の事ゆるされしを謝し。かつかすてあんとはいまだ實の和睦といふのはざる旨を告奉るよしにて。去年下されし御朱印二通を返したてまつる。(駿府政事錄。異國日記。)○廿七日大御所府中邊に狩し給ふ。(駿府政事錄。)○廿八日松平陸奥守政宗生駒讃岐守正俊駿府にまうのぼり拜謁し。政宗は銀百枚。鵰鮭十隻。正俊は銀百枚。時服十獻ず。二人を御茶室に召れ御茶を賜ひ。正俊に御茶入を給ふ。日野亞相入道も同じく召る。この日用ひられし茶入を投頭巾といふ。こはそのむかしこの

阿蘭陀王謝通商許可

下川口宗勝役

技の宗匠とよばれたる紹鷗がはじめこの器を見たりし時。歎美のあまり手に持し頭巾を投出しけるより。その器の名とはなりしといふ。紹鷗は慈照院義政將軍の時茶頭衆なりし茶博士なり。この夜淨貞奉命了的。僻札をめして佛理を談じ給ふ。また安藤次右衛門正次撿使として伏見につかはさる。三浦龜千代正次命によりて。土井甚太郎と改む。土井は外戚の氏なり。(駿府政事錄。寛永系圖。寛政重修譜。)○廿九日鷹山にならせらる。藤堂和泉守高虎江戸より駿府に參る。(駿府政事錄。)◎是月青山善四郎重成日付に命ぜられて伏見に赴くに及び。いまだ嗣子なければ伯父小林又六郎重次が子源十郎重勝を養ひ。子とせん事を願ひ御ゆるしあり。(寛永系圖。)○三月朔日江城營作所の條約を仰下さる。其文にいふ。喧嘩爭論停禁すべし。もし違犯せば理非をえらばず。双方共に罪せらるべし。あるは親戚のちなみを思ひ。あるは知音のよしみにより荷擔するものは。其罪本人よりも重かるべし。經營の間人を遣すべからず。又やみがたきゆへあらんには。事はてゝ家にかへる後沙汰すべし。經營の最中亡命するものは曲事たるべし。押買狼藉すべからず。男女ともに勾引して匿し置べからずとなり。駿城にては出仕のともがら午時に及び拜賀す。碁將棋の徒江戸より駿府にまいる。(令條記。駿府政事錄。)○二日　大御所鷹山にならせ給ふ。(駿府政事錄。)○三日上巳拜賀例のごとし。駿城又同じ。　大御所碁將棋を御覽じ給ふ。青山善四郎重成養子源十郎重勝召出さる。時に十三歳なり。(駿府政事錄。寛政重修譜。)○四日土井大炊頭利勝駿城に御使せらる。川口久助宗勝死して。其子孫作宗信つぐ。この宗勝父は久助宗吉といふ。宗勝始は織田家につかへ。まばゆく軍功ありて尾州沓掛の城主となり。後豐臣家につかふ。慶長五年伏見城の寄手なりければ。關原戰終てのち松平陸奥守政宗にあづけられ。奥州にある事五年。宗勝が祖母のゆかりなもて。九年の秋御ゆるしありて。二千五百石たまはりつかへ參る。病中にもまばゆく御懇問ありて。御藥をも賜りしが。けふ六十七にて終りなとりぬ。二子茂右衛門宗重へ五百石分つげふも　大御所は鷹山にならせらる。(駿府政事錄。家譜。寛永系圖。)○五日土井大炊頭利勝駿城を辭して江戸に赴く。(駿府政事錄。)○八日肥前國五島領主五島淡路守玄雅卒しければ。其子孫次郎盛利に遺領一万五千五百石つがしめらる。この玄雅は故修理大夫純玄が子なり。玄雅は世々肥前國五島のうち福江の住人。天正十五年豐臣家より本領を安堵し。其後朝鮮の軍にまたがふ。邪七年。慶長五年の秋大坂の參行等が牒狀に應じて。兵船にとりのり長門國下關にいたり。鎭西の人々と會合し軍の評定せしに。大村が異見にまかせ皆本國に潛戻す。天下一統の後本領もとのごとく賜はりけふ卒せしなり。年六十五。(家譜。藩翰譜。)○九日駿城にて

上江戸城營作所法度

下五島玄雅卒

は春夜やゝ短ければとて。近侍宿直のやから夜詰をゆるさる。(駿府政事錄。)○十日伊豆山般若院快運拜謁し。古寫の經日本紀を獻ず。林道春信勝をしてよましめらる。(駿府政事錄。)○十一日林道春信勝をめして。中庸は能すべからずといふ事を御垂問あり。信勝そのとはりを聞え上奉る。このごろ天主教は倫理を害し風俗をやぶる事をおろしめし。嚴に禁制せしめられんとて。御家人十人づゝ一隊とし。隣ごとに査撿を命ぜらる。原主水某年頃邪宗に惑溺するゆへ。此制を恐れて亡命す。榊原嘉兵衛某。小笠原權之丞某は。その宗に歸依するといへども。既に改宗しければ死罪一等を減じて放逐せらる。(駿府政事錄。創業記。)　嘉兵衛は後年病死し。權之丞は難波の役に大坂に籠城してうたれる。)○十三日駿府にならせ給はむとて。江城を御首途まし〳〵。この夜藤澤につかせ給ふ。駿城にてはこの日京極若狹守忠高參覲し。夜若二領獻ず。(駿府政事錄。)○十四日小田原につかせ給ふ。(駿府政事錄。)○十五日三島にやどらせらる。駿府にては山門竹林坊賢盛多武峯學頭を命ぜらる。下間少進法印某京より駿府に參る。(駿府政事錄。)○十六日清水にいたらせらる。駿府近侍の祗御迎として參謁す。(駿府政事錄。)○十七日駿府西城に入らせ給ふ。本多佐渡守正信。大久保相摸守忠隣。酒井雅樂頭忠世。土井大炊頭利勝。青山圖書助成重。山口但馬守重政。神尾五兵衛守世。水野監物忠元。井上半九郎正就。其他若干供奉す。午後本城にならせ給ひて(駿府政事錄。)○十日伊豆山般若院快運拜謁し。古寫の經日本紀を獻ず。林道春信勝をしてよましめらる。(駿府政事錄。)○十一日林道春信勝をめして。中庸は能すべからずといふ事を御垂問あり。信勝そのとはりを聞え上奉る。このごろ天主教は倫理を害し風俗をやぶる事をおろしめし。嚴に禁制せしめられんとて。御家人十人づゝ一隊とし。隣ごとに査撿を命ぜらる。原主水某年頃邪宗に惑溺するゆへ。此制を恐れて亡命す。榊原嘉兵衛某。小笠原權之丞某は。その宗に歸依するといへども。既に改宗しければ死罪一等を減じて放逐せらる。(駿府政事錄。創業記。)　嘉兵衛は後年病死し。權之丞は難波の役に大坂に籠城してうたれる。)○十三日駿府にならせ給はむとて。江城を御首途まし〳〵。この夜藤澤につかせ給ふ。駿城にてはこの日京極若狹守忠高參覲し。夜若二領獻ず。(駿府政事錄。)○十四日小田原につかせ給ふ。(駿府政事錄。)○十五日三島にやどらせらる。駿府にては山門竹林坊賢盛多武峯學頭を命ぜらる。下間少進法印某京より駿府に參る。(駿府政事錄。)○十六日清水にいたらせらる。駿府近侍の祗御迎として參謁す。(駿府政事錄。)○十七日駿府西城に入らせ給ふ。本多佐渡守正信。大久保相摸守忠隣。酒井雅樂頭忠世。土井大炊頭利勝。青山圖書助成重。山口但馬守重政。神尾五兵衛守世。水野監物忠元。井上半九

上殿禁天主教
下有馬晴信之除封

下有馬直純之新封

上令板倉勝重破却京中天主教
上火刑
下緒寺來島長親卒
上查檢天主教徒
上流有馬晴信于甲斐
上京都大佛成功

所少しもたがはずといふ。又江戸より供奉せし大久保右京亮教隆等の近侍數十人　大御所に拜謁し奉る。この日岡本大八を獄屋より引出し。駿府市街を引廻し阿部川邊にて火刑に處せらる。これを見るもの堵のごとし。晴信大八等邪教に化せられ。かゝる奸惡の擧動しければ。彌邪教禁斷せらるべしと命ぜらる。又有馬左衛門佐直純所領肥前高來郡には。邪教歸依の者多により。淨貞滿隨意なかしこに下し。佛教を演說してその民を化せしむべしと仰付らる。又長谷川左兵衛藤廣を長崎につかはし。邪徒を查檢せしめらる。(駿府記。駿府政事錄。)○廿二日　御所けふも山名禪高を召て將棊の御遊ありり。この日有馬修理大夫晴信を。甲斐の郡内に配流せらる。大久保石見守長安これを沙汰す。(駿府政事錄。)○廿三日松平播津守忠政。松平下總守忠明。水野日向守勝成。石川主殿頭忠總。本多縫殿助康俊等　駿府に參り　御所に拜謁す。又棊將棊御覽あり。(駿府政事錄。)○廿四日京大佛は五年前。大坂の豐臣右府より再建ぜられ。其功すでになるに及んで錺工火をつゝしまず。あやまちて燔火ほどばしり起り銅像やぶる。よてふたゝび三年前より興隆せしに。このころ成功し堂閣搆造舍竣のよし。大工中井大和守正次駿府に參り聞え上る。(駿府政事錄。慶長日記。)○廿五日駿城三丸にて猿樂催され　御所を褒せらる。宰相賴實卿入島。唐船。鞍馬天狗をまはせたまひ。宰相義直卿杜若の小鼓をつかふまつり給ふ。松風安達原は少進法印。其外弓八幡。杜若。鵜飼。炎服は金春つかふまつる。はて〳〵遠山民部少輔利景。池田備後守重信。鈴木久右衛門伊直も一番づゝ所作す。この三人世に名高き掛技なれば。見る者貴賤どよみわらはざる者なく君臣歡をきはむ。この日豐後國森領主來島右衛門一長親卒して。其子宮松通春六歲にて家つぐ。時に國光の御脇差。若御の服二領を賜ふ。長親が家は越智氏。(藩輪譜には源氏とす。)世々伊豫の河野の被官なり。河野の一族皆長曾我部に降參するに及び。長親が父助兵衛通總兄弟是に從はず。豐臣家より伊豫の國收公せらるゝ時。はじめ長曾我部に降參せし國人等。皆追却せられしかど。通總兄弟が勇を賞せられ本領安堵せしめらる。通總朝鮮にて討死せしかば。長親家をつぎ伊豫國風早一萬四千石を領す。關原の役に御麾下に屬し。慶長六年二月今の地に轉封し。此日三十一歲にてうせしなり。(駿府政事錄。寬永系圖。藩輪譜。寬政重修譜。)○廿六日　大御所の御茶室に　御所なむか〳〵給ひ。御茶進らせらる。日野亞相入道。京極若狹守忠高御相伴す。はて〳〵ふたゝび本城にならせられ。けふの御謝詞聞え進らせ給ふ。そのとき　大御所年頃祕藏ましまします橋柴。投頭巾。肩付といへる名器をとり出し給ひ。御心まかせにとらせ給へと仰ければ。　御所投頭巾をこひうけ給ひて。四城へかへらせたまふ。其あとにて近臣等。けふは　御所ことに御悅にわたらせ給ひしよし申ければ。大御所聞召。汝等も　將軍投頭巾の茶實にあふべしと宣せたまひ。えみさかへさせ給ひしとぞ。御父子御むつまじくわたらせ給ふ事。實に天下後世までも又ありがたかるべしと。見聞する群臣涙とゞめあへず。嘆歎せしとなり。また　大御所より松平下總守忠明に佛郎機十二。大銃十二。小銃三百。其他甲冑弓鎗數百たまふ。また　御所より駿府近侍の輩に時服を給ふ。(駿府政事錄。創業記。)○廿八日　御所けふ藤堂和泉守高虎が家にならせたまひ。尾張遠江の兩宰相もしたがはる。猿樂御覽あり。樂は竹生島。實盛。湯谷。二人靜。鐘馗。玉髮。鵜。百萬なり。下間少進法印は實盛。二人靜。鵜をつとめ。玉髮は花房左京つとむ。この日高虎に銀二百枚。小袖三十賜ばり。高虎より長光の太刀並に脇差を獻じ。兩宰相へも脇差を獻ず。(駿府政事錄。)○廿九日本多美濃守忠政駿府に參覲し　御所に謁し奉る。(駿府政事錄。)○是月　御所故松平因幡守康元の女を養ひたまひ。毛利甲斐守秀元に降嫁せしめらる。又土屋民部少輔忠直病臥によりとはせ給ひ。枕屏風を給ふ。(慶長日記。家譜。)

○四月朔日駿府にて　兩御所拜賀を受給ふ。(駿府政事錄。)○二日加藤肥後守忠廣家つぎて後。はじめて駿府に參覲し。金百枚。時服十領。雌子十領獻ず。鍋島信濃守勝茂使奉り。金五十枚。猩々緋三十間獻じ。父加賀守直茂金十枚獻ず。これ勝茂が所領の內三郡を有馬修理大夫晴信へ賜るよし。岡本大八が浮說を聞。勝茂父子大におどろきしに。上裁に及び其事あるべからざるに決斷ありしをもて。謝し奉るよしなり。この日本城にて　兩御所御對面あり。傍人をさけしめ御密話數刻に及ぶ。(駿府政事錄。)○三日南都興福寺實藏に賊あり。寶物ぬすみたるよし聞えければ。京職板倉伊賀守勝重に命じて糺察せしめらる。(駿府政事錄。)○八日駿府三丸にて　兩御所猿樂あり。(駿府政事錄。)○九日明日江戸に還御あるべきよし仰出さる。この日御餞別の御宴ありて猿樂催され。宰相賴實卿もまはせられ。少進法印もつかふまつる。其他は金春等なり。はて〳〵御所より金春始猿樂等に。銀時服給ふ事若干なり。この日上總國久留里城主土屋民部少輔忠直卒しければ。其子平八郎利直六歲なるをして。遺領二万石つがしめらる。この忠直が父憲藏昌恒は。世々武田が家人なりしが。勝賴父子天月山にて討死の時。さしもの武田が家人ども。あるは逃かくれあるは後矢はるたぐひのみにて。日頃主從の契りたがへず義を守り。死をともにせしもの。侍大將のうちにては昌恒兄弟三人のみなり。其時忠直わづかに六歲。所屬の兵どもとかくして駿河國に落ゆき。清水寺の住僧にあづけたり。天正十年　大御所御鷹狩の折から。此寺にいりていこはせ給ひし時。住僧此兒もて御茶を進

下土屋忠直卒

らす。　大御所つく〴〵とこの兒のさまを御覽じ。なにものの子なりやと問せ給ふ。住僧始終のことども語り進らせければ。さればこそさるものゝ子なれ。我にあたへよ。家人としてめしつかふべしと仰らる。僧大によろこび畏りければ。やがて御輿にのせて歸らせ給ふ。其時　若君(御所の御事。)御迎のために出むかはせたまへば。御輿のうちより年頃ふところ刀まいらせんと思ひしに。けふこそもとめ得て侍れとて。御みづからかの兒の手ひき給ひながら御輿より出給ひ。若君に進らせらる。又阿茶の局(忠輝朝臣生母。)をめし。辰千代丸(忠輝朝臣の事。)が弟とおもひ。此子養ふべしと仰せられしかば。越後少將と一所にひとゝなり。今の　御所の御身ちかくめしつかはれ。やがて御一字たまはり忠直となのり。十九年十月相州鵠宜内村にて三千石の所領たまはり。そのゝち總州布施村にて千石ましたまはる。慶長五年の秋關原の戰には山道の御供し。そのとし十二月叙留して民部少輔と稱す。同じき七年上總國久留里の城をたまはり二万石を領し。けふ三十五歳にてうせぬ。(駿府政事錄。寛永系圖。藩翰譜。)〇十日駿城を御發輿あり。このとき太田新六郎資宗を　御所に附られ。供奉して江戸に至る。今川上總介氏眞入道宗閑。京より駿城に參謁し昔物語など聞え上る。(駿府政事錄。寛政重修譜。駿府記。)〇十四日進藤三右衛門正次死して。其子三右衛門正成つぐ。この正次は

僧天海爲
喜多院住
職
上
進藤正次

はじめ宇喜多黄門秀家が臣なり。秀家關原の戰に打負て。近江伊吹山に逃るまで正次供せしが。秀家にさらばかれて秘藏したまふ鳥飼國次の脇差を下さるべし。それがし關東方の御陣所に參り。ばからふ旨ありと申。その脇差と請とり泪と共に立わかれ。正次は本多忠勝が陣に參り。それがし秀家を弑し此脇差を持參すと申により。忠勝披露し其脇差を　大御所の御覽にそなふ。兼々しろしめす品なれば疑ふべきにあらず。正次も直に召仕はるべしとて御家人になさる。其後秀家が薩州へ逃下りしよし露顯せしとき。正次が僞り申せし事を糺明有しに。正次少しも恐れず。最前それがしが申上しは。秀家を無雜に薩州へ落さんとの計畧に候。秀家薩州へさへ下參候うへは。それがし本意は遂したり。いそぎそれがしが頭をたゞし。首を刎らるべしと申。　大御所聞召。かれは義士なりとてとがめられず。常に御談伴に召れ優侍せしめられしが。けふ都に在てうせしなり。(家譜。天元實記。)〇十五日土岐山城守定義大番頭になる。(慶長見聞書。)〇十九日藤堂和泉守高虎仰により江戸に參る。また安藤對馬守重信を御使とし駿城につかはされ。こたび尾張遠江の兩宰相井に少將のかた對面ありしに。いとおとなしくならせ給ひ。悦思召るゝとの御ことにて。其ついでに投頭巾の茶入進らせられたるをも謝し進らせ給ふ。山門南光坊

上
佐竹義重
下
松平忠清
卒

によて銀三十枚時服等かづけられ。ならびに仙波の寺領永代三百石よせ給ふべきよし仰下さる。この天海は當時天台の學匠なりとて。これより咨注日々に深く。優遇せられしとぞ。この日致仕佐竹常陸介義重卒しぬ。義重が先は新羅三郎義光の孫冠者昌義。母方につきて常陸國久慈郡佐竹を領しければ。佐竹とは名乘なり。昌義が十七代の孫右京大夫義昭が子にて。代代關東八家の其一なり。天正十八年義重同國の大名江戸重通を伐亡し。水戸城攻とりて長子義宣にあたへ國務ゆづり。其身は太田の城にすむ。關白秀吉北條をうたるゝに及び。義宣速に味方に參りければ。關白も殊更優待あつて。三十三人の國人等を討亡し。天下六人の大名にかぞへ入らる。これひとへに豐臣家の恩と思ひ。其上石田三成が推舉なりとぞ。されば慶長五年關原戰のはじめ。兼て御使給ばりめせども參らず。大御所上杉をうたせ給はむ時は。御うしろよりおそひ奉らんとはかりけり。さかるに關原戰終りければ。父義重いそぎ降をこひ申により御誅伐も延引せり。六年の春　御所關東へかへらせ給ふよし聞て。義重やがて武藏の神奈川驛まで參り。家亡び失むとをなげき申す。さらば伏見に參り。　大御所へ其よし申べしとありければ。義重伏見に參り又なげき申す。　大御所も義重が年老たるをあはれに思召され。させる御答もなく。七年五月八日に義宣が常陸國八十万石收公せられ。出羽の秋田二十万五千石餘下したまはり。かくて義重も義宣とともに。秋田にうつり齡つもり六十六歳にてけふ卒しぬ。(駿府政事錄。寛永系圖。落穗譜。)〇廿日三河國吉田城主松平玄蕃頭忠清卒す。忠清父は玄蕃頭家清。母は　大御所の異父同母の御妹なり。慶長十五年父の遺領をつぎ三万石を領し。御名の一字たまはり。從五位下に叙し民部大輔忠清となのり。左文字の御刀をたまふ。後玄蕃頭に改め。けふ二十八歳にてうせぬ。嗣子なければ所領は收公せられき。これ急病頓死のよし聞ゆ。(寛永系圖。家譜。當代記。)〇廿二日駿城三丸にて宰相賴宣卿猿樂を催され。大御所わたらせられ御覽ありしに。式三番千歳の役者拙技なりしにより。御氣色損じとみに還御なる。(駿府政事錄。)〇廿三日雷雨。(當代記。)〇廿四日けふも雷雨甚し。上方は雹ふる。寒氣はげし。この日土御門陰陽頭久修駿府に參着す。(國師日記。駿府政事錄。)〇廿五日廣橋大納言兼勝卿勸修寺中納言光豐卿駿府に參向あり。卷日兩社の千木毀損して落たるにより。　禁中重き御愼なりと聞えあぐる。　大御所聞召。雨社撕造以來星霜をふる事久し。千木腐損して落るも怪しむにたらず。　將軍より不日に修造せしむべしと答給ふ。(駿府記。)〇廿六日相國寺長西堂駿府に參り。卷秋左氏傳三十卷。齊民要術十卷獻じ奉る。(駿府政事錄。)〇廿八日丹羽勘解由某駿城にのぼり。　大御所に拜謁し奉る。(駿府政事錄。)

台德院殿御實紀卷十九　慶長十七年五月に始り七月に終る

上戸隱山社朱印
下增上寺朱印

上戸隱山顯光寺法度

上高麗寺朱印
下近藤季用奉

○五月朔日拜賀例のごとし。駿城もおなじ。この日信濃國戸隱山に社領の御朱印を賜ふ。その文にいふ。信濃國水內郡栗田村。二條上楠川。合二百石は先に寄附せらる。上野村栃原內下楠川。宇和原。奈良尾。合て八百石は新に寄附せらる。この惣計千石の內別當五百石。社僧三百石。社家二百石。全く收納すべし。北他社領門前境內山林竹木守護不入の地と定めらるゝ事。永代相違あるべからず。彌天下泰平の祈願を抽べきものなりとぞ。又令せらるゝは。戸隱山顯光寺三院の衆徒。いまだ濫頂傳授せざるもの。住坊せしむべからず。たゞし再興の時功勞の衆徒。生涯は住山をゆるさるべし。先師より相續の坊室たりといへども。行儀破戒の聞えあらんには貪擾し。違犯露顯の者は放逐すべし。平坊として他院の坊職抱持事一切禁ずべし。寺役勤行井に伽藍僧坊修理は。大坊の沙汰たるべし。衆徒猥りに連署し。黨を結び非義をくはだてば。首謀の者速に追放すべし。此條嚴に遵奉すべしとぞ。（此文國師日記には十月四日に出す。）又京高麗寺に御朱印をくだされ。山城國葛野郡太秦の內市川村百石。攝津欠郡天王寺邊湯屋崎村（或湯屋島に作る。）四百石。合せて五百石寄附せらる。山林竹木門前境內諸役免除の事。永く相違あるべからず。佛事勤行修造等怠慢あるべからずとぞ。

（駿府政事錄。國師日記。令條記。）○二日伊豆山般若院實翁駿府總持院に於て衆僧を會集し。安居中論義を催す。よて米百石下行せらる。また　大御所ならせ給ひて。其論義を聞し召る。（駿府政事錄。）○三日增上寺觀智國師存應に。寺料の御朱印をたまふ。武藏國橘樹郡池邊村三百石。師岡村二百石。巢鴨村百三十一石。中里村三百六十九石。總計千石全く收納すべし。境內山林竹木守護不入の地と定め。寄附せらるゝ⌐へは。永代相違あるべからずとなり。この日駿城には松前伊豆守慶廣。國產の膃肭臍を獻じ奉り。加藤左衛門尉貞泰銀三十枚。綿三十疋獻す。また般若院實翁。竹林坊賢盛等を御前に召て。此日眞言論義の事により御物語刻をうつさる。（令條記。駿府政事錄。）○四日神尾五兵衛守世を駿城に御使せられ。端午の賀として時服五領進ぜらる。諸大名も同じく獻ず。（駿府政事錄。）○五日端午の賀例にかはらず。駿府もおなじ。日野大納言入道唯心。水無瀨宰相入道一齋。土御門陰陽頭　久脩拜謁す。飛鳥井中納言雅庸卿。冷泉三位爲滿卿。舟橋式部少輔秀賢も。駿府に參向ありて拜謁す。東本願寺門跡光壽拜謁し。時服五領。銀五十枚さゝぐ。（駿府政事錄。）○六日近藤平右衛門秀用が子登助季用死す。その子勘助直用七歲なるに家つがしめらる。この季用十八歲にて小田原陣の時。井伊兵部少輔直政にまたがひ。父秀用と共に天正十八年六月廿二日の夜。篠曲輪へ乘入敵の首級を得しかば。豐臣殿自に拜謁し初陣の功を褒せられ。紅梅染の胴服鞍馬をたまはり。其後奥州九戸陣の時より。御麾下につらなり屢采千俵給ひ。肥前名護屋御陣にも供奉し。關原の時には步行頭となりてまたがひ奉り。下野守忠吉卿みづから太刀打の高名し給ひしに。季用も其御にありて苦戰せしかば。卿後日に左文字の陣刀を授らる。この戰終て後父の家つぎ。并伊谷三千五十石をたまはり。げふ四十歲にてうせたり。（寬永系圖。家譜。父秀用はこの後再び召出され。別に一万石たまふ。）○七日有馬修理大夫晴信甲斐の配所にありて。憂悶にたへず自殺したるよし注進あり。よて板倉周防守重宗もて檢使に遣はさる。（駿府政事錄。）○八日加賀中納言利長卿使を駿府に獻じ。其國にて始て得たる白銀千枚。綿白布百疋づゝ獻じ。後直粗宣の兩卿へも。金契斗付の刀十口づゝ進らす。畑尾山城守忠晴も參謁し。銀三百枚。單衣五領。綠綿の蚊帳を獻じ奉る。其家司等も數十人拜謁す。村上周防守義明參謁し。銀百枚。蠟燭百丁目。帷子五領。鹽鮭二十隻ず。又この日日野。水無瀨。飛鳥井。冷泉。土御門。舟橋等の月卿雲客を饗せられ。鵞の餞を賜ひ。和漢の御物語數刻に及ぶ。（駿府政事錄。）○十三日和州多武峯竹林坊に御朱印を給ふ。多武峯學頭料三百石全く收納すべし。佛法紹隆のため寄附せらるれば。此旨を守り佛事勤行怠慢すべからず。國家安穩の御祈祈を抽べしとなり。又大久保石見守長安。金地院崇傳。

上有馬晴信自筆

下長谷寺朱印

下蒲生秀行卒

上多武峯竹林坊朱印

四光寺閑室連署してさづけし神領の制は。總計三千石の內。神領千石。菩薩院二百石。學侶九坊四百三十石。中坊三藏院二十七石。先達成德院四十石。淨名院二十七石。久保院十二石。豐德院南院。五大院菜坊。山本坊。慈心坊。圓城院。如々院。共に廿七石づゝ。般若寺四十五石。栄々坊。玉藏坊。千手院。遍照院。共に廿七石づゝ。西坊淨土坊。金生院。奥坊ともに十二石づゝ。竹林院三十石。梅下坊十二石と定め。其餘八百石は今度あらたに。學侶新坊擴造のためにあてらる。新坊擴造あらば相當の寺領を分ちあたへらるべし。みだりにむさぼり用ゆべからずとなり。又同國長谷寺小池坊に下されし御朱印には。大和國式上郡長谷村三百石寄附せらる。全く寺納すべし。門前境內山林竹木諸役免除せしめらるれば。此旨を守り佛事勤行修造等怠慢すべからず。國家安全の御祈祈を抽づべしとぞ。（駿城にては高野山寶性院政遇。寶鏡院　無量壽院長海等は御前に召て御物語どもあり。）明日營中眞言論義聞し召るべき旨仰下さる。（國師日記。駿府政事錄。）○十四日奥州會津の城主松平飛驒守秀行卒す。その嫡子龜千代丸。わづかに十歲なるに原封六十万石を襲せらる。この秀行は參議從三位氏鄉の子なり。文祿四年二月七日氏鄉卒せしかば。豐臣太閤同日淺野彈正少弼長政を使して。父の遺領百廿万石餘相違あるべからざる由御教書を下さる。今年元服して關白の一字賜はり。藤三郎秀隆と名のり。後に秀

行とあらたむ。太閤嫌せられ　大御所の御女を進らせられ。やがて從五位下になされ飛驒守と稱し。慶長元年從四位下の侍從にのぼせらる。まかるに三年の春。其家の老等爭論おこりぬ。この秀行の母は右府信長公の息女にて。たぐひなき美人の聞えありければ。太閤忍びくに婆らるべきよし召けれども。これをうきことに思ひ。みづからかざりをおろし尼になられたるを。太閤安からぬ事に思はれし折から。此事おこりければ。抑會津の地は陸奥出羽の鎭守として。大事の所にあるなるに。秀行年いまだ若く。家の事だに治め得ず。まして兩國を守護せむ事かなふべからず。成人のほどは他の界に移すべしとて。奥州會津百二十万石餘を轉じて。下野國宇都宮にて十二萬石をたまはる。これ秀行は　當家の御聟君なれば。石田治部少輔三成がはからひ。かく事につけて封地を倒りしとぞ。同五年東西の軍起りし時。秀行宇都宮城を守り。奥の先陣に向ひしが。關原の戰終り翌る六年。上杉中納言景勝米澤の城にうつされしかば。會津城をばふたゝび秀行にたまはり。六十萬石を領せしめられしに。けふ三十五歳にて終りしなり。　大御所秀行が病危篤なりと聞召。牧野清兵衛正成をもて御藥を給ひしとぞ。この日駿府にしては。寶性院政還を列者とし。寶龜院。無量壽院長海。般若院實翁。智積院祐宣等三十餘僧を召て。眞言論義聞召る。施物として銀百枚たまふ。又文殊院勢與が遺物

下　船貫之制

下　曹洞宗法度

を養子とし。家つがせしかば。繁廣慣りその事うたへんとて江戸に參りしに。俄に病死せしといへり。(家譜。)○十日醫官半井驢庵成信江戸に參り勤む。(駿府政事錄。)○十一日青山岡書助重成を御使とし駿城につかはされ。江城修造の事を議せしめらる。(駿府政事錄。)○十二日柚原牢之助忠勝死しければ。其子牢之助忠勝家をつぐ。(駿府政事錄。)○十四日加藤肥後守忠廣駿府に參り謁し。國次の御刀。國光の脇差をたまはり歸國の暇下さる。京職板倉伊賀守勝重より。　仙洞御幡のよし注進す。(駿府政事錄。)○十五日小長谷市兵衛時友死して。子四郎右衛門時元つぐ。(家譜。)○十六日嘉定例のごとし。駿城も同じ。在駿の月卿雲客もこれにあづかる。池田幸相輝政及び其家臣若原右京拜謁し馬を下され。輝政には御藥をたまふ。(駿府政事錄。)○十七日風合采女正具泰江戸に參り拜謁す。これは織田秀雄につかへ忠ある者ゆへ。　大御所の仰として召出されしなり。駿府にては冷泉三位爲満卿。舟橋式部少輔秀賢等に上洛の暇下され。銀廿枚。綿百把。雌子五領づゝかづけらる。是　院御不豫により。急き歸洛せしめらるゝ。下間少進法印某も綿三百把下され暇給ふ。東本願寺門跡光壽には。萬疱圓。烏犀圓等をつかはさる。(寛永系圖。駿府政事錄。)○十八日飛鳥井中納言雅庸卿。土御門陰陽頭久脩に銀廿枚。綿百把。雌子二領づゝかづけられ。歸洛の暇給ふ。板倉伊賀守勝重より。

上　北條繁廣殺

の法令に背くべからず。此旨違背の者あらんには。寺中放逐すべしとなり。(國師日記。)◎是月遠見左馬助子佐源太義持はじめて見え奉る。(寛永系圖。)○六月朔日當賀例のごとし。駿城又おなじ。　大御所より出仕の望に。富士山の砂を頒賜せらる。(駿府政事錄。)○二日江府新築の地を市街とし。京堺の市人に市廓の地を分ちあたへしむ。後藤庄三郎光次この事を沙汰す。(駿府政事錄。)○三日土井大炊頭利勝江戸の邸災にかゝる。(駿府政事錄。)○四日成瀨豐後守正武駿城に御使し。江戸城石壁半成のよし聞えあぐる。鍾なしの自鳴鐘を江戸に進らせ給ふ。(家譜。)○六日加藤肥後守忠廣。(時に十二歳。)堀尾山城守忠晴(時に十四歳。)久しく參覲して江戸にありしが。けふ本城に召て饗せられ就封の暇給ふ。駿府にては後藤庄三郎光次はじめて新瓜を獻ず。(創業記。)○八日北條新左衛門繁廣死す。其幼子わづかに四歳。母の緣により下總國に寓居し。十九年召出され五百俵給ふ。後安房守氏長といふはこの小兒が事なり。繁廣は左衛門大夫氏繁が三子。左衛門大夫氏勝が弟なり。天正十八年小田原の戰に。繁廣兄氏勝とおなじく降參し。關東にいらせ給ひし後も。兄と共に總州岩留の城にあり。其後氏勝病ありしかば。繁廣かはりてつかへ奉り。三十九歳にて　死せしなり。(創業記。家譜。)　去年兄氏勝卒せし時。繁廣家つぐべきを。家人堀親貞がはからひにて。保科彈正忠正直四子久太郎氏重

院の御惱いよ〳〵おもくわたらせ給ふよし注進す。(駿府政事錄。)○十九日寺澤志摩守廣高。五島孫次郎盛利江戶に參聞召て。　大御所納涼のためならせたまふ。般若院實翁を判者として。密教の法問開し召る。金地院崇傳。報土寺長老。　高野山寶龜院　等侍座す。(駿府政事錄。)○廿五日蒲生飛千代丸元服せしめらる。　大御所の御外孫なればとて。御所御一字たまはり。御家號ゆるされ。從五位下に叙せられ。下野守忠鄕とあらたむ。その弟鶴松丸も叙爵し。御一字賜はり中務大輔忠知と改む。また松平播津守忠政美濃瓜を駿府に獻ず。この日

大御所には林道春信勝を召て。曾子子貢の一貫及び湯武放伐のことを御垂問あり。信勝その理をきはめ論ず。(武德編年集成。駿府政事錄。)○廿六日木造七左衛門俊宣江戶にめし出され書院番に列す。こは伊勢國司北畠中將具康の次子市兵衛具次が子なり。采邑五百石たまふ。駿府には　院の御けしき伺はせたまはむがため。上洛せしめられし赤井豐後守忠泰歸謁し。院いよ〳〵さはやかせ給ふ旨を聞えあぐる。廣橋勸修寺の雨傳奏よりも。本多上野介正純に消息して。おなじ事聞えあぐる。藤堂和泉守高虎。盤具吉田盛方院淨珍江戶より參り謁す。淨珍は直に上洛の暇給ふ。成瀨隼人正正成は堺瓜を獻ず。(寬永系圖。駿府政事錄。)○廿七日加藤肥後守忠廣が家臣に下知狀をさづけらる。其文にいふ。忠股。守土。矢部の三城を破却し。其城中諸士の家族は熊本城に引取べし。隣國に不其の族あ

上　通信濃毘須蠻

上　諸國有暴風

下　授下知狀于加藤忠廣

下　設新關于江戶市中

下　松平康長小笠原信之之轉封

上　鞫捕諸國無賴徒

下　捕縛無賴之遊民

りて。ひかごとふるまふとも。家長等萬事堪忍し。速に公にうたふべし。肥後一國の庶民困究する間えありといへども。ありしまゝに封地を下さるゝうへは。領百姓を憐愍すべし。家士の諸職は先代の牛役たるべし。八代城代は加藤右馬允に仰下されぬ。さるうへはかの城中諸士。悉く右馬允が與力たるべし。その中にて野尻久左衛門。筧江與兵衛二人は。熊本城に引取べし。右馬允來邑近年內牧に於て領する所。八代城邊にてわたすべし。まかるうへは是迄の與力。騎士。徒士。銃手。八代へ引とり。其徒が采邑歲俸月俸あり來りしごとく。八代にてわたすべし。加藤万兵衛には內牧の城代命ぜらるれば。其采邑も內牧城邊にて渡すべし。矢部在住の諸士與力幷妻子。內牧へ引取べし。加藤美作守采邑は其國の中ほどにてわたすべし。捧庵采邑千石今度增加して。二千石になし下さる。そのかみ淸正が召かへし者の並に。采邑渡すべしとぞ。(駿府政事錄。)○廿八日生駒讃岐守正俊江戶より駿府に參謁し。直に就封のいとま給ふ。大番組頭芝山權左衛門正次その家僕を誅しけるに。其黨あつまりきそひ來りて。正次を討て逐電す。これは近年諸國に無賴の惡黨あり。其首長を大鳥居逸平。大風嵐之助。大橋摺之助。風吹塵右衛門。天狗寬右衛門などいへる者。其黨類の惡少年をあつめ血盟をなし。もし其黨類災難の事あらむには。身命をすてて。君父といへども恐れず力をあはせ。其志を遂んと約しければ。惡少年遊俠の類幾百人が黨なりわかち。市中を橫行し。人を害し鄕里を騷動せしむる事虛日なし。このほど官よりも嚴禁を下され。惡徒を追捕せらる。柴山が家僕にて其黨人ありしを聞ふりて誅せんとせしに。其外の家僕も其黨多くありて。主を討て立退しとなり。こゝに於て益其法を嚴にし。江戶市中に新關を設て鞫捕せらる。正次子鐵兵衛正知には。後に家つがしめらる。(駿府政事錄。慶長年錄。當代記。家譜。)○廿九日永井信濃守尙政を駿府につかはされ。畿中の御氣色うかゞはしめらる。(駿府政事錄。)◎是月松平丹波守康長を。下總國古河より常陸國笠間城にうつされ。一万石加へて三万石になされ。小笠原左衛門佐信之。武藏の本庄より古河にうつされ。これも一万石加へて二万石になさる。(創業記。藩翰譜。)○七月朔日拜賀例のごとし。駿城もまたおなじ。花山院大納言定熙駿府に參着し拜謁せらる。(駿府政事錄。)○四日島津陸奥守家久が使伊勢兵部少輔駿府にまいる。家久より緋緞子二十端。奇楠香三斤。沈香一箱獻じ。兵部少輔より卷物五さゝぐ。けふ文廟典籍曝涼あり。(駿府政事錄。)○五日近江より西烈風にて。熊野浦破船あり。(當代記。)○七日水野監物忠元を御使として。駿城に使はされ。七夕を賀せられ。帷子五領。其外器財物を進らせ給ふ。かつさきに柴山權左衛門正次を試して。逐電したる家僕を逐捕し鞫責せらるゝ所。其黨與若干諸方に散在するよし。自狀に及ぶ

上 査撿異國渡海朱印之數

上 徳永壽昌卒

に諸將を召集られ軍議有しに。福島左衛門大夫正則寂初に御味かたに參り申べきよし申たり。そのとき入道はるか末座より進み出。人その數にはあられども。入道も福島と同じく御味かたつかふまつるべしと申けるにそ。諸將皆一同にくみしける。かくて先陣の人々と同じく海道を打てのぼり。なのが城にいたり。同國高須の城主高木十郎兵衛(寛政重修諸八郎左衛門につくる。)に歸降をすゝめしに。十郎兵衛これを聞。大坂より原隘岐守加勢のためこゝに來り。太田中村に陣どりたり。彼が聞んもあまり隘便に候へば。一攻せめられて後降參せむと答へけるさらばその城攻んとき。互に鐵炮の錠丸をこむべからずと約したり。されどもこの事敵がたにもれんかとはゞかり。たゞ思ふ子細あれば。遠攻にすべしと下知しけれど。先手の若者どもその意をしらざれば。その命を用ひず。たがひに先をあらそひすゝむ。高木はこの體を見て大にいかり。さらば一人ももらさず打とれとて。嚴しく矢炮を飛し防ぎしかば。寄手うたるゝもの數しらず。入道大におどろき。敵味かたを制しとゞめしかば。高木も川舟にとりのりて退き。城なば入道更取。また丸毛三郎兵衛某が籠れる同國福塚の城をも攻落し。後市橋橫井兄弟等と共に。多藝江に打出陣をとる。關原の戰前に。池田伊豫守秀氏が籠りし駒野の城を攻とり。戰終てのち多羅尾山へ逃入る敵十一騎。雜兵六十三人が首切て揚針峠に出むかへ

上 大友義乘卒

下 内藤信成卒

下 通信濃毘須變

て見參す。そのとし十一月勳賞行はれ。二萬石加へて五萬六百石餘になされ。今の城なたまふ。齡つもりて六十四歲。けふ終りをとる。(家譜十六年とするは誤なり。)又木原兵三郎重政。この三月十七日死して。其子七郎三郎義久此日家をつぐ。(寛永系圖。藩朝譜。寛政重修譜。家譜。)〇十二日大友侍從義乘卒す。子右衛門督義親に家つがしめらる。義乘は左兵衛督義統が長子なり。豐臣太閤朝鮮を攻られし時。義統も諸將とおなじく。かの地にをし渡りしが。軍事に怠りし聞えありて太閤大に憤られ。所領三十七萬石悉く除かれし時。義乘は關東に配流して。當家にあづけらる。しかるに齒家のゆへを思召。大御所當州筑波郡のうち三千石武州牛込にて三百石下され。小山の御陣には御絏の御書給はりぬ。この日三十六歲にて死せしなり。(家譜。)〇十三日宰相賴宣卿の愚從朝比奈甚太郎某。松野助助某。市中に於て同僚波田傳吉某を詈り恥かしめしより諍論となり。互に双働に及びしが。傳吉終に拇助並に其從者等を切殺し甚太郎に深手負せて。其身逐電するよし聞えければ。傳吉勇猛の擧動を感ぜられ召返さしめ。甚太郎は同僚の眾を詈り恥かしめたる罪かろからずとて。切腹せしめらる。(駿府政事錄。)〇十四日　大御所いさゝか暑におかされ給ふ。(駿府記。)〇十五日當賀例のごとし。駿府もおなじ。(駿府記。)〇十八日圓光寺閑室が遺物とて。黃昏抄三十一卷を駿府に獻じ奉る。幸菩薩越の暇給ひ。銀三十枚下さる。此日日野亞相入道唯心。山名入道禪高。藤堂和泉守高虎に御茶を給ふ。(駿府記。)〇廿日四光寺閑室弟子某駿府に參り拜謁し奉る。江戸より濃見須藏國主へ御返簡并に鐵三領を遣はさる。(駿府記。)〇廿三日島田庄五郎利氏死して。その子庄五郎重利つぎ。この年御手水番となる。(家譜。)〇廿四日近江國長濱城主內藤豐前守信成卒し。其子紀伊守信正家つぐ。この信成實は島田久左衛門景信といふものゝ子なるを。內藤彌次右衛門清長が子とせしなりとぞ。(一說信成が母は　大樹寺殿御寵を蒙りし女房を島田某に賜ひ。三月ほど間ありて生れし子信成なり。清長これ主君の御子なるよし察しければ。むつきの內よりとりて養ひ。子とせしともいふ。)信成十三歲より大御所に仕へ。御軍始のとき其身もはじめて軍せしより此方。一向專修の門徒等。三河國にて御敵となりし時も。信成一族御味方にありて軍切をはげまし。姉川。味乃原。長篠。高天神。小田原の戰にも戰功少からず。天正十七年甲州常光寺の城主となり。十八年關東にうつらせ給ふ時。伊豆國韮山の城賜はり一万石領し。關原の時は駿州沼津與國寺の兩城を守り。軍終て濃州岩村の城を守り。慶長六年二月駿州國府をたまはり移さる。此時加賜ありて四万石になる。八年叙爵し豐前守と稱し。十一年大御所駿府を御座所と定らるゝによつて。その四月三日

近江の長濱にうつされ。近江。美濃。飛驒三か國の役夫もて。城を獻ず。よつて盛夷の風俗事情をとはしめ給ふ。また異人因果きづかしめてたまはり。此日六十八歳にて終りしなり。駿府にては片山與華宗哲に命ぜられ。鳥屋圓。万病圓。雲母膏等を製せしめらる。(家譜。寛永系圖。藩翰譜。駿府記。)○廿五日駿府にては　大御所南殿に出まし。日野亞相入道唯心。山名入道禪高。藤堂和泉守高虎。ならびに金地院崇傳拜謁し。高野多門院長源をめして。眞言法門の御談話あり。また後藤庄三郎光次拜謁し。長谷川左兵衛藤廣より今年唐船及び呂宋船二十六艘長崎へ着岸し。白糸二十万斤餘のせ來りしと。注進ありし旨聞えあぐる。この日山城の寶菩提院。伯州岩本院も駿府にまかり拜謁す。また成瀬豐後守正　武御使として。駿府に參らせらる。(駿府記。家譜。)○廿六日武州忍の代官を駿府にめし。關東今年豐凶のさまをとはしめられ。また伊豆三島の代官をめして。先年八丈島より貢せし。桑板の事をとはしめたまふ。(駿府記。)○廿七日忍代官貢米税金を納む。成瀬豐後守正武駿府よりかへり參る。典籍三十餘品を江戸にまいらせらる。(駿府記。家譜。)○廿八日當賀例のごとし。駿城もおなじ。高野多門院長源をめして。眞言の法話を聞召る。小笠原安藝信元死して。嫡孫安藝信盛家つぎ。伊藤三右衛門重次死して。其子新七郎重昌つぐ。(駿府記。家譜。)○廿九日大風雨。民屋傾壞するものあり。(當代記。)○晦日遷羅の商客駿府に參り。緞子。緋羅紗。皺皮等を獻ず。よつて盛夷の風俗事情をとはしめ給ふ。また異人因果居士京より參る。そのむかし御覽じ給ひける者なれば。御前に召て年齡をとはせ給ふ。八十八歳のよし答ふ。よて駿府にとゞめたまひ。時々召て古事を談じ給ふ。連日の大風雨天守の窓戸に吹いれ漏濕しければ。中井大和守正次が代棟梁源右衛門を戒めらる。僧錄山江戸より參り拜謁す。御前にめして淨土の法話聞召給ふ。此比大久保石見守長安中風を煩ふにより。鳥屋圓を給ふ。(駿府記。)◎是月山崎左馬允家盛子左近家治叙爵して甲斐守と稱す。故松平左馬允忠賴二子監物忠直。十一歳にて江戸に參り拜謁し。near近せしめらる。安藤對馬守重信駿府にありて。諸國賦税の會計を沙汰す。又惡少年の酋長大島居逸平を江戸中引渡し磔せられ。其徒三百人餘誅せらる。御家人米津勘十郎某は津輕に。岡部藤次某は南部に。井上左兵衛某は佐渡に。穗坂長四郎某は村上に。坂部金大夫某は柴田に。内藤小傳次某。大久保源之亟某は共に配流せらる。これみなその慾たるによてなり。その他亡命せしたぐひは。悉く追捕して。あるは切腹。あるは改易せらる。また大久保莊之助忠常。小笠原角左衛門某。かの惡徒一番町の小屋に籠りしを討留しとて。山口伯馬守重政もて褒詞をくはへらる。忠常創を蒙りければ御藥たまふ。また奥野周州庶民疫死するもの多し。京極萬作某父丹後守高知の證人として江戸にいたり。この月病死す。(寛永系圖。駿

下　異人因果居士

下　刑無賴之徒

上　遷羅商人獻方物

府記。慶長年錄。慶長見聞書。當代記。寛政重修譜。)

台德院殿御實紀卷二十

慶長十七年八月に始り十二月に終る

○八月朔日當賀例のごとし。駿城もおなじ。阿部川暴漲して堤防大にくづる。彦坂光正安西衆に指揮して是を防がしむ。美濃大垣も又大水のよしきこゆ。此日　大御所には將棊を御覽じ給ふ。(駿府政事錄。當代記。駿府記。)○二日慶長五年庚子このかた。十餘年の賦税會計を査檢あり。(駿府記。)○三日金地院崇傳多門院長源及び廊山等をして。眞言の要文を讀しめ給ふ。はてゝ廊山に科注法華經を給ふ。此日五山十刹紫衣黄衣西堂等に。江戸より御印書たまはらんときは。その副一通を駿府にも呈したまふべし。また近年その器にあらざる緇徒。御印書拜受せざる以前。みだりの擧動ありと聞ゆ。よく〳〵査檢を加へらるべきむね。本多上野介正純金地院崇傳より江府老臣のもとにつたふ。(駿府記。岡師日記。)○四日呂宋の船主頻子。駿府にまいりければ。　大御所御覽あり。緞子及び蜜二壺を獻ず。長崎より去月廿三日發船入津し。白糸十四万斤。猩々緋。綾羅。緞子等若干のせきたりしよし。後藤庄三郎光次披露す。伊豆山般若院實翁も駿府にきたり謁す。(駿府記。)○六日令せらるゝは。一年期の奴僕は停禁せらる。侍はいふまでもなし。奴僕までもかゝへ置ば。罪科に處せらるべし。伴天連門徒嚴禁せらる。もし犯すものは忽に刑して其罪のがるべからず。刀傷せしものあらんには。其地の領主代官へ其故をうたふべし。もし双傷せられし者。他より來らば。その地に留置交名を註し聞し上べし。かくし置時は重罪たるべし。烟草は殿に禁制せらる。賣買の徒を見あらはうたへ出ば。賣買の者の資財を。うたへし者に下さるべし。もし路頭にして見いだしなば。その賣者を其所にとめ置うたへ出べし。烟草負せたる馬荷物共に訴人に下さるべし。各國にも烟草を植しむべからず。また牛を殺す事を禁ぜらる。もし牛を殺す者には。一切牛を賣あたふべからずとなり。在封の諸大名へは土井大炊頭利勝。安藤對馬守重信。青山圖書助成重連署してつたふ。この日木屋彌三右衛門へ遷羅渡海の御朱印を下さる。(令條記。御朱印帳。)○八日南都一乘院門跡尊勢駿府に參向して　大御所御對面あり。春日社造替の事仰出さるゝがためなり。(駿府記。)○九日菅谷左衛門大夫範政卒す。其子紀八郎範貞家つがしめらる。範政は常州小田讃岐守氏治入道天庵が家臣にして。同國土浦の城主たり。小田原ほろびて後。範政も所領を失ひ流浪せしが。　大御所召て其武名を聞召ければ。召出され御家人に加へられ。五千石の采邑をたまはりしとぞ。(寛永系圖。)○十日高野山無量壽院長海。

下　法度(奴僕、天主教、又僧、烟草、殺牛)

下　遷羅渡海朱印

下　菅谷範政　殺

上　呂宋商人獻方物

南都不動院重順駿府に參り拜謁し奉る。東大寺の子院法輪院惣寺中をうらむ事ありて。駿府に訴訟せしがけふ聞召れ。法輪院　非據に定まり。惣寺中の祝喜の眉をひらく。(駿府記。)○十一日江府老臣より。五山公狀を授られし旨を。本多上野介正純。金地院崇傳(傳ふ。醫員曲直瀨三益正四法眼に叙す。(國書拔萃。)○十二日阿陽船肥前平戶に着岸の注進あり。池田少將輝政駿府に參り謁しければ。營中に召て宴を給ひ。これより江府に參り。歸路に駿府にて御茶をたまふべしと仰下され。旅舘へも本多上野介正純御使して慰勞せらる。(駿府記。家忠日記。)○十三日　大御所瀨名川に漁を觀給ひ。黃昏にかへらせ給ふ。此日古田織部正重然駿府に參り謁す。(御年譜。國師日記。)○十四日豐後國岡の城主中川修理大夫秀成卒す。其子內膳正久盛に。原封七万四百石襲しめらる。この秀成は瀨兵衛清秀が二男にて。修理大夫秀政が弟なり。兄秀政朝鮮にてうせければ。豐臣太閤よりその遺領たまはり。播磨國三木の城を領す。大友左兵衛督義統罪かうむりて。豐後の地闕國となりければ。岡の城たまはり七万四百石領す。其後叙爵して修理大夫と稱し。朝鮮にをし渡り。明軍とたゝかひ手柄禦り。高名あらはし歸朝す。關原の戰には當家の御味方し。臼杵の城に兵をさしむけ。太田飛驒守宗隆とたゝかひしが。石田が黨敗績せしかば。太田も城を逃去る。かくて後ことし四十二歲にてうせぬる

下　交跡渡海朱印上中川秀成卒

下　令板倉勝重金地院崇傳司寺社

なり。また駿城には一乘院門跡尊勢をめして御茶宴あり。日野大納言入道唯心。金地院崇傳。藤堂和泉守高虎相伴たり。吉田織部正重然折ふし參りあひければめして茶を點ぜしめらる。重然は今世の茶博士なりければ。貴賤師範として崇敬かぎりなし。(國師日記。寛永系圖。藩翰譜。駿府記。)○十五日拜賀例のごとし。駿城もまたおなじ。片桐市正且元參謁し。銀三十枚。羽織一領。鳥子紙六束獻じ。吉田織部正重然は紫革二十枚獻ず。又明人一官祕官駿府に參り。藥種かずくさゝげゝれば。大御所召て唐土の地理風俗等を問せ給ふ。又甲斐の松木紹哲と。畔柳壽學と圍棋せしめて御覽あり。此日京市人大黑菜に變跡渡海の御朱印を下さる。(駿府記。御朱印帳。)○十六日一乘院門跡尊勢に。春日社造替料米二万石よせ給ふ。井上半九郎正就江戶より御使として駿府に參る。(駿府記。)○十八日角倉與一玄之駿府に參り。紅糸。緋紗綾。沈香。藥種。縮砂。班猫。葛上。高長(虫名。)をさゝぐ。安南國に渡海して。互市せし所とぞ聞えし。此日　大御所板倉伊賀守勝重。金地院崇傳二人をして。今より後寺社の事沙汰すべしと仰付らる。また片桐市正且元。吉田織部正重然駿府を辭して江戶に赴く。(駿府記。)○十九日駿府にては。南部不動院重順めして佛理を談じ給ひ。維摩經の事をとはせられ。三論宗の要文をよましめ給ふ。日野亞相入道唯心。金地院崇傳。因果居士等侍座す。はてゝ

下　呂宋五和爾國呂國獻方物

下　龜井玆矩卒

大御所御幼稚

のとき。今川のもとにわたらせ給ひし御裝束の御物語どもあり。(駿府記。)○廿日江城より雁を進らせ給ふ。(駿府記。)○廿一日日野亞相入道唯心。山名入道禪高。藤堂和泉守高虎。三好因幡守一任。本田若狹守某。池田備後守重信を駿城にめして。饗膳ならびに御茶を賜ふ。長谷川修理宮次死して。子伊兵衛宣元つぐ。(駿府記。寛政重修譜。)○廿二日池田少將輝政江戶へ參りければ。土井大炊頭利勝もて慰勞せらる。(駿府記。)○廿三日池田少將輝政もの參り拜謁しければ。御宴を開かれ。御盃に蜂屋鄉の御刀ならびに南部黑鼠毛といふ駿馬二疋たまひ。參議に任ぜられ。正四位下に昇り。御家號をさづける。同日吉田織部正重然もて。乙御前といふ釜をたまふ。この日稻生次郎左衛門光正死しければ。其子次郎左衛門正信して家つがせらる。光正は三河よりつかへて。武田勝賴遠州井伊谷出張せしとき。大御所の御馬に從ひ高名して。三百石の采邑を給ひしより。次第に祿加へられ。この日うせしなり。駿府には松浦源三郎隆信參謁し。緞子五卷さゝげ。日野亞相入道唯心。山名入道禪高。藤堂和泉守高虎。金地院崇傳。安陽坊　拜謁す。(寛永系圖。)○廿五日　大御所淺間總持院へならせ給ふ。圓光寺を引うつさせたまふべしとの御事とぞ聞し。この頃洛中大水のよし聞ゆ。(國師日記。當代記。)○廿七日松平宰相輝政江戶を辭して駿府に赴く。(寛永系圖。)○廿八日　大御所關東へ御放鷹にならせらるべきなりさゝか御遲例によりて御延滯あり。盛人駿府に參り。江戶駿府へ奏吉了駄鳥を獻ず。(駿府記。當代記。)◎この月本多九左衛門忠吉死して。其子九左衛門忠重つぐ。(寛永系圖。)●九月朔日呂宋ならびに五和國人。駿城にまいりければ。前殿に召て御覽あり。その國主より書簡をさゝげ方物を獻じ。本多上野介正純井に後藤庄三郎光次にも書簡を贈る。(異國日記。)○二日近江伊勢美濃尾張邊大風。伊賀國上野城は天守修理するとて。工人備矢城上に登りゐたるもの百八十人。風に吹落され毀傷して死す。美作は大水暴漲して。人畜五千餘溺死せしとぞ。(當代記。)○三日　松平宰相輝政江戶より駿府に參る。(寛永系圖。)○四日松平宰相輝政を駿城に召て御茶を賜ふ。山名入道禪高。藤堂和泉守高虎相伴たり。御茶事はてゝ。御床にかけられたる虛堂墨跡の掛幅。并に若狹正宗の御刀。鷹馬を賜ひ。また播州にて放鷹の地を賜ふ。(寛永系圖。貞享書上。)○七日石見國津和野城主龜井武藏守玆矩卒す。其子攝津守政矩して。遺領三万八千石つがしめられ。先に政矩に賜ふ所の篠料五千石を合て。四万三千石となる。此玆矩はその先祖佐々木三郎秀義より出たり。はじめ秀義が五男五郎義清。出雲隱岐の地にまかりしより。十五代の間出雲國に住す。父永綱當國須佐の城にあり。一族尼子が山陰山陽に威を振ふに及び。をのづから其被官とはなりしなり。尼子亡びて玆矩は本國をさり。織田

家にまたがひ。豐臣關白天下をまらるゝに及び。因州鹿野の城たまはりてうつる。此後つねに豐臣家に軍忠をつくし。武勇の譽をあらはしけり。關原のとき　當家の御味方に屬し。其後も石見伯耆因幡但馬の城々攻下し。軍功少からざりしかば。勳賞行はれ二万四千五百石加へ給り。この正月廿六日五十六歳にて終りしと。(寛永系圖。藩翰譜。寛政重修譜。)○九日重陽例のごとし。駿城もおなじ。金地院崇傳に時服一襲かづけらる。又明人ややうすに。遷羅渡海の御朱印を下さる。(駿府記。御朱印帳。)○十三日京東山黑谷火あり。僧法然の像此災にかゝる。(慶長年錄。)○十五日駿城にては　松平宰相輝政をめし饗せらる。(慶長年錄。)○十六日松平下野守忠郷駿府にまいり謁す。(慶長年錄。)○廿一日京極主膳高通。養父丹後守高知の證人として江戸に參る。(家譜。)○廿五日五和の國主へ　兩御所御返簡をつかはさる。(異國記。)○廿七日一乘院門跡尊勢の請により。南都興福寺に條約をなし下さる。其文にいふ。坊舍并寺領私に賣買すべからず。一檀那と號して俗人より寺中の事沙汰すべからず。兒ならびに新發意には。殿に補導の人を備ふべし。衆徒等は古例のごとく。寺務の命令にまたがひ違犯あるべからずとなり。(國師日記。)○廿八日京極主膳高通江戸にて初見し奉る。よて扶助米千俵給ふ。(家譜。)○廿九日水野備後守分長が子勘四郎元綱。從五位下に叙し大和守と稱す。本多上野介正純。後藤庄三郎光次より五和へ返簡を送る。(寛永系圖。國師日記。)○晦日呂宋國主へ御返簡をつかはさる。本多上野介正純後藤庄三郎光次よりも返簡を賜る。(異國日記。)◎此月松浦源三郎隆信叙爵して肥前守と稱す。平野遠江守長泰二條城築の助役命ぜらる。(寛永系圖。)○十月朔日拜賀例のごとし。駿城にては五山の僧徒拜謁し奉る。(慶長日記。國師日記。)○八日朝比奈新五郎正吉死しければ。その子內記正重家をつぐ。正吉其昔は北條美濃守氏規が臣なり。(寛永系圖。)○九日石野八兵衛氏置死して。其子八兵衛氏照家をつぐ。時に四歳。加恩の地千石は收公せらる。(家譜。)○十一日　大御所この程御不豫なりしが。さはやかせ給ひ前殿に出給ふ。京大德寺雄峯。妙心寺拜謁す。この日城外へ御鷹狩にならせらる。(國師日記。)○十二日　大御所いよ〳〵御けしきよく。けふも前殿へ渡御あり。(國師日記。)○十四日京長谷寺へ條約を下さる。其文にいふ。修學の爲住山の所化等廿年に滿ざらんには。法螺を越えむべから所ず。所化等もし能化の命令を用ひず。非法を企つるものあらむには。寺中追放すべしとなり。この日福島左衛門大夫正則駿府に參り謁し奉り。直に江戸に赴く。(家忠日記追加。當代記。)○十六日道路堤防の制を仰下さる。大道小路とも馬さくりの所は。あるは砂あるは石もて堅固にならし。道の側には水路をうがつべし。泥濘の所も砂石もて堅固ならしむべし。堤防の芝生を苅剪すべからず。馬さくりの所は。土をもて堅固にすべし。道路よろしき地にみだりに土を數べからず。橋梁は公料私領とも破損せば令し下さるべし。代官等心いれて修理加へしむべしとなり。またこの事の奉行を令せらる。川越は深津彌左衛門正吉。野呂理右衛門正俊。杉浦八郎五郎勝次。鎌倉藤澤は飯田右馬助昌在。飯河藤次郎盛政。石丸六兵衛定政。越谷は大澤忠次郎基雄。小金は尾崎助大夫信重。浦和は小笠原市左衛門長房。鴻巢は中川與助忠次。羽生崎西は大河內右衛門次郎某なり。(令條記。慶長年錄。)○十七日阿蘭國主より書簡を奉る。(國師日記。)○十八日　大御所いよ〳〵御心よく前殿へならせ給ふ。(國師日記。)○十九日猪子久左衛門正次死しければ。その子久左衛門正元家をつぐ。(寛永系圖。)○廿日戸田逸御狩あり。(慶長年錄。)○廿二日上野國伊勢崎領主稻垣平右衛門長茂卒す。其子藤助重綱に遺領一万石襲しめらる。此長茂が父平右衛門重宗とて。三河國牛窪の牧野が家人なり。長茂が時に至りて。一たび御家人に加へらるゝといへども。故主の新次郎康成幼年たれば。又康成に附屬せられ。補佐して家の事を掌る。天正十年の秋武田が國々打從へんとて。御勢をむけられし始。長茂仰を蒙り。足高山の鷲天神川の要害を守り。十一年駿河國中久保の古城を修理有て長茂に守らしめる。十八年關東にうつらせ給ひし時。ふたゝび御家人にめられ。下總國にて三千石給はり。關原の戰には海道の御供して攻のぼる。慶長六年伊勢崎の地一万石たまはり。其とし　大御所伏見より關原へ下らせ給ひければ。長茂伏見の城を守り。今年七十四歳終をとる。この日故近江の領主として。織田右府のため攻亡されし佐々木右衛門督義治も卒したり。(家譜。藩翰譜。寛永系圖。)○廿四日川越に狩し給ふ。この日駿府にては　大御所城外に鷹狩し給ふ。御狩場にて伯州大山寺の僧妙淨訴狀をさゝぐ。(慶長年錄。國師日記。)○廿五日川越より還御あり。駿府にて宰相賴宣卿。下間少進法印某。猿樂金春等能あり。はて〳〵例の捌技遠山民部少輔利景。池田備後守重信。鈴木久右衛門伊直もつかふまつる。　大御所はじめ滿座の盃どよみわらひ。一興を催す。(慶長年錄。慶長見聞書。)○廿六日加治左衛門次郎正胤死して。其子喜平直胤つぐ。(家譜。)○廿八日妙淨が訴を聞召る。其申所非據たるをもて。御前を引立て追放たる。(國師日記。)○廿九日阿蘭國主へ御返簡を賜ふ。本多上野介正純よりも返簡をたてまつる。此日致仕永田宗祐入道久琢死しければ。かれて養老料に宛られし六百五十石を。四子楯八郎久重にたまひ召出さる。この入道そのむかしは。織田內府入道常眞が家人なり。

大御所の仰によて江戸にまいり仕へ。八十六歳にてうせぬ。(異國日記。寛永系圖。寛政重修譜。)○晦日池田圖書政長めし出されて。寄合並命ぜられ采邑千石賜ふ。肥田主水忠親。島彌

上通信五和
下長谷寺法度
上興福寺法度

上遷羅渡海朱印

下道路堤防井橋梁之制

上阿蘭獻書簡

上稻垣長茂卒

下通信呂宋

左衛門一正子四郎左衛門三安。各采邑千石給ひ。三安今年初見す。(家譜。寛政重修譜。)○この月越後少將忠輝朝臣駿府に參謁し江戸に趨かる。又金森出雲守可重器財二種幷に雉子を獻ず。またさきに南都東大寺勅封庫に忍び入て。寶物盜とりし賊僧四人。その事露顯し。搦取て猿澤池のほとりに梟ぎ。往來の路人に示さしめらる。(當代記。家譜。)○閏十月朔日文殊院。今年の所務は宮内卿にあたふべき旨。金地院崇傳に仰下さる。また南禪梅津の僧等訴狀をさゝぐるにより。崇傳に命ぜらるゝ旨あり。また和州東大寺の子院知足院相續の事。兩大寺よりうたふる旨あり。これも崇傳に査檢せしめらる。(國師日記。)○二日　大御所駿城を御發輿ありて。江戸に赴かせ給ふとて。御道すがら狩し給ひつゝ清水にいたらせらる。(國師日記。創業記。)○三日在駿の猿樂等江戸にまからしむ。(創業記。)○十二日　大御所江戸城にいらせ給ひ。西城に着御あり。げふ勘修寺大納言光豐卿前月廿七日卒せし注進あり。○十五日畠山民部少輔義春子彌三郎義眞叙爵して長門守と稱す。(家譜。)○十六日　大御所本城にいたらせられ御對面あり。(御年譜。家忠日記。)○十七日和州桃尾寺行人等訴狀をさゝぐ。金地院崇傳に其事を査檢せしめらる。(國師日記。)○十八日本城に

大御所をむかへ給ひ饗し進らせられ。御茶奉り給ふ。これは先に投頭巾の茶入を進らせ給ひし御謝儀とぞ聞えし。古田織部正重然が茶道役中野笑雪點茶つかふまつる。この日越前少將忠直朝臣の家司等爭論の事聞召。本多伊豆守富正。竹島周防。今村掃部。清水丹後。林伊賀等を江戸に召寄らる。また和州竹林寺の僧亂行の聞えあるにより。金地院崇傳より四大寺幷に其地の領主織田長益入道有樂其事査檢して。罪科に行ふべき旨をつたふ。(創業記。寛永系圖。慶長年錄。國師日記。)○十九日本多上野介正純。成瀨隼人正正成。安藤帶刀直次をはじめ。駿府より供奉せし近習の輩を本城にめし饗せられ御茶を給ふ。中野笑雪もこれにあづかる。(御年譜。寛政重修譜。)○廿日　大御所忍に御狩あり。白鳥を得給ひければ。御氣色大方ならず。　御所には鴻巢に泊狩し給ふ。(御年譜。慶長年錄。)○廿四日鴻巢より河越に狩し給ふ。(慶長見聞書。)○廿五日江戸城にかへらせ給ふ。　大御所には廿日より忍邊所々かりし給ひげふは幡羅郡東方村にいたり狩せらる。(御年譜。)○廿七日　大御所ふたゝび忍にわたらせ給ひ御狩ありて。けふは忍城にとまり給ふ。この夜先に召寄りし越前の家司等忍城に參る折ふし。江戸よりの御使に土井大炊頭利勝まかりしかば。　大御所利勝に命じて。かの家司等が訴論を聞しむ。利勝双方の申所を注記して御覽に備ふ。　大御所御覽あり。て。これは江戸にかへり。　將軍家と共にはかりて沙汰すべし。汝先この注記を江戸に持參すべしとて。利勝にかへしくだ

さる。(御年譜。武德編年集成。)○廿八日金地院崇傳に扶助米百石給ふ。(國師日記。)○十一月朔日大和國菩提山寺には。慶長七年八月寺領の御朱印なし下されしに。今年正月土人蠭をむすびをしよせて。山中を亂妨するをもて。寺僧より訴狀をさゝぐ。　大御所には連日江戸近郊にて鷹狩したまふ。この日金地院崇傳御狩場に使を奉り蜜柑を獻ず。(國師日記。)○八日南都東大寺寶庫の寶物盜みしは。福聚院。中證院。北林院といへる。三僧なるよし露顯し。查檢せられし所。いよ〳〵三僧のふわざまがふべくもなき旨注進あり。(國師日記。)○十二日松平主殿頭忠利に。三州深溝西郡城を轉じ吉田の城をたまひ。加恩ありて三万石になさる。同國西郡の地にて五千石を松平支葆頭忠清弟庄次郎清昌に下され。その祀を奉ぜしめられ。隔年參覲すべしと命ぜらる。清昌はこれより先江戸に召出され書院番たり。子孫これを例とし代々帝鑑間に候す。此日三淵伯耆守光行子縫殿助藤利。駿府にいで〻初見の禮をとる。時に九歲。慶長備後守重久死して。その子半十郎正重つぐ。(御年譜。家忠日記。寛永系圖。寛政重修譜。家譜。)○十三日　大御所連日狩して。忍にいたらせ給ふ。この日地震。(國師日記。慶長日記。)○十八日内藤金左衛門忠清死して。翌年に至りその子金三郎忠次千石。二子市之丞采に五百石。三子六之助盼次に五百石わかちたまふ。(家譜。)○廿日江戸より戸田に狩したまひ。鴻巢にならせられ。　大御所を待むかへさせられ饗せらる。太田新六郎資宗もかれて御使にまかり有しかば。召て御相伴に候す。この日土民等訴狀をさゝげ。代官の事をうたふ。査檢せしに非據なりしかば獄につながる。(武德編年集成。家譜。)廿一日雨ふりて廿三日に至る。(當代記。)○廿四日　御所川越に狩したまふ。(慶長日記。)○廿五日江戸城に還御なる。(慶長年錄。)○廿六日雷聲を發す。この日　大御所御狩はて〻。江戸城に入らせ給ふ。(當代記。慶長年錄。)○廿七日越前の家司本多伊豆守富正と。今村掃部竹島周防清水丹後等を四城に召て對決せしめられ。雨　御所聞召る。(慶長年錄。)○廿八日本多伊豆守富正が申所。理り明らかなればとて。越前にかへり瀰國務をとり行ふべしと仰下さる。今村掃部は鳥居左京亮忠政に預けられ。奥州岩城に配流せられ。清水丹後は松平隱岐守政宗に預けられ。仙臺に配流せられ。林伊賀は眞田伊豆守信之にあづけられ。中川出雲廣澤金助は遠流に處せらる。竹島周防は對決に及ぶまで。禁獄せられしを恥て自殺せり。抑越前の國は故中納言秀康卿。人物を好み勇士を愛し給ふ事なみ〳〵ならず。凡勇名の聞えある輩。山林に沈淪したるものあれば。かならず聘を厚くし祿を重くして招給ひしほどに。諸家を退身せし勇士等。山のごとく越府にあつまれり。さるほどに黄門うせられし後は。この勇士各勇名にほこり威權をあらそひ。國中すべて靜な

らず。　大御所かれてかゝるべしとまろしめしければ。もしこの者等大坂に內通せば。ゆゝしき亂を引出す事もあらんかとて。さてこそ江州長濱の舊壘を修築ありて。內藤豐前守信成に守らしめられしは。全く大坂と北越の要路を鎭壓せしめらるゝ神慮なりしとぞ。ばたして藩中の大臣等確執して。以の外の騷動を引おこしたり。慶長十六年久世但馬といへる一万石を領せしものなるが。岡部自休といふ町奉行と訴論の事おこりしに。今村掃水。林の三家司は。ひたすら自休に荷擔し。中川出雲と丈今の少將忠直朝臣戚族たりしをたぶらかし。但馬が訴を非據なりとて。まばゆく忠直朝臣に譴せしむ。朝臣今年十七歲。何の思慮もなくその譖を信じ　但馬を罪せんとす。本多。竹島井に牧野主馬の三家司は但馬に荷擔し。一落双方にわかれたり。まかるに牧野はいかゞ思ひけむ。遂電し高野山に蟄居す。其後竹島を搦取て兩刀を奪ひ。城內の櫓上になしこめ。但馬をば誅戮せんとす。但馬もをのが宅に籠り討手を待うけ討死せんとかまふ。朝臣このよし聞れ。本多に命じ但馬がもとへ使し。よく異見すべしと命ぜらる。本多いかにもからきわざなりとはいへども。君命いなむべきにあらねば。死をきはめて侍一人具し但馬が宅に至り。思ふ所一通りいひはてゝ。立歸らんとするに及び。但馬が家人等迫かけて打留んとす。但馬大に靈き。我討死したらん後に。我心に私曲なき所を申開んもの。富正が外になし。かまへてりようしすべからずといましめしかば。本多はからき命助かりて立かへる。跡より討手の者ども多勢塀を乘越攻いれば。但馬は其ひまに女子小兒をばみな落し。其身主從百餘人討手とたゝかひ。家に火をかけことごとく討死す。本多を但馬がもとに使せられしも。但馬がもとにて本多かならず討れんとての謀なりしとぞ。其翌日弓木左衛門入道齋安といへるも。但馬が黨人なりければ。これをも誅せよと討手をさしむくる。こゝにも家人等よく防ぎ。寄手三十餘人を討取て。主從のこらず討死す。上田主水も自殺し。其家人等も寄手多く討取て。其身もみな討死せり。よて本多以下の宿老ども。こたび免され其罪を糺されしが。本多罪なきにさだまり。其申所明白なりとて。ふたゝび國勞をあづけられ。また富正が一族本多丹下成重を新に朝臣に附られ。今村掃部が領せし丸岡の城をたまひ。二万石領せしめらる。この成重は作左衛門重次が子なり。この日　大御所明の月には。駿府にかへらせたまふべしと仰出さる。(御年譜。創業記。家忠日記。駿府記。福井鋭。)◎この月土屋平八郎利直はじめて拜し奉り。外山といふ伽羅をたまふ。致仕丹羽長門守長俊卒す。子なし。福島織部爲忠死す。其子九藏爲重は病によりて先に籠居し。嫡孫九郎兵衛爲信去年より召出され。このとし采邑をたまふ。兵津藤藏常春死し。子清左衛門正勝つぐ。この常春は　廣忠卿より　大

御所に歷仕し。三河國安祥。尾張國丸根城攻。一向專修の亂。三河國赤坂の戰等に軍忠を勵し。首級を得しが。この月江戶に在て死す。(略詳ならず。(家譜。寬政重修譜。)○十二月朔日大雪。(當代記。)○二日大御所駿府にかへらせたまはんとて。江城を御發輿あり。此日京八幡公文所に御黑印を下さる。公文所領事天正十三年以來。所務せしむる所彌相違なくべからずとなり。また靑山圖書助成重。安藤對馬守重信。土井大炊頭利勝。板倉伊賀守勝重連署の下知狀をさづく。公文所領山城國鴨川內十四石餘。嵯峨河端內三十五石なり。今年なし下さる。御判のむねをもてながく寺務せしむべしとなり。(慶長年錄。國師日記。)○三日保科肥後守正光。仙石兵部大輔忠政。諏訪因幡守賴水。武田伊豆守信之に命ぜられ。信州伊奈より木材を伐出さしめらる。五味金右衛門豐直この事を沙汰すべきがため。伊奈に遣はさる。(慶長年錄。)○四日高野山四所庄官所領所務の事を。金地院崇傳よりつたへしめらる。(國師日記。)○六日二日より雪ふりてけふに及ぶ。(當代記。)○八日　大御所江戶よりの御かへさ鷹狩し給ひ。若附城にやどらせ給ふ。城主高方擬泄守忠房が母まみえ奉る。この母は三州伊奈の本多助大夫忠俊が女なり。伊奈本多氏の家系をとはせ給ふに。其答ふる所詳明なりければ。御感を蒙る。其子左近高長も初見し奉る。忠房が母井に高長に時服をたまふ。(寬永系圖。寬政重修譜。)○十二日　禁裏

山男山八幡宮法度

山經營禁裏仙洞

仙洞の經營始あり。南方築地は上杉中納言景勝。福島左衛門大夫正則。松平陸奧守政宗。本多美濃守忠政。最上出羽守義光。榊原遠江守康勝。里見安房守忠俊。奧平大膳大夫家昌。松平城津守忠政。南部信濃守利直。佐竹右京大夫義宣。松平飛騨守忠治。加藤肥後守忠廣。淺野紀伊守幸長。森右近大夫忠政。井伊兵部少輔直勝。細川越中守忠興。西方は松平宰相輝政。越前少將忠直。生駒讃岐守正俊。寺澤志摩守廣高。松平筑前守利常。北方は豐臣右大臣秀賴公。尾張宰相義直卿。　仙洞の築地。東は越後少將忠輝朝臣。黑田筑前守長政。鍋島信濃守勝茂。松平長門守秀就。堀尾山城守忠晴。松平土佐守忠義。加藤左馬助嘉明。京極若狹守忠高。京極丹後守高知。藤堂和泉守高虎。蜂須賀阿波守至鎭。富田信濃守知信。有馬玄蕃頭豐氏。鳥居左京亮忠政。田中筑後守吉政。これを役す。(慶長年錄。)○十三日駿府城下市街火あり。(國師日記。)○十五日　大御所駿城へかへらせ給ふ。諸大名拜謁す。黑田筑前守長政子萬德。十一歲にて初見す。中國四國の諸大名越年のため。江戶に赴くもあり。(駿府記。寬政重修譜。創業記。)○十六日金地院崇傳駿城にのぼり拜謁す。(國師日記。)○十七日駿城には京極丹後守高知銀百枚。時服十。松平武藏守利隆銀百枚。時服十。黑田筑前守長政銀二百枚。時服十。その子萬德綿二百把。銀三千兩。有馬玄蕃頭豐氏銀五十枚。時服二領。稻葉彥六典通銀五十枚。時服二領。山崎左馬允家

盛。古田大膳大夫重治もおなじく獻じ奉る。(駿府記。)○十八日駿城にて諸大名に御茶をたまふ。日野亞相唯心入道。山名禪高入道もこれにあづかる。はてゝ黑田筑前守長政幷に其子萬德めし出され拜謁し。銀五十枚獻じ御盃下され。萬德に長光の御刀。正宗の御脇差幷鷹馬氈等なたまはり。右衛門佐となのるべしと仰下さる。此日本多美濃守忠政二子鍋之助政朝十四歲。叙爵して甲斐守と稱す。(駿府記。寬政重修譜。)○廿日南部信濃守利直が櫻田の邸に臨駕あり。　大御所かれてより仰進らせらるゝ旨あるがゆへとぞ。淺野但馬守長晟。古田織部正重然。本多豐後守康紀。本多縫殿助康俊。菅沼左近定芳。丹羽勘助氏信。越年せんとて駿府に參覲す。(寬政重修譜。駿府記。)○廿八日大久保相摸守忠隣が家にならせ給ふ。(貞享書上。)◎この年夏秋冬雨多く。畿中陵氣春のごとし。五穀みのらず。九鬼長門守守隆。其子太郎五郎五郎兵衛初見し時服馬をたまふ。諏訪因幡守賴水二子。蔵千代賴鄕。都筑彌左衛門爲政子彌左衛門爲次。塚原次左衛門昌信。米津甚右衛門貞重子才兵衛重勝。多賀吉左衛門常直二子外記常勝。醫員望月忠悳宗慶子市庭元珍初見し奉る。元珍はこれより　若君に近侍し百五十俵たまふ。秋田城介實季二子大藏季信。時に七歲。石河三右衛門勝政子甚太郎利政。渡邊三五郎重次。杉原小左衛門久吉。野一色賴母助助重。梶野佐左衛門滿友始めて奉仕す。　大御所かれて賴母助助重が武功をまろしめしければ。助重が第三人も忠輝賴房兩朝臣

大御所には中原の御狩場にわたらせ給ふ頃にて。逸物の鷹二据たまはり。廿一日江戸に參り。けふまうのぼる。また佐藤駿河守堅忠死して。その子勘右衛門纖成つぐ。(貞享書上。寬政重修譜。)○廿六日松平陸奥守政宗まうのぼる。この日駿府に島津陸奥守家久。球球酒二壺獻じ。藤堂和泉守高虎。石川主殿頭忠總も拜謁す。(貞享書上。駿府記。)○廿七日戸田甚九郎忠能叙爵して。因幡守と改む。勇臣右大臣秀賴公より。駿府に鶴を獻ぜらる。松平和泉守家乘。松平主殿頭忠利。水野日向守勝成。本多豐後守康紀。本多縫殿助康俊。菅沼左近定芳。丹羽勘助氏信。越年せんとて駿府に參覲す。(寬政重修譜。駿府記。)○廿八日大久保相摸守忠隣が家にならせ給ふ。(貞享書上。)◎この年夏秋冬雨多く。畿中陵氣春のごとし。五穀みのらず。九鬼長門守守隆。其子太郎五郎五郎兵衛初見し時服馬をたまふ。諏訪因幡守賴水二子。蔵千代賴鄕。都筑彌左衛門爲政子彌左衛門爲次。塚原次左衛門昌信。米津甚右衛門貞重子才兵衛重勝。多賀吉左衛門常直二子外記常勝。醫員望月忠悳宗慶子市庭元珍初見し奉る。元珍はこれより　若君に近侍し百五十俵たまふ。秋田城介實季二子大藏季信。時に七歲。石河三右衛門勝政子甚太郎利政。渡邊三五郎重次。杉原小左衛門久吉。野一色賴母助助重。梶野佐左衛門滿友始めて奉仕す。　大御所かれて賴母助助重が武功をまろしめしければ。助重が第三人も忠輝賴房兩朝臣

井に松平宮內少輔忠雄に附屬せらる。恒岡內記資次子源兵衛資久。外山藤左衛門正勝子忠三郎正吉。伊丹十兵衛宗俊。酒井彌右次衛門元次。曾木太兵衛吉永二子久左衛門義精。北條太郎助氏信。(時に十二歲。)美濃部權之助茂正。(十一歲。)木村彥八郎長盛。長谷川式部少輔守知二子兵助守勝。(時に七歲。)は駿府にて　大御所に拜謁す。義精は小姓になる。最上出羽守義光は去年三月廿三日少將拜任の後。久しく病に臥しけるが。まみえ奉らずして果ん事を本意なく思ひ。ことし病なつとめて駿府にまかり拜謁す。時に玄蕃まで乘輿をゆるされ。御手づから御藥たまはり。その上夜のもの時服頭巾等を下され。直に江戸へまかるべしと仰下され。江戶へ參り同じく乘輿をゆるされ。まうのぼり時服白銀等をたまひ歸國す。美濃部地藏大夫茂數子八郎右衛門茂俊。門奈助左衛門宗勝。孫三郎右衛門宗次。木村庄右衛門長正子庄右衛門　長吉。川窪興左衛門信俊子主膳信雄。　大御所へつかへ奉り。長吉は御手鷹師となる。撿撿圓都子土屋左門知貞　雨御所に拜謁し。江戶につかへ奉る。石川助七郎安重子兵左衛門安次初見す。中山勘解由照守養子勘右衛門重冥(十三歲。)召出されて　若君の小姓になる。近藤勘助良用駿河にて。おかちの局ともなひ拜し奉り。宰相賴宣卿につけらる。松平宰相輝政の家士花井仁左衛門子二千勝。(時に八歲。)外祖黑田五左衛門光綱が女ともなひて。これも

大御所に拜謁せしめしに。賴宣卿の小姓に命ぜられ無銘の短刀を給ふ。卿の生母おまんの局より幸七と名付らる。(後高井助兵衛貞重が養子なり。五左衛門清直といふ。)大番頭松平隅守重勝は越後少將忠輝朝臣につけられ家司につらなり。越後國三條の城主になり二万石たまふ。その長子丹後守重忠父に代り大番頭となり。次男淡路守重長は父と同じく附屬せらる。石川市正光忠は宰相義直卿に附られ。畔田半右衛門正成等相賴宣卿につけられ。內藤權之助正次。內藤仁兵衛政吉忠長卿に附られ。正次四百石加賜ありて八百石になる。津田太郎左衛門知信もおなじく　大御所に拜謁し千石たまひ。儒役林永喜信澄五百五十石賜ふ。又土井大炊頭利勝一万二千六百石加へ四萬五千石になり。安藤對馬守重信は下總香取結城兩郡にて一万石加へ。酋領を合せて一万六千六百石になり。太田新六郎資宗下野皆川氣葉山にて三百石加へ八百石になり。大岡兵藏忠吉も三百八十石餘加賜せられ。五百二十石餘となり。松平越中守定綱は江城濠渠修理のとき。一隊の長を命ぜられ。吉田大勝大夫重治は尾州名古屋城修理の事命ぜられ。小姓還江守政一は同城天守擂造の奉行仰付らる。小濱民部少輔光隆は淡州洲本城番をつとめ。中坊左近秀政は春日造營の奉行。長谷川左兵衛藤廣は同所の撿地を命ぜらる。大久保右京亮教隆。大久保主膳正幸信は小姓組番頭になり。日向半兵衛政成銃手五十

人を預る。書院番阿倍四郎五郎正之使番となる。松平紀伊守家信子又七郎康信叙爵して若狹守と改め。茶の番となり。本多彦兵衛利友。小泉次大夫吉次養子勘九郎吉勝。山岡新太郎景本小姓組番士となり。景本は五百俵たまふ。石丸孫次郎有定養子權六郎有吉は。　大御所の小姓組に入番す。三浦半左衛門正次子十右衛門正定燧火番となり三百俵給ふ。井戸若狹守覺弘子左馬助良弘。覺弘弟忠右衛門治秀。井戸新右衛門直弘。駒井長五郎昌保。要木雅樂助賴忠子權左衛門賴利。中坊左近秀政養子長兵衛時祐書院番となり。治秀直弘共に三百俵たまふ。阿倍四郎兵衛重眞子源左衛門重信。新見勘左衛門正種。塚原治左衛門昌重子次左衛門昌信。西山太郎兵衛昌綱養子長左衛門昌創。久保平左衛門勝正二子奎右衛門勝重大番にいり。松平五右衛門正吉番をつとめ。矢部掃部定清子七左衛門定勝納戸番となり。富田忠左衛門久次子與右衛門無久（十歲。）近侍して御腰物持を勤む。本多角右衛門顯房播州高槻奉行となり。河内右近知親。小栗彌助吉明代官となり。知親は三百俵賜ふ。三浦次郎左衛門氏俊四子助藏儀俊は。采邑百五十石慶長二百俵給ひ。堀川の事を奉行す。小出右京大夫吉英は大和守と改め。松平長十郎定實は信濃守と改む。又美濃國加納の城主松平播津守忠政致仕し。子千松五歲にして襲封せしめらる。この忠政は奥平美作守信昌が三子にて。母は　大御所の御女龜姬君なり。文祿四年いまの　御所の御前にて元服し。御諱字たまひ忠七郎忠政と稱す。このとき備前景光の御刀をたまふ。慶長二年上野國吉井の城主菅沼小大膳定利の養子となり。五年四月十八日從五位下飛驒守に叙任し。七年遺領を繼松平の御家號を賜ひ。のち吉井よりいまの城にうつり。十万石を領し。播津守に改め。今年致仕して後。十九年二月二日三十五歲にて卒す。致仕本多彦八郎忠次。（家譜後隼人佐また縫殿助。）卒す。（家譜慶長十八年四月六日卒といふ。）其子は縫殿助康俊なり。この忠次は三州宝飯郡伊奈の本多にて。助大夫忠俊といひしが子なり。忠次が祖父縫殿助正方の時。　清康君に御味かたせしより代々軍功なつくし當に眞先なかく。兄修理光忠所勞により忠次父があとなつぐ。吉田の城を攻られしとき。忠次先陣たまはりぬ。そのうへ從者戸田小栗を使とし。城の守將小原肥前守鎭實がもとに申旨ありて。鎭實城をさりて駿河國にかへる。永祿七年六月三河八郡の地とぐく御手に屬しければ。忠次が功莫大なりとて。兄弟并に從者戸田小栗まで所領多く下し給ふ。其後姉川。足助。伏地。高巢。高天神等の戰に軍功をはげみしが。其後病有て且子なかりしかば。酒井左衛門尉忠次が二子康俊なやしなひ子とし。天正十七年致仕し。今年六十五歲にてうせぬるとぞ。垣岡内記資正死して。その子源兵衛資久つぎ。井上權左衛門正友死して。その子内匠助正勝つぎ。矢島勘右衛門定久死して。其子次郎左衛門正次つぎ。父に代りて忍の城番となる。渡邊半藏重綱子國松勝綱も。仰により小半藏と改む。醫員片山興安宗哲。京極黃門定家卿眞蹟の色紙を賜ふ。島津陸奥守家久に命ぜられ。琉球國より書簡を明國福建に贈らしめ。通商互市の事を議せしめらる。森對馬守可政は右近大夫忠政が叔父にて。織田家黃門の役たり。後豐臣家につかへ。朝鮮へなし渡り軍監をつとむ。關原の時關東の御味かたにまいり。のち叙爵して對馬守とあらためしめられしが。今年忠政が譴により忠政にかへし下され。其所領美作の津山に赴き。六十四歲にて終なとぞ。可政が采邑千八百六十石は。其子伊豆守重政に給ふ。野野山新兵衛綱は駿城へならせられしとき供奉なつとむ。三浦長門守爲春の父正木左近大夫頼忠入道親齋。はじめ總州勝浦の城主にて里見家に仕しが。贈臣太閤安房國を里見義康にあたへられしとき退て其國に住す。今年駿府にめして　大御所拜謁せしめられ。所領たまはるべきよし仰下されしが。爲春すでに新恩を蒙るうへは。老身いまこの世に求る所なしと。固辭して房州にかへり猶里見家に仕ふ。松平清藏親重は三河國代官の職務を辭し土呂鄉に任し。歲首每に江戸に出て拜謁すべしと命ぜらる。小笠原安藝信盛は今年家つぎしを謝し奉る時。祖父信元の遺物呂宋の茶壺を獻ず。（當代記。貞享書上。寛政重修譜。寛永系圖。家譜。武德編年集成。家忠日記。）

台德院殿御實紀卷二十一　慶長十八年正月に始り二月に終る御齡三十五

慶長十八年癸丑正月元日歲首の拜賀例のごとし。駿城にては江城よりの御名代酒井左衛門尉家次拜賀し奉る。次に越前少將忠直朝臣。越後少將忠輝朝臣名代の使者拜謁し。次に松平佐守高次。三好因幡守一任。戸川肥後守逵安。三好丹後守房一。松倉豐後守重政。水野河内守守信。有馬左衛門佐直純。桑山左衛門佐一直。堀田若狹守一繼。池田備後守重信。堀丹後守直寄。淵川豐前守忠征。佐久間河内守政實。市橋下總守長勝。山代宮内少輔忠久。桑山左近大夫貞晴。岡越前守某。宮城丹波守豐盛。能勢伊豫守賴次。近藤信濃守政成。德永左馬助昌重。山岡主計頭景以。分部左京亮光信。朽木兵部少輔宣綱。川勝信濃守廣綱。猪子内匠助一時。別所豐後守吉治はじめ群臣拜賀す。この日大風。（駿府記。大成記。慶長年錄。　世に傳ふる所は。江城の賀使酒井左衛門尉家次御前にして烏帽子を落す。其下に綿帽子をきたりしかば。　大御所大に御けしきそんじ。本多佐渡守正信は老年といひ。その上おどけもの故。まゝ烏帽子下に綿帽子

上　命島津家久令琉球國聘問之事
上　奥平忠政仕
上　本多忠次

用ゆる事もありといへども。家次壯年の身にて。老人の眞似するは以外の不屆なり。駿府は隱宅の事なればおばらくゆるすべしといへども。江城は政令の出る所。天下諸侯朝覲の地なり。もし江城にてかゝる擧動あらば。　將軍家の恥辱たるべしと怒り給ふ。阿茶局御かたはらにあり。家次風邪に犯されて。今朝登營かなひがたし。いかゞせんと內々わらは方まで申越たるにより。たとひ病ありとも　將軍檻の御名代元日にまうのぼらでは。誠首の朝儀とゝのふべからず。烏帽子下に綿帽子を若してなりとも。まうのぼるべしと申つかはしたる故に。家次かくはつかふまつりたるなるべしと聞えあげしかば。御怒とけ給へり。此局はさる才幹ある婦人にて。常にかく諸人の罪なども。なだめ申せし事多かりしとぞ。續明良洪範。)〇二日豐臣右大臣秀賴公の賀使大野主馬首治房拜賀し奉る。次に諸曲はじめ行はる。若座左は越後少將忠輝朝臣。松平安房守信吉。酉郷出羽守康員。松平丹波守康長。右は寂上駿河守家親。小笠原兵部大輔秀政。松平外記忠實。牧野駿河守忠成なり。駿城にもこの日豐臣右府の賀使速水甲斐守守之。(守久。守次。)拜賀し。次に日野大納言輝資入道唯心。水無瀨宰相親具入道一齋。山名豐國入道禪高。畠山左近將監義眞。土岐市正持益。同左馬助賴勝。上杉木會が慕酉尾吉後守光敎。遠藤但馬守慶隆。竹中丹後守重門。一柳監物直盛。九鬼長門守守隆。吉田大膳大夫重

治。稻葉右近大夫方通。谷出羽守衛友。平野遠江守長泰。長谷川縫殿助正尙。片桐市正且元。同主膳正貞隆。その他醫員等拜賀し。宗對馬守義智が名代柳川調興拜賀し。次に京。堺。大坂。奈良。伏見の市人もおがみ奉る。夜に入て謠曲はじめあり。宰相義直。賴宣兩卿。少將賴房朝臣。亞相輝資入道唯心。曲國入道禪高。永井右近大夫尙勝。本多上野介正純等伺候し。終て觀世梅若等の猿樂に。時服一腰づゝかつげたまふ。(慶長年錄。慶長日記。駿府記。)〇三日駿城にては宰相義直賴宣兩卿。少將賴房朝臣御座所にて。三獻の御祝あり。次に國持の罷使奉り。太刀馬代を獻ず。晉冬より駿府に越年せし諸大名。江城拜賀のためこの日駿府を發程す。(駿府記。)〇四日駿府の市人等拜賀し奉る。(駿府記。)〇五日　大御所鷹山に出御あり。仰により勢子の罪悉く催促せらる。(創業記。)〇六日駿城にて寺社の拜賀をうけ給ふ。金地院崇傳井增上寺觀智國師の使僧山をはじめ。諸宗の僧侶祠官みな拜し奉る。遠州可睡齋宗珊法問を聞召て。

笠原兵部大輔秀政。松平外記忠實。牧野駿河守忠成なり。駿城にもこの日豐臣右府の賀使速水甲斐守守之。(守久。守次。)拜賀し。次に日野大納言輝資入道唯心。水無瀨宰相親具入道一齋。山名豐國入道禪高。畠山左近將監義眞。土岐市正持益。同左馬助賴勝。上杉木會が慕酉尾吉後守光敎。遠藤但馬守慶隆。竹中丹後守重門。一柳監物直盛。九鬼長門守守隆。吉田大膳大夫重

寺忠義が女を。大久保相摸守忠隣外孫たるにより養ひて子とし。重政が子伊豆守重信に嫁しけるが。いまだ公命をへざりしかば。私に婚儀むすびしもて。御勘氣蒙りしとぞ聞えける。康通が子安藝守忠義も。つとに暴橫の擧動ありて。入間郡に蟄居せしめられありけるとなり。(大成記。)〇九日松平陸奥守政宗江戶より駿府に參る。(慶長日記。)〇十日大久保相摸守忠隣陳狀をさゝぐ。山口但馬守重政も入間郡龍穩寺より訴狀をさゝげ。其罪を陳謝すといへども納られず。(慶長日記。)〇十一日角倉了以光好(東京渡海の御朱印。村山市藏に呂宋渡海の御朱印。長谷川忠兵衛藤纖に暹羅渡海の御朱印。諸人まのしろに同國渡海の御朱印。又の局(東埔寨渡海。交趾渡海の御朱印。舟本彌七。米屋新右衛門井藏庵。唐人まんによる及五官(交趾渡海の御朱印を下さる。この日大雨雹ふること翌朝にいたる。各所暴漲す。(御朱印帳。貞享書上。當代記。)〇十四日後藤庄三郎光次がもとに。古田織部正重然が使と稱し。金借らんといひて來るものあり。光次その僞りなるをしり。町奉行彥坂九兵衛光正に告る。光正より屆吏をしてとらへんとするに。かの黨あつまり來りて。頗る鬪爭に及び死傷少からず。彼賊ども捕得しかど。皆深手にて死ければ。其盜を宿せし者を査捌ありしに。

山口重政之除封

下東京呂宋遷羅東埔寨交趾渡海朱印

歩行頭柴田左近某が組士なりしかば。左近某を改易せられ。其歩行士は死刑に處せらる。また加賀中納言利長卿病やゝ重りしとて沒前に使を奉り。得物とて卿の刀新身藤四郎の脇差を獻じ。

大御所に屆御に金五百枚　若井井國松君に金五十枚づゝ。義直賴宣兩卿にも金五十枚づゝ獻ず。(坂上地院日記。當代記。)〇十五日當賀例のごとし。大久保相摸守忠隣は病と稱しまうのぼらず。(これは山口但馬守重政が事により。忠隣心快々として樂しまざりし事とぞきこえたり。)また山本傳次郎政重初見す。其父與次左衛門政清は。去年十一月十五日死しけるなり。此日駿府にては宰相賴宣卿。清水の湊より關船にて三條へわたらせ給ふ所。東風つよく吹起り。波高く船危うかりしに。この地の舊主中村式部少輔一氏が水主等漁船にとりのり。こぎいたし關船を救て。加茂村の濱につかせらる。賴宣卿その水主等が功を感ぜられ。悉くめしいだし屬米を給ふ。(坂日記。家譜。駿府廻村記。)〇十六日駿府にては。吉田より持來りし緣日本紀を。神龍院梵舜に書寫せしめらる。林道春信勝仰をつたふ。京南禪寺修造により。山城國葛野郡安井村の人夫を出さしめらる。(舜旧記。國師日記。)〇十八日右馬玄蕃頭豐氏が長子吉法師。御前にめして首服加へられ。御名の一字賜はり從五位下に叙して中務少輔忠鄕と稱せしめらる。(後に忠賴にあらたむ。)御冠服并光忠の御刀を賜ふ。この時安藤對馬守重信加